

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 5 月24日

【計算期間】 第 1 期(自 平成24年 8 月23日 至 平成24年12月31日)

【ファンド名】 南方 FTSE 中国A株50 ETF
(CSOP FTSE CHINA A50 ETF)
* 上記は募集有価証券信託受益証券の名称です。

【発行者名】 中国南方アセット・マネジメント・リミテッド
(南方東英資産管理有限公司)
(CSOP Asset Management Limited)

【代表者の役職氏名】 丁晨
(Ding Chen)
最高経営責任者
(Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 香港特別行政区 セントラル コノート・プレイス 8
ツウ・エクスチェンジ・スクエア スイート2802
(Suite 2802, Two Exchange Square
8 Connaught place, Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 新 城 浩 二
同 加 藤 賢
同 長 田 真理子
同 乙 黒 亮 祐

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

注) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、本受益権(以下に定義されます。)に係る上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約(以下「基本契約」といいます。)、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(以下「信託契約条項」といいます。)ならびに上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書(以下「個別契約」といいます。)(以下、基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」という場合があります。)(以下に定める意味を有します。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている人民元の日本円への換算は、1 人民元 = 16.118円(2013年 4 月11日付ブルームバーグ公表の人民元(CNH) - 日本円の終値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている香港ドルの日本円への換算は、1 香港ドル = 12.84円(2013年 4 月11日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている米ドルの日本円への換算は、1 米ドル = 99.67円(2013年 4 月11日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値)により計算されています(円未満の金額は四捨五入)。

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有します。

「計算期間」とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間をいいます。ただし、第1計算期間は2012年8月23日から2012年12月31日までとします。

「申込み」とは、サブ・ファンドについて、設定申込または償還申込をいいます。

「申込対象バスケット価額」とは、当該評価日に資産運用会社が申込単位による本香港ETF受益証券の設定および償還のために定める、バスケットを構成するインデックス構成銘柄の総価額をいいます。

「取消手数料」とは、信託証券の定めに従い、申込みの取消しに関し指定参加者が支払うべき手数料をいい、その料率は本書に定めるとおりとします。

「申込単位」とは、サブ・ファンドについて、本目論見書(訳注：香港において開示されている本香港ETF受益証券に関する目論見書をいいます。以下同様とします。)に定めるあるクラスの本香港ETF受益証券の数もしくはその整数倍、または資産運用会社が一般的にもしくは特定の一もしくは複数のクラスの本香港ETF受益証券について受託会社と協議のうえ随時決定し、指定参加者に通知する、あるクラスの本香港ETF受益証券のその他の倍数をいいます。

「監査人」とは、信託証券の規定に基づき資産運用会社が受託会社の事前の承認を得て随時選任する各サブ・ファンドおよび本香港投資信託に係る一または複数の監査人をいいます。

「基準通貨」とは、本書に定めるサブ・ファンドの勘定に係る通貨をいいます。

「バスケット」とは、申込単位による本香港ETF受益証券の設定および償還において、インデックス構成銘柄によるポートフォリオであって、複製戦略により参照指標に連動することを追求するものをいいます。ただし、かかるポートフォリオは、整数のインデックス構成銘柄のみによって構成されますが、整数未満は認められず、または、資産運用会社の決定に従い、取引単位のインデックス構成銘柄のみによって構成されますが、取引単位未満は認められません。

「営業日」とは、資産運用会社および受託会社が別段の合意をした場合を除き、(a)(i)SEHKが通常営業を行っており、(ii)当該インデックス構成銘柄の取引が行われている当該証券市場が通常営業を行っているか、または(iii)かかる証券市場が複数存在する場合は、資産運用会社が指定する一つの証券市場が通常営業を行っている日であって、かつ(b)参照指標の作成および発表が行われる日、または資産運用会社および受託会社が随時合意するその他の一もしくは複数の日をいいます。ただし、かかる日のいずれかにおいて、当該証券市場が通常営業を行っている期間が、第8段階台風警報(Number 8 Typhoon Signal)、黒色暴雨警告(Black Rainstorm warning)その他類似の事由により短縮された場合、資産運用会社および受託会社が別段の合意をしない限り、かかる日は営業日には含めません。

「取消補償金」とは、信託証券に基づき申込みの取消しについて指定参加者が支払うべき金額をいいます。

「現金部分」とは、申込単位を構成する本香港ETF受益証券の純資産価額の総額から関連ある申込対象バスケット価額を差し引いたものをいいます。

「CCASS」とは、HKSCCによって構築・運営される香港中央結算系統(Central Clearing and Settlement System)またはHKSCCもしくはその承継人が運営する承継システムをいいます。

「CCASS運営規則」とは、CCASSの運営規則(随時なされる変更を含みます。)をいいます。

「CCASS決済日」とは、CCASSの一般規則に定義される「決済日」をいいます。

「中国」とは、中華人民共和国をいい、本書においては香港、マカオおよび台湾は除きます。

「規約」とは、委員会が発行するユニット・トラスト及びミューチュアル・ファンド規約(Code on Unit Trusts and Mutual Funds)(随時なされる変更を含みます。)をいいます。

「委員会」とは、香港証券先物取引委員会(Securities and Futures Commission of Hong Kong)またはその承継人をいいます。

「関係者」とは、会社についていう場合、以下の者をいいます。

(a) 当該会社の普通株式の20%以上を直接的もしくは間接的に実質所有する者もしくは会社、または当該会社の総議決権の20%以上を直接的もしくは間接的に行使することができる者もしくは会社。

(b) 上記(a)のいずれか一方または両方に該当する者によって支配される者または会社。

(c) 当該会社がその一部をなすグループの構成員。

(d) 当該会社または上記(a)、(b)もしくは(c)の定義による関係者の取締役その他の役員。

「設定申込」とは、指定参加者が、信託証券および関連ある参加契約に定める該当手続きに従って行う、申込単位(またはその整数倍)によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定の申込みをいいます。

「CSRC」とは、中国证券监督管理委员会(China Securities Regulatory Commission)をいいます。

「保管会社」とは、本書に定めるところにより、当該時点においてサブ・ファンドの保管会社として行為するために選任される一または複数の者をいいます。

「取引日」とは、サブ・ファンドに関し、当該サブ・ファンドの存続期間に含まれる各営業日または資産運用会社が一般的にもしくは特定の一もしくは複数のクラスの受益証券について受託会社と協議のうえ随時決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

「取引期限」とは、各取引日について、本書の定めに従い、資産運用会社が一般的にもしくは特定の一もしくは複数

のクラスの本香港ETF受益証券、本香港ETF受益証券の売買が随時行われる特定の法域、または指定参加者が申込みを行う特定の場所について、受託会社と協議のうえ随時決定する一または複数の時をいいます。

「預託資産」とは、各サブ・ファンドについて、当該時点において信託証書に基づく信託により当該サブ・ファンドの計算で保有されるまたは保有されるとみなされる、受託会社が受領したまたは受領すべきあらゆる資産(現金を含みます。)をいいますが、(i)収益資産および(ii)当該時点において分配勘定(信託証書に定義されます。)に貸記されている金額は除きます。

「デュアル・カウンター」とは、人民元および香港ドル建てで取引されるサブ・ファンドに係る受益証券に対してそれぞれ異なるSEHK上の株式コードを割り当て、かつ本書の定めに従い、かかる受益証券を複数の適格通貨(人民元または香港ドル)によるCCASSにおける預託、清算および決済のために受け入れるシステムをいいます。

「税金および手数料」とは、ある特定の取引または売買について、一切の印紙税その他の税金、課徴金、仲介手数料、銀行手数料、振込手数料、登録手数料、取引手数料、運営規則に定める一切の料金、税金および手数料ならびにその他の税金および手数料(預託資産の組成、預託資産の増加もしくは減少、本香港ETF受益証券の設定、発行、譲渡、取消しもしくは償還、または有価証券の取得もしくは処分等に関連するか否かを問いません。)であって、当該取引または売買に関して支払義務が発生したか、または今後発生するものをいいます(当該取引または売買と同時に発生したものか、その前後に発生したものを問いません。)。また、本香港ETF受益証券の発行または本香港ETF受益証券の償還に関し、(a)当該本香港ETF受益証券の発行または償還のために本香港投資信託の有価証券を評価する際に用いられた価格と、(b)(本香港ETF受益証券の発行の場合)当該本香港ETF受益証券の発行時に本香港投資信託が受領する現金額をもって、本香港投資信託が同一の有価証券を取得するとしたら用いられるであろう価格、および(本香港ETF受益証券の償還の場合)当該本香港ETF受益証券の償還時に本香港投資信託から支出されるべき現金額を実現するために本香港投資信託が同一の有価証券を売却するとしたら用いられるであろう価格との差額について、本香港投資信託を補償しまたは本香港投資信託に弁済するために課される、資産運用会社または受託会社が決定する金額または料率の手数料(もしあれば)を含みますが、これに限定されません。

「延長手数料」とは、運営規則および本書の定めに従い、指定参加者が自己の計算および利益のために、当該指定参加者による申込みに係る決済延長の請求が資産運用会社によって承認されるたびに受託会社に対して支払う手数料をいいます。

「HKSCC」とは、香港中央結算有限公司(Hong Kong Securities Clearing Company Limited)またはその承継人をいいます。

「香港」とは、中華人民共和国香港特別行政区をいいます。

「香港ドル」とは、当該時点およびその時々における香港の法定通貨をいいます。

「収益資産」とは、各サブ・ファンドについて、(a)当該サブ・ファンドの預託資産について受託会社が受領したまたは受領すべき、収益としての性質を有するものとして資産運用会社が(一般的にまたは個別に監査人と協議のうえ)判断する一切の利息、配当その他の金員(税金の還付金がある場合はこれを含み、現金によるものか、ワラント、小切手、金銭、与信その他によるものか、または現金以外の形態により受領された収益資産の売却手取金によるものかを問いません。)、(b)受託会社が当該サブ・ファンドの計算で受領したまたは受領すべき一切の現金部分の支払金、(c)受託会社が当該サブ・ファンドの計算で受領したまたは受領すべき一切の取消補償金、および(d)本定義の(a)、(b)または(c)に関して受託会社が受領したまたは受領すべき一切の利息その他の金員をいいます。ただし、(i)当該サブ・ファンドの預託資産、(ii)当該時点において、当該サブ・ファンドの計算で分配勘定(信託証書に定義されます。)に貸記されているか、または従前に受益者に分配された金額、(iii)有価証券の換価によって生じた当該サブ・ファンドの勘定の増加、ならびに(iv)本香港投資信託が当該サブ・ファンドの収益資産から支出すべき手数料、費用および経費の支払いに充当される金額は除きます。

「インデックス・プロバイダー」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドがその投資対象の連動先とする参照指標の作成を担当し、かつ当該サブ・ファンドに対して当該参照指標の使用を許諾する権利を有する者をいいます。

「インデックス構成銘柄」とは、(i)当該参照指標を構成する有価証券、(ii)インデックス・プロバイダーが今後当該参照指標の構成銘柄として公表するが、現時点では当該参照指標を構成する有価証券には該当しないその他の有価証券をいいます。

「当初発行日」とは、サブ・ファンドについて、本目論見書の定めに従い、当該サブ・ファンドについて受益証券が初めて発行される日をいいます。

「当初募集期間」とは、あるクラスの受益証券について、本目論見書の定めに従い、当該クラスの受益証券の当初募集を行う目的で資産運用会社が決定する期間をいいます。

「支払不能事由」とは、ある者について、(i)かかる者の清算もしくは破産に係る命令が下され、もしくは有効な決議が可決された場合、(ii)かかる者もしくはその資産について、破産管財人もしくはこれに類する者が選任された場合、もしくはかかる者が管財命令の対象となった場合、(iii)かかる者がその一もしくは複数の債権者との間で和議を行った場合、もしくはその債務を支払うことができないとみなされた場合、(iv)かかる者がその事業もしくはその事業の実質的に全部を廃止したか、そのおそれがある場合、もしくはその事業内容に重大な変更を加えたか、そのおそれがある場合、または(v)資産運用会社が、上記のいずれかの事由が生じる可能性が高いと誠実に判断した場合をいいます。

「発行価格」とは、各サブ・ファンドについて、特定のクラスの受益証券につき資産運用会社が決定する、当初募集期間における当該クラスの受益証券1口当たりの発行価格をいい、その後は、いずれも本目論見書の定めに従い、信託証書に基づき算定される、受益証券が随時発行されたまたは発行される際の受益証券1口当たりの発行価格をいいます。

「上場代理人」とは、サブ・ファンドについて、資産運用会社が当該サブ・ファンドに係る上場代理人として選任す

る組織をいいます。

「上場日」とは、本香港ETF受益証券がSEHKに上場される日をいいます。

「資産運用会社」とは、中国南方アセット・マネジメント・リミテッド(CSOP Asset Management Limited)または当該時点において、本香港投資信託の資産運用会社として適式に選任され、規約に基づき資産運用会社として行為する資格を有するものとして委員会が承認したその他の一もしくは複数の者をいいます。

「純資産価額」とは、サブ・ファンドの純資産価額、または文脈上要求される場合には、信託証書に基づき算出される本香港ETF受益証券1口当たりの純資産価額をいいます。

「運営規則」とは、サブ・ファンドについて、指定参加者に適用される運営規則をいい、当該サブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還に係る手続きを含みますがこれに限定されず、資産運用会社が受託会社の承認を得て当該参加契約の規定に従い随時行う変更を含みます。

「指定参加者」とは、サブ・ファンドについて、参加契約を締結した投資仲介業者または投資売買業者(証券先物条例に基づき第一種規制対象業務を行う認可を取得している者)をいいます。

「参加契約」とは、受託会社、資産運用会社および指定参加者の間で締結された契約であって、当該指定参加者による申込みに係る取決め等について定めたものをいい、随時なされる変更を含みます。参加契約に言及する場合において、適切なときには、運営規則とともに読まれる参加契約を指します。

「発行市場投資家」とは、指定参加者または指定参加者に口座を開設している株式仲買人に対して、自己を代理して申込みを行うよう請求する投資家をいいます。

「QFII」とは、随時制定および/または改正される関連ある中国の法令に基づき承認された適格外国機関投資家をいいます。

「償還申込」とは、サブ・ファンドについて、指定参加者が信託証書および当該参加契約に定める該当手続きに従って行う、申込単位(またはその整数倍)による受益証券の償還の申込みをいいます。

「償還価格」とは、各サブ・ファンドに係る受益証券について、信託証書に従い算定される、本目論見書の定めに従い、随時受益証券の償還を行う際の特定のクラスの受益証券1口当たりの償還価格をいいます。

「受益者名簿」とは、各サブ・ファンドについて、信託証書に基づき管理される当該サブ・ファンドの受益者名簿をいいます。

「受益者名簿管理人」とは、受益者名簿の管理人として受託会社が随時選任し、資産運用会社が承認する者をいい、当初は受託会社とします。

「人民元」とは、中国の通貨である人民元をいいます。

「RQFII」または「RQFII保有者」とは、随時制定および/または改正される関連ある中国の法令に基づき承認された人民元適格外国機関投資家をいいます。

「SAFE」とは、中国国家外務管理局(State Administration of Foreign Exchange)をいいます。

「有価証券」とは、証券先物条例別紙1、第1部、第1章に定義される意味を有します。

「SEHK」とは、香港証券取引所(The Stock Exchange of Hong Kong Limited)またはその承継人をいいます。

「流通市場投資家」とは、SEHKの流通市場において本香港ETF受益証券の売買を行う投資家をいいます。

「証券先物条例」とは、香港証券先物条例(香港法第571章)(Securities and Futures Ordinance (Cap.571))をいいます。

「事務代行会社」とは、香港証券兌換代理服務有限公司(HK Conversion Agency Services Limited)またはサブ・ファンドに係る事務代行会社として随時選任されるその他の者をいいます。

「決済日」とは、当該取引日から2営業日後の営業日(もしくは、運営規則に基づき許容される当該取引日後のその他の営業日)、または当該取引日から、資産運用会社が一般的にまたは特定の一もしくは複数のクラスの受益証券について受託会社と協議のうえ随時決定し、指定参加者に通知する日数の営業日後の営業日をいいます。

「サブ・ファンド」とは、本香港投資信託に基づき設立される、分別された資産および負債プールを有する個別のトラスト・ファンドをいい、当初サブ・ファンドであるCSOP A50 ETF(以下「本香港ETF」といいます。)を含みます。その詳細は、本書に規定されます。

「取引手数料」とは、受託会社の裁量により、信託証書に基づき受託会社の計算で、その利益のために各指定参加者に対して請求されることがある手数料をいい、その上限は、受託会社が資産運用会社の同意を得て決定され、本目論見書に規定されます。

「本香港投資信託」とは、信託証書によって組成されるユニット・トラストであって、CSOP ETFシリーズと称するものまたは受託会社および資産運用会社が随時決定するその他の名称を有するものをいいます。

「信託証書」とは、資産運用会社と受託会社の間で2012年7月25日付けで締結された信託証書(随時なされる修正、変更または補足を含みます。)をいいます。

「受託会社」とは、HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)または当該時点において本香港投資信託の受託会社として適式に選任されたその他の一もしくは複数の者をいいます。

「参照指標」とは、関連あるサブ・ファンドの連動先となるインデックスをいいます。

「受益証券」とは、当該クラスのある受益証券によって表章される数または端数の、受益証券が関係するサブ・ファンドにおける不可分の持分をいい、ある特定のクラスの受益証券について言及する場合を除き、受益証券という場合

にはすべてのクラスの受益証券を指します。

「受益者」とは、当該時点において、一または複数の本香港ETF受益証券の保有者として受益者名簿に記載される者をいい、文脈上許容される場合は、当該名簿に共同保有者として記載される者を含みます。

「米ドル」とは、当該時点およびその時々におけるアメリカ合衆国の法定通貨をいいます。

「非適格保有者」とは、以下の者をいいます。

(a) いずれかの国もしくは政府機関の法律もしくは規則に基づき、本香港ETF受益証券を保有する資格を有しない者、もしくは本香港ETF受益証券を取得もしくは保有することにより、当該法律もしくは規則に違反することになる者、または、資産運用会社の判断において、かかる者が本香港ETF受益証券を保有することにより、本香港投資信託が、本来であれば負うはずのない何らかの納税義務もしくは金銭的負担を負うことになる可能性がある者、もしくは、本香港投資信託、資産運用会社、受託会社もしくはそのいずれかの関係者が何らかの負債、処罰もしくは規制上の手続きの対象となる可能性がある者、または

(b) かかる者が本香港ETF受益証券を保有した場合に、何らかの事情(かかる者に直接影響を及ぼすか否かを問わず、またかかる者のみに関係するものか、その他の者(かかる者の関係者であるか否かを問いません。)にも関係するものかを問いません。)により、資産運用会社の判断において、本香港投資信託が、本来であれば負うはずのない何らかの納税義務もしくは金銭的負担を負うことになる可能性がある者、または本香港投資信託、資産運用会社、受託会社もしくはそのいずれかの関係者が何らかの負債、処罰もしくは規制上の手続きの対象となる可能性がある者。

「評価日」とは、サブ・ファンドの純資産価額および/または受益証券の純資産価額の算定が行われる各営業日をいい、また、いずれか一または複数のクラスの受益証券に係る各取引日については、資産運用会社がその単独の裁量において(受託会社と協議のうえ)随時決定する取引日または営業日をいいます。資産運用会社の決定により評価日を変更する場合は、かかる変更が効力を生じる少なくとも1暦月以上前に、当該一または複数のクラスの受益証券の受益者に対して事前通知を行わなければならないものとします。

「評価時」とは、サブ・ファンドについて、各評価日の(i)インデックス構成銘柄が上場されている証券市場または(ii)サブ・ファンドが保有する商品(もしあれば)の取引が行われている商品市場における正式な取引終了時刻をいい、かかる証券市場または商品市場が複数存在する場合は、当該証券市場または商品市場のうち最後に取引が終了する市場における正式な取引終了時刻をいい、または、資産運用会社が受託会社と協議のうえ随時決定するその他の一もしくは複数の時刻をいいます。ただし、信託証書の規定に基づき当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている場合を除き、各評価日には必ず評価時が存在しなければならないものとします。

「円」または「日本円」とは、日本の法定通貨をいいます。

参考：有価証券信託受益証券に関する証券情報

銘柄

銘柄(注 1)	受託有価証券(注 2)
南方 FTSE 中国A株50 ETF	南方 FTSE 中国A株50 ETF

注 1：以下、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」といいます。また、本受益権に係る信託を「本信託」といいます。なお、本信託の愛称として「南方 A50」を使用することがあります。

注 2：以下、本信託の信託財産である受託有価証券を「本香港ETF受益証券」といいます。また、「本香港ETF受益証券」に係る信託を「本香港ETF」または「本香港投資信託」といいます。

本項「有価証券信託受益証券に関する証券情報」において、

「受益権付与率」とは、本受益権の発行口数を本香港ETF受益証券の口数で除した比率をいい、

「本香港ETF受益証券の 1 口当たりの純資産額」とは、当該日付の本香港ETF受益証券の 1 口当たりの純資産額として資産運用会社が委託者に通知する額をいい、

「日本営業日」とは、以下に別段の定めのない限り、銀行法により、日本において銀行の休日と定められ、または休日とすることが認められた日以外の日をいい、

「委託者」とは、野村證券株式会社をいい、

「受託者」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社を総称していいます。

利率

利息は支払われません。

権利の内容

本受益権に係る権利の内容は、以下のとおりです。

分配金

受託者は、本香港ETF受益証券について分配金の支払が行われた場合、当該分配金に係る権利確定日(以下に定義します。)現在の受益者に対して、受益権一口当たりの信託分配単価(以下に定義します。)を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税(地方税を含みます。)を適用される範囲で控除した残額を分配します。

本書において、

「分配金に係る権利確定日」とは、分配金の給付を受ける権利が与えられる受益者を確定するための日として受託者が設定する日をいい、

「受益権一口当たりの信託分配単価」とは、本香港ETF受益証券の分配金として入金された外貨を、変換を行う日にカストディアンまたは受託者が指定する為替銀行が適用するレートに従い、受託者が適当と判断する手法により円貨に変換された円貨総額から、変換された円貨総額を受益権の総口数で除して得られた額のうち 1 円未満の端数に受益権の総口数を乗じた額を上限とする信託報酬(当該信託報酬は消費税等の相当額を含みます。)を控除した残額を、受益権の総口数で除して算出する額をいいます。

転換請求権(解約による信託財産等の交付)

委託者以外の受益者は、保有する本受益権につき、本信託の全部または一部を解約し、受託者から当該本受益権の表章する信託財産である本香港ETF受益証券の交付を受けることはできません。これに代わる換金手段として、本受益権を上場することで、金融商品取引所により流通市場を提供するものであります。

信託変更に係る異議申述権および本受益権の買取請求権

受益者は、一定の事由に該当する信託の変更がなされる場合には、異議を述べることができます。また、当該信託の変更がなされる場合には、一定の要件を満たす受益者は、その保有する本受益権について、受託者に取得することを請求できます。

具体的な要件や行使方法等は、以下のとおりです。

(1) 受託者は、信託の目的に反しないことが明らかであるときまたはやむを得ない事情が発生したとき(適用ある法令等の改正または解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担もしくは受託者が行うべき事務が加重されまたは受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないことおよび受益者の利益に適

合することが明らかであるときを含みます。)は、委託者および資産運用会社の同意を得て(かかる同意は不合理に拒絶されないものとします。)信託契約条項の内容を変更することができます。なお、受託者は、かかる変更後遅滞なく、委託者、資産運用会社および受益者に対し、変更後の信託契約条項の内容を本受益権が上場されている金融商品取引所で開示しますが、信託法第149条第2項に定める通知は行いません。

(2) 但し、本信託について信託法第103条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に係る信託の変更(但し、信託法第103条第1項第4号に掲げる受益債権の内容の変更については、本信託の受益権の商品としての同一性を失わせ、受益者の利益を害する変更に限る、かかる変更以外の変更については上記(1)に従うものとします。)(以下「重要な信託の変更」といいます。)がなされる場合およびかかる重要な信託の変更には該当しないものの、次のいずれかに関する変更であって本信託の受益権の商品としての同一性を失わせることとなる変更(以下「非軽微な信託の変更」といいます。)がなされる場合には、受託者は、あらかじめ、変更内容および変更について異議ある受益者は一定の期間(但し、1箇月以上とします。)内にその異議を述べるべき旨等を、日本経済新聞へ掲載する方法により公告し、または知れている受益者に対して催告し、当該期間内に異議を述べた受益者の有する本受益権の口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったときには、信託契約条項の内容を変更することができます。

- ・ 受益者に関する事項
- ・ 受益証券に関する事項
- ・ 指標に関する事項
- ・ 信託財産の給付に関する事項
- ・ 信託期間、その延長および信託期間中の解約に関する事項
- ・ 計算期間に関する事項
- ・ 受託者の受ける信託報酬(但し、第一管理信託報酬(信託契約の定義によります。)について受託者と資産運用会社が信託契約条項に従って別途定める事項を除きます。)その他の手数料の計算方法ならびにその支払いの方法および時期に関する事項
- ・ 受託者の辞任および解任ならびに新たな受託者の選任に関する事項
- ・ 信託の元本の追加に関する事項
- ・ その他受益者の利益を害するおそれのある事項

(3) 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者(但し、信託の目的の変更および受益権の譲渡の制限に係る信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。)は、日本営業日(請求除外日(以下に定義します。)を除きます。)に、受託者に対して、自己の有する本受益権を、本受益権1口当たり、本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額をもとに受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて適正な価額として個別契約で定める方法により算定される価額で取得することを請求することができます。但し、重要な信託の変更に賛成する旨の意思を表示した受益者はこの限りではありません。

非軽微な信託の変更がなされる場合には、上記(2)記載の一定の期間内に受託者に異議を述べた受益者に限り、日本営業日(請求除外日を除きます。)に、受託者に対して、自己の有する本受益権を、本受益権一口あたり、当該一定の期間の最終日の翌日本営業日(請求除外日を除きます。)における本香港ETF受益証券の1口当たりの純資産額をもとに受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて適正な価額として個別契約で定める方法により算定される価額で取得することを請求することができます。

本書において、

「請求除外日」とは、銀行営業日(以下に定義します。)以外の日、香港において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる日以外の日又は本香港ETFの要項に定めるExchange)の取引日以外の日をいい、

「銀行営業日」とは、銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。)により、日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。

受益者決議手続実施請求権

総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項および受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。具体的な行使方法等については、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

信託終了時の残余財産の給付

本信託が終了した場合には、受益者は金銭で残余財産の給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。

受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権が上場されている金融商品取引所(以下「本金融商品取引所」といいます。)の全てにおいて本受益権の上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。

受託者は、かかる本信託の清算手続において、本香港ETF受益証券の償還により受領した金額または残余財産である本香港ETF受益証券(またはその残余財産)を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額から個別契約で定める手数料およびこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額ならびに信託費用(もしあれば)を控除した金額を、他の金銭(もしあれば)と共に受益者に給付するものとします。なお、受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。

なお、信託契約条項に定める場合を除いて、資産運用会社、委託者、受託者または受益者のいずれも本信託を終了させることはできません。

本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由または次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、速やかに終了します。

- (1) 本香港ETFの終了が決定したとき。
- (2) 本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されたとき。
- (3) 本香港ETF受益証券につき、本香港ETF受益証券上場証券取引所で上場が廃止され、その他の証券取引所に再上場されないとき。
- (4) 法令等(香港等の法令等を含みます。)または裁判所もしくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (5) 個別契約の当事者が信託契約条項または個別契約上の義務につき重大な違反を犯し、他の当事者からその治癒を求める通知を受領した後30日以内に当該義務違反を治癒しなかったとき(但し、性質上その治癒が不可能な重大な義務違反については、当該議事違反が行われたとき。)
- (6) 受託者の辞任もしくは解任または解散後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (7) 受託者が監督官庁より本信託に係る業務停止命令または免許取消しを受けたときであって業務を引き継ぐ新受託者が速やかに選任されないとき。
- (8) 委託者または資産運用会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが14日以内に却下されずまたは取り下げられなかったとき。
- (9) 信託費用または信託報酬が信託契約条項および個別契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
- (10) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止しまたは取りやめたとき。
- (11) 本信託が法人税法第2条第29号八に規定する特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
- (12) 本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
- (13) 純資産総額が個別契約で定める金額を下回ったときであって、資産運用会社が受託者に対して個別契約を終了する旨の書面による通知をしたとき。
- (14) 法令等(香港の法令等を含みます。)またはその解釈の変更等により、委託者による転換請求が不可能または著しく困難になったとき。
- (15) 前各号に定める場合以外の事由により本信託の継続が困難であると受託者が判断し、本信託の終了につき信託契約条項の規定に従って受益者の承認が得られたとき。

権利行使請求の方法・条件

上記「権利の内容」を参照のこと。

名義書換の手続等

(1) 受益証券の発行等について

本受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第127条の2第1項に規定する振替受益権です。

受益証券は、振替法で定められた例外的な場合を除き発行されず、本受益権には、無記名式や記名式の別はありません(但し、受益証券が発行される場合には、その受益証券は無記名式です。)

(2) 本受益権の譲渡

受益者は、その保有する本受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする本受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等(振替法第2条第5項に規定する振替機関等をいいます。以下同じ。)に振替の申請をするものとします。

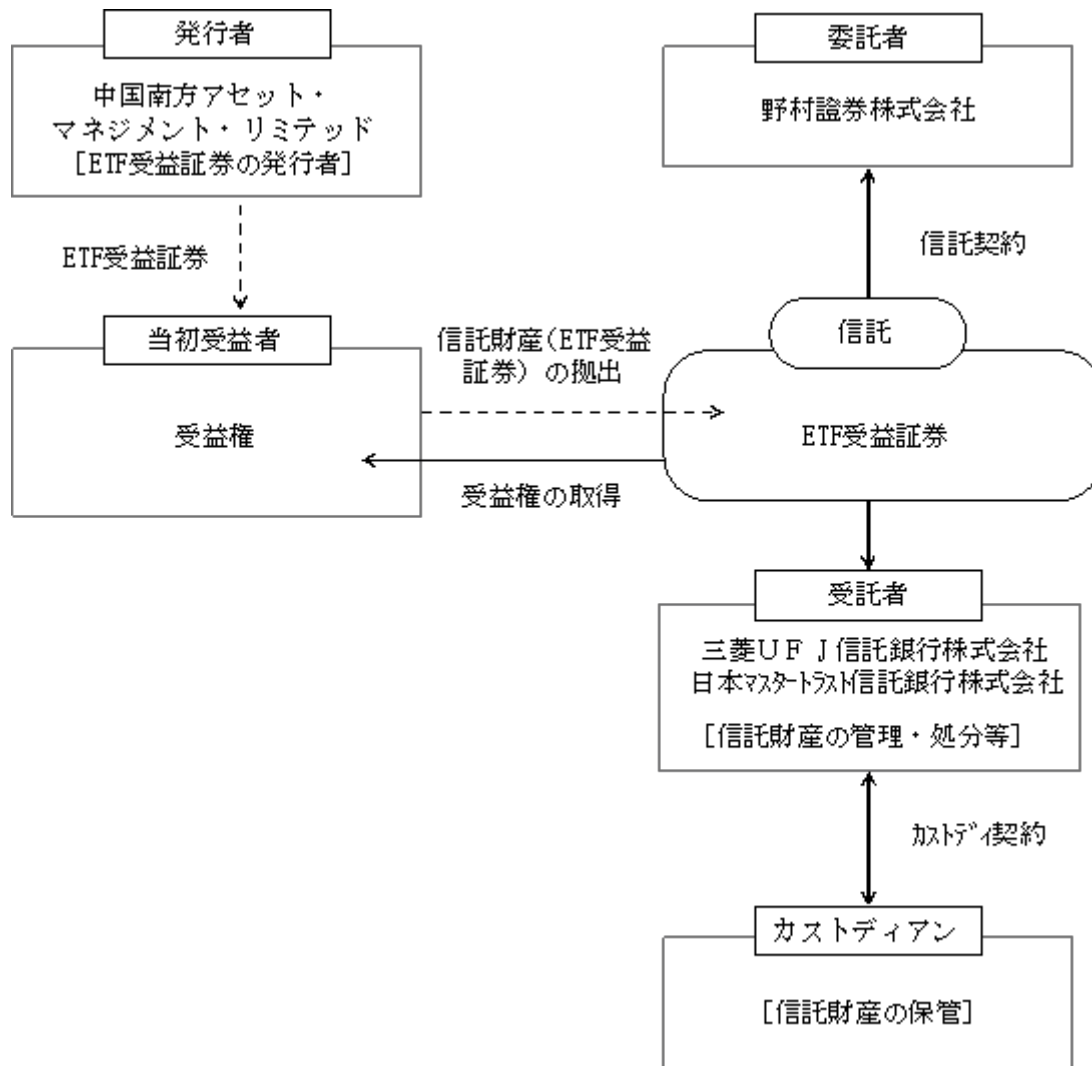
上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する本受益権の口数の減少および譲受人の保有する本受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に対して、譲受人の振替先口座に本受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

なお、受益者は、信託終了日後は、本受益権の譲渡はできません。

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者が当初の信託設定および追加信託により拠出した本香港ETF受益証券を管理および処分し、委託者が指定する者(以下「当初受益者」といいます。)が本受益権を取得します。

本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受けます。金融商品取引法第2条第5項および金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本香港ETF受益証券の発行者(中国南方アセット・マネジメント・リミテッド)が本受益権の発行者です。



受託者の情報

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279,038,000円(平成24年9月30日現在)

主な事業の内容：信託業務、銀行業務

資産運用会社との資本関係：該当事項はありません。

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000,000,000円(平成24年7月26日現在)

主な事業の内容：資産管理業務

資産運用会社との資本関係：該当事項はありません。

表示される権利に係る特定有価証券の内容

本信託の信託財産である本香港ETF受益証券の概要については、以下の情報に加えて、下記「第一部 ファンド情報」を参照のこと。

本香港ETF受益証券の形態

本信託の信託財産である本香港ETF受益証券に関して、券面は発行されず、無記名式や記名式の別はありません。追加型です。

本信託の信託財産である本香港ETF受益証券に関し、資産運用会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

本受益権に関するリスク要因

本受益権のリターンは、本信託の信託財産である本香港ETF受益証券の連動先である指数のパフォーマンスに連動しているため、投資家は、本受益権に投資する前に、本書の「第一部 第13 (1)リスク要因」に記載の本香港ETF受益証券のリスク要因を参照の上、十分に検討する必要があります。

本「リスク要因」の項では、本受益権への投資を検討するにあたり投資家になろうとする者が考慮すべきリスク要因のうち、特に本受益権に直接関連するものについて記載します。投資家は、本受益権に投資する前に、以下に記載のリスクに関する情報のほか、本書中に記載のその他の情報を熟読する必要があります。

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合に投資家が受領する金額は、本受益権を保有し続けることによって受領し得た金額よりも少ない可能性があります

本受益権の上場廃止その他本信託の終了事由が発生した場合、投資家は、残余財産として本香港ETF受益証券の純資産額相当額から信託契約で定める残余財産給付手数料等を控除した金額を受領することが予定されています。この場合に投資家が受領する金額は、本受益権を保有し続けることによって受領し得た金額よりも少ない可能性があります。

本受益権の市場価格と本香港ETF受益証券の純資産額や市場価格は乖離する可能性があります

本受益権の市場価格は、市場での需給等に左右されるため、本受益権の市場価格は、本香港ETF受益証券の市場価格または連動する指標価格と乖離する可能性があります。

本受益権に係る為替リスク

本受益権の東京証券取引所での市場価格、発行価格、買取価格等は日本円により表示されますが、本受益権の原資産である本香港ETF受益証券に係る支払いは、人民元建てです。本受益権の投資家は、実質的には人民元建資産に投資を行うことになるので、円換算した投資は為替相場の変動により影響を受けます。これにより、円換算した本受益権の価額が、投資元本を割り込むことがあります。

信託報酬

第一管理信託報酬(信託契約に定義します。)については受託者と資産運用会社が別途定める方法によって負担します。

租税の取扱い

本受益権に関する租税の取扱いは以下のとおりです。但し、租税の取扱いについては、各受益者において、税務専門家等にご確認ください。また、税法が改正された場合等には、下記の内容が変更されることがあります。

（ ）個人の受益者に対する課税

< 分配金の受領時 >

本受益権に関して支払われる分配金は、「配当収入」の取扱いとなり、2013年12月31日まで当該個人受益者に支払われる分配金については10.147%(所得税7.147%および地方税3%)、2014年1月1日から2037年12月31日までについては20.315%(所得税15.315%および地方税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が源泉徴収されます。本受益権に関して支払われる分配金については、確定申告を不要とすることができます。また、本受益権に関して支払われる分配金については、申告分離課税を選択することもできます。なお、本信託の信託財産である本香港ETF受益証券について外国において課税された税額(もしあれば)は、本受益権に関して支払われる分配金につき確定申告した場合には日本の税法の規定に従い外国税額控除の対象となり得ます。

< 本受益権の売却時 >

本受益権を売却する場合(受益者による委託者買取請求に基づく売却も含まれます。以下同様です。)には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対する課税は、2013年12月31日までに当該個人受益者に支払われる分配金については10.147%(所得税7.147%および地方税3%)、2014年1月1日から2037年12月31日までについては20.315%(所得税15.315%および地方税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率となります。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます(原則として、確定申告は不要です。)

差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り、)と損益通算が可能です。なお、2016年1月1日以降においては、損益通算の対象が拡張され、上記の上場株式等の譲渡益および配当等に加え、特定公社債等の譲渡益および利子等も損益通算の対象に含まれます。

< 償還金の受取時 >

本信託の終了により交付を受ける金銭(以下「償還金」といいます。)の全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるため、取得価額との差益(譲渡益)は譲渡所得として、2013年12月31日までに当該個人受益者に支払われる分配金については10.147%(所得税7.147%および地方税3%)、2014年1月1日から2037年12月31日までについては20.315%(所得税15.315%および地方税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座にて本受益権を有する受益者については、源泉徴収が行われます(原則として、確定申告は不要です。)

償還金の受取時の差損(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り、)と損益通算が可能です。また、償還金の受取時の差益(譲渡益)については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。なお、2016年1月1日以降においては、損益通算の対象が拡張され、上記の上場株式等の譲渡益および配当等に加え、特定公社債等の譲渡益および利子等も損益通算の対象に含まれます。

（ ）法人の受益者に対する課税

< 分配金の受領時 >

本受益権に関して支払われる分配金は、「配当収入」の取扱いとなり、2013年12月31日までに当該法人受益者に支払われる分配金については7.147%(所得税7.147%)、2014年1月1日から2037年12月31日までについては15.315%(所得税15.315%)、2038年1月1日以降は15%(所得税15%)の源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税が源泉徴収されます。内国法人が引き受けた本受益権については、本信託の信託財産である本香港ETF受益証券について納付した所得税(外国所得税(もしあれば)を含みます。)は一定の方法により分配金に係る所得税の額から控除することができます。ただし、分配金が支払いの取扱者を通じて分配される場合には当該控除は適用されない可能性があります。

< 本受益権の売却時 >

通常の株式の売却時と同様に、本受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。東京に本店を置く内国法人に課される実効税率(国税および地方税)は、およそ42%(2012年4月1日以降2015年3月31日までに開始する事業年度においてはおよそ39%、2015年4月1日以降に開始する事業年度においてはおよそ37%)です。

< 償還金の受取時 >

償還金の全額と取得価額との差益(譲渡益)が、通常の株式の売却時と同様に、他の法人所得と合算して課税されます。東京に本店を置く内国法人に課される実効税率(国税および地方税)は、およそ42%(2012年4月1日以降2015年3月31日までに開始する事業年度においてはおよそ39%、2015年4月1日以降に開始する事業年度においてはおよそ37%)です。

第一部【ファンド情報】

[別段の記載がある場合を除き、以下の記述は、有価証券信託受益証券に係る受託有価証券を構成する外国投資信託受益証券に係る信託(本香港ETF)に関する情報です。]

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

() ファンドの目的

本香港ETFは、手数料等控除前のパフォーマンスを、参照指標であるFTSE中国A50インデックスのパフォーマンスと緊密に合致させることを目的とします。なお、本香港ETFが投資目的を達成する保証はありません。

() 信託金の限度額

資産運用会社が本香港ETFのためにRQFII割当枠を追加で確保できる保証はありません。本香港ETFは、十分なRQFII割当枠を有さない可能性があります。その他、RQFII制度に関連するリスクについては、下記「第一部 第1 3(1)リスク要因」中の、「RQFII制度に関連するリスク」の項目をご参照下さい。

() ファンドの基本的性格

本香港ETFは、受動的なインデックス追跡型の上場投資信託です。本香港ETFは、手数料等控除前のパフォーマンスを、上海証券取引所または深?証券取引所に上場する時価総額ベースで上位 50社の中国A株式発行会社から構成されるFTSE中国A50インデックスのパフォーマンスと緊密に合致させることを目的とします。資産運用会社は、完全複製戦略のみを採用します。通常、本香港ETFは、資産の95%以上をFTSE中国A50インデックスを構成するインデックス構成銘柄に投資する予定です。

() ファンドの特色

以下は、本香港ETFに関する一定の重要な情報を記載した表です。本書の全文とあわせてお読みください。

投資の種類	規約第8.6章および附属書類Iに基づき委員会により集団投資スキームとして認可された上場投資信託(以下「ETF」といいます。)
参照指標	FTSE中国A50インデックス 導入日：2003年12月13日 構成銘柄数：50銘柄 指標の基準通貨：人民元(CNY)(以下に定義します。)
参照指標の種類	配当収益を考慮しない指標です。つまり、源泉徴収税控除後の構成銘柄に係る配当金の再投資は考慮されません。参照指標は人民元建てであり、人民元建てで値付けされます。
投資戦略	完全複製戦略 詳細については、上記「(i)ファンドの目的」及び下記「第一部 第1 2(1)(i)投資方針」をご参照下さい。
上場日	2012年 8 月28日
SEHKにおける取引開始日	人民元カウンター：2012年 8 月28日 香港ドルカウンター [#] ：2012年11月 8 日
上場取引所	SEHK - メインボード
コード	人民元カウンター：82822 香港ドルカウンター [#] ：02822
略称	人民元カウンター：CSOP A50 ETF-R 香港ドルカウンター [#] ：CSOP A50 ETF

取引単位	人民元カウンター：200口 香港ドルカウンター：200口	
基準通貨	人民元(CNH)(以下に定義します。)	
取引通貨	人民元カウンター：人民元(CNH) 香港ドルカウンター：香港ドル	
分配政策	資産運用会社は、本香港ETFの手数料および費用控除後の純利益を考慮して、1年に1度(12月)受益者に対して利益分配を行う予定です。 すべての受益証券に係る分配は、香港ドルカウンターまたは人民元カウンターのいずれにおいて取引されているかにかかわらず、人民元建てでのみで支払われます。	
設定 / 償還(指定参加者による場合、または指定参加者の仲介による場合に限りです。)に係る申込単位	最低500,000口(またはその整数倍)	
設定 / 償還の方法	現金(人民元)に限りです。	
当事者	資産運用会社 / RQFII保有者	中国南方アセット・マネジメント・リミテッド(CSOP Asset Management Limited)

香港ドルカウンターにおける取引開始日(2012年11月8日)より有効となります。

* 香港ドル建てで取引される本香港ETF受益証券および人民元建てで取引される本香港ETF受益証券のいずれについても、分配金は人民元のみで支払われます。当該受益者が人民元建て口座を保有していない場合、当該受益者は、当該分配金を人民元から香港ドルその他の通貨に換算する際に生じる手数料等を負担しなければならないことがあります。受益者におかれては、分配に関する取決めについて、ご自身の投資仲介業者 / 代理業者にご確認ください。詳細については、下記「第一部 第1 2(4)分配方針」および「第一部 第1 3(1)リスク要因-デュアル・カウンター取引リスク」の「人民元分配リスク」をご参照下さい。

受託会社兼受益者名簿管理人	HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)
アドバイザー	南方基金管理有限公司 (China Southern Asset Management Co. Limited)
上場代理人	東英亜州有限公司 (Oriental Patron Asia Limited)
保管会社	香港上海?豊銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)
中国保管会社	HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド (HSBC Bank (China) Company Limited)
指定参加者	ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド (ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited) 招商証券(香港)有限公司 (China Merchants Securities (HK) Co., Limited) シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド (Citigroup Global Markets Asia Limited) クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)

	ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited) ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド (Goldman Sachs (Asia) Securities Limited) 国泰君安証券(香港)有限公司 (Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited) 海通国際証券有限公司 (Haitong International Securities Company Limited) ジェー・ピー・モルガン・ブローキング(ホンコン)リミテッド (J.P.Morgan Broking (Hong Kong) Limited) メリルリンチ・ファー・イースト・リミテッド (Merrill Lynch Far East Limited) ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Nomura Securities (Hong Kong) Limited) 東英亜州証券有限公司 (Oriental Patron Securities Limited) スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド (Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited) 香港上海?豊銀行有限公司 UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited) 最新のリストについては、下記の資産運用会社のウェブサイトをご参照下さい。
マーケットメイカー	<u>人民元カウンター：</u> ブルーフィンHKリミテッド (Bluefin HK Limited) 招商証券(香港)有限公司 中信証券經紀(香港)有限公司 (CITIC Securities Brokerage (HK) Limited) シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド IMCアジア・パシフィック・リミテッド (IMC Asia Pacific Limited) ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Optiver Trading Hong Kong Limited) スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド <u>香港ドルカウンター：</u> ブルーフィンHKリミテッド クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド

		ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド IMCアジア・パシフィック・リミテッド ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド 本書の提出日現在。
	事務代行会社	香港証券兌換代理服務有限公司 (HK Conversion Agency Services Limited)
会計年度		毎年12月31日終了
運用報酬		純資産価額の2%を上限として日々発生し、各取引日に算定されます。現在の料率は純資産価額の0.99%であり、日々発生し、各取引日に算定されます。 運用報酬を上限料率まで引き上げる場合は、1か月以上前に投資家に対して事前通知を行います。
予測総経費率*		純資産価額の1.15%(年率)(運用報酬、受託会社報酬その他の手数料を含みます。)

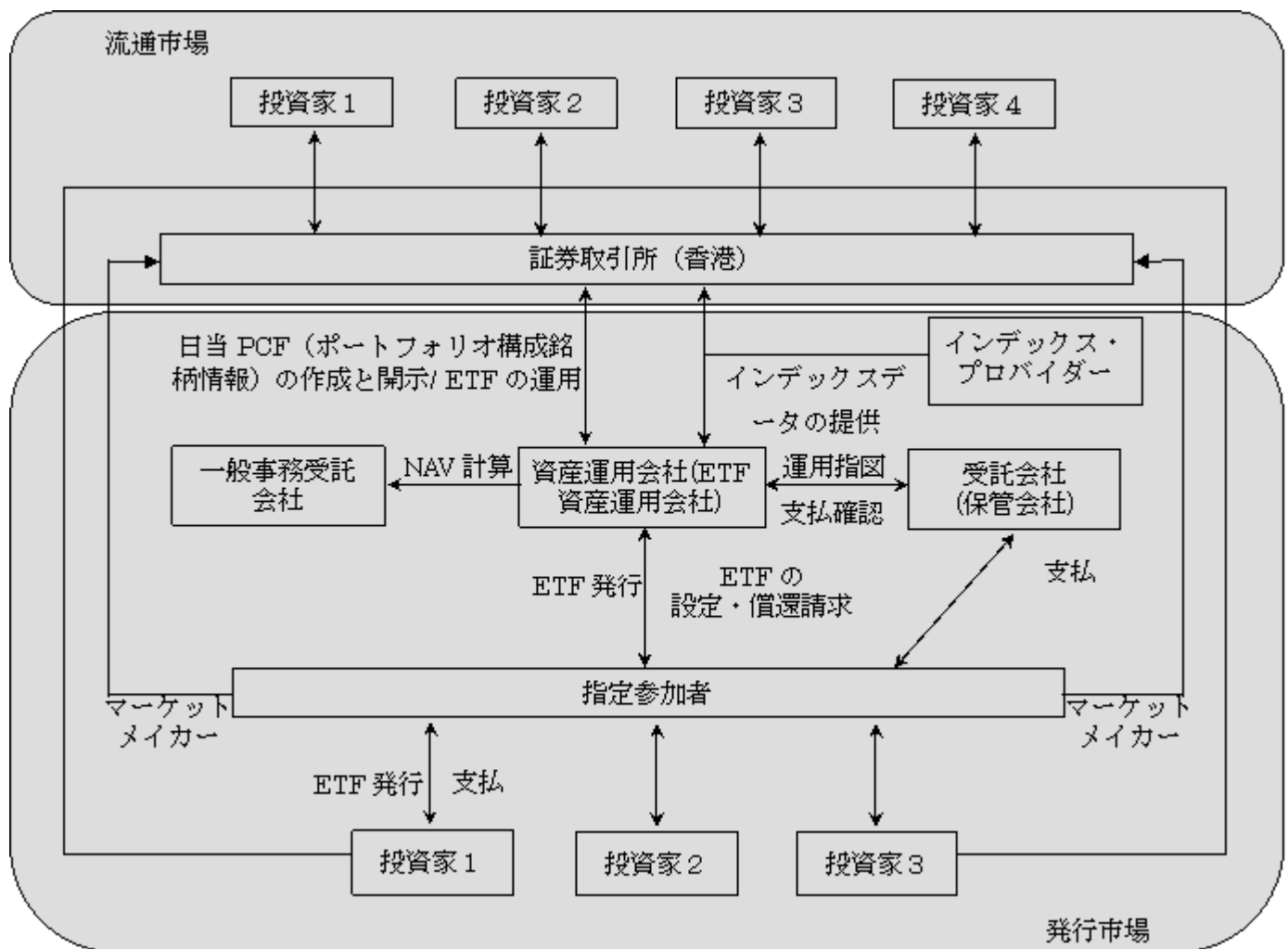
* 予測総経費率は、本香港ETFの予測トラッキングエラーを示すものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

日付	詳細
2012年 8 月28日	当初設定(新規上場：2012年 8 月28日)
2012年11月 8 日	上場日(香港ドルカウンター取引開始日)

(3) 【ファンドの仕組み】

() ファンドの仕組み



ETF市場は、ETFが設定され、1口当たり純資産額により償還される発行市場および発行済ETFが売買される流通市場で構成されます。一般に、法人等の機関投資家は発行市場に参加し、ETFは一定の設定単位により設定および償還されます。発行市場において引受けを行うために、投資家は、指定参加者(PD)に対して引受けの請求を行い、所定の現金バスケットを支払います。このプロセスにより発行されるETFは、流通市場で売買することができます。流通市場は、個人投資家および機関投資家がともに参加する取引市場です。流通市場におけるETFの価格は株式市場およびマーケットメイカーが、売買を円滑にするために提示する買い気配/売り気配により決定されます。

() 管理会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
中国南方アセット・マネジメント・リミテッド (CSOP Asset Management Limited)	資産運用会社	資産運用会社は、2008年1月に設立され、証券先物条例第5部に基づき第四種(有価証券に係る投資顧問業)および第九種(資産運用業)に該当する規制下にある活動を営む許認可を取得しています。 南方基金管理有限公司の子会社である資産運用会社は、中国本土のファンドによって資産運用および有価証券に係る投資顧問業を営むことを目的として香港で初めて設立された子会社です。

		資産運用会社は、投資家のために、中国および世界各国との間の投資の玄関口としての役割を果たします。中国向け投資の場合、中国の事情に精通する資産運用会社は、国際投資家にとって最適な顧問またはパートナーとなります。中国の国外投資の場合、資産運用会社は、中国国内の機関投資家および一般投資家に対し、海外における適切な投資機会を積極的に提供することに尽力しています。資産運用会社は、機関投資家及び投資ファンドの双方に対し、投資一任業および顧問業を提供します。 資産運用会社は、本香港投資信託の資産運用を引き受けています。資産運用会社は、サブ・ファンドに関連して投資助言を提供する投資顧問会社を任命することができます。
HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)	受託会社兼受益者名簿管理人	「第二部 第2 2 (1)受託会社兼受益者名簿管理人」をご参照下さい。
南方基金管理有限公司 (China Southern Asset Management Co. Limited)	アドバイザー	「第二部 第2 2 (2)アドバイザー」をご参照下さい。
東英亜州有限公司 (Oriental Patron Asia Limited)	上場代理人	「第二部 第2 2 (3)上場代理人」をご参照下さい。
香港上海?豊銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)	保管会社	「第二部 第2 2 (4)保管会社及び中国保管会社」をご参照下さい。
HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド (HSBC Bank (China) Company Limited)	中国保管会社	「第二部 第2 2 (4)保管会社及び中国保管会社」をご参照下さい。
ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド (ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited)	指定参加者	「第二部 第2 2 (5)指定参加者」をご参照下さい。
招商証券(香港)有限公司 (China Merchants Securities (HK) Co., Limited)		同上です。
シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド (Citigroup Global Markets Asia Limited)		同上です。
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited)		同上です。
ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド (Goldman Sachs (Asia) Securities Limited)		同上です。
国泰君安証券(香港)有限公司 (Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。

海通国際証券有限公司 (Haitong International Securities Company Limited)		同上です。
ジェー・ピー・モルガン・ブロー キング(ホンコン)リミテッド (J.P. Morgan Broking (Hong Kong) Limited)		同上です。
メリルリンチ・ファー・イースト ・リミテッド (Merrill Lynch Far East Limited)		同上です。
ノムラ・セキュリティーズ(ホン コン)リミテッド (Nomura Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
東英亜州証券有限公司 (Oriental Patron Securities Limited)		同上です。
スタンダード・チャータード・バ ンク(ホンコン)リミテッド (Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)		同上です。
香港上海?豊銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)		同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン ・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited)		同上です。
ブルーフィンHKリミテッド (Bluefin HK Limited)	人民元カウンターに係るマー ケットメイカー	「第二部 第2 2 (6)マーケットメイカー」をご 参照下さい。
招商証券(香港)有限公司 (China Merchants Securities (HK) Co., Limited)		同上です。
シティグループ・グローバル・ マーケット・アジア・リミテッド (Citigroup Global Markets Asia Limited)		同上です。
中信証券經紀(香港)有限公司 (CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)		同上です。
クレディ・スイス・セキュリ ティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
ドイチュ・セキュリティーズ・ア ジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited)		同上です。
IMCアジア・パシフィック・リミ テッド (IMC Asia Pacific Limited)		同上です。

ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Nomura Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
オブティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Optiver Trading Hong Kong Limited)		同上です。
スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド (Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)		同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited)		同上です。
ブルーフィンHKリミテッド (Bluefin HK Limited)	香港ドルカウンターに係るマーケットメイカー	同上です。
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド (Deutsche Securities Asia Limited)		同上です。
IMCアジア・パシフィック・リミテッド (IMC Asia Pacific Limited)		同上です。
ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド (Nomura Securities (Hong Kong) Limited)		同上です。
オブティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド (Optiver Trading Hong Kong Limited)		同上です。
スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド (Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)		同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド (UBS Securities Hong Kong Limited)		同上です。
香港証券兌換代理服務有限公司 (HK Conversion Agency Services Limited)	事務代行会社	「第二部 第2 2 (7)事務代行会社」をご参照下さい。

() 管理会社の概要

(A) 設立準拠法

香港会社条例

(B) 会社の目的

会社の目的は、以下の事業活動を営むことです。

- １． 有価証券に係る投資顧問業
- ２． 資産運用業

(C) 資本金の額(2013年４月８日現在)

240,000,000香港ドル

(D) 会社の沿革

資産運用会社は、2008年１月に設立され、証券先物条例第５部にに基づき第四種(有価証券に係る投資顧問業)および第九種(資産運用業)に該当する規制下にある活動を営む許認可を取得しています。

南方基金管理有限公司の子会社である資産運用会社は、中国本土のファンドによって資産運用および有価証券に係る投資顧問業を営むことを目的として香港で初めて設立された子会社です。

資産運用会社は、本香港投資信託の資産運用を引き受けています。資産運用会社は、サブ・ファンドに関連して投資助言を提供する投資顧問会社を任命することができます。

(E) 大株主の状況(2013年４月８日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
南方基金管理有限公司 (China Southern Asset Management Company Limited)	中国 郵便番号518048深?市福田中心区福華一路6号 免税商務大廈33階	140,000,000	58.33%
OPフィナンシャル・インベストメント・リミテッド (OP Financial Investment Limited)	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージタウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309FT号	60,000,000	25%
丁晨 (Ding Chen)	中国 深?市福田区彩田路彩田北路翡翠名園9座602室	17,333,333	7.22%
高良玉 (Gao Liangyu)	中国 深?市福田区深南大道4009号7座	22,666,667	9.45%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

証券先物条例第104条

- (1) 委員会に申請された場合、委員会は、適切と判断する場合に、(2)に明記される条件および委員会が適切と判断するその他の条件に従って、集団投資スキームを認可することができます。
- (2) (1)に基づく集団投資スキームの認可は、その認可時において以下を充足することを条件とします。
- (a) (3)に基づき委員会がスキームに関する通知および決定の送付先として承認された個人が存在すること。
- (b) 委員会に対し、次に掲げる事項を通知すること。
- (i) (ii)に従うことを条件に、(a)記載の承認された者の現在の連絡先(承認された者の住所、電話番号、ファックス番号および電子メールアドレス(該当する場合)を含みます。)
- (ii) (i)記載の連絡先に変更があった場合にはかかる変更から14日以内にその旨の通知が通達されていること。
- (3) (2)(a)において、委員会に対して申請が行われた場合、委員会は、適切と判断する場合に、集団投資スキームに関する当該申請で指定された個人を、委員会による当該スキームに関する通知および決定の送付先として承認された者として承認することができます。また、委員会は、当該者に対する書面による通知をもって、かかる承認を取り消すことができます。
- (4) 委員会は、何時でも、集団投資スキームに係る承認された者に対し、書面により通知することで、当該スキームに関して(1)に基づき授与された認可に関する既存の条件((2)記載の条件を除きます。)を変更もしくは撤回すること、または当該認可に関する新規の条件を付すことができます。
- (5) 委員会が(1)に基づく集団投資スキームに対する認可を拒否するその他の根拠に限ることなく、委員会は、認可の授与が一般投資家の利益に資する点について満足しない場合に、その認可を拒否することができます。
- (6) (1)または(3)に基づく申請を行う場合、委員会が要求する情報および書類を添付するものとします。
- (7) (1)または(3)に基づき、委員会が集団投資スキームを認可しない場合、または特定の個人を承認された者として承認しない場合、委員会は、当該申請者に対し、委員会の決定およびその理由を書面により通知します。
- (8) 委員会は、適切と判断する方法により、(1)に基づき認可された集団投資スキームの細則を公表することができます。
- (9) (8)に基づき公表される細則は、香港立法会により授与された権限に基づく補足法ではありません。

香港証券取引所の上場規則第20章

一般条項

20.01 本章は、委員会が認める集団投資スキーム(本章において以下「CIS」といいます。)に係る持分の上場要件について定めるものです。既存のCISおよび新規に設立されたCISの双方に関する申請について取り扱うものとします。

注釈：

- i) 委員会は、証券先物条例第104条に基づき、委員会が随時発行する集団投資スキームに適用される各々の規約の要件に従って集団投資スキームを認可する権限を有します。かかる認可過程では、香港における募集関係書類または様々な規約に基づき要求されるその他の商品説明書(本章において以下「CIS開示書類」といいます。)の審査が含まれます。
- ii) 香港証券取引所は、認可済み集団投資スキームの上場について責任を負うものとし、これには上場関係書類および委員会の規約に規定されていない上場に関するその他の関係書類の審査、上場手続の遂行に関する監督ならびに上場規則の継続的な遵守の監視を含みますが、それぞれ証券取引所の適用規則に従うものとします。
- iii) 委員会の規約上要求される場合には、委員会の承認を受けるため、または届出を行うために、委員会に対しマーケティング資料および告示または通知を提出するものとします。
- iv) 集団投資スキームは、本章に基づき上場されている限り、委員会の認可を引き続き保持する必要があります。
- v) (1) 新規申請者または新規に上場される有価証券の種類に係る上場発行会社の場合、上場予定の有価証券は、当該証券の取引開始日時点において適格証券であるものとします。
- (2) 新規申請者または上場発行会社は、(1)を遵守するために必要なあらゆる手続きを処理する必要があります。
- (3) かかる新規申請者または上場発行会社の有価証券の譲渡可能性または所有権に関する法律の規定のみを理由に、HKSCCが随時決定する適格基準を充足できない新規申請者または上場発行会社には(1)は適用されません。
- (4) 証券取引所は、例外的な場合かつその絶対的裁量により、(1)の遵守を免除することができます。
- (5) 発行会社は、最大限可能な限り、その有価証券が適格証券であり続けることを確保するものとします。

20.02 通常、香港証券取引所は、委員会から認可された集団投資スキームの上場を認めます。ただし、委員会による認可は、上場が承認される絶対的な保証とはならず、香港証券取引所は、認可済みの集団投資スキームに係る持分の上場申請を受理または拒否する裁量を有します。

20.03 新規申請者(既存の集団投資スキームを含みます。)は、可能な限り早期の段階で香港証券取引所との間で上場予定について協議することが推奨されています。

20.04 香港証券取引所は、集団投資スキームに係る持分の上場に関するすべての申請には、本章における関連要件を

遵守する上場関係書類(CIS開示書類を構成します。)を提出することを求めています。

20.04A 香港証券取引所は、新規申請者および上場発行会社から、取引所が受領した「申請書」(証券先物(株式市場上場)規則第2条に定義されます。)および証券先物(株式市場上場)規則第7条(1)および(2)に定義される範囲内の会社開示資料を、証券先物条例第5条(2)および第7条(3)に基づき、委員会に提出する権限を付与されます。また新規申請者および上場発行会社は、香港証券取引所に対し、かかる申請書および会社開示資料を提出することをもって、上記の権限行使に同意するとみなされます。上記の権限の授与は、香港証券取引所から事前の書面による承認を取得しない限り一切変更または撤回されないものとし、香港証券取引所は、かかる承認をする絶対的な裁量を有します。また、香港証券取引所が要求する場合に、新規申請者および上場発行会社は、香港証券取引所の要求に従って、香港証券取引所のために上記の権限の授与を履行する書類を締結するものとします。申請書および当該会社開示資料は、香港証券取引所が随時決定する所定の方法によりかつ写しの数をもって香港証券取引所に提出されるものとします。

20.05 本章におけるすべての要件は、あたかも新規申請者であるかのように、集団投資スキームに係る新しい種類の持分に関するすべての上場申請(既に上場されている一つ以上の持分がある場合を含みます。)に適用されます。

申請手続および要件

事前準備

20.06 CISの新規上場申請者は、以下を行うために十分な経験を有する代理人を任命します。

- (1) 香港証券取引所との連絡 - 代理人は、上場申請に関連して生じるあらゆる事項について、香港証券取引所との間の連絡を担当し、本章に基づくすべての適用ある手続上の要件および書類上の要件を確実に遵守します。
- (2) 一連の上場手続の全般的な管理 - 代理人は、上場手続が公正に、適時に、かつ秩序正しく管理および遂行されることを確実にします。一般に、上場手続は、以下の行為を含みますがそれらに限定されません。

- a) 募集申込の処理
- b) CISに係る持分の割当て
- c) 引受けおよび販売
- d) 申込リストの一般事務
- e) 申込金の処理

(注)通常、任命された代理人は、CIS運営会社ですがその必要はありません。

20.07 本章に基づく正式な上場申請は、委員会によるCIS開示書類に対する追加コメントがない旨が確認されない限り行うことはできません。

20.08 香港証券取引所に対し、提出書類に基づき上場申請を審査する十分な時間を確保するため、かつ健全な新規発行市場を維持するために、通常、新規申請者は、香港証券取引所に対し、附属書類5のフォームA2の所定の様式による上場申請を、香港証券取引所が別途同意する場合を除き、香港証券取引所によるCISの上場承認予定日から少なくとも10営業日(実日数とします。)前までに提出します。上場申請書には、当初上場手数料として払戻不可の預託金を支払う必要があります。上場申請書には、日程表を組み込むものとします。香港証券取引所は、発行会社が本章に基づき必要な書類を提出しなかった場合には、発行会社に対し、預託金の放棄を条件に、日程表の変更を要請する権利を留保します。

20.09 [2003年9月1日付で廃止]

20.10 [2003年9月1日付で廃止]

20.11 [2003年9月1日付で廃止]

20.12 香港証券取引所による追加コメントが皆無である旨が確認できるまで、上場関係書類の発行は不可とします。

20.13 また、上場申請者は、香港証券取引所が個々の事例において請求する書類および情報を追加で提出する必要があります。

書類上の要件

20.14 本規則20.08に従ってフォームA2を提出する際に、香港証券取引所に対し以下の書類を提出するものとします。

- (1) CIS開示書類を構成する上場関係書類に関して、委員会による追加コメントが皆無である旨が確認できる事前の証明書
- (2) 上場申請対象であるCIS持分の引受けまたは購入に関する申込書のドラフトの写し(4部)
- (3) 香港証券取引所の所定の様式による上場契約(listing agreement)のドラフトの写し(1部)

20.15 香港証券取引所に対し、香港証券取引所が別途同意する場合を除き、香港証券取引所によるCISの上場承認予定日の少なくとも5営業日(実日数とします。)前までに以下の書類を提出するものとします。

- (1) CIS、CIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有する者を代表して署名された、附属書類5のフォームC3の所定の様式による正式な上場関係書類
- (2) (a) 上場関係書類の確定証明書の写し(4部)
(b) 上場申請対象であるCIS持分の引受けまたは購入に関する申込書の確定証明書の写し(4部)
- (3) CIS(新設される場合を除きます。)、CIS運営会社、受託会社または保管会社もしくはその同等の機能を有する者(ならびに(該当する場合には)CISの投資顧問)の直近の年次報告書および財務書類(2部)

(4) 可能な場合には、附属書類5のフォームC3の所定の様式による上場申請を行うことを承認し、上場契約の締結を承認し、かつ上場関係書類の公表を承認することを内容とする、CISおよびCIS運営会社ならびに保管会社または受託会社、もしくはその同等の機能を有する者の取締役会またはその他の統治機関による決議の謄本(1部)

(5) CIS開示書類に対する委員会による追加コメントが皆無であるとの確認書

(6) CIS、CIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有する者のために適式に署名された香港証券取引所の所定の様式による上場契約

(7) 大券またはその他の権利証書の見本(2部)

20.16 新規申請者の場合、上場申請の承認後可及的速やかに、かつ上場関係書類の公表日前までに、香港証券取引所に対し、以下の書類を提出するものとします。

(1) 上場関係書類の写し(4部)。このうち1部には、CISの各々の取締役もしくは統治機関の役員または役員の職務を履行する同等の機能を有する者が本人または書面で授権されたその代理人の日付と署名を付し、ならびにCIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有するものが日付および署名を付すものとします。

(2) 上場申請対象であるCIS持分の引受けまたは購入申込書の写し(4部)

(3) 上記(1)記載の書類が代理人により署名されている場合には、かかる署名を認証する謄本

20.17 上場関係書類の公表日から可及的速やかに、かつ取引開始前に(20.15(4)に基づき従前に提出済みである場合を除きます。)、香港証券取引所に対し、上場申請に関する決議の謄本および信託証書もしくは基本定款・付属定款の謄本またはCISを構成するその他の書類、ならびに支払義務が発生し、かつ附属書類8において参照される未払の年間上場手数料を提出する必要があります。

上場関係書類

集団投資スキームによってまたは集団投資スキームを代表して発する各上場関係書類は以下のとおりとします。

(1) 香港証券取引所に対し、CIS持分の上場および取引認可申請を行う旨の表明が含まれていること。

(2) 委員会が認可したCIS開示書類およびCISの上場に関連するその他の情報が含まれていること。

(3) CIS持分のいずれかが上場されている、取引されている、またはその上場・取引申請が現在もしくは将来行われる証券取引所に関する詳細が含まれていること、当初上場される(予定)の証券取引所の名称、かかる各証券取引所および当該証券取引所間の取引および決済に関する細則、または存在しない場合にはその旨の表明が含まれていること。

(4) 英語で作成されるものとし、(委員会から要求された場合には)中国語の翻訳文を添付すること。ただし、新規申請者の場合、上場関係書類の英語版および中国語版の双方がかかる上場書類の各配布場所において配布期間中に入手可能であることを条件に、英語版および中国語版をそれぞれ別々に配布できるものとします。

20.19 集団投資スキームによってまたは集団投資スキームを代表して発する追加発行の上場関係書類には、発行済CIS持分が香港証券取引所において上場されている旨の表明が含まれるものとします。

20.19A 申請者が公表するすべての上場関係書類は、印刷物および委員会が認めるその他の様式によるものとします。申請者は、法および申請者の設立証書で認められる範囲内で、CD-ROMにより写しを公衆に提供することができます(同CD-ROMには電子的フォーマットの関連申込書も提出します。)。ただし、申請者は、以下に従うことを条件とします。

(a) CD-ROMには、(i)電子的フォーマットによる上場関係書類および関連申込書の内容とそれらの印刷版の内容とが同一である旨の確認、ならびに(ii)上場関係書類および関連申込書が印刷版でも入手可能である旨の確認およびその入手先の住所が含まれるものとします。

(b) 上場関係書類の補足書類またはその修正版は、印刷版および電子的フォーマットの両方で提供するものとします。また申請者は、「上場関係書類」および「申込書」に関するすべての言及は、上場関係書類および関連申込書の補足書類、または上場関係書類および関連申込書の修正版への言及を意味すると解釈した上で(a)に従うものとします。

上場契約

20.20 各々の集団投資スキームは、香港証券取引所との間で、香港証券取引所の所定の様式による正式な契約を締結する必要があります。当該契約の署名者は、同契約に従ってCIS持分の上場条件として義務を継続的に遵守することを約束します。

20.21 上場契約は、CIS持分が初めて上場される際に締結されるものとし、香港証券取引所が別途同意する場合を除き、香港証券取引所による上場承認予定日の少なくとも5営業日(実日数とします。)までに香港証券取引所に対し提出しなければなりません(本規則20.15(6)をご参照下さい。)。上場契約は、CISの取締役もしくは統治機関の役員(または役員の職務を履行する同等の機能を有するその他の者)、CIS運営会社および保管会社または受託会社もしくはその同等の機能を有する者によって署名されるものとします。上場契約の締結を承認するかかる取締役会その他の統治機関(またはその同等の機能を有する者)による決議の謄本を、香港証券取引所に対し、取引開始前に提出する必要があります(本規則20.15(4)および20.17をご参照下さい。)

20.22 集団投資スキーム向け上場契約の内容、その解釈および注記は、附属書類7、G項において記載されています。

20.23 香港証券取引所は、高水準の開示を維持するため、上場集団投資スキームに対し、個々のベースでまたは全般的に、追加情報の公表を要求し、追加の要件を課す場合があります。集団投資スキームは、かかる要件を遵守するものとし、遵守しない場合には、香港証券取引所が集団投資スキームの表明を確認した後に香港証券取引所自らが情報公開する場合があります。

反対に、香港証券取引所は、固有の事例の状況に応じて、上場契約の規定の適用の免除、変更、またはその遵守の免責を行う可能性があります。その場合には、集団投資スキームに対し、かかる適用免除の条件として付随契約の締結を要求することができます。

免責条項

20.24 本章に基づき必要なすべての上場書類の表紙または表紙裏の目立つ位置に、以下の免責条項を明記するものとします。

「香港交易及結算所有限公司および香港証券取引所は、本書の内容に責任を負わず、その正確性または完全性に関して何らの表明を行わず、また本書の内容の全部または一部に派生してまたはそれに依拠する損失に対する責任を明確に放棄するものとします。」

（５）【開示制度の概要】

（ ）香港における開示

(A) 取引情報の開示

本香港ETFは、本香港ETFのウェブサイトを通じて、リアルタイムまたはそれに近い時点における見積純資産価額を公表するものとします(これは取引時間中、15秒間隔で更新される予定です。)。取引終了時における最終純資産価額も公表するものとします。

本香港ETFの会計年度末から４か月以内に年次報告書を発行する必要があります。半期報告書は、本香港ETFの上半期末から２か月以内に発行されます。

(B) 継続開示

(I) 評価、売買、取引の停止時にはSFCにその旨を直ちに通知します。本香港ETFの資産運用会社は、投資家に対し停止通知を行い、当該通知後直ちにSFCに提出するものとします。当該通知は、SEHKのウェブサイトおよび本香港ETFのウェブサイトに掲載されるものとします。取引の償還は、投資家の利益を考慮して可及的速やかに行うものとします。停止を解除する場合には、SFCにその旨を直ちに通知します。償還通知は、SEHKのウェブサイトおよび本香港ETFのウェブサイトに掲載し、その発行後直ちにSFCに提出するものとします。

(II) SFCの事前承認および投資家に対する事前通知が必要な変更として以下の事項があります。

(i) 本香港ETFの信託証書の変更

(ii) 主要な運営当事者(例：受託会社／保管会社、運用会社および代理人、香港における代表者)ならびにその規制上の身分および支配株主の変更

(iii) 投資目的、投資方針、投資制限、報酬の仕組みならびに取引および価格設定に関する取決めの変更

(iv) 投資家の権利または利益に重大な悪影響を及ぼしうるその他の変更

(III) 投資家の権利または利益を損なわないスキーム上のその他の変更については、SFCの事前の承認は必要ではないものの、投資家に対して可及的速やかに通知するべきです。修正目論見書の内容および様式が基本的に従前に承認されたものと同一であることを条件に、SFCから追加の承認を得ることなくかかる修正目論見書を再発行できるものとします。

(IV) SFCの規約上、本香港ETFの資産運用会社は、投資家に対し、自らが知った本香港ETFの主要な相手方当事者の財務状況または事業の大幅な悪化について可及的速やかに通知するべきです。主要な相手方当事者とは、本香港ETFの資産運用会社、受託会社／保管会社を含みます。

(V) 上場規則に基づき、本香港ETFの資産運用会社は、SEHKに対し、とりわけ利害を有する投資家がスキームのポジションの評価を可能にし、かつスキームのために誤情報に基づく市場の形成を回避するために必要なその他の情報を直ちに通知します。本香港ETFに重大な影響を及ぼす可能性がある継続開示要件が発生しうる事由は、以下のとおりです。

- ・ 資産運用会社または受託会社兼保管会社に対する清算申立・命令、または規制下の活動を営む許認可または登録に関する懲戒手続の開始
- ・ 本香港ETFまたは資産運用会社／受託会社／保管会社に対する提訴
- ・ 本香港ETFのためのマーケットメイク取引の中止
- ・ 本香港ETF受益証券の設定および／または償還の停止
- ・ 本香港ETFの純資産価額に影響を及ぼす可能性がある税金または規制上の要件の変更
- ・ 本香港ETFの設立書類に関する重大な違反

（ ）日本における開示

[以下の記述は、外国投資信託受益証券の日本国内における募集または売出が行われた場合の一般的な情報ですが、本書による本香港ETF受益証券の日本国内における募集または売出は予定されておりません。]

(A) 監督官庁に対する開示

- ・ 金融商品取引法上の開示

資産運用会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。(ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。)投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」といいます。)において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書(交付目論見書)を投資家に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、(1)基本情報(()ファンドの名称、()管理会社等の情報、()ファンドの目的・特色、()投資リスク、()運用実績および()手続・手数料等)および(2)追加的情報です。また、投資家から請求があった場合は、有価証券届出書(ただし、第二部「特別情報」の「第2 その他の関係法人の概況」から「第5 その他」までに掲げる事項を除きます。)と実質的に同一の内容を記載した目論見書(請求目論見書)を交付します。

資産運用会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資家およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

・ 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

資産運用会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、資産運用会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(B) 日本の受益者に対する開示

資産運用会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

（６）【監督官庁の概要】

証券先物委員会

香港の証券先物委員会(以下「SFC」といいます。)は、香港の証券および先物市場を規制する独立した法定機関です。SFCは、投資家を保護するため、ならびに香港を国際的な金融センターおよび中国の主要な金融市場として推進するために、秩序ある証券および先物市場を発展させる責任を負っています。SFCは政府の一部門としてみなされるものの、証券先物に関する法令に基づく権限に基づき独立して運営されています。

香港証券取引所

香港取引所(以下「HKEx」といいます。)は、香港証券取引所、香港先物取引所および香港中央結算有限公司の持株会社です。かかる市場組織の統合によって、香港の金融サービス業界を、国内中心市場から世界各国の投資信託を惹きつけるアジアの中央市場へと変貌させました。

HKExは、香港先物取引所およびデリバティブ市場の統合を受けて、2000年6月に上場されました。

HKExは、香港の中央証券・デリバティブ市場の運営担当および規制責任者の役割を果たす上で、上場発行会社の規制、上場・取引・決済規則の管理、主に大量販売レベルで証券取引所および手形交換所の顧客(発行会社および仲介者(投資家に直接サービスを提供する投資銀行、スポンサー、証券デリバティブブローカー、保管銀行および情報ベンダー)を含みます。)に対するサービスの提供を行っています。かかるサービスには、取引、清算、決済、預託およびノミニーサービスならびに情報サービスが含まれます。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

（ ）投資方針

資産運用会社は、本香港ETFの投資目的を達成するために、本香港ETFの資産の全部または実質的に全部を、参照指標を構成するインデックス構成銘柄に対して、下記「(2)投資対象-参照指標」に記載される、当該インデックス構成銘柄の参照指標における組入れ比率とほぼ同一の組入れ比率(すなわち、割合)で直接投資することにより、もっぱら完全複製戦略を採用する予定です。インデックス構成銘柄が参照指標の構成銘柄でなくなった場合は、参照指標から除外されるインデックス構成銘柄を売却し、その手取金を新たに組み入れられるインデックス構成銘柄に投資すること等によりリバランスを行います。

本香港ETFは通常、その資産の95%以上を参照指標を構成するインデックス構成銘柄に投資します。本香港ETFは、インデックス構成銘柄以外の有価証券には投資しません。

資産運用会社は、営業日ごとに本香港ETFのポートフォリオに含まれるインデックス構成銘柄の見直しを行います。資産運用会社は、トラッキングエラー^{*}を最小限に抑えるために、参照指標における各インデックス構成銘柄の組入れ比率の変更、売買停止、配当および本香港ETFのポートフォリオの流動性等の要素を注意深く監視します。資産運用会社はまた、トラッキングエラーレポート、インデックス手法および参照指標に係るリバランス通知を考慮して、本香港ETFのポートフォリオを定期的に調整します。

本香港ETFは、デリバティブおよび仕組預金または投資もしくはヘッジ目的の商品には投資しません。資産運用会社が投資またはヘッジ目的でデリバティブ商品(仕組商品を含みます。)に投資することを希望する場合は、委員会の事前の承認を徴求し、かつ、1か月以上前に本香港ETFの受益者に対して事前通知を行います。

現在、本香港ETFは、資産運用会社が中国においてRQFIIの資格を取得していることから、SAFEから付与されたRQFII割当枠によって中国国内で発行された有価証券に対する直接投資を行う予定です。詳細については、下記「(2)投資対象-人民元適格外国機関投資家(RQFII)」をご参照下さい。

資産運用会社が完全複製戦略以外の投資戦略を採用することを希望する場合は、委員会の事前の承認を徴求し、かつ、1か月以上前に受益者に対して事前通知を行います。

本香港ETFの投資戦略は、下記「(5)投資制限」記載の投資および借入制限の適用を受けます。

^{*} 資産運用会社は、キャピタルゲイン税引当金を考慮しない状態で、年間トラッキングエラーを2%に、日次トラッキング差異を0.1%にそれぞれ抑えることを目標としています。

（ ）パフォーマンスの構造

本香港投資信託のパフォーマンスは、運用資産の価格変動に左右されます。

（２）【投資対象】

参照指標

以下に記載の情報は一般に入手可能な文書に基づいており、本香港ETFの募集および上場に関する資産運用会社、受託会社、上場代理人またはアドバイザーにより作成または独自に検証されたものではないことに投資家は留意する必要があります。また、これらのいずれの者もかかる情報の正確性または完全性について一切表明を行うものでなく、また責任を負うものでもありません。

本香港ETFの参照指標は、FTSE中国A50インデックスです。FTSE中国A50インデックスは、FTSEが集計し公表する浮動株調整時価総額加重方式の指数です。資産運用会社はインデックス・プロバイダーとは無関係です。FTSE中国A50インデックスは、FTSE中国Aオール株式インデックスのなかの時価総額が上位50社のA株式企業から構成されるリアルタイムで取引可能なインデックスであり、FTSE中国A200インデックスのサブセットです。参照指標は、中国A株式市場の全体を反映しながら取引可能性を備える最適の組み合わせを提供し、上海および深?の両証券取引所に上場されている株式が含まれています。

参照指標は、プライス・リターン・インデックス、すなわちインデックス構成銘柄からの配当収益(源泉徴収税引後)の再投資を考慮しない指標です。参照指標は人民元建てであり、人民元建てで値付けされます。

参照指標は2003年12月13日に導入されました。2013年4月30日現在、時価総額は2兆1,480億5,200万人民元です。

FTSEまたはその系列会社は、参照指標および記名表示FTSE®の運営主体であり絶対的所有者です。FTSEは、資産運用会社との間のインデックス使用許諾契約の諸条項に服するライセンスのもとに、とりわけ、本香港ETFについての参照指標の構成を決定する基礎として参照指標を利用するとともに、本香港ETFをスポンサーし、発行し、設定し、マーケティングし、上場し、流通させる譲渡不能かつ非独占的な権利を資産運用会社に付与しました。

参照指標の算出方式

発行済の中国A株式の全クラスがFTSE中国Aオール株式インデックスへの組入れの対象です。参照指標への組入れられる有価証券の適格性は、()流動性スクリーニング、および()浮動株に基づきます。

() **流動性スクリーニング**：流動性スクリーニングは、上海および深?の両証券取引所における有価証券の1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にします。取引量の中央値は、毎日の取引量合計を順位付けし、中央に位置する日を選定することにより算定します。日々の取引量合計がゼロの場合も順位付けに含まれ、したがって1か月で半分を超える日について取引が成立しない有価証券の取引量の中央値はゼロになります。

組入れ適格の有価証券となるためには、1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にして発行済み株式に対する売買高の比率が一定の最低値を上回らなければなりません。組入れ適格証券は、毎年3月の全面的な市場見直しに先立つ一定月数についてかかる売買高最低比率を充足する必要があります。かかる比率を充足するための売買高最低比率および月数は、非構成銘柄、構成銘柄および新株によって異なります。

() **浮動株**：構成銘柄は、浮動株調整がされ、一般投資の対象となり得る株式資本の流通量に応じて組入れ比率が調整されます。浮動株調整は、外部の投資家が自由に購入することができない、流通が制限された株式の保有状況(例えば、政府および他の会社、取締役による戦略的投資や他の主要投資家による保有など)に応じて指標における各会社の組入れ比率を低下させることにより、需給の不均衡の解消を図るものです。これにより市場の全体像を最も正確かつ中立的に反映し、投資家に提示されている正確な投資機会が考慮されることとなります。これまでは浮動株調整は調整比率帯を適用して行ってきましたが、2013年3月18日からは実際の浮動株比率(1%未満の端数は最も近い整数値に切上げ)が適用されます。ただし、実際の浮動株比率が、当該構成銘柄の従来の調整比率帯の上下3%以内である場合は除きます。浮動株比率の変更は、コーポレートアクションが発生した際に、また、四半期ごとの見直し時に端数切上げ後の浮動株比率が現在の端数切上げ後の浮動株比率と比べて3%超上昇または低下する際に行われます。この方式を導入することにより、構成銘柄の浮動株比率は、市場において入手可能な主要株主に関する情報に基づき、より正確に算出されるようになります。

選定基準

参照指標を組成するためにFTSE中国Aオール株式インデックスの中から時価総額上位50社が選別されます。

投資家は、選定基準を含む参照指標に関する追加情報について後述の「FTSE中国Aインデックス・シリーズ」を参照する必要があります。

参照指標の維持

参照指標は、当該指標が市場の実態を引続き反映するように3月、6月、9月および12月の四半期毎に見直されます。構成銘柄が変更される場合には、www.ftse.comにおいて事前に通知されます。定期的な見直しのスケジュールはhttp://www.ftse.com/Indices/FTSE_China_Index_Series/Index_Reviews.jspに公表されます。

後述の「FTSE中国Aインデックス・シリーズ」は、本書日時点において参照指標に適用されるいくつかの主要なグランド・ルールも掲載しています。参照指標の運営に関するグランド・ルール全体もhttp://www.ftse.com/Indices/FTSE_China_Index_Series/Index_Rules.jspにおいて閲覧することができます。インデックス算出方式は随時変更されることがあり、投資家はインデックスの算出方式に関する最新の情報を得るために上記のウェブ・サイトを参照する必要があります。

参照指標は、市場が終了するまで毎秒切れ目なく継続的に計算され、更新されます。

FTSEはブルームバーク(ティッカー：XIN9I:IND)に終日更新されるリアルタイムのインデックス水準を公表しています。参照指標は、ロイター(ティッカー：FTXIN9)においても見ることができます。

参照指標のインデックス構成銘柄

2013年4月30日現在、参照指標の上位10の構成銘柄は以下のとおりであり、参照指標の約46.48パーセントを占めていました。

順位	銘柄	組入れ比率(%)
1	平安保険(Ping An Insurance)	7.36

2	中国民生銀行(China Minsheng Banking)	5.78
3	招商銀行(China Merchants Bank)	5.50
4	上海浦東発展銀行(Shanghai Pudong Development Bank)	5.41
5	興業銀行(Industrial Bank)	5.15
6	中国萬科(China Vanke)	4.27
7	交通銀行(Bank of Communications)	3.64
8	中信証券(Citic Securities)	3.30
9	海通証券(Haitong Securities)	3.03
10	貴州茅台(Kweichow Moutai)	3.03

参照指標の構成銘柄の最新のリストおよび参照指標に関する追加情報は、FTSEのウェブサイト(http://www.ftse.com/Indices/FTSE_China_Index_Series/Constituents.jsp)において入手可能です。

インデックス・プロバイダーの免責

本香港ETFは、FTSEインターナショナル・リミテッド(以下「FTSE」といいます。)またはロンドン証券取引所グループの各社(以下「LSEG」といいます。)(両者をまとめて「ライセンサー両当事者」といいます。)(がスポンサーとなり、是認し、販売し、または推進するものではなく、ライセンサー両当事者のいずれの者も()FTSE中国A50インデックス(以下「参照指標」といいます。)(本香港ETFは参照指標に基づいています。)(の利用から得られる結果、()特定日の特定時刻またはその他において参照指標が示すとされる数値、または()本香港ETFと関連付けられる目的に照らしての参照指標の適合性のいずれについても、明示的か黙示的かを問わず、一切を主張し、予測し、保証しまたは表明するものではありません。ライセンサー両当事者のいずれの者も、中国南方アセット・マネジメント・リミテッドまたはその顧客に対して、参照指標についての財務上または投資上の助言または推奨を行ったことはなく、また今後行うことはありません。参照指標は、FTSEまたはその代理人により計算されます。ライセンサー両当事者のいずれの者も(a)参照指標における過誤について何人に対しても(過失、その他を問わず)責任を負うことは一切なく、また(b)参照指標における過誤について何人に対しても通知する義務を一切負うことはありません。

参照指数に対するすべての権利はFTSEに帰属します。「FTSE®」はLSEGの商標であり許諾のもとにFTSEにより使用されています。

FTSE中国Aインデックス・シリーズ

概要

FTSE中国Aインデックス・シリーズ(以下「シリーズ」といいます。)は、QFIIを経由するA株式投資家および国際投資家が利用可能な中国本土の株式市場のパフォーマンスを示すために設計されています。シリーズは、FTSE中国A50インデックス(以下「参照指標」といいます。)(を含むいくつかのA株式インデックスから構成されます。

シリーズはリアルタイムで計算されます。参照指標は、毎秒切れ目なく公表されます。シリーズに関する以下の記載は、参照指標に適用されます。

参照指標は、SSEおよびSZSEが開いている日の午前9時30分に取り引が開始され午後3時15分に終了します。

グランド・ルール

FTSEはシリーズを運営する責任を負っています。FTSEはすべての構成銘柄の市場時価の記録を継続的に管理し、また一定の規則(以下「グランド・ルール」といいます。)(に従って構成銘柄およびその組入れ比率を変更します。グランド・ルールおよびインデックスに関するニュースは、以下のFTSEのウェブ・サイトで閲覧することができます。

http://www.ftse.com/Indices/FTSE_China_Index_Series/Index_Rules.jsp

FTSEは参照指標を四半期毎に見直し、グランド・ルールの要件に従い見直し結果を踏まえた変更を実行します。構成銘柄の組入れ比率の変更は、グランド・ルールに従いFTSEが行います。FTSEポリシー・グループの事務局は、新しい組入れ比率が決定され次第、FTSEアジア・パシフィック地域委員会に構成銘柄の組入れ比率のすべての変更を可及的速やかに連絡します。FTSEは構成銘柄の組入れ比率の変更を公表する責任を負います。

参照指標は次のように表示されます。ファーム、クローズド、ヘルド、インディカティブ、およびパート。

上記において、「ファーム」とは、参照指標の取引時間中にすべての構成銘柄について当該証券取引所の取引価格を用いて計算されていることを意味します。「クローズド」とは、参照指標は、当日のすべての計算が終了したことを意味します(「CLOSED」のメッセージがインデックス価額の欄に表示されます。「ヘルド」とは、ファームの時間中に事前に設定された運用パラメータを参照指標が超過し当該問題が解決するまでの間、計算が停止されたことを意味します(「HELD」のメッセージがインデックスの価額欄に表示されます。))。「インディカティブ」とは、参照指標が計算されているいずれかの時点において構成銘柄の価格の質に影響を与えると判断されるシステム・トラブルまたは市場状況が発生していることを意味します(「IND」のメッセージがインデックスの価額欄に表示されます。

。「パート」とは、通常の参照指標の取引時間中に参照指標が計算されているもののファーム価格が入手可能である銘柄が時価総額ベースで構成銘柄の75%未満であることを意味します(含まれているのが一部の価格にとどまることを表示するために「PART」のメッセージが参照指標の欄に表示されます。)。このメッセージを除いて参照指標は、ファームであるかのように引続き表示され、計算されます。

適格証券

発行済の全A株式クラスは、以下に記載されるグランド・ルールに適合することを条件としてシリーズへの組入れ対象となります。構成銘柄の会社について公表相場のあるすべての株式資本は、以下の浮動株制限の適用を条件に時価総額の計算に算入されます。

(A) 浮動株制限には以下が含まれます。

- (1) 国、地域、市、地方の各政府により直接所有されている株式(政府に代わり独立管理する年金制度により保有される株式は除かれます。)
- (2) 各保有比率が10%以上の政府系ファンドにより保有されている株式。その後保有比率が10%を下回った場合、当該株式は保有比率が7%を下回るまで引続き制限されたままです。
- (3) 当該会社の取締役、上級管理者および管理者、その家族、直接の親族、並びに関連企業により保有されている株式。
- (4) 従業員持株制度により保有されている株式。
- (5) 株式公開会社または株式公開会社の非上場子会社により保有されている株式。
- (6) 保有比率が10%以上の創始者、発起人、元取締役、創始ベンチャーキャピタルおよび未公開投資企業、民間企業および個人(従業員を含みます。)により保有されている株式。その後保有比率が10%を下回った場合、当該株式は保有比率が7%を下回るまで引続き制限されたままです。
- (7) 株式保有者がロックイン条項に服している場合のすべての株式(当該条項の継続中)。*
- (8) 公表された戦略的理由により保有されている株式(共同行動をとる複数の保有者による株式保有を含みます。)
- (9) 継続中の契約上の合意(例えばスワップ)の対象となっている株式(通常、制限されているものとして取り扱われず。)
- (10) A株式改革後に転換しなかった会社に保有されている譲渡不能の株式。
- (11) ロックインの対象となっている取引不能のA株式(ロックインが解除され、当該株式が取引所において自由に取引可能になるまで)。

* ロックインの解除に伴う浮動株比率の変更は、次回の四半期ごとの見直し時に実施されますが、ロックイン解除日から指標の見直しが行われる日までの間に20営業日以上あることを前提とします。

(B) 以下は制限対象の浮動株とはみなされません。

- (1) ポートフォリオ保有(年金および保険基金など)**
- (2) 株式事務受託者による保有(規則4.4.1条に定義される浮動株制限に該当する場合を除きます。)
- (3) 投資会社による保有**
- (4) ETF

**ある単一ポートフォリオの保有比率が30%以上の場合、同保有は戦略的とみなされ、したがって制限されます。当該株式は保有比率が27%を下回るまで引続き制限されたままです。

(C) (1) 浮動株調整

浮動株制限は利用可能な公表されている情報を用いて算出されます。浮動株比率が3%を上回る、参照指標に組み入れられた会社の株式については、実際の浮動株比率は、最も近い整数値に切り上げられます。浮動株比率が3%以下の会社は、参照指標への組入れに不適格です。

(2) 浮動株比率の変更基準

当初の浮動株制限の適用後の各構成銘柄の浮動株比率の変更は、端数切上げ後の浮動株比率が当該時点の端数切上げ後の浮動株比率と比べて3%超上昇または低下する場合に限り行われます。ある会社の実際の浮動株比率が99%を超える場合は、この3%基準は適用されず、100%に切り上げられます。

浮動株比率が15%以下の構成銘柄については、上記の3%基準は適用されません。

(D) 浮動株比率が15%以下の会社の取扱い

浮動株比率が15%以下の会社

会社	浮動株比率	市場規模の要件
インデックスの新規構成銘柄	3%超15%以下	時価総額が170億人民元超
インデックスの既存構成銘柄	3%超15%以下	時価総額が100億人民元超
インデックスの既存構成銘柄	3%以下は除外される***	-

*** 下記D(3)参照

- (1) 実際の浮動株比率が3%超15%以下の会社は、時価総額が170億人民元を上回る場合には、参照指標への組入れに適格です。
- (2) 実際の浮動株比率が3%超15%以下の構成銘柄の会社は、時価総額が100億人民元を上回る場合には、引続き参照指標にとどまります。
- (3) 実際の浮動株比率が3%未満の構成銘柄の会社は、委員会がインデックス・ルールへの例外を決定しない限り参照指標から削除されます。委員会がインデックス・ルールへの例外を決定する場合には、事前に通知が行われます。
- (4) 各株主の保有状況が浮動株比率に影響を与えるため、入手可能なすべての公開情報が慎重にチェックされ、制限されるか制限のない浮動株かのいずれかに区分されます。これらの構成銘柄の投資可能性要素は、浮動株比率の実数値を最も近い整数値に切り上げて設定されます。会社は、グランド・ルールに規定されるその他の適格性基準を満たさなければなりません。
- (E) 会社の株式が部分発行か、または全く発行されていないが、払込請求期日が既に決定され、かつそれが既知の場合、時価総額算出上、時価はかかる払込請求を含むように調整されます(すなわち全額払込済価格)。
- (F) 「特別扱い」(すなわち異常な財務状態を示す株式)の指定を受けた株式は、参照指標への組入れに不適格です。

流動性基準

有価証券は売買されるだけの十分に流動的なものである必要があります。流動性のない有価証券を排除するために以下の基準が適用されます。

(A) 価格—ある会社の市場価値を決定するにあたっては、FTSEアジア・パシフィック委員会が納得できる正確かつ信頼できる価格が存在していなければなりません。FTSEアジア・パシフィック委員会は、「正確かつ信頼できる」価格が入手可能ではないと考える場合には、当該有価証券をシリーズから除外することができます。シリーズでは、入手が可能であれば、関連する株式の直前の取引価格を使用します。

(B) 取引規模—すべての適格会社がシリーズに組入れられます。FTSEアジア・パシフィック委員会は、3月に開催される会合において年次ベースでどの会社が組入れられるかを決定します。時価総額(すなわち投資可能性調整前)の大きい順で全社の98%を構成する上位の適格会社がFTSE中国Aオール株式インデックスに組入れられます。

(C) 流動性—各有価証券は、1か月当たりの日次取引量の中央値を算定することにより3月に年次ベースで流動性のテストを受けます。取引量の中央値は、毎日の取引量合計を順位付け、中央に位置する日を選定することにより算定します。日々の取引合計がゼロの場合も順位付けに含めます。したがって1か月で半分を超える日について取引がない有価証券の取引量の中央値はゼロになります。

(1) 全面的な市場見直しに先立つ12か月のうちの10か月の1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にして発行済株式の少なくとも0.05%(浮動株調整後)の出来高に達しない非構成銘柄は、シリーズへの組入れに不適格となります。

(2) 全面的な市場見直しに先立つ12か月のうちの少なくとも8か月の1か月当たりの日次取引量の中央値を基準にして発行済株式の少なくとも0.04%(浮動株調整後)の出来高に達しない既存構成銘柄は、シリーズから除外されます。

(3) 12か月の取引記録を持たない新株は、見直し時に最低3か月の取引記録がなければなりません。これらの株式は上場以来の各月当たりの日次取引量の中央値を基準にして浮動株調整後株式の少なくとも0.05%の出来高がなければなりません。この規則は、迅速参入ルール(Fast Entry Rule)に基づき追加された新株には適用されません。

(4) 流動性を評価する際に、SSEおよびSZSEからデータを取得します。

(D) FTSEアジア・パシフィック地域委員会は、地域における流動性のある投資可能な市場をインデックスがより良く反映するようになると同委員会が判断するのであれば、その単独裁量において3月の見直し時に最大0.01%の幅で上記の比率を調整することができます。当該裁量は市場全体についてのみ行使が認められ、個別の有価証券に対して適用することはできません。

(E) 新株の規模によりシリーズへの早期参入(early entrants)の要件を満たさない新株(下記参照)は、正式な無条件取引が開始して以降、見直し時に先立つ少なくとも3か月の取引月の取引記録があり、かつ上場以来の各月当たりの日次取引量の中央値を基準にして浮動株調整後株式の少なくとも0.05%の出来高があることを条件に、構成銘柄の次の四半期毎の見直し時に組入れ適格になります。

「早期参入」による組入れには最低取引記録は要求されません。このような早期参入が組入れられるのは、新株を参照指標に組入れないことにより市場指標としての参照指標の有効性が著しく損なわれる程に新株の規模が大きい(すなわち新株の時価総額が、個別の構成銘柄の投資可能性修正前においてFTSE中国Aオール株式インデックスの時価総額の0.5%以上に達する場合)とFTSEアジア・パシフィック地域委員会がみなす場合です。

見直し実行日

参照指標についての四半期毎の見直しは、3月、6月、9月および12月に行われます。構成銘柄は、FTSEアジア・パシフィック地域委員会において2月、5月、8月および11月の第三金曜日の翌営業日の営業終了時のデータを用いて見直されます。構成銘柄が変更される場合は、見直しの会合と同じ月の第三金曜日の翌取引日に実行されます。インデックスの見直しの結果、インデックスが変更される場合は、各FTSEアジア・パシフィック地域委員会が会合で結

論を下した後、可及的速やかに公表されます。

四半期毎および年次見直し時における追加および削除に関するルール

四半期毎および年次見直し時における構成銘柄の追加および削除に関する規則は、シリーズの構成銘柄の選別に持続性を持たせる一方で、時価総額が著しく上昇または下落した会社を組入れ、または除外することによりインデックスが市場を確実に反映するように設計されています。ある有価証券が時価総額の順位で40位以上となった場合には、定期見直し時に参照指標に組入れられます。ある有価証券が時価総額の順位で61位以下となった場合には、定期見直し時に参照指標から削除されます。

参照指標についての構成銘柄数は一定に保たれます。削除すべき会社の数よりも多数の会社が参照指標への組入れに適格な場合には、見直し時に組入れる会社と削除する会社を同数にするために参照指標に現在組入れられている最下位の構成銘柄を削除します。同様に、組入れ適格の会社の数よりも多数の会社が削除されるべき場合には、見直し時に削除される会社数と同数になるように参照指標に現在組入れられていない中から最上位の会社の有価証券が組入れられます。

FTSEアジア・パシフィック委員会が開催され、参照指標への定期的変更が承認された場合において、その定期的変更内容が実施される前にある会社が削除される場合には、新しい補欠先リストの中から最上位(現在の構成銘柄を除く。)の会社が当該削除先にとって代わります。

削除および代替

ある構成銘柄が、参照指標の適格構成銘柄ではなくなった場合、または上場廃止された場合、または確定価格で値付けされなくなった場合、または買収の対象となった場合、または存続能力のある構成銘柄(グランド・ルールに定義される。)ではなくなったとFTSEアジア・パシフィック委員会の委員長または副委員長(もしくはその指名代理人)が判断した場合は、当該銘柄は構成銘柄リストから削除され、当該削除の2日前のインデックス計算の終了時点における補欠先リストに掲載されている適格会社で時価総額が最上位にある会社により置き換えられます。

削除および代替は、削除を正当化する事象が発表された日の翌日のインデックス計算開始前に同時に実施されます。インデックス計算終了後の発表は、通常、翌営業日に発表されたものとみなされます。買収を受け削除された会社の残余の浮動株比率が15%以下になった場合、削除から定時見直しまでの間に少なくとも6か月が経過するまではインデックスへの組入れについて次の見直し時に再検討されることはありません。

合併、事業再編および複合的買収

合併または買収の効果により参照指標の一方の構成銘柄が他の構成銘柄により吸収される場合、存続会社が参照指標の構成銘柄として残り、空きが一つ発生します。当該空きは当該削除の2日前のインデックス計算の終了時点における補欠先リストで最上位にある有価証券を選定することにより補充されます。

インデックスの構成銘柄の会社が非構成銘柄の会社により買収された場合は、当初の会社は削除され、補欠先リストに掲載される最上位の非構成銘柄に置き換えられます。当該買収の存続会社が適格である場合、同社が補欠先リストのどの会社より上位にあれば代替会社として適格になります。

構成銘柄の会社が分割され、2社以上の会社が形成される場合、形成された各社は、それぞれの時価総額(すなわち投資可能性修正前)に基づき参照指標の構成銘柄への組入れに適格となります。また、他のすべての点について要件を備えれば、例えば2社に分割した構成銘柄は、これらの会社の一方または両方が参照指標に残留することも可能です。この結果、最下位の構成銘柄が参照指標から削除されることになります。会社分割に伴うインデックスの構成銘柄の変更は、分割発効後の1日目の取引の終値に基づき決定され、2日目取引の終値を用いてインデックスに適用されます。この結果、2日間については参照指標に50を超える会社が含まれる場合があります。

新株

新株を除外すると市場指標としてのインデックスの有効性が著しく悪影響をうけるほど新株の規模が大きいとFTSEアジア・パシフィック地域委員会が判断する場合(すなわち個々の構成銘柄の投資可能性の調整を加える前の時価総額がFTSE中国Aオール株式インデックスの0.5%以上の場合)には、通常、FTSEアジア・パシフィック地域委員会は、正式取引の5営業日目の終了後、当該新株を参照指標の構成銘柄として組入れることを決定します。すべての場合において新たな構成銘柄の組入れ時期を確認する事前通知がしかるべく出されます。参照指標に含まれる構成銘柄の中で最下位の構成銘柄の有価証券が削除対象として選定され、関連指標がグランド・ルールに従って調整されます。

早期参入の要件は充足しないが適格証券の基準を満たす会社の新株は、参照指標の構成インデックスとなるほどに十分な大きさがある場合には次の四半期見直しにおいて組入れ適格となります。

上記目的上、上場停止後に再上場された会社、組織再編された会社、社名変更された会社、分割または既存の構成銘柄ではない他の会社の複合的再編から生じる会社は、新株とはみなされません。しかしながら、会社分割から生じる新規上場は新株とみなされます。SSEまたはSZSEにおいて初めてA株式を発行する中国の「B」株式発行会社は、シリーズ上、新株とみなされ、シリーズへの参入資格が認められます。FTSEアジア・パシフィック地域委員会が、通常の定期的見直し手続の一環とは別に新株の構成銘柄への組入れを決定する場合には、当該決定は可及的速やかに公表されなければなりません。

売買停止

ある構成銘柄について売買が停止された場合、停止時の株価で最長20営業日の間、参照指標にとどまることが可能です。同期間の間に、FTSEからの助言に基づきFTSEアジア・パシフィック地域委員会の委員長または副委員長(もしくはその代理人)は、当該構成銘柄を停止価格、グレーマーケット株価または株価ゼロで直ちに削除することに同意することができます。

インデックスの構成銘柄の取引停止が20営業日目の正午を超えて継続する場合(かつ当該構成銘柄を削除する選択肢がとられない場合)、通常、11取引日目に価格ゼロまたは停止時価格で参照指標から削除されます。停止が当該構成銘柄の業態悪化に起因するものではない場合、FTSEアジア・パシフィック地域委員会の委員長または副委員長(もしくはその代理人)の承認により停止時の株価で継続または削除することが可能です。

削除される会社が参照指標の構成銘柄である場合、代替する企業は補欠先リストで最上位の会社になります。

売買停止構成銘柄の再上場

指標から削除された売買停止構成銘柄がその後再上場される場合には、以下のルールが適用されます。

(1) 参照指標から削除された有価証券であって、再上場時点において参照指標の最下位の構成銘柄より時価総額が大きい有価証券については、当該有価証券が削除された株価で参照指標に復活する一方で、時価総額が最下位の参照指標の構成銘柄が選定されて削除され、関連する指標がグランド・ルールに従い調整されます。株式の追加および削除は同時に実施され、参照指標について常に50の構成銘柄が保たれるようにします。

(2) 取引停止により参照指標から削除された有価証券であって、再上場時点において最下位の参照指標の構成銘柄より時価総額が小さい有価証券については、再上場の前取引日の指標計算終了後に当該有価証券の削除時の株価で参照指標に復活します。再上場の翌取引日のインデックス計算終了後に当該有価証券は参照指標(当該有価証券がかつて削除された後、構成銘柄の適格要件を備えた時点で組入れられた参照指標)から削除されます。このようなことから、参照指標は51の構成銘柄を1日に限って保有することがあり得ます。

構成銘柄の組入れ比率の変更

シリーズ計算上、多数に上る些少な組入れ比率の変更を回避するために、各構成銘柄の発行株数は、当該インデックス制度が保有する発行済株式の合計が累積ベースで1%を超えて変動した場合にのみ変更されます。発行済株式数の変動を伴うコーポレート・アクションが参照指標の構成銘柄によりとられた場合には、当該コーポレート・アクションと同時に株数の変更が適用されます。

コーポレート・アクション以外の要因による発行済株式の変更で発行済株数の10%未満1%超の変更については、3月、6月、9月および12月の第三金曜日の取引終了後に四半期毎に行います。発行済株式数の累積ベースでの組入れ未了の変更が発行済インデックス構成銘柄の10%以上、またはその額が一社の時価総額で少なくとも20億米ドルに相当する場合は、四半期の途中で変更が行われます。参照指標の利用者に少なくとも4日の予告をもって通知されます。時価総額の米ドルへの換算にはWM/ロイターズ・スポット・レートが用いられます。20億米ドルの基準値は毎年12月にFTSEポリシー・グループにより調整される場合があります。

インデックス・ライセンス契約

資産運用会社は、資産運用会社およびFTSEとの間で締結した2012年2月15日付のインデックス・ライセンス契約(以下「ライセンス契約」といいます。)に従って、本香港ETFの発行、マーケティング、推進および販売に関連して参照指標(すなわちFTSE中国A50インデックス)を利用する非独占的な譲渡不能のライセンスを付与されています。

ライセンス契約は当初期間を2年とし、その後は以下に掲げる状況のもとで一方の当事者により解除されるまで1年間毎に延長されます。

(a) FTEEは以下の場合にライセンス契約を解除することができる。

() 資産運用会社が2010年英国贈収賄防止法の条項の遵守義務に違反した場合。

() 資産運用会社がライセンス契約における保証に違反した場合。

() 資産運用会社が本香港ETFまたは本香港ETF受益証券の売買に関連して罪を犯した場合。

() 資産運用会社が適用のある法令等に重大な違反をしていると認められた場合。

() 資産運用会社に対して(または関連して)影響を与える支配の変更が生じたこと。

(b) 資産運用会社が使用料の引き上げ通知をFTSEから受領した場合において、当該増加額が引き上げ前にFTSEが適用していた増額対象の合計金額の15%より大きい場合は、資産運用会社はライセンス契約を解除することができる。

(c) いずれの当事者も以下の場合にはライセンス契約を解除することができる。

() 相手方当事者がライセンス契約の条件に違反し、当該違反を是正することが不可能な場合。

() 相手方当事者が重大な義務違反を犯し、当該違反の是正を催告する書面による通知を受領してから15日以内に当該違反が是正されない場合。

() 相手方当事者が「支払不能事由」(ライセンス契約の定義による。)に見舞われている場合。

() 相手方当事者に対して3か月を下回らない書面による事前通知が交付された場合。

参照指標に対する重要な変更

参照指標の適合性に影響を与える可能性のあるあらゆる事象について委員会と協議を行う必要があります。参照指標に関連する重要な事象は、受益者に可及的速やかに通知されます。こうした重要な事象には参照指標の集計または計算の方法またはルールの変更、あるいは参照指標の対象物および特性の変更が含まれます。

参照指標の取り替え

資産運用会社は、委員会から事前に承認を取得し、かつ受益者の利益が悪影響を受けないと資産運用会社が判断する場合には、参照指標を取り替える権利を有します。このような変更が発生する状況には次の事象が含まれますが、これらに限定されません。

- (a) 参照指標が存在しなくなること。
- (b) 参照指標を利用するライセンスが終了すること。
- (c) 既存の参照指標に取って代わる新たな指標が利用可能になること。
- (d) 特定の市場の投資家にとってマーケット標準とみなされ、かつ/または既存の参照指標より受益者にとって一段と利便性が高いとみなされる新たな指標が利用可能になること。
- (e) 参照指標を構成するインデックス構成銘柄への投資が困難になること。
- (f) インデックス・プロバイダーが資産運用会社から判断して高額すぎる水準にライセンス使用料を値上げすること。
- (g) 参照指標の質(正確性およびデータの入手可能性を含む。)が低下したと資産運用会社が判断すること。
- (h) 参照指標の方式および計算方法が大幅に変更され、当該指標が受け入れ難くなったと資産運用会社が判断すること。
- (i) 効率的なポートフォリオのために用いる手段および技法が利用可能でなくなったこと。

資産運用会社は、参照指標が変更した場合、あるいはその他の理由がある場合(参照指標の使用ライセンスが終了した場合を含みます。)、本香港ETFの名称を変更することができます。()本香港ETFによる参照指標の使用および/または()本香港ETFの名称が変更される場合には投資家に通知されます。

人民元適格外国機関投資家(RQFII)

中国の現行規制のもとでは、通常、外国投資家が国内有価証券市場に投資できるのは、QFIIまたはRQFIIとしての地位をCSRCから取得し、かつ中国の国内有価証券への投資目的のために自由交換外国通貨(QFIIの場合)または人民元(RQFIIの場合)を中国に送金する割当枠をSAFEにより付与されている一定の適格外国機関投資家を経由する場合に限られます。

RQFII制度は、(a)CSRC、人民銀行(以下「PBOC」といいます。)およびSAFEが公表し2011年12月16日から発効した「資産運用会社または証券会社である人民元適格外国機関投資家を経由する国内有価証券投資のための試験的制度」、(b)SAFEが公表し2011年12月20日に発効した「資産運用会社または証券会社である人民元適格外国機関投資家を経由する国内有価証券投資のための試験的制度に関連する問題についての通知」(匯發[2011]50号、および(c)関連当局が公表した適用されるその他の規制(以下「RQFII規制」といいます。)により管理されます。

本香港ETFは、資産運用会社のRQFIIの割当枠を通して中国国内で発行された有価証券に対するエクスポージャーを取得します。資産運用会社は中国におけるRQFIIの地位を取得し、現在本香港ETFのために170億人民元のRQFII割当枠を付与されています。資産運用会社が本香港ETFのために当該RQFII割当枠を全額利用した場合には、適用ある要件に従って、RQFII割当枠の増加を申請することができます。他方、資産運用会社は取得したRQFII割当枠を積極的に管理し、適切と考える場合には設定申込に制限を加える場合があります。資産運用会社が適切と考える場合には、資産運用会社は指定参加者に対して電子メールまたは電話で当該RQFII割当枠の相当部分が利用された時に通知します。

保管会社は受託会社および資産運用会社が指名し、RQFII保管契約の条項に従い中国において本香港ETFの資産を受託会社自らまたはその代理人が保有します。中国のA株式を含む有価証券は、中国の規制に従い保管会社の代理人である中国保管会社により香港取引所清算・決済システム(以下「CSDCC」といいます。)にある資産運用会社(RQFII保有者として)および本香港ETFの共同名義の有価証券口座を通じて維持管理されます。人民元の現金口座が中国保管会社に資産運用会社(RQFII保有者として)および本香港ETFの共同名義で開設され、維持管理されます。中国保管会社は、適用のある規制に従って取引決済用の現金決済口座をCSDCCに保有します。

本香港ETFのために資産運用会社(RQFIIとして)により実行される人民元建ての本国送金は、日常的に許可され、本国送金の制限、ロックアップ期間、またはSAFEの事前承認に服していません。

RQFII制度に付随する特有のリスクがあり、投資家は下記「RQFII制度に関連するリスク」の項の「RQFIIリスク」および「中国仲介業務リスク」の見出しのリスク要因に注意して下さい。

資産運用会社は、本香港ETFの資産運用会社および本香港ETFのためのRQFII割当枠の保有者としての二重の役割を引受けます。資産運用会社は、すべての取引および売買が信託証書(適用される場合)およびRQFIIとしての資産運用会社に適用のある関連法令および規制に確実に準拠して取扱われることに責任を負います。

資産運用会社は、中国の法律事務所から中国法上の問題として以下の趣旨の意見を取得しています。

(a) CSDCCに開設され中国保管会社により維持管理されている有価証券口座および中国保管会社に開設されている人民元の現金口座(以下それぞれを「有価証券口座」および「現金口座」といいます。)は、資産運用会社(RQFII保有者として)および本香港ETFの共同名義で開設され、当該口座は本香港ETFの便益および使用のみを目的としており、適用ある中国のすべての法令および規制に準拠し、中国のすべての所轄当局の承認を得ています。

(b) 有価証券口座に保有/貸記されている資産は、()本香港ETFにのみ帰属し、また()資産運用会社(RQFII保有者として)、保管会社、中国保管会社および中国に登録されている適格仲介業者(以下「中国仲介業者」といいます。)の所有資産から分離、独立し、また資産運用会社(RQFII保有者として)、保管会社、中国保管会社および中国仲介業者の他の顧客の資産から分離、独立しています。

(c) 現金口座に保有 / 貸記されている資産は、()中国管理会社が本香港ETFに対して負う無担保債務となり、()資産運用会社(RQFII保有者として)および中国仲介業者の自己資産から分離、独立し、また資産運用会社(RQFII保有者として)および中国仲介業者の他の顧客の資産から分離、独立しています。

(d) 本香港ETFを代理する受託会社は、本香港ETFの有価証券口座の資産および同現金口座に預入されている債務金額に対する所有権について正当な請求権を有する唯一の法主体です。

(e) 資産運用会社または中国仲介業者が清算される場合、本香港ETFの有価証券口座および現金口座に含まれる資産は、中国において清算状態にある資産運用会社または中国仲介業者の清算資産には含まれません。

(f) 中国保管会社が清算される場合、()本香港ETFの有価証券口座に計上されている資産は、中国において清算状態にある中国保管者の清算資産には含まれず、また()本香港ETFの現金口座に計上されている資産は、中国において清算状態にある中国保管者の清算資産に含まれ、本香港ETFは現金口座に預入されている金額について無担保債権者になります。

さらに受託会社は以下を確保するために適切な取決めを手配します。

(a) 受託会社は、本香港ETFが資産運用会社のRQFII割当枠を通じて取得した本香港ETFのオンショア中国資産を含む本香港ETFの資産をその管理下または支配下に置きます。当該中国資産は、CSDCCに開設されている有価証券口座を通じて電子的形態で、あるいは中国管理会社に開設されている現金口座に保有される現金で(以下「オンショア中国資産」といいます。)、中国保管者により維持管理され、受益者のために保管されます。

(b) オンショア中国資産を含む本香港ETFの現金および登録形式の資産は、受託会社の指図に従い、保有され、または登録されます。

(c) 保管会社および中国保管会社は、保管会社、中国保管会社、資産運用会社および受託会社間のRQFII参加契約(随時改正されます。)(以下「RQFII参加契約」といいます。))が定めるように、受託会社に指示を求め、専らその指示に従い任務を遂行します。

オフショア人民元市場の概観

人民元の国際化の背景

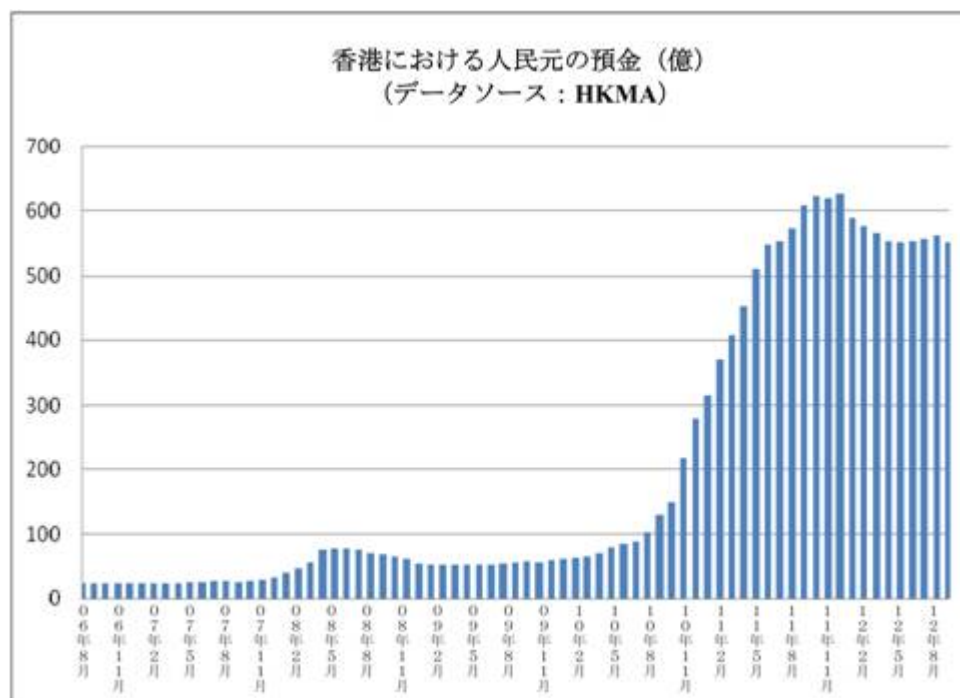
人民元は中国の法定通貨です。人民元は自由交換通貨ではなく、中国政府の外国為替管理政策および中国政府が課す本国送金制限に服します。2005年7月以降、中国政府は市場の需給に基づく管理変動為替相場制度の実施を開始し、通貨ポートフォリオを参照しながら調整を加えてきました。人民元の為替相場は、もはや米ドルに連動しない、より柔軟な為替相場制度となりました。

過去20年間、中国経済は実質で10.5%の年間平均成長率で急速に拡大しました。この結果、日本を追い抜き、世界第二の経済大国および貿易大国となっています。国際通貨基金は、世界全体の成長に占める中国の寄与は2015年までに3分の1を超えると予測しています。中国経済と世界の他地域との統合がますます進むことから、中国通貨である人民元が貿易・投資活動において一層広汎に用いられるようになることは自然の流れです。

人民元の国際化のペースの加速化

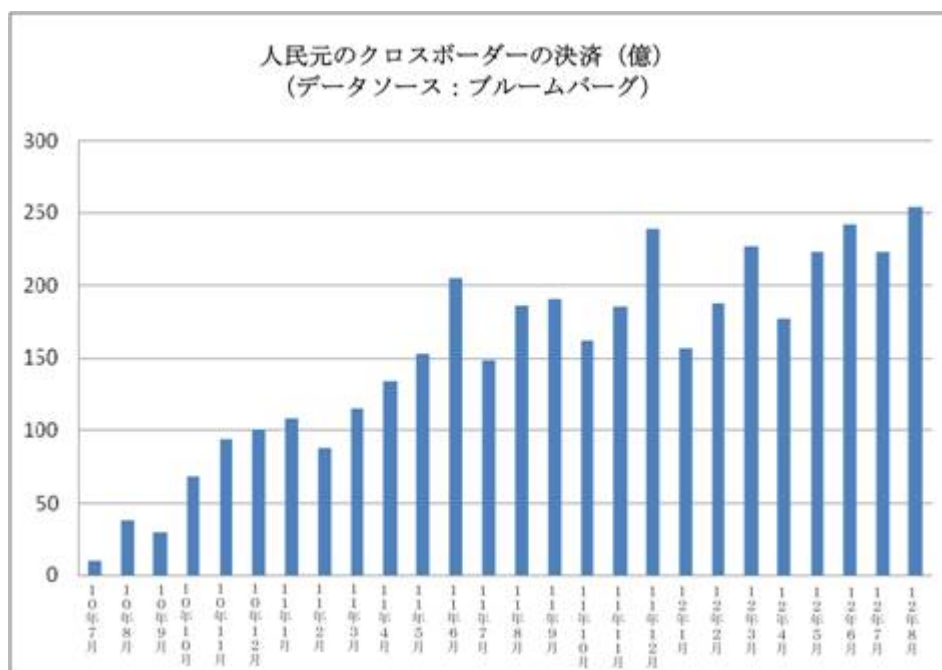
中国は、香港および近年では周辺地域において様々な試験的な計画を立ち上げるにより人民元の国外使用を増大させるための措置を段階的にとってきました。例えば、香港の銀行は、まず個人顧客向けの人民元の預金、為替、送金およびクレジットカードの各種サービスの提供を2004年に認められました。2007年にはさらに緩和され、当局は規制当局の承認を条件に中国の金融機関が人民元の債券を香港で発行することを許可しました。2012年8月31日現在、香港において135の銀行が人民元の業務に従事しており、人民元の預金は約5,520億人民元に達しています。これに対して2009年末はわずか630億人民元ほどでした。2012年9月30日までに158件のオフショアの人民元の債券が発行され、発行規模は合計で約2,280億人民元に達しています。

以下のグラフは香港における人民元の預金の推移を示したものです。



人民元の国際化のペースは、中国当局が香港／マカオ／および上海／広東省の4市の間ならびにASEANと雲南/広西の間のクロスボーダーの貿易を人民元で決済することを認めた2009年以降、加速しました。2010年6月、この仕組みは中国の20の省/自治体と海外のすべての国および地域に拡大されました。

以下のグラフは人民元のクロスボーダーの決済動向を示したものです。



2012年4月、中国は人民元の対米ドル相場の1日の変動幅を0.5%から1%に拡げました。

人民元のオンショア市場対オフショア市場

中国当局が導入した一連の政策により、中国国外の人民元市場は、次第に発展をたどり2009年以降は急速な拡大が始まりました。中国国外で取引される人民元は、しばしば「オフショア人民元」として言及され、「CNH」と表示されます。これにより「オンショア人民元」または「CNY」と区別されます。

オンショア人民元およびオフショア人民元は同一通貨ですが、異なる市場において取引されます。二つの人民元間の資金の流れが厳格に制限され、両者の市場が無関係に運営されていることからオンショアとオフショアの人民元は異なる相場で取引され、動きも同一方向でない場合もあります。オフショア人民元に対する需要が強いためCNHはオンショア人民元に対してプレミアムで取引されるのが常でしたが、ディスカウントが観察されることも時々あります。オンショアとオフショアの相対的強さは著しく変動することもあり、かつ変動が非常に短期間に起きることもあり得ます。

オフショア人民元市場が過去2年間に相当の拡大を示したとはいえ、依然として発展の初期段階にあり、ネガティブ要因や市場の先行き不安には相対的に敏感に反応します。例えば2011年9月の最終週には、株式市場の大量売りのさなかオフショア人民元の価値は一時対米ドルで2%下落しました。一般的にオフショア人民元市場は、流動性が薄いためオンショア市場より乱高下しがちです。

人民元の両市場の収束の可能性が議論されることがありますが、それは経済面からではなく政治的決断に牽引され、と考えられています。オンショアおよびオフショアの両人民元市場は、切り離されたまま、しかし高度に関連を持つ市場として向こう数年はこのまま続く一般的な見込まれています。

最近の諸施策

オフショア人民元の取引を緩和するための追加的な諸施策が2010年に公表されました。2010年7月19日、銀行間の人民元資金の振替が目的を問わず認められ、また香港の銀行の法人顧客(中国本土との取引に直接的に関与しない法人顧客も含めて)は、外国通貨を無制限に人民元通貨に両替できるようになりました。1か月後、中国当局は、外国の中央銀行、香港およびマカオの人民元決済銀行、および人民元オフショア決済プログラムに参加するその他の外国銀行に中国の銀行間債券市場を部分的に開放することを公表しました。

2011年3月に採択された国家第12次5か年計画は、オフショア人民元ビジネスの中心として香港の発展を明確に支持しています。2011年8月、中国の李克強副首相は、香港訪問中に追加的な新規の取組策を公表しました。例えばRQFII制度を通じた中国株式市場への投資および香港株を構成銘柄とする上場投資信託の中国における発売の許可などです。また中国政府は、中国の非金融会社に初めてとなる香港における人民元建ての債券発行に承認を与えました。

人民元の国際化は長期目標

中国の経済規模および増大する影響力に鑑みると、人民元は米ドルおよびユーロと並んで国際通貨になる潜在力を有しています。しかしながら中国はまず金融市場の整備を加速化し、徐々に人民元を資本勘定において完全に交換可能な通貨にしていかなければなりません。人民元の国際化は政治的な影響力を増大させ、また為替リスクの減少などのメリットをもたらしますが、同時に人民元の為替レートの不安定性を高めるリスクも伴います。

人民元の国際化のプロセスは長期的かつ段階的です。米ドルが英ポンドに取って代わり支配的な準備通貨となるには何十年も要しました。この先人民元が重要性を増すには時間がかかり、今後、米ドルの主要準備通貨としての地位に挑むような立場になることは当面はありません。

中国A株式市場

中国本土の証券取引所

中国本土には2つの証券取引所があり、それぞれの所在地は上海および深?です。上海証券取引所（以下「SSE」といいます。）は、1990年11月26日に設立され、同年12月19日に取引が開始されました。深?証券取引所（以下「SZSE」といいます。）は、1990年12月1日に設立されました。両取引所はCSRCの直接管理下にあります。主要な機能には、有価証券取引のための施設および設備の提供、取引所の業務規則の整備、上場申請の受理、有価証券の上場手配、有価証券取引を成立させ監督すること、取引所の会員および上場企業の取締り、および市場情報の管理と開示などが含まれます。

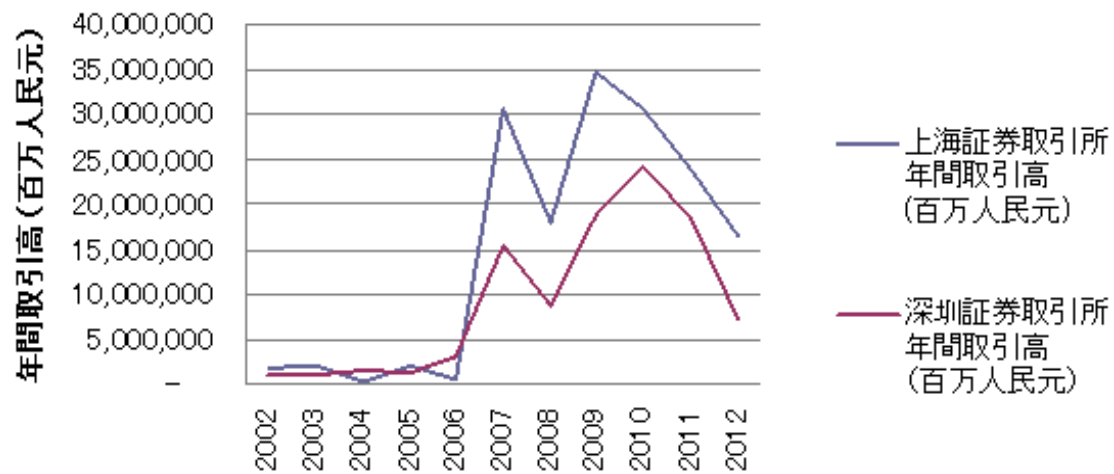
SSEは電子取引のコンピューター・システムを採用しています。すべての上場有価証券取引は取引所の照合装置に送り込まれ、価格優先および時間優先に基づき自動的に注文を照合します。SSEの新取引システムの最大取引処理能力は毎秒80,000件です。同システムは120百万件超の双方向的取引能力を備え、これは一つの市場で一日当たり1.2兆人民元の売買高の規模に相当します。同システムは並列拡張性も備えています。

中国において多層資本市場システムを構築する使命を担うSZSEは、中小企業の発展を全面的に支援し、外国に頼らない国内技術革新の国家戦略の実施を推進してきました。2004年5月にはSZSEは中小企業(以下「SME」といいます。)ボードを正式に発足させ、2006年1月には中関村サイエンス・パークの非上場企業の株式取引のための試験的プログラムを開始しました。2009年10月には成長企業市場(以下「GEM」といいます。)ボードを正式に発足させました。数年にわたる整備の後、SZSEは上記の市場ボードとシステムから構成される多層資本市場システム構造を概ね構築しました。

数年間の持続的発展を経て両取引所は上場商品および上場数において大きな成果をあげました。今や上場商品は、A株式、B株式、オープンエンド型ファンド、クローズドエンド型ファンド、上場投資信託および債券を含みます。2012年9月30日現在、上場企業数は2,489社、うち上海が954社、深?が1,535社に上ります。両取引所を合算した時価総額は21.4兆人民元であり、そのうち16.6兆人民元が浮動株です。現在、ワラント債、指数先物のようなデリバティブや固定利付商品もSSEおよびSZSEに上場されています。

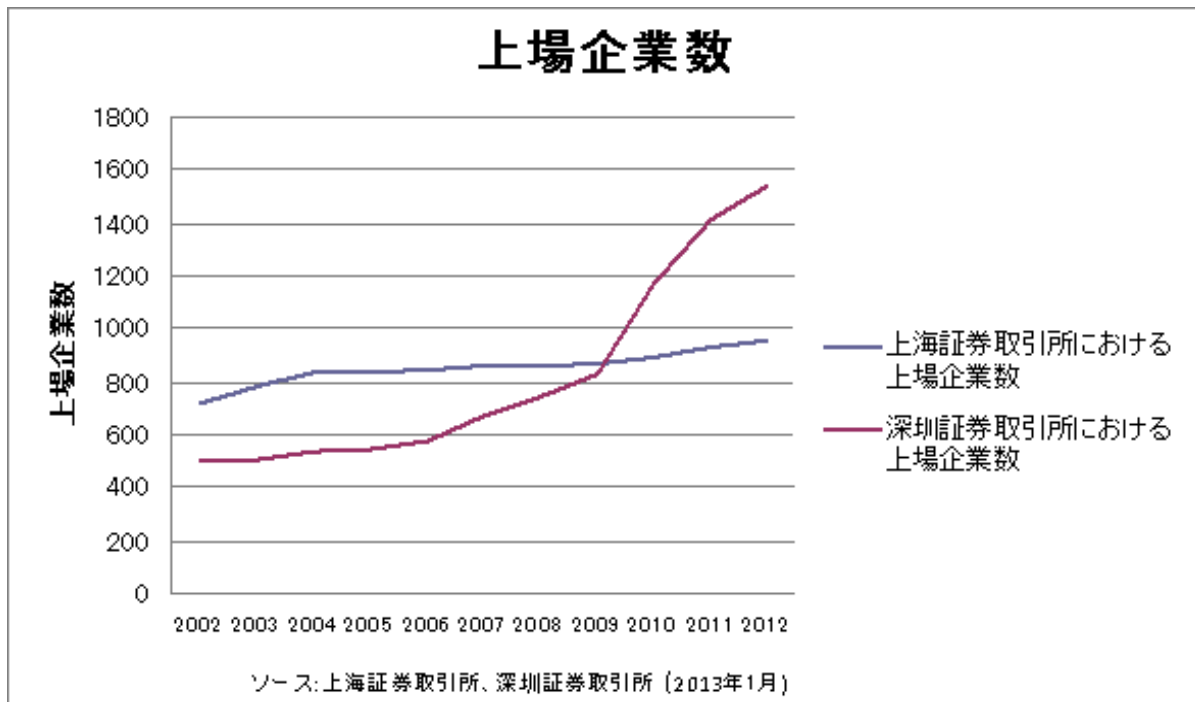
以下のグラフはSSEおよびSZSEにおける年間取引高を示したものです。

証券取引所取引高

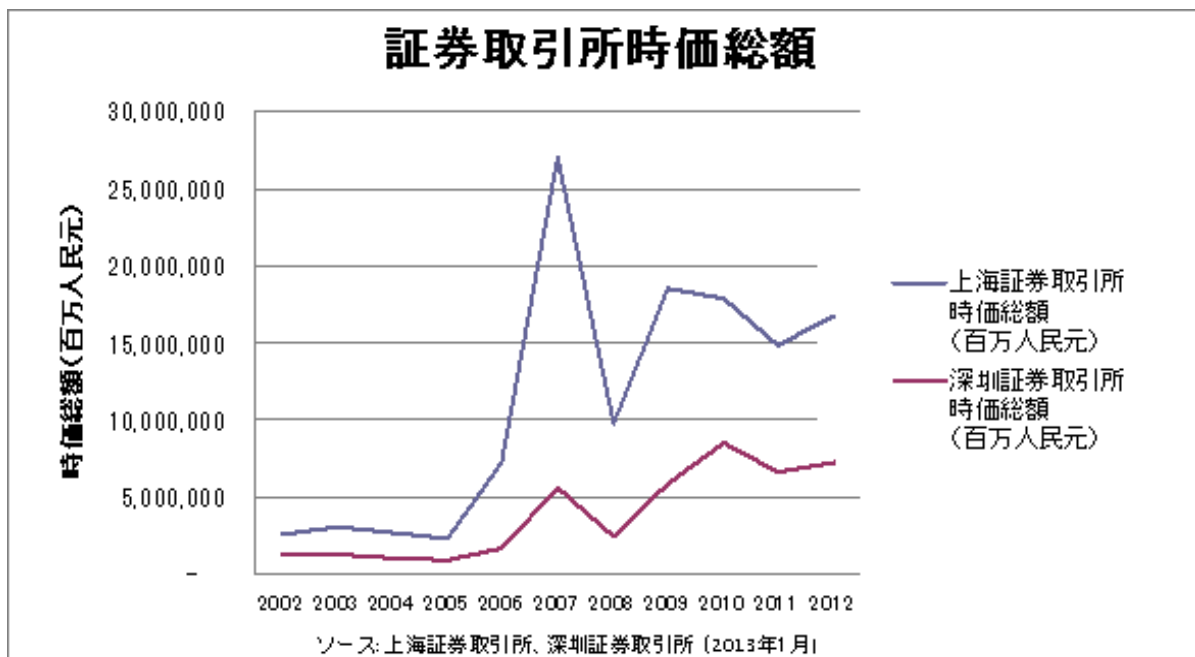


ソース: 上海証券取引所、深圳証券取引所 (2013年1月)

以下のグラフはSSEおよびSZSEにおける上場企業数を示したものです。



以下のグラフはSSEおよびSZSEの時価総額を示したものです。



以下のグラフは、過去10年間の上海総合指数および深?総合指数ならびに参照指標の指数価格を示したものです。



各取引所の規制機関はそれぞれの証券取引所理事会です。理事会は会員理事および非会員理事から構成されます。取引所の最高の意思決定機関は総会です。ただし取引所の業務事項は理事会が決定します。理事会は総会に直属し以下の権限を有します。

- ・ 総会の招集、総会への報告、総会決議の実施
- ・ 証券取引所の業務規則の制定、改正
- ・ 最高経営責任者から提出された一般事業計画、予算計画および決算案の承認
- ・ 会員の加入の承認および会員に対する制裁措置の承認
- ・ 証券取引所の内部組織についての決定
- ・ 総会により付与されたその他の権限

中国A株式市場の発展

国内経済の発展に伴う公的資本の膨大な資金需要を背景に政府は1980年代に上海、深?およびその他のいくつかの都市を手始めに株式会社制度を採用した試験的改革に着手しました。改革・開放により中国における最初の株式「上海Feileオーディオ-ビジュアル」が1984年11月に誕生しました。

次いで1990年、SSEおよびSZSEが正式に発足し、中国株式市場の急速な発展の公式なスタートが切られました。SSEおよびSZSEにおけるA株式市場は、それぞれ1990年12月19日および1990年12月1日に開始しました。当初、A株式の取引は国内投資家のみに制限されていました。一方、B株式の方は2001年以降、国内外の投資家に利用可能となりました。2002年12月に改革が実施され、その後、2003年に導入されたQFII制度および2011年に導入されたRQFII制度のもとで外国投資家はA株式の取引の取引(制限があります。)が認められるようになっています。

20年の進展の後、以来A株式市場は世界市場に影響を与えるまでに成長しました。A株式市場への参加者は、個人投資家、機関投資家および上場企業を含みます。2012年9月30日現在の両取引所を合算した時価総額合計は21.4兆人民元に達し(浮動株の時価総額は16.6兆人民元)、これは世界の時価総額の6.4%を占め世界第3位です。2012年9月30日現在、SSEおよびSZSEには2,467社のA株式が上場されていました。

中国A株式市場と香港市場との主要な相違点

下表は中国A株式市場と香港市場の相違点を要約したものです。

		SEHK	SSE	SZSE
(a)	主要市場指数	ハンセン株価指数 (「HIS」)	SSE総合指数	SZSE総合指数

(b)	取引時間			
	・ 前場 ・ 後場	・ 午前9:30 – 午後12:00 ・ 13:00 – 16:00	・ 午前9:30 – 午前11:30 ・ 13:00 – 15:00	・ 午前9:30 – 午前11:30 ・ 13:00 – 15:00
	A株式市場と香港市場とでは休祭日のスケジュールが異なる。			
(c)	プレオープン ・ セッション / プレ オーダー入力 / オー ダー・マッチン グ時間	・ 午前9:00 – 午前 9:15	・ 午前9:15 – 午前 9:25	・ 午前9:15 – 午前 9:25
	・ プレオープン ・ セッション オーダー・マッ チング時間	・ 午前9:15 – 午前9:20 (プレ オーダー・マッチング時間) ・ 午前9:20 – 午前 9:28 (オー ダー・マッチング時間) ・ 午前9:28 – 午前9:30 (ブ ロッキング時間)	・ 午前9:30 – 午前11:30およ び13:00 – 15:00	・ 午前9:30 – 午前11:30およ び13:00 – 14:57
	・ クローズ・ マッチング時間	・ 該当なし	・ 該当なし	・ 14:57 – 15:00
(d)	値幅制限	値幅制限なし	日中値幅制限：10%。 上場企業がSSEまたはSZSEにより異常な状況にあるとみなされた場合、当該上場企業の短縮名の前に「ST」が付され、日中の値幅制限が5%に下げられる。	
(e)	売買ルール	香港市場で一部の株式が空売りできないことを除きT+1の売買ルールは適用されない。	T+1の売買ルールが適用される。すなわち取引日Tに購入された株式はT+1（すなわち当該取引日の翌営業日）に限り売却することが可能であり、空売りは試験的プログラムにより許容されている一部の例外（主にETF）を除き認められない。	
(f)	単位株	株式は通常単位株で売買され、端数は仲介業者により特別のボードを介して取扱われなければならない。	株式は100株の倍数によってのみ購入が可能であり、端数単位での購入は不可。ただし売却は株数を問わない（端数単位でも可）。	
(g)	決済サイクル	決済期間は2営業日（すなわちT+2）	決済期間は1営業日（すなわちT+1）	
(h)	継続開示要件	上場企業は年2回財務情報を開示しなければならない。年次報告書は会計年度終了後4か月以内、半期報告書は対象会計期間終了後3か月以内に公表しなければならない。	SEEおよびSZSEAの上場企業は、年次報告書を各会計年度末日から4か月以内、半期報告書を各会計年度の上半期末日から2か月以内、四半期報告書を各会計年度の最初の3か月終了時および最初の9か月終了日からそれぞれ1か月以内に作成し開示しなければならない。第1四半期の報告書を開示する時期は、前会計年度の年次報告書の開示時期より早くてはならない。 H株式の上場企業もA株式のスケジュールと一致させて四半期毎に財務情報を開示する。	
(i)	売買停止	総会または重要な情報開示のために株式の売買停止は要求されない。	A株式は株主総会または重要な情報開示のために売買が停止される。	

投資家は、下記「第一部 第1 3(1)リスク要因 - 中国市場 / A株式市場リスク」の項の「香港株式市場と中国株式市場の相違に関連するリスク」の見出しのリスク要因に記載した中国A株式市場と香港市場の相違に付随するリスクについて知識を得ておく必要があります。

A株式市場と香港市場の相違に対処するために資産運用会社が採用した諸施策

資産運用会社は、A株式市場と香港市場の相違に対処するために以下の諸施策を採用しました。

(a) 取引時間：取引時間については、インデックス構成銘柄は流動性水準が高いと見込まれるため、中国A株式市場の取引時間の方が短いことが主要リスクになるとは考えておりません。

(b) 取引日：中国A株式市場と香港市場との間に取引日の相違があります。留意すべきこととして申込みは営業日（通常は両市場が開いている日）のみに受理されます。

中国A株式市場が閉じている一方で香港市場が開いている場合には、本香港ETF受益証券は香港市場において取引され、資産運用会社は、下記「第一部 第2-4(1)()その他の事項 - サブ・ファンドに関する情報の公表」の項に記載されている方法で価格を含めた情報を引続き公表します。香港市場が閉じている一方で中国A株式市場が開いている場合には、資産運用会社は投資家にとってのリスクを限定するために必要であればインデックス構成銘柄を取引します。これらの取引は香港市場が休日で閉じている時であっても受託会社が手配した取決めにより適式に決済されます。

(c) 値幅制限：あるインデックス構成銘柄が「値幅制限」に届いた場合、資産運用会社は当該銘柄の売買を妨げられません。このようなことがある特定の日に生じた場合、資産運用会社は当該株式をそれに続く2取引日において必要に応じて売買を続行します。しかしながら値幅制限のために資産運用会社が当初取引日後2取引日目においても依然として当該インデックス構成銘柄を売買できない場合には、資産運用会社は当該インデックス構成銘柄を直近の終値で決済し、本香港ETFは当該インデックス構成銘柄の取引が再開され次第当該取引の埋め合わせをします。

（３）【運用体制】

(A) 本香港ETFの日々の投資運用

- １．ポートフォリオ・マネージャー(以下「PM」といいます。)は、投資委員会から授与された権限に基づき、本香港ETFの投資責任を負います。PMは、ポートフォリオ管理システム(以下「PMS」といいます。)を通じて取引指示を行います。
- ２．午前９時前に、PMは以下の準備を完了します。
 - a. 本香港ETFの状況(すなわち株式持高レベル、現金保有レベルおよび株組入れ比率偏差)を確認すること。
 - b. マーケットメイクした取引の確認をすること。PMは、システムを通じて未履行のマーケットメイクされた取引を確認し、必要な場合には注文を行います。注文は、発注を行った後に取引デスクに送信されます。
 - ・マーケットメイクされた取引の銘柄が依然として停止されているか確認すること。
 - ・従前の株式銘柄の取引高を計算すること。
 - ・一つの銘柄について売買注文が行われた場合、買い注文を優先すること。
 - c. 株式持高水準を確認し、調整の必要性の有無を判断すること。PMは、リバランスを担当します。株式持高水準の目標値は、「100% + 未実現のCGT現金パファ」とします。PMが目標値をシステムに入力すると、システムがリバランスの注文を行います。
- ３．設定および償還注文を取り扱うこと。PMは、ネットティング方式を利用して申込み合計を取得し、システムにバスケット数を入力します。注文は、システムを通じて行われ、ブルームバーグを通じて取引デスクに送信されます。
- ４．PMは、発注状況を確認します。PMは、14時50分に、適正な注文の履行を確認するために発注履行手続を確認します。
- ５．市場取引の終了後、PMは、本香港ETFの状況を確認し、注文履行結果を分析します。

(B) 本香港ETFのパフォーマンスの評価

- １．ETF投資チームは、本香港ETFのパフォーマンスを評価するために会合を週１回開催します。同会合には、リスクおよびコンプライアンス部門の担当者も出席します。
- ２．ETF投資チームは、各週のファンド運用の概要をまとめた報告書を作成します。当該報告書には以下の情報を入れるものとします。
 - a. 本香港ETFのパフォーマンスおよびインデックスのパフォーマンスのトラッキングの乖離
 - b. 本香港ETFの運用に関する評価
 - c. 本香港ETFのパフォーマンスの要因
 - d. 本香港ETF運用に関する提案
- ３．リスクおよびコンプライアンス部門は、以下の分野を網羅する、ファンドの運用リスクに関する報告書を作成します。
 - a. 本香港ETFのトラッキングエラー
 - b. インデックス組入れ比率との本香港ETFの比率偏差
 - c. 本香港ETFの運用に係る事由の発生(もしある場合)
- ４．ETF投資チームは、翌週の本香港ETFの投資計画を提案します。

(C) リスク管理

- １．リスク管理責任者は、システム上のすべての所定のパラメータに関する責任を負うものとし、パラメータが有効に設定されているか否かを日々確認し、一日の終わりに当該日の取引高を精査して事前に設定されたリスクの範囲内であるか否かを確認し、投資チームに対して週間評価を提供し、ならびにリスク管理委員会に対してリスク月次報告書を提出します。
- ２．コンプライアンス・オフィサーは、すべての適用ある規則および規制に従ってRDFII ETFを運用する責任を負います。かかる責任として、RQFII ETFの固有のコンプライアンスプログラムの設置および実施、ならびにRQFII ETFの円滑な運用を確保するためのリスク機能の監督が含まれます。

コンプライアンス部門は、以下の監視項目を毎日チェックします。

- ・ブルームバーグAIMによるトレードアラートに対する認否を決定するために取引前の検査を行うこと。
- ・一日の終わりに、RQFII ETFが目論見書記載(訳注：香港において開示されている目論見書を言います。)の投資制限を遵守している旨を確認すること。
- ・RQFII ETFのポートフォリオがインデックスを正確に再現することを確保するために、一日の終わりに、投資可能な上場有価証券リストおよびRQFII ETFの構成銘柄を比較して確認すること。

- ・ トラッキングの差異を一日の終わりに確認すること。

投資制限監視プログラムの一環として、以下の手続きが行われます。

- ・ RQFII ETFのトラッキングエラーを週1回確認し、誤差許容レベルの範囲内であることを確認します。
- ・ 四半期毎のポートフォリオのリバランスに際して、リーガル・コンプライアンス部門は、資産運用会社の取締役および役員に対し、制限付き銘柄リスト(以下「本リスト」といいます。)を配布します。本リストに掲載された銘柄は、FTSE中国A50インデックスを構成する50銘柄とします。かかる取締役および役員は、現時点において本リスト上の銘柄のいずれかを保有する場合にはその旨を申告する必要がある、また、本リスト上の銘柄について個人取引を行わないことも約束しなければなりません。
- ・ 取締役または役員が本リスト上の銘柄を個人で0.5%超保有していること、または共同で5%超保有していることが判明した場合、かかる取締役または役員は、保有する当該銘柄を処分するものとします。
- ・ この四半期毎の確認の記録は、リーガル・コンプライアンス部門において、少なくとも7年間保管されます。

（４）【分配方針】

本香港ETFが実現した純利益の再投資は行いません。資産運用会社は、本香港ETFの手数料および費用控除後の純利益を考慮して、1年に1度(12月)受益者に対して利益分配を行う予定です。

(分配宣言が行われる場合)分配は本香港ETFの基準通貨(すなわち、人民元)によって宣言されます。資産運用会社は、分配を行う前に、当該分配金額を人民元建てでのみ発表します。分配宣言日、分配金額および権利落ち日の詳細は、資産運用会社のウェブサイト上で公表されます。分配金が支払われる保証はありません。

各受益者は、(人民元建てで取引される本香港ETF受益証券を保有しているか、香港ドル建てで取引される本香港ETF受益証券を保有しているかにかかわらず)人民元建てで分配金を受領します。当該受益者が人民元建て口座を保有していない場合、当該受益者は、当該分配金を人民元から香港ドルその他の通貨に換算する際に生じる手数料等を負担しなければならないことがあります。受益者におかれては、分配に関する取決めについて、ご自身の投資仲介業者/代理業者にご確認ください。

本香港ETF受益証券に係る分配率は、一般的な経済情勢ならびに当該参照主体の財政状態および配当または分配政策等の資産運用会社または受託会社の支配の及ばない要因によって左右されます。かかる参照主体が配当または分配の宣言または支払いを行う保証はありません。

（５）【投資制限】

投資および借入制限

投資制限

信託証書には、資産運用会社による一定の投資の取得に係る制限および禁止事項が定められています。各サブ・ファンドは下記の基本的な投資制限に従うものとします。

(a) サブ・ファンドの純資産価額の10%超を、単一の会社または組織によって発行された有価証券(国債その他の公債等は除きます。)で構成することはできませんが、参照指標における組入れ比率がそれぞれ10%を超える、参照指標を構成する有価証券(以下「構成銘柄」といいます。)に限定される場合は除きます。当該サブ・ファンドの当該構成銘柄の保有比率は、参照指標における当該各構成銘柄の組入れ比率を超過することはできません。ただし、参照指標の構成が変更された結果組入れ比率を超過した場合、およびかかる超過が経過のかつ一時的なものに過ぎない場合はこの限りではありません。

(b) サブ・ファンドは、(他の一切のサブ・ファンドの保有比率と合算して)単一の発行体が発行した普通株式の10%超を保有することはできません。

(c) サブ・ファンドの純資産価額の15%超を、国際的に公開され、かつ、当該有価証券が通常取引されている証券取引所、店頭取引市場その他の組織的証券市場において上場、値付けまたは取引されていない有価証券で構成することはできません。

(d) サブ・ファンドの純資産価額の15%超(支払われたプレミアムの総額を基準とします。)を、ヘッジ目的で保有されるワラントおよびオプション以外のワラントおよびオプションで構成することはできません。

(e) (i)サブ・ファンドの純資産価額の10%超を、(規約により許容される)非公認法域スキームに該当し、かつ委員会によって認可されていない他の集団投資スキーム(以下「合同運用ファンド」といいます。)の株式または受益証券で構成することはできません。(ii)サブ・ファンドの純資産価額の30%超を、(規約により許容される)公認法域スキームまたは委員会認可スキームに該当する合同運用ファンドの株式または受益証券で構成することはできません。ただし、当該合同運用ファンドが委員会によって認可され、かつ、規約に定める該当開示要件が遵守される場合はこの限りではありません。なお、委員会により認可された合同運用ファンドによる投資について、委員会によって禁止されている投資対象に主に投資することを投資目的とする合同運用ファンドに投資することはできません。また、当該合同運用ファンドが、規約第7章によって制限されている投資対象に主に投資することを投資目的としている場合、当該制限に違反して投資を保有することはできません。

* 公認法域スキームとは、ルクセンブルク、アイルランドまたは英国に所在するUCITS IIIスキームおよび委員会が随時決定するその他の種類の公認法域スキームをいいます。

- (f) サブ・ファンドが資産運用会社またはその関係者によって運用される合同運用ファンドに投資する場合、当該合同運用ファンドに係る当初手数料は全額放棄(または、すでに支払われた場合は返還)されなければなりません。
- (g) 資産運用会社は、合同投資ファンドまたは合同投資ファンドの運用会社によって課される手数料または費用について割戻しを受けることはできません。
- (h) サブ・ファンドの純資産価額の20%超を、現物商品(金、銀、プラチナその他の貴金属を含みます。)および商品为基础とする投資対象(商品の生産、加工または取引を行う会社の株式は除きます。)で構成することはできません。
- (i) 先物約定価格の純総額(サブ・ファンドが支払者であるか受領者であるかを問わず、ヘッジ目的で締結される先物取引は除きます。)と、当該サブ・ファンドが保有する上記(f)に該当する投資の総額の合計は、当該サブ・ファンドの純資産価額の20%を超過することはできません。
- (j) サブ・ファンドが保有する同一銘柄の国債その他の公債等の価額は、投資時の当該サブ・ファンドの純資産価額の30%を超過することはできませんが、上記(a)に従うことを前提として、資産運用会社は、異なる銘柄であれば、その数にかかわらず、サブ・ファンドの資産の全部を国債その他の公債等に投資することができます。
- (k) サブ・ファンドが証券先物条例の第104条に基づく認可を受けている場合、当該サブ・ファンドの計算で集団投資スキームに投資する際は、規約に基づいて適用される制限を遵守しなければなりません。

本項において「国債その他の公債等」とは、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development)(以下「OECD」といいます。)の加盟国の政府によって発行されたもしくは元本および利息の支払いが保証された投資対象物、または、OECD加盟国内においてOECD加盟国の公的機関、地方自治体もしくは国有産業によって発行された、もしくは受託会社がこれらに類すると判断するその他の組織によって世界のいずれかの場所において発行された債券をいいます。「国債その他の公債等」は、同一の者によって発行された場合であっても、その発行条件(償還日、利率、保証人等)が異なるときは、異なる銘柄であるものとみなされます。

資産運用会社は、サブ・ファンドを代理して以下の行為を行ってはなりません。

- () ある会社または組織のあるクラスの有価証券について、資産運用会社の取締役もしくは役員が個別に当該クラスの全発行済有価証券の額面総額の0.5%超を保有している場合、または資産運用会社の取締役および役員が合計で当該有価証券の5%超を保有している場合、かかる有価証券に投資すること。
- () 種類にかかわらず、不動産(建物を含みます。)または不動産における持分(オプションまたは権利を含みますが、不動産会社の株式または不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)における持分は除きます。)に投資すること。
- () 空売りを行うことによって、当該サブ・ファンドが引き渡さなければならない有価証券の価額が当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超過する場合、または空売りの対象となる有価証券が、空売りが許可されている市場において活発に取引されていない銘柄である場合に空売りを行うこと。
- () アンカバード・オプションを売ること。
- () コール・オプションについて、当該コール・オプションおよび当該サブ・ファンドの計算で売られた他の一切のコール・オプションの行使価格の総額が、当該サブ・ファンドの純資産価額の25%を超過する場合にコール・オプションを売ること。
- () 受託会社の事前の書面による同意を得ることなく当該サブ・ファンドの資産を原資として貸付けを行うこと。ただし、(適用ある投資制限の範囲内での)投資の取得または預金が貸付けに該当する場合はこの限りではありません。
- () 受託会社の事前の書面による同意を得ることなく、ある者の負債または債務についてまたはこれに関連して、引受け、保証、裏書きその他の方法により直接的にまたは偶発的に責任を負うこと。
- () サブ・ファンドを代理して負債を負うこと、また当該サブ・ファンドの計算で無制限の債務の引受けを伴う資産を取得すること。
- () サブ・ファンドの一部を、当該時点において未払込みであるか、または部分的にのみ払い込まれている投資対象であって、当該投資対象に係る未払込金額について払込請求が予定されているものの取得に充当すること。ただし、かかる払込請求に対して、当該サブ・ファンドを構成する現金または現金同等物であって、その他の目的(上記(v)を含みます。)による充当および積立ての対象となっていないものによって全額払い込むことができる場合はこの限りではありません。また、受託会社の同意を得ることなく、当該サブ・ファンドの一部を、受託会社の意見において受託会社が何らかの(偶発その他の)債務を負うことになる可能性が高いその他の投資の取得に充当すること。

借入制限

本目論見書に定める制限に従うことを前提として、資産運用会社は、投資の取得、本香港ETF受益証券の償還またはサブ・ファンドに係る費用の支払いを行うために借入れを行うことができます。サブ・ファンドの借入金額の上限は、当該サブ・ファンドの最新の純資産価額の25%を超過することはできません。借入制限の目的上、バック・ツー・バック・ローンは借入れとはみなされません。当該サブ・ファンドの資産については、当該借入れに係る担保として、あらゆる方法で留置権、質権その他の負担を設定することができます。

上記の投資および借入制限に違反した場合、資産運用会社は、まず、受益者の利益を適宜考慮したうえで、当該違反を是正するべく必要な一切の手続きを合理的な期間内に講じるものとします。資産運用会社は、当該サブ・ファンドの投資対象の価額の変化、再編もしくは合併、当該サブ・ファンドの資産からの支出、または受益証券の償還の結果、いずれかの投資制限を超過した場合でも、直ちに当該投資対象を売却する必要はありませんが、かかる制限の超過が継続している間は、当該制限のさらなる違反を招来する追加投資を取得してはなりません。

有価証券の貸付取引およびレボ取引

資産運用会社は現在、本香港投資信託またはいずれかのサブ・ファンドを代理して有価証券の貸付取引およびレボ取引その他類似の店頭取引を締結する予定はありません。今後この予定に変更が生じた場合は、委員会の事前の承認を徴求し、少なくとも1か月以上前に受益者に対して事前通知を行うとともに、本目論見書を適宜更新します。

3【投資リスク】

（1）【リスク要因】

一般的ナリスク要因

投資にはリスクが伴います。各サブ・ファンドは、市場変動とともに投資のすべてに本来的に内在するリスクにさらされています。各サブ・ファンドの本香港ETF受益証券の価格およびこれからの収益は、上昇することも下落することもあり、投資家は投資金額の一部または全部を回収できない場合があります。

各サブ・ファンドのパフォーマンスは、以下に記載するリスク要因を含めて数々のリスクにさらされています。リスク要因の一部または全部は、サブ・ファンドの純資産価額、イールド、トータル・リターンおよび/または投資目的の達成能力に悪影響を与える場合があります。サブ・ファンドが投資目的を達成できる保証はありません。以下の一般的ナリスク要因は別途の記載がない限り各サブ・ファンドに当てはまります。

どのサブ・ファンドに投資するにしても、投資家はその前に本項に記載した一般的ナリスク要因および本書に記載のサブ・ファンドに関連する固有のリスク要因を慎重に検討する必要があります。

中国に関連するリスク要因

中国市場リスク

サブ・ファンドは中国に投資することができます。中国市場への投資はエマージング・マーケットへの投資に共通するリスクおよび中国市場に固有のリスクにさらされます。すなわち政治、経済、社会、規制の不確実性ならびに価格の不安定さおよび市場流動性に結び付いたリスクのそれぞれが高いことに起因して先進国への投資よりも大きい損失リスクを伴います。

1978年以降中国政府は、経済開発において分権化と市場メカニズムの活用を重視する経済改革の諸施策を実施し、従来の計画経済制度から転換してきました。しかしながら経済施策の多くは試験的で前例を欠くことから修正や変更される場合があります。中国の政治、社会、経済面での重要な政策変更は、中国市場への投資に悪影響を与える可能性があります。

中国会計基準および実務慣行は、国際会計基準から大幅に逸脱する場合があります。中国有価証券市場の決済および清算制度は十分に実地経験を積んでいない場合があります。過誤や非効率性のリスクの増大にさらされる可能性があります。

中国企業の資本持分への投資は、中国A株式、B株式(すなわち上海証券取引所または深?証券取引所の上場企業により発行された、外国通貨で売買され、中国国内の投資家および外国投資家の投資に利用可能な株式)およびH株式(すなわち中国に設立された企業により発行され、香港証券取引所に上場された香港ドルで売買される株式)を通じて行うことができます。中国有価証券市場は過去において大幅な価格の乱高下を経験しており、かかる乱高下が将来発生しない保証はありません。

人民元建て債券への投資は、中国国内外において行うことが可能です。これらの有価証券の数および合算した市場価額の合計は、より発展を遂げた市場との比較で相対的に少ないため、これらの有価証券への投資は、より大きい価格の乱高下とより低い流動性にさらされる可能性があります。

また投資家は、中国課税上の法制の変更が、関連するサブ・ファンドの投資から得られる収益金額および償還される投資元本の金額に影響を与える可能性があることを理解する必要があります。税法の変更は今後も続き、また抵触や不明瞭さを含む場合があります。

外国為替管理リスク

現在、人民元は自由交換通貨ではなく、中国政府により課される為替管理に服します。通貨交換および人民元の為替レートの変動に対するこうした管理は、中国企業の経営成績および財務成績に悪影響を与える可能性があります。サブ・ファンドの資産が中国に投資される限りにおいて、サブ・ファンドは、資金または他の資産の中国からの本国送金に対する中国政府による制限を受けるリスクにさらされ、関連するサブ・ファンドが投資家に対して支払を行う能力を限定することになります。

人民元為替リスク

2005年から開始して人民元の為替レートはもはや米ドルに連動していません。人民元は現在では、外国通貨のバスケットを参照しつつ市場の需給を基礎とする管理変動為替相場に移行しました。銀行間の外国為替市場における人民元の他の主要通貨に対する日々の取引価格は、中国人民銀行が公表する基準値の上下の一定の狭い幅の中での変動が許容されています。為替レートは主に市場メカニズムを基礎とすることから、米ドルおよび香港ドルを含む他の通貨に対する人民元の為替レートは、外的要因に基づく動きに影響を受けやすくなっています。人民元は中国政府の為替管理政策に服するため、現在は自由交換通貨ではないことに留意する必要があります。人民元の上昇が加速化する可能性は排除できません。他方、人民元が切下げられない保証はありません。特に、投資家の基準通貨(例えば香港ドル)に対する人民元の価値が下落しない保証はありません。人民元の下落は、関連するサブ・ファンドに対する投資家の投資の価額に悪影響を与える可能性があります。自己の基準通貨が人民元ではない投資家は、投資家の保有基準通貨に対して人民元が下落した場合、人民元を当該投資家の基準通貨に戻した時にその投資家の投資が減価している可能性があるという点において、悪影響を受ける可能性があります。

さらに中国から人民元を本国送金することに対する中国政府の制限は、香港における人民元市場の奥行きを制限し、関連するサブ・ファンドの流動性を低下させます。人民元の本国送金に遅延が生じた場合、償還を受ける受益者に対する償還手取金の支払の遅延をもたらす場合があります。為替管理および本国送金の制限に関する中国政府の政策は変更されることがあり、サブ・ファンドおよび投資家のポジションに悪影響を与える可能性があります。

中国税務上の検討

税務上の中国居住者が発行した有価証券(中国A株式および債券を含みますがこれらに限定されません。)(以下「中国有価証券」といいます。))に投資することにより、サブ・ファンドは中国で課される源泉徴収税およびその他の税金の適用を受けます。

(a) 企業所得税(以下「CIT」といいます。)

本香港投資信託または関連するサブ・ファンドが税務上の中国居住者の企業とみなされた場合、本香港投資信託は、その世界全体の課税所得について25%の中国CITが課されます。本香港投資信託または関連するサブ・ファンドが、中国における拠点または事業所(以下「PE」といいます。))を有する税務上の非居住者企業とみなされた場合には、当該PEに帰属する利益に25%のCITが課されます。

資産運用会社は、CIT解釈上、本香港投資信託および関連するサブ・ファンドが税務上の中国居住者企業または中国にPEを有する税務上の非居住者企業としての取扱いを受けないような方法で本香港投資信託および関連するサブ・ファンドを管理し運営するつもりですが、これは保証の限りではありません。

() 利息

所轄する国务院財政局により発行された国債の利息はCIT法に基づき中国所得税は免除されます。

CIT法上、中国にPEを有さない税務上の非居住者である利息受取人として特定の免除/軽減措置が適用されない限り、税務上の中国居住者により発行された負債性金融商品(中国本土に設立された企業により発行された債券を含みます。))に対する利息支払には、源泉所得税(以下「WIT」といいます。))が課せられます。一般のWIT適用税率は10%です。

「所得に対する租税に関し二重課税を回避し脱税を防止するための中国本土と香港特別行政地区との間の取決め」(以下「関連取決め」といいます。))のもとでは、税務上の香港居住者が中国から受取利息を得た場合には、税務上の香港居住者が関連取決め上当該受取利息の実質所有者であれば、中国税務当局の承認を条件に7%への軽減が可能です。ただし、中国税務当局が投資ファンドの場合について実質所有者の問題をどのように評価するかについては依然不確定であり、関連するサブ・ファンドが税務当局から当該優遇税率の承認を取得することができるかどうかは不確定です。もし当該承認が得られない場合には、10%の一般税率が関連するサブ・ファンドに適用されることになります。

() 分配金

中国有価証券の保有から得られる分配金を税務上の非居住者が税務上の中国居住者から受領する場合は、中国のWITが課され、10%の一般税率が適用されます。

() キャピタル・ゲイン

QFIIまたはRQFIIが中国有価証券(中国A株式を含みます。))から得るキャピタル・ゲインに課される税金に適用される具体的な規則は未だ公表されていません。中国有価証券取引から関連のサブ・ファンドにより実現されたキャピタル・ゲインまたは中国有価証券取引から関連のQFIIにより実現されたキャピタル・ゲインについての税務上の見解を将来明確化する可能性があります。かかる具体的な規則が存在していないため、所得税の取扱いは、中国CIT法の一般税務規定が適用されることになるはずですが、外国投資家が中国にPEを有さない税務上の非居住者企業である場合には、現行の中国法規制または関連租税条約に基づき減免されている場合を除き、10%のWITが中国を源泉とするキャピタル・ゲインに課されることになります。

中国にPEを有さない税務上の香港居住者については、関連取決めにより、人民元建ての社債、国債および非政府系債券の処分から発生するキャピタル・ゲインは、中国税務当局の承認を条件に中国WITが免除されます。

中国A株式に投資を行うサブ・ファンド(本香港ETFを含みます。))は、資産運用会社(公開されている税務上の香港居住者)のRQFII割当枠を通じて当該投資を行なっています。関連取決めにより、香港にPEを有さない税務上の香港居住者については、中国有価証券の処分から発生するキャピタル・ゲインは、香港居住者が当該中国企業の全株式の25%未満を保有する場合には、中国税務当局の承認を条件に、中国WITの免除を受けることが可能です。

上記のキャピタル・ゲイン課税の免除は、中国税務当局からの免除が取得される場合に限り適用されます。これに関連して、資産運用会社はさらに評価を行った上で、関連するサブ・ファンドおよび/または資産運用会社を税務上の香港居住者として取扱い、関連取決めに基づき上記のキャピタル・ゲイン課税の免除を享受することができるように申請することとしています。ただし、これは保証の限りではありません。当該承認が取得されない場合には、中国居住者の発行体が発行した中国有価証券の売買により関連のサブ・ファンドに発生したキャピタル・ゲインには10%の一般税率が適用されます。

(b) 営業税(以下「BT」といいます。))およびその他付加税

2009年1月1日に発効した改訂中国営業税暫定条例(以下「BT法」といいます。))は、市場性のある有価証券の売買から納税者に発生した利得には5%のBTが課されることを規定しています。

財税[2005]155号は、市場性のある有価証券(中国A株式およびその他の上場有価証券を含みます。))の売買からQFIIに発生した利得はBTが免除されると述べています。2009年1月1日に発効したBT法は、本書時点ではこの免除の取扱いに変更を加えていません。しかしながら同様の免除がRQFIIにも拡大適用されるかどうかは明確ではありません。

QFIIのもとで売買されている以外の市場性のある有価証券については、BT法は市場性のある当該有価証券の売値と

買値の差額に対する5%の課税を適用しています。しかしながらオフショアの市場性のある中国有価証券(例：H株式)の売買から発生したキャピタル・ゲインにはBTは課せられません。

BT法は非金融機関の受取利息についてBTを明確には免除していません。したがって理論的には、国債および社債ともにその利息には5%のBTが課せられます。

中国における株式投資に対する配当所得または利益の分配については、BT課税の適用外です。

また都市維持建設税(現行税率：1%から7%の範囲)、教育付加税(現行税率：3%)および地方教育付加税(現行税率：2%)がBT税額に基づき課されます。

(c) 印紙税

中国法のもとでの印紙税は、中国印紙税暫定規則に掲げられるすべての課税対象文書の執行および受領に一般的に適用されます。印紙税は、中国の証券取引所で売買される中国A株式およびB株式の販売契約を含む一定の文書の中国での執行または受領に課税されます。中国A株式およびB株式の販売契約の場合、当該印紙税は現在0.1%の税率で買い手ではなく売り手に課税されます。

近年、中国政府により様々な税務改革政策が実施され、税務関連の現行法規制が将来改訂または改正される可能性があります。将来的に中国の税務関連の法律、規制および実務慣行が過去に遡及効力をもって変更される可能性があります。かかる変更が関連するサブ・ファンドの資産価額に悪影響を与える可能性があります。さらに現在外国企業に提供されている税制上の優遇措置があるとすれば、それが廃止されず、また税務関連の現行法規制が将来改訂または改正されない保証はありません。税務上の政策の変更により関連するサブ・ファンドが投資する中国企業の税引後利益を減少させる結果、本香港ETF受益証券からの収益および/または当該受益証券の価額を減少させる可能性があります。

(d) 納税引当金

資産運用会社は、独立的立場からの税務上の助言を取得した上で、関連するサブ・ファンドの発足時点において、当該サブ・ファンドの投資目的および方針に照らして、上記税金債務に関し当該サブ・ファンドについて納税引当金の設定が必要か否かについて決定します。引当金が設定されたとしても、当該引当金が実際の税金債務を支払う上で十分でない可能性があります。引当金が設定された場合、本書に引当金の水準が開示され、実際の引当金額は、関連するサブ・ファンドの計算書に開示されることとなります。適用される中国税法が不確定であり、また税法が変更され遡及的に税金が適用される可能性があるため、資産運用会社により設定された納税引当金が、関連するサブ・ファンドが保有する投資から得られる利得に係る実際の中国税金債務を支払う上で過大の場合も過小の場合もあり得ます。上記の不確定性が将来解消し、あるいは税法または政策がさらに変更された時点で、資産運用会社は可及的速やかに必要と考える関連の調整を納税引当金に行ないます。投資家は納税引当金が設定された場合、かかる引当金が関連するサブ・ファンドが行った投資についての実際の中国税金債務を支払う上で過大の場合も過小の場合もあり得ることに留意する必要があります。関連する中国税務当局の最終的な裁定時点で、結果的に投資家に利益をもたらす場合も不利益をもたらす場合もあり得ます。潜在的な源泉徴収税に対する引当金が全く設定されていない場合において、中国税務当局がかかる源泉徴収税を関連するサブ・ファンドに賦課した場合、当該サブ・ファンドの純資産価額は影響を受ける可能性があります。そのため当該サブ・ファンドが負担する可能性のある税金を十分に考慮しないまま償還手取金または分配金が関連する受益者に支払われてしまう可能性があります。当該税金は当該サブ・ファンドが後に負担することとなり、当該サブ・ファンドの純資産価額と当該サブ・ファンドについて残存する本香港ETF受益証券に影響を与えます。このような場合、当該不足部分について、当該時点での既存の受益者および新規の受益者が不利益を被ることとなります。

他方、引当金が関連するサブ・ファンドに帰属する最終的な中国税金債務を超過している場合、当該超過部分は当該サブ・ファンドに分配され、当該サブ・ファンドの本香港ETF受益証券の価額に反映されます。上記にかかわらず、当該サブ・ファンドの超過引当金の分配が行われる前に当該サブ・ファンドについての本香港ETF受益証券を換金したいずれの受益者も、当該サブ・ファンドに分配された源泉徴収額(当該金額は当該サブ・ファンドについての本香港ETF受益証券の価額に反映されます。)のいかなる部分についても、いかなる形式においても請求する権利はありません。したがって、本香港ETF受益証券の償還を受けた受益者は、中国税金に対する過大引当に伴う損失を負担したこととなり不利益を受けることとなります。

政府による介入および制限

関係する国益に影響を与えるとみなされる企業または産業への投資に対する制限を含めて大々的な政府による経済への介入があり得ます。

政府および規制当局は、売買制限、「裸」空売りの禁止または特定株式の空売りの停止などにより金融市場への介入を行う場合があります。さらに政府または規制当局による介入または制限は、A株式または関連するサブ・ファンドの本香港ETF受益証券の取引に影響を与える可能性があります。これによりサブ・ファンドの運営および値付け業務は影響を受ける可能性があり、サブ・ファンドに予期せざる影響を与える可能性があります。さらにこれは関連するサブ・ファンドのトラッキングエラーの増加にもつながります。その上さらに市場へのかかる介入は、市場心理に悪影響を与える可能性があり、それが今度は参照指標のパフォーマンスに影響を及ぼし、結果としてサブ・ファンドのパフォーマンスに影響します。最悪のシナリオの場合には、関連するサブ・ファンドの投資目標が達成できなくなります。

経済的、政治的および社会的リスク

中国経済は計画経済からより市場志向型経済への移行段階にあります。中国経済は、政府介入の水準、開発段階、成長率、外国為替管理および資源配分を含む多くの点において先進国の経済と相違点があります。

中国における政治的変動、社会不安、対外関係の悪化は、収用、没収課税、外国為替管理または関連するサブ・ファンドが投資する構成銘柄の発行体の資産国有化を含む政府による追加的な制限の施行をもたらす可能性があります。

中国の法規制リスク

中国の法制度は成文法に基づいており、したがって判例は、裁判官によりしばしば指針として追隨されることはあるものの、拘束力のある法的効果はありません。中国政府は、商事法の包括的な体系を整備し、会社組織、ガバナンス、外国投資、商行為、課税、貿易などの経済的問題を扱う法規制の公布において相当の進展がみられています。しかしながらこうした法規制の施行は不確実かつ不定期であり、また法規制の執行および解釈に整合性が欠ける場合があります。中国の司法制度は、現行法規制の執行面で未だ相対的に経験が浅く、訴訟結果の不確実性が通常よりも高くなっています。中国にそれなりに法律が存在するにしても、当該法律の迅速かつ衡平な執行あるいは他の管轄の裁判所の判決の執行を実現することが難しい場合があります。新たな中国の法令の導入および現行法の解釈は、国内の政治的、社会的変化を反映した政策変更により左右される可能性があります。中国における資本市場および株式会社についての法規制上の枠組は、先進国における枠組と比較して相対的に遅れている面があります。有価証券市場に影響を与える中国の法規制は、相対的に新しく、未だ進展段階にあります。中国法制度が進展する中で、法律の制定や解釈の変化が関連するサブ・ファンドの対中国投資ポートフォリオの事業や見通しに悪影響を与えない保証はありません。

投資リスク

サブ・ファンドへの投資に伴う一般的リスク

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券への投資には、関連する海外有価証券市場の取引所で売買される有価証券のブロード・ベース型ポートフォリオに対する投資と類似したリスク(政治・経済状況、金利の変化、有価証券価格についての市場心理動向などの要因によりもたらされる市場変動が含まれます。)を伴います。投資家の投資価額を減少させる可能性のある主要なリスク要因は以下に掲げるとおりです。

- ・流動性が低く効率性が低い有価証券市場
- ・特に持分証券に投資するサブ・ファンドが該当するが、価格ボラティリティの高さ
- ・為替レートの変動および為替管理
- ・発行体について入手可能な公開情報の少なさ
- ・サブ・ファンドの資金またはその他の資産の本国送金に対する制限
- ・取引費用および保管費用の高さ、決済手続における遅延および紛失リスク
- ・契約債務の執行上の困難
- ・有価証券市場の整備水準の低さ
- ・異なる会計処理、開示および報告要件
- ・経済に対する大々的な政府関与
- ・高いインフレ率
- ・極端な市場状況、天災および社会・経済・政治状況の不確実性に起因する正常な市場取引および有価証券の評価額の混乱、資産の国有化または収用リスクならびに戦争またはテロ

投資リスク

サブ・ファンドの元本は保証されていません。本香港ETF受益証券の購入は、参照指標を構成するインデックス構成銘柄に直接投資することと同じではありません。

有価証券リスク

サブ・ファンドへの投資は、すべての有価証券に本来的に内在するリスク(決済リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含みます。)にさらされます。保有価額は上昇することもあれば下落することもあります。現在、世界の市場においてボラティリティと不安定度の水準は極めて高く、この結果、通常時よりリスク(決済リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含みます。)の水準は高くなっています。

持分証券リスク

持分証券への投資は、短期または長期の負債性有価証券への投資の収益率より高い収益率を提供する場合があります。しかしながら持分証券への投資に付随するリスクは、持分証券のパフォーマンスが予想困難な要因により左右されることから一段と高い可能性があります。かかる要因に含まれるのは、突然の、あるいは長期化する市場の下落および個々の企業に付随するリスクです。持分証券ポートフォリオに付随する基本的なリスクは、ポートフォリオが保有する投資価額が突然かつ大幅に値を下げることです。

補償リスク

信託証書では、受託会社および資産運用会社(およびそれぞれの取締役、役員および従業員)は、各当事者側の不正行為、過失、故意の不履行がある場合を除き、それぞれの任務の適正な遂行により負わされるか負担させられる可能性のある法的措置、費用、請求、損害、経費または負債の一切について(法律により与えられている補償に加えて)関連するサブ・ファンドの資産から補償され免責を受ける権利があります。受託会社または資産運用会社が当該補償を受ける権利を抛りどころとする場合には、サブ・ファンドの資産および本香港ETF受益証券の価額を減少させることとなります。

市場リスク

市場リスクには、経済情勢、消費パターン、投資および発行体についての入手可能な公開情報の欠如、投資家期待の変化などの要因が含まれ、投資価額に重要な影響を与える可能性があります。通常、エマージング・マーケットは、先進

国市場より不安定であり、価格は大幅に乱高下する可能性があります。したがって市場の動きにより関連するサブ・ファンドの本香港ETF受益証券の1証券当たりの純資産価額に大幅な変動がもたらされる可能性があります。本香港ETF受益証券の価格および収益は下落することもあれば上昇することもあります。

金額の多寡を問わず、投資家が利益を達成し、または損失を回避する保証はありません。サブ・ファンドの資本リターンおよび収益は、当該ファンドが保有する有価証券の資本増価に収益を加えた額から発生した費用を控除した額に基づきます。サブ・ファンドのリターンは、かかる資本増価および収益の変動に対応して変動する可能性があります。

資産クラス・リスク

資産運用会社は、各サブ・ファンドの投資ポートフォリオを継続的に監督する責任を負いますが、サブ・ファンドの投資対象の有価証券の種類からのリターンは、他の有価証券市場または他の資産への投資から得られるリターンを下回る可能性があります。対象有価証券の種類が様々になれば、他の一般の有価証券市場と比較したときに、パフォーマンスが上回る場合と下回る場合とが循環する傾向があります。

トラッキングエラー・リスク

サブ・ファンドのリターンは、いくつかの要因により参照指標から乖離する場合があります。例えば、サブ・ファンドの報酬および費用、市場の流動性、サブ・ファンド資産と参照指標を構成する有価証券との間のリターンの不完全な連動性、株価の端数処理、外国為替費用、参照指標の変更、規制当局の政策は、各サブ・ファンドの参照指標との密接な連動性を達成し、かつ参照指標の構成銘柄の変更に对应してサブ・ファンドのインデックス構成銘柄の保有状況をリバランスする資産運用会社の能力に影響を与える可能性があります。またサブ・ファンドが保有資産から収益（例えば利息および分配金）を受領する可能性があるのに対して参照指標にはかかる収益源はありません。関連する参照指標のパフォーマンスといかなる時点においても寸分たがわない同一の複製が常にある保証はありません。

資産運用会社は、各サブ・ファンドのトラッキングエラーを定期的に監視していますが、サブ・ファンドが参照指標のパフォーマンスに対して特定水準のトラッキングエラーを示す保証はありません。

集中リスク

サブ・ファンドの参照指標が特定の有価証券または特定産業あるいは特定産業グループの有価証券の集合に集中している場合、当該サブ・ファンドはこれらの有価証券のパフォーマンスに大きく依存し、悪影響を受ける可能性があります。そして価格ボラティリティにもさらされます。なお資産運用会社は、あるサブ・ファンドの資産のかなりの割合またはそのすべてを単一の有価証券か有価証券の単一の集合、または単一の産業か産業の単一のグループに投資する場合があります。その場合、当該サブ・ファンドのパフォーマンスは、当該有価証券、当該有価証券の集合、当該産業、当該産業のグループに密接に連動する可能性があり、他のより分散化したファンドのパフォーマンスより乱高下する可能性があります。また経済、市場、政治、規制上の特定の出来事に対して影響を受けやすくなる可能性があります。

単一国投資リスク

単一国だけに投資を行うサブ・ファンドへの投資は、地域ファンドやグローバル・ファンドほど分散化していません。これが意味することは、当該ファンドは他のミューチュアル・ファンドより乱高下しやすい傾向があり、当該ポートフォリオの価額は当該国固有のリスクにさらされる可能性があります。

外国有価証券リスク

サブ・ファンドは一国または一地域の株式市場に全面的に投資しあるいは関連する場合があります。かかる市場は、政治状況、経済状況に影響される要因を理由とする市場変動を含めて外国投資に付随する特殊リスクにさらされます。非香港企業の有価証券への投資は、香港企業への投資に通常付随しない特殊リスクおよび検討事項が伴います。これらには会計処理方法、開示、会計監査、財務報告基準の相違、サブ・ファンドの資金またはその他の資産の収用または没収課税の可能性、外国地元への投資に影響を与え得る政治的不安定性、国際資本のフローに対する潜在的な制限などが含まれます。非香港企業は、香港企業よりも緩い政府規制が適用されている場合があります。さらに、個々の外国経済は、国内総生産の成長率、インフレ率、資本再投資、資源の自給状況および国際収支状況などの点において香港経済と比較して優位のこともあれば劣位のこともあり得ます。

運用リスク

サブ・ファンドは運用上のリスクにさらされます。これは資産運用会社の運用戦略（その実施はいくつかの制約に服します。）が意図した結果を生まない可能性があるリスクをいいます。いくつかのサブ・ファンドについては、関連する参照指標に連動する完全複製戦略を採用することが資産運用会社の意図ですが、完全複製戦略の実施は、資産運用会社の支配の及ばない制約に服する場合があることから、当該戦略が達成できる保証はありません。また資産運用会社は、サブ・ファンドの利益のために、関連するサブ・ファンドを構成するインデックス構成銘柄について株主権を行使する上で絶対的な裁量を持ちます。かかる裁量の行使が関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されることにつながる保証はありません。また投資家は、関連するサブ・ファンドを構成するインデックス構成銘柄について、資産運用会社、当該サブ・ファンドまたは本香港ETF受益者のいずれも議決権を有していない場合があることに留意する必要があります。

受動的投資

サブ・ファンドは能動的に運営されていません。各サブ・ファンドは投資メリットに関係なく参照指標に含まれる、または参照指標を反映するインデックス構成銘柄に投資します。資産運用会社は個々に有価証券を選別することはなく、また市場の下落局面においてディフェンシブ・ポジションをとることもありません。したがって各サブ・ファンドに本来的に備わる投資の特性に起因する市場変動に適應する裁量がないため、参照指標に関連する下落は、これに対応して関連するサブ・ファンドの価額の下落をもたらすことが見込まれます。

制限の多い市場のリスク

サブ・ファンドは外国人による所有または保有に制約または制限を課す法域(中国を含みます。)の有価証券に対する投資を行なう場合があります。かかる場合、関連するサブ・ファンドは、当該市場に直接または間接に投資を行なわなければならない場合があります。直接的にせよ、間接的にせよ法規制上の制限または制約が、本国資金送金の制約、売買制限、不利な税務上の取扱い、手数料費用の高さ、規制上の報告要件、現地の保管会社およびサービス提供者のサービスへの依存などの要因により当該投資の流動性およびパフォーマンスに不利な影響を与える可能性があります。結果、関連するサブ・ファンドのトラッキングエラーが増えることにつながる可能性があります。

倒産可能性リスク

現在の経済環境の下において、世界市場は極めて高水準のボラティリティと企業倒産のリスクの増加を経験しています。参照指標の構成銘柄の中から一つでも(あるいは複数の)支払不能または企業倒産が発生すれば参照指標、したがって関連するサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。投資家はサブ・ファンドへの投資により損失を被る可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

資産運用会社は、サブ・ファンドの勘定において仲介業者、ブローカーディーラーおよび銀行などの金融機関と取引を行なう場合があります。当該サブ・ファンドの投資の関連で取引を行なうこともあります。サブ・ファンドは、取引の相手方当事者である金融機関がその信用面または流動性面の問題に起因して、あるいは当該相手方当事者の支払不能、不正行為、規制上の制裁措置に起因して、市場慣行に沿った取引決済を行うことができず、従って当該ファンドが損失を被るリスクにさらされる可能性があります。

またサブ・ファンドは、有価証券または現金の預入先である保管会社、銀行または金融機関(以下「保管会社または預託機関」といいます。)のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。これらの保管会社または預託機関は、信用関連事由または支払不能または債務不履行のような事由に起因してその債務の履行ができなくなる可能性があります。かかる状況では、当該サブ・ファンドは、特定の取引を解消する必要が発生する可能性があります。当該サブ・ファンドの資産の回収を求める裁判手続きに数年の歳月と困難に遭遇する可能性があります。

借入リスク

資産運用会社の指示に基づき、受託会社は(関連するサブ・ファンドの純資産価額の25%を上限に)償還の円滑化および当該サブ・ファンドの勘定での投資の取得など様々な理由のもとにサブ・ファンドの勘定において借入を行う場合があります。借入は金融リスクの増加を伴い、金利上昇、景気後退、投資裏付け資産の状態悪化などの要因に対する当該サブ・ファンドのエクスポージャーを増大させる可能性があります。当該サブ・ファンドが有利な条件で借入できる保証はなく、また当該サブ・ファンドの債務を当該サブ・ファンドが随時確保し、リファイナンスできる保証はありません。

会計基準および開示

資産運用会社は、香港財務報告基準(以下「HKFRS」といいます。)を適用して本香港投資信託およびサブ・ファンドの年次決算を作成することとしています。しかしながら投資家は、報酬の算定目的上の、または引受および償還目的上の、純資産価額の計算は、必ずしも一般に公正妥当と認められた会計原則すなわちHKFRSに準拠しているわけではないことに留意する必要があります。HKFRSのもとでは、投資は公正価値で評価される必要があります。また買呼値と売呼値は、上場されている長期および短期のそれぞれの投資について公正価値とみなされています。しかしながら後述の「純資産の算定」の項に記載される評価基準のもとでは、上場されている投資は、HKFRSで要件とされる買呼値および売呼値に代えて最終売買価格を参照して評価することができるとされています。したがって投資家は本書に記載されている純資産価額は、資産運用会社がHKFRSの条件を満たすために必要な調整を年次財務報告書に加えている場合があるため、年次財務報告書に報告されている純資産価額と必ずしも同じではないことに留意する必要があります。かかる調整については、HKFRSに準拠して作成された年次報告書に示される価額を、関連する本香港投資信託の評価ルールを適用して得られた価額に調整する照合過程を示した注記を含めて開示されています。

早期終了リスク

信託証書の条項によって、下記「第一部 第2 3(5)その他 - 本香港投資信託またはサブ・ファンドの終了」の見出しの項に要約されているように、資産運用会社または受託会社は、一定の状況下で本香港投資信託またはサブ・ファンドを終了させることができます。

サブ・ファンドの早期終了の場合には、当該サブ・ファンドは、信託証書に従い、サブ・ファンドの資産に対する比例持分を本香港ETF受益者に分配しなければなりません。かかる売却または分配の時点において、当該サブ・ファンドにより保有されている一部の投資が、当該投資の当初原価より価額が低く、結果として、本香港ETF受益者がかなりの損失を被る場合があります。さらに当該サブ・ファンドについての組織関連費用が未だ全額償却されていない場合には、当該サブ・ファンドの当該時点での純資産価額から差引かれることとなります。当該サブ・ファンドの本香港ETF受益者に対する分配金額は、当該受益者が投資した資本より多い場合もあれば少ない場合もあります。

エマージング・マーケット・リスク

サブ・ファンドが投資する可能性があるいくつかの海外市場は、エマージング・マーケット国とみなされています。多くのエマージング・マーケットの経済は、現代における発展では依然初期段階にあり、急激かつ予測しない変化が発生することがあります。多くの場合、政府は経済に対して直接的な強い支配力を保持しており、急激かつ広汎な影響を与える措置をとる可能性があります。また開発段階が低い市場やエマージング・マーケットの経済は、僅かな数の市場(単一市場の場合さえあります。)に高度に依存しており、このため当該市場は国内外のショックの悪影響にますます左右されやすくなります。

またエマージング・マーケット地域は、以下に限定されませんが次のような特殊なリスクにもさらされています。一般的に有価証券市場の流動性が低く非効率なこと、一般的に価格ボラティリティが高いこと、為替レートの変動および為替管理、債務商品のボラティリティが高いこと(特に金利による影響)、資金またはその他の資産の本国送金に対

する制限、発行体について入手可能な公開情報の少なさ、税金の賦課、取引費用および管理費用の高さ、決済遅延および紛失リスク、契約執行の困難さ、市場流動性の低さおよび時価総額の少なさ、市場の整備水準の低さとこれに伴う株価の乱高下、政治的不安定、保管および／または決済制度の未整備状態とこれに伴いサブ・ファンドがサブ・カストディアンに対するリスクにさらされる状況におかれること(受託会社は信託証書の規定により責任を負わない)、資産の収用リスクおよび戦争リスク、

戦争リスクおよびテロ攻撃リスク

サブ・ファンドの投資が所在する市場に対して直接または間接の影響を与える可能性のあるテロ攻撃がないことについて保証はありません。かかる攻撃から発生する付随的な政治的、経済的影響は、サブ・ファンドの運営および収益性に悪影響を与える可能性があります。

クラス横断的負債リスク

信託証書は、受託会社および資産運用会社が本香港ETF受益証券をいくつかのクラス別に発行することを許容しています。信託証書は、本香港投資信託のサブ・ファンドの各種クラスに負債を帰属させる方法を規定しています(サブ・ファンドのうち当該負債が発生した特定のクラスに帰属させます)。当該負債の支払先は(受託会社が当該相手先に担保権を設定していない限り)当該クラスの資産に対して直接の請求権を有していません。ただし、受託会社は本香港投資信託の資産から求償および補償を受ける権利を有しています。この結果、サブ・ファンドの本香港ETF受益証券の一つのクラスの受益者が、自らは所有していない本香港ETF受益証券の他のクラスについて発生した負債の負担を余儀なくされる可能性があります。それは当該他のクラスに帰属する資産が受託会社に対する支払債務に足りない場合です。したがって、サブ・ファンドの一つのクラスの負債は、当該特定クラスに限定されずに、当該サブ・ファンドの他の一つのまたは複数のクラスから支払う必要が生じる可能性があります。

サブ・ファンド横断的負債リスク

本香港投資信託の各サブ・ファンドの資産および負債は、帳簿目的上、他のサブ・ファンドの資産および負債から分別して記録されます。信託証書は、各サブ・ファンドが相互に分別して管理されるべき旨を規定しています。しかしながら、法域を問わず裁判所が負債の限定を尊重し、特定のサブ・ファンドの資産が他のサブ・ファンドの負債の支払に充当されることはないという保証はありません。

分配金が支払われない可能性

サブ・ファンドが本香港ETF受益証券に分配金を支払うか否かは、資産運用会社の分配方針に従い、また参照指標のインデックス構成銘柄について宣言され支払われた分配金にも左右されます。受益者に分配金を支払うことに代えて、資産運用会社は、その裁量においてインデックス構成銘柄から受領した分配金をサブ・ファンドの費用の支払に充てることもできます。かかるインデックス構成銘柄の分配金支払率は、一般経済情勢、関連する対象企業の財政状態および分配方針を含めて資産運用会社または受託会社の支配の及ばない要素に左右されます。かかる企業が配当金または分配金を宣言し、また支払を行うという保証はありません。

サブ・ファンドの運営支配権は含まれていないこと

サブ・ファンドへの投資家は、投資、償還の決定を含めて当該サブ・ファンドの日々の運営を管理する権利を有していません。

市場売買リスク

売買リスク

本香港投資信託の設定／償還の特色は、本香港ETF受益証券がその純資産価額近くで売買される可能性が高くなるように設計されていますが、設定および償還に対する混乱(例えば、外国政府による資本規制の導入に伴う混乱)は、サブ・ファンドの売買において純資産価額に対する大幅なプレミアム／ディスカウントをもたらす可能性があります。また本香港ETF受益証券の取引が行なわれる有価証券市場においてサブ・ファンドの本香港ETF受益証券について活発な流通市場が存在しまたは維持される保証はありません。

またサブ・ファンドの純資産価額は、サブ・ファンドが保有するインデックス構成銘柄の時価の変動および基準通貨と対象通貨との間の為替レートの変動とともに上下します。本香港ETF受益証券の時価は、純資産価額の変動および本香港ETF受益証券が上場されている取引所における需給に応じて変動します。資産運用会社は、本香港ETF受益証券が純資産価額を下回って売買されるのか、同水準なのか、上回って売買されるのかを予測することはできません。価格差が生じるのは、任意の時点における流通市場での本香港ETF受益証券に対する需給の力がインデックス構成銘柄の個々のまたは全体の売買価格に影響を与えている需給の力と密接に関連はしているものの、全く同じというわけではない事実を要因としている可能性があります。しかしながら、本香港ETF受益証券は(しばしば純資産価額に対して相当のディスカウントまたはプレミアムで売買されることのある多くのクローズドエンド型投資信託の持分と異なり)設定および償還とともに申込単位の集合体として行なわなければならない以上、資産運用会社としては、本香港ETF受益証券の純資産価額に対する大幅なディスカウントまたはプレミアムが持続することは通常ないと考えています。資産運用会社がサブ・ファンドの本香港ETF受益証券の設定および／または償還を停止する場合には、資産運用会社は本香港ETF受益証券の流通市場価格と純資産価額の間に大幅なプレミアムまたはディスカウントがあると予測しています。

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券が売買される規模を予測するための確かな根拠はありません。サブ・ファンドの本香港ETF受益証券が、投資会社により他の法域で発行されまたはSEHKで売買されている他の上場ファンドと類似したパターンの売買または価格を見せる保証はありません。

本香港ETF受益証券の流通市場が存在していないこと

本香港ETF受益証券がSEHKに上場され、一または複数のマーケットメイカーが指名されるにしてもサブ・ファンドの本香港ETF受益証券について流動的な流通市場が存在しない可能性があります。さらに、本香港ETF受益証券が、投資会社により他の法域で発行されまたはSEHKで売買されている、参照指標以外の指数に基づく他の上場ファンドと類似したパターンの売買または価格を見せる保証はありません。

マーケットメイカーへの依存

本香港ETF受益証券についてマーケットメイカーが常時少なくとも一社いるようにすることが資産運用会社の意図ですが、投資家は、サブ・ファンドについてのマーケットメイカーが存在しない場合には、本香港ETF受益証券の市場流動性が悪影響を受ける可能性があることに留意する必要があります。各サブ・ファンドについてSEHKのマーケットメイカーが一社だけ存在する場合においては、マーケットメイカーが単独マーケットメイカーとしての任務を遂行しないとしても、当該サブ・ファンドが当該サブ・ファンドについてのその単独マーケットメイカーを解任することが結果的に現実的でない場合があります。

資産運用会社への依存

受益者は、投資戦略の策定において資産運用会社に依存しなければならず、概ねサブ・ファンドのパフォーマンスは資産運用会社の役員および従業員のサービスおよび手腕に左右されます。資産運用会社またはその主要人員によるサービスの提供が喪失した場合、資産運用会社の業務に重大な中断が発生した場合、資産運用会社において極端な支払不能が発生した場合において、受託会社が後任の運用会社を迅速に探すことができず、さらに同等の条件または同様の質で新たな指名を行うことができない可能性があります。したがってこれらの事象の発生は、サブ・ファンドのパフォーマンスを悪化させ、かかる状況では投資家が損失を被る可能性があります。

指定参加者への依存

本香港ETF受益証券の発行および償還は、指定参加者のみを通じて行なうことができます。指定参加者は当該サービスの提供について報酬を請求することができます。指定参加者は、例をあげれば、SEHKにおける取引が制限または停止されている間、CCASSを通じる有価証券の決済または清算が中断している間、参照指標が集計または公表されていない間は、本香港ETF受益証券の発行または償還を行なうことができません。また指定参加者は、サブ・ファンドの純資産価額の計算を妨げる事象が発生した場合、またはサブ・ファンドの有価証券ポートフォリオの処分が実行できない場合は、本香港ETF受益証券の発行または償還を行なうことができません。指定参加者数は常に限られ、指定参加者が一社の場合もあり得ることから、投資家が常に自由に本香港ETF受益証券を設定または償還できるとは限らないリスクがあります。

活発な市場／流動性が存在しないリスク

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券は、SEHKへの上場時当初は広く保有されない可能性があります。したがって本香港ETF受益証券を少量だけ購入する投資家は、売却しようとする場合に、他の買い手を必ずしも探すことができない可能性があります。このリスクに対処するために一つまたは複数のマーケットメイカーが指名されています。

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券について活発な流通市場が整備され維持される保証はありません。またサブ・ファンド自体を構成するインデックス構成銘柄についての流通市場が限定的な場合、またはスプレッドが広い場合には、本香港ETF受益証券の価格および投資家が当該受益証券を希望価格で売却する能力に悪影響を与える可能性があります。活発な市場が存在していない時に投資家が本香港ETF受益証券を売却する必要がある場合、本香港ETF受益証券について受領する価格は(売却が可能として)、活発な市場が存在していた場合に受領した価格より低いことが見込まれます。

さらに、インデックス構成銘柄がリバランス操作その他のためにサブ・ファンドにより購入または売却される得る価格および本香港ETF受益証券の価額は、当該サブ・ファンドの有価証券ポートフォリオの流通市場が限定的か、非効率か、存在しないか、あるいは買呼値と売呼値のスプレッドが広い場合には、悪影響を受ける可能性があります。

本香港ETF受益証券の設定および償還に対する制限

投資家はサブ・ファンドが香港において公衆に募集される通常の個人向け投資ファンド(通常、受益証券は資産運用会社から直接購入され償還されます。)とは異なることに留意する必要があります。サブ・ファンドの本香港ETF受益証券は、直接、指定参加者(指定参加者の自己勘定としてか、または指定参加者に口座を開設した株式仲介業者を通じて投資家の代理としてのいずれか)によってのみ申込単位、規模で指定および償還されます。その他の投資家は、指定参加者を通じて申込単位の規模で本香港ETF受益証券の設定または償還の依頼(投資家が個人投資家の場合には指定参加者に口座を開設済みの株式仲介業者を通じて依頼)を行うことができるにとどまります(指定参加者は、一定の状況のもとでは、投資家からの本香港ETF受益証券の設定または償還の依頼の受理を拒絶する権利を留保しています。)。投資家は、代替的に本香港ETF受益証券を株式仲介業者などの仲介機関を通してSEHKにおいて売却することにより本香港ETF受益証券の価額を換金することが可能です。設定および償還の申込を拒絶できる状況についての詳細は、「設定申込の拒絶」および「償還申込の拒絶」の項をご参照下さい。

本香港ETF受益証券が純資産価額以外の価格で売買される可能性

サブ・ファンドの純資産価額は、本香港ETF受益証券の買値または売値の公正価値に相当します。いずれの上場ファンドと同じように、本香港ETF受益証券の時価はしばしば純資産価額より高い場合もあれば低い場合もあります。したがって受益者が純資産価額に近い価格で売買できない可能性のリスクがあります。純資産価額からの乖離はいくつかの要因により左右されますが、インデックス構成銘柄に対する市場の需給の不均衡が大きい場合に乖離が広がります。「売買」スプレッド(すなわち潜在的買い手による買呼値と潜在的売り手による売呼値との差額)も純資産価額からの乖離のもう一つの原因です。売買スプレッドはマーケット・ボラティリティすなわち市場の不確実性が高い時期に広がり、純資産価額からの乖離を増加させます。またある投資家が本香港ETF受益証券を流通市場からプレミアム付きで購入する事実は、投資家が支払うプレミアム分のリターンを当該投資家に保証されていることを意味するものではないことに留意して下さい。投資家が支払うプレミアム分を取り返せない場合、当該投資家は本香港ETF受益証券を売却した時に損失を被ります。

本香港ETF受益証券の売買費用リスク

SEHKでの本香港ETF受益証券の売買には、すべての有価証券取引に適用される様々な種類の費用がかかります。本香港ETF受益証券を仲介業者経由で売買した場合、投資家は仲介業者により課される仲介手数料やその他諸費用を負担することになります。また流通市場の投資家は、売買スプレッド、すなわち本香港ETF受益証券のために投資家が支払う用意のある価格(買呼値)と売り手が本香港ETF受益証券を売る用意のある価格(売呼値)との差額を負担することになります。頻繁な売買は投資成果を損なう可能性があります。また本香港ETF受益証券への投資は、小口投資を恒常的に行なう投資家には特にお勧めできないかもしれません。

投資評価の難しさ

サブ・ファンドのために取得した有価証券が、その後当該有価証券の発行体に関連する事象、市場および経済状態、規制上の制裁に起因して非流動的になる場合があります。サブ・ファンドの有価証券ポートフォリオについての明確な価額表示が入手できない場合(例えば、有価証券が売買されている流通市場が非流動的になった場合)、資産運用会社は信託証書に従い、当該有価証券の公正価値を確定するために評価手法を用います。

有価証券のボラティリティ・リスク

有価証券の価格は乱高下する場合があります。有価証券の価格変動は予測が困難であり、特に需給関係の変化、政府取引、財政政策、金融政策、為替管理政策、内外政治状況、経済状況、市場に本来的に備わるボラティリティにより影響されます。サブ・ファンドの価額はかかる価格変動の影響を受けて特に短期間に乱高下する場合があります。

償還の効果

本香港ETF受益証券について相当規模の償還が指定参加者から請求された場合、かかる償還が請求された時点においてサブ・ファンドの投資を清算することが恐らく不可能で、さもなければ当該投資の真の価額を反映していないと資産運用会社が考える価格によってのみ資産運用会社は清算を行うことが可能となり、その結果、投資家のリターンに悪影響が生じることになります。本香港ETF受益証券について相当規模の償還が指定参加者から請求された場合、サブ・ファンドに対する本香港ETF受益証券の当該時点における発行済合計数の10%(または資産運用会社が決定するこれよりも高い比率)を超える償還を請求する指定参加者の権利は繰延べることができるか、または償還手取金の支払期間を延長することができます。

また資産運用会社は特定の状況においては、サブ・ファンドの純資産価額の決定を任意の期間についてその全部または一部を停止することもできます。詳細については「純資産価額の決定の停止」の項をご参照下さい。

流通市場の売買リスク

サブ・ファンドが本香港ETF受益証券の引受または償還の注文を受理していない時に本香港ETF受益証券がSEHKにおいて売買されることがあります。かかる期間中、本香港ETF受益証券は、サブ・ファンドが引受および償還の注文を受理している時よりも大幅なプレミアムまたはディスカウントで売買されることがあります。

規制リスク

法規制リスク

サブ・ファンドは、サブ・ファンド自体とサブ・ファンドによる投資制限に対して影響を与える規制上の制約および法律の変更に従わなければなりません。これに伴い、サブ・ファンドの投資方針および投資目的の変更を要求される場合があります。さらに、かかる法律の変更は、市場心理に影響を与え、それがサブ・ファンドの構成銘柄にも及び、結果としてサブ・ファンドのパフォーマンスに影響を受けることになります。法律の変更による影響がサブ・ファンドにとってプラスかマイナスかを予測することは不可能です。最悪のシナリオでは、受益者はサブ・ファンドへの投資の重要部分を失う可能性があります。

委員会による許可取消リスク

各サブ・ファンドは、関連の参照指標のパフォーマンスと密接に対応する投資成果の提供を目指しています。一つまたは複数のサブ・ファンドは、証券先物条例第104条に基づき委員会により規約上の集団投資スキームとしての許可を受けています。しかしながら、委員会は、例えば一つのサブ・ファンドについて、関連する参照指標が委員会にもはや受入れ難いとみなす場合には、当該許可を取消す権利を留保しています。委員会の許可は、サブ・ファンドを推奨または是認するものではなく、またサブ・ファンドの商業的メリットおよびパフォーマンスを保証するものでもありません。委員会の許可は、サブ・ファンドがすべての投資家にふさわしいことを意味するものではなく、また特定の投資家もしくは特定クラスの投資家にとっての適合性を是認するものでもありません。

上場廃止に関連するリスク

SEHKは本香港ETF受益証券を含む有価証券のSEHKでの継続的上場のために一定の要件を課しています。投資家は、各サブ・ファンドがSEHKでの本香港ETF受益証券の上場を維持するために必要な要件を充足し続けること、およびSEHKが上場要件を変更しないことについて保証されることはありません。本香港ETF受益証券がSEHKから上場廃止された場合は、資産管理会社は受託会社と協議の上、非上場のサブ・ファンドとして当該サブ・ファンドを運営することについて委員会の事前承認を申請するか(当該サブ・ファンドのルールに所要の変更を加える必要があります。)、または当該サブ・ファンドを終了させ、投資家にしかるべく通知を行います。

SEHKにおける売買停止リスク

サブ・ファンドの本香港ETF受益証券のSEHKにおける売買が停止された場合、またはSEHKにおける売買が全面的に停止された場合には、当該受益証券を取引する流通市場がなくなります。投資家保護のために売買を停止することが適切で公正かつ秩序の利益にかなうとSEHKが決定した時には随時、本香港ETF受益証券の売買を停止することができます。本香港ETF受益証券の売買が停止された場合には、本香港ETF受益証券の引受および償還も停止される

ことがあります。

課税

サブ・ファンドへの投資は、各受益者のそれぞれの状況に応じて受益者にとっての税務上の影響が発生する可能性があります。投資を検討するにあたっては、各位の税務アドバイザーに相談の上、本香港ETF受益証券への投資が各位にもたらす可能性のある税務上の影響について助言を求めることを強く勧めます。

参照指標に付随するリスク

参照リスクは変動します。

本香港ETF受益証券のパフォーマンス(報酬および費用控除前)は、参照指標のパフォーマンスに密接に対応します。参照指標が乱高下または下落すれば、それに応じて本香港ETF受益証券は変動または下落します。

参照指標を使用するライセンスは解除される可能性があります。

資産運用会社は、関連する参照指標に基礎を置くサブ・ファンドを設定するために関連する参照指標を利用し、かつ関連する参照指標についての一定の商標および著作権を使用するライセンスを各インデックス・プロバイダーにより付与されています。資産運用会社および関連するインデックス・プロバイダーとの間のライセンス契約が終了した場合には、サブ・ファンドはその目的を実現することができない可能性があり、サブ・ファンドを終了させることができます。サブ・ファンドについてのライセンス契約の当初期間および当該ライセンス契約を見直す方法は本書に記載されています。概略としては、ライセンス契約は資産運用会社または関連するインデックス・プロバイダーの双方の合意により終了することができ、ライセンス契約が永続的に更新される保証はありません。サブ・ファンドのライセンス契約を解除できる根拠についての詳細は、本書に記載されています。また関連する参照指標の集計および公表が終了し、関連する参照指標の計算に用いられていた計算方法と同一か、または十分に類似している計算方法を用いる代替参照指標がない場合にはサブ・ファンドを終了させることもできます。

参照指標の集計

各サブ・ファンドは、関連するインデックス・プロバイダーによるスポンサーを受け、承認を受け、販売され、推進されているものではありません。各インデックス・プロバイダーは、広くインデックス構成銘柄もしくは先物への、あるいはとりわけ関連するサブ・ファンドへの、投資の妥当性について、関連するサブ・ファンドへの投資家またはその他当事者に、明示的か黙示的かを問わず、一切の表明または保証を行うものではありません。各インデックス・プロバイダーは、関連する参照指標の決定、構成または計算において、資産運用会社または関連するサブ・ファンドへの投資家のニーズを勘案する義務は一切ありません。インデックス・プロバイダーが関連する参照指標を正確に集計している保証および関連する参照指標が正確に決定され、構成され、計算されている保証はありません。したがって、インデックス・プロバイダーの行為が、関連するサブ・ファンド、資産運用会社または投資家の利益を害さない保証はありません。

参照指標の構成は変化する可能性があります。

関連する参照指標を構成するインデックス構成銘柄の構成は、インデックス構成銘柄が上場廃止され、新しい有価証券または先物が関連する参照指標に組入れられると変化することになります。このようなことが発生した場合、サブ・ファンドにより所有されるインデックス構成銘柄は、投資目的を達成するために適切と資産運用会社が考える組入れ比率または構成に変更されます。このように本香港ETF受益証券に対する投資は、通常、関連する参照指標を反映します。なぜならば投資構成が変化し、必ずしも本香港ETF受益証券に対する投資を行った時の構成状況のままではないからです。しかしながら、特定のサブ・ファンドが関連する参照指標の構成を常に正確に反映する保証はありません。上述の「投資リスク」の項の「トラッキングエラー・リスク」をご参照ください。

参照指標の構成方法の変更リスク

関連する参照指標の構成方法は、市場条件の重要な変化への適応が必要とインデックス・プロバイダーが認める時に変更される場合があります。このようなことが起きた場合、サブ・ファンドにより所有されるインデックス構成銘柄は、改訂後の参照指標のもとで投資目的を引続き達成するために適切と資産運用会社が考える組入れ比率または構成に変更されます。このように本香港ETF受益証券に対する投資は、通常、関連する参照指標を反映します。なぜならば構成銘柄が変化し、必ずしも本香港ETF受益証券に対する投資を行った時の構成状況のままではないからです。

投資家はサブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)に特有の追加的リスクの詳細について以下の記述に留意する必要があります。

上記「一般的なりスク要因」の項に記載したすべてのサブ・ファンドに共通する一般的なりスク要因に加えて、投資家は以下に記載の事項を含む本香港ETFへの投資に付随する特有のリスクについても検討する必要があります。以下の記述は、これらのリスクのうちのいくつかについての要約として意図されたものです。これらは決して網羅的でなく、また本香港ETFへの投資の適合性についての助言を提供するものではありません。投資家は、本香港ETF受益証券に投資するかどうかを決定する前に以下に記述されているリスク要因を本書に含まれているその他の関連情報とともに注意深く検討する必要があります。委員会の許可は、商品の推奨または是認でもなく、また商品の商業的メリットを保証するものでもありません。

中国市場 / A株式市場リスク

中国市場 / 単一国投資

本香港ETFは中国本土において発行された有価証券に大部分を投資する以上、中国市場に本来的に内在するリスクと、その上でさらに集中リスクにもさらされます。上記「中国に関連するリスク要因」の項および「投資リスク」の

項の中の「制限の多い市場のリスク」、「エマージング・マーケット・リスク」および「単一国投資リスク」の各見出しの箇所をご参照下さい。

A株式市場の売買に依存することに関連するリスク

A株式のための流動性のある流通市場の存在は、当該A株式に対する供給と需要が存在するかどうかに依存します。本香港ETFによりインデックス構成銘柄を売買できる価格および本香港ETFの純資産価額は、A株式の流通市場が限定されているかまたは存在しない場合には悪影響を受けます。投資家は、A株式が売買されるSZSEおよびSSEは発展段階にあり、両取引所の時価総額および取引高は先進国市場の取引所と比較して少ないことに留意する必要があります。A株式市場は（例えば、特定株の売買停止または政府介入により）先進市場との比較で乱高下しやすく不安定である可能性があります。指定参加者は、インデックス構成銘柄の入手が可能でない場合、本香港ETF受益証券を設定または償還できなくなる可能性があります。A株式市場の市場ボラティリティおよび決済面での困難さは、同市場で売買されるインデックス構成銘柄の株価に大幅な変動をもたらすことにもなり、本香港ETFの価額に影響を与える可能性があります。

A株式市場の停止に関連するリスク

中国の証券取引所は、当該取引所で売買されるいずれの有価証券の売買を停止または制限する権限を有しています。停止されると資産運用会社がポジションを清算することが不可能になり、本香港ETFを損失にさらすことになります。このような状況のもとでは、本香港ETF受益証券の設定／償還が停止される一方で、資産運用会社の裁量次第で、SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買は停止される場合もあれば停止されない場合もあります。参照指標を構成するいくつかのA株式の売買が停止された場合、資産運用会社が本香港ETFの純資産価額を算定することが困難になる可能性があります。参照指標を構成する相当数のA株式の売買が停止された場合、資産運用会社は本香港ETF受益証券の設定および償還の停止、ならびに／または償還申込に関する金員の支払の延期を決定することができます。A株式市場が停止している場合において、SEHKにおける本香港ETFの売買が継続している時は、本香港ETFの売買価格は純資産価額から乖離する可能性があります。

中国の証券取引所によりA株式に対して課されている値幅制限の結果、指定参加者が本香港ETF受益証券を営業日に設定／償還することが可能でない場合があります。理由はインデックス構成銘柄について値幅制限を超えればインデックス構成銘柄は入手不可能であり、またポジションを清算することが不可能となるからです。このためトラッキングエラーが増えることとなり、本香港ETFは損失にさらされる場合があります。さらに本香港ETF受益証券の価格は、純資産価額に対してプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。資産運用会社は、上記「第一部 第1 2(2)投資対象 - A株式市場と香港市場の相違に対処するために資産運用会社が採用した諸施策」の項に開示しているように値幅制限に対応するための諸施策を実施しています。

香港株式市場と中国株式市場の相違に関連するリスク

SZSEおよびSSEは、本香港ETF受益証券の値が付いていないときにも開いていることから、本香港ETFポートフォリオに保有されるインデックス構成銘柄の価額は、投資家が本香港ETF受益証券を売買できない日にも変動する場合があります。さらに取引時間の違いのためにSEHKの一部または全部の売買セッションの間にSZSEおよびSSEに上場されているインデックス構成銘柄の時価が入手できない場合があります。この結果、本香港ETF受益証券は純資産価額に対してプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。

またSSEおよびSZSEとSEHKとの間の取引時間の違いは、純資産価額に対する本香港ETF受益証券の価格のプレミアム／ディスカウント水準を上昇させる可能性があります。これはSEHKが開いている時にSSEおよび／またはSZSEが閉まっている場合、参照指標の水準が入手できないためです。したがって、マーケットメイカーにより値付けされる価格は、参照指標が入手できないことに起因して発生する市場リスクを考慮して調整されることになります。その結果、純資産価額に対する本香港ETF受益証券の価格のプレミアム／ディスカウント水準は高くなる可能性があります。

香港では値幅制限はありません。しかしながら値幅制限はA株式に対して中国の証券取引所により課されており、日中に売買価格が値幅制限を超えて上昇または下落した場合、当該証券取引所におけるA株式の売買は停止されることになります。A株式の売買が停止されると本香港ETFが本香港ETF受益証券の設定／償還を反映させるためにインデックス構成銘柄を取得し、あるいはポジションを清算することが不可能になります。この結果、トラッキングエラーが増え、本香港ETFを損失にさらす可能性があります。本香港ETF受益証券も純資産価額に対して大幅なプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。

人民元関連リスク

人民元通貨リスク

人民元は、中国政府により課されている外国為替管理および本国送金を制限する財政政策に服することから、現在は自由交換通貨ではありません。将来かかる方針が変更される場合には、本香港ETFまたは投資家のポジションは、悪影響を受ける可能性があります。上記「中国に関連するリスク要因」の項の「人民元為替リスク」の見出しの箇所のリスク要因をご参照下さい。

発行市場の投資家は本香港ETF受益証券を引受けることを要し、償還手取金を人民元で受け取ります。本香港ETFは人民元建てであることから、人民元に基かない投資家は、当該投資家の基準通貨に対する人民元の為替レートの変動にさらされ、外国為替リスクによるかなりのキャピタル・ロスを被る可能性があります。人民元が切り下げられない保証はありません。切り下げられた場合には、当該投資家の投資は悪影響を受けることになります。サブ・ファンドにより支払われる償還手取金および分配金（香港ドルで取引される本香港ETF受益証券および人民元で取引される本香港ETF受益証券ともに人民元建て）あるいは売却代金（人民元で取引される本香港ETF受益証券は人民元建て）を他通貨に交換することを投資家が望むか意図する場合、投資家は当該為替リスクにさらされており、当該通貨交換による損失および付随する手数料を負担する可能性があります。

オンショア人民元市場リスク

オンショア人民元(以下「CNY」といいます。)は、中国の唯一の公式通貨であり、中国において個人、国家および企業の間のすべての金融取引に使用されます(以下「オンショア人民元市場」といいます。)

香港は中国国外において人民元預金の受入れを許可された最初の法域です(以下「オフショア人民元市場」といいます。)。2010年10月以来、オフショア人民元(以下「CNH」といいます。))が正式に取引

され、香港金融管理局およびPBOCが共同して規制しています。香港と中国間のクロスボーダーの人民元の移動に対する規制の結果、オンショア人民元市場およびオフショア人民元市場は、一定程度分離されており、それぞれの市場は人民元に適用される異なる規制上の要件に服することが許されています。したがってCNYはCNHとは異なる外国為替レートで取引することが許されています。オフショア人民元に対する需要が強いことからCNHはオンショア人民元に対してプレミアムで取引されてきていますが、ディスカウントされることもあります。本香港ETFへの投資は、潜在的にCNYおよびCNHの両方に対するエクスポージャーが生じる場合があります。したがって本香港ETFはより高い外国為替リスクおよび/またはより高い投資費用(例えば他の通貨をCNHの為替レートをを用いて人民元に交換する場合)にさらされる可能性があります。

しかしながら中国国外に存在する人民元建ての金融資産の現在の規模は限られています。2012年5月末現在、香港において人民元銀行業務を営む許可を受けている機関が保有する人民元(CNH)預金の合計金額は約5,540億人民元です。さらに、人民元業務参加公認機関は香港金融管理局により人民元預金の25%を下回らない一定の合計額の人民元資産(特に現金および人民元決済銀行に開設してある当該機関の決済勘定残高、中国財務部が香港で発行した人民元国債の保有ならびに中国銀行間債券市場を経由した債券投資の形態での人民元資産)を維持することが要求されています。このため人民元業務参加公認機関が顧客のために通貨交換サービスに利用可能な人民元の資金源を一段と制限しています。人民元業務参加銀行はPBOCからの直接の流動性サポートは受けられません。人民元決済銀行に限りPBOCからのオンショアの流動性サポートへのアクセス(PBOCによる年次および四半期毎の割当枠に従います。)を有しています。これは限定された取引についての人民元業務参加銀行のオープン・ポジション(クロスボーダー貿易決済に関連する企業向けの通貨交換サービスおよび香港居住者の個人顧客向けの一人一日20,000人民元を上限とする通貨交換サービスなどから発生するオープン・ポジションを含みます。)をスクエア・ポジションにするためにアクセスを認められているものです。人民元決済銀行はその他の外国為替取引または通貨交換サービスから発生するオープン・ポジションを人民元業務参加銀行のためにスクエアにする義務はありません。人民元業務参加銀行が当該オープン・ポジションをスクエアにするためにオフショア市場から人民元を調達する必要があります。

オフショア人民元市場は引続き市場の奥行きおよび規模において成長していくことが見込まれますが、その成長は外国為替に対する中国法規制により多くの制約要因に左右されます。オフショア人民元の利用可能性を制限する効果をもたらす新たな中国法規制が将来的に公布、終了、修正されない保証はありません。中国国外の限られた利用可能な人民元は、本香港ETFの流動性に影響を与える可能性があります。資産運用会社がオフショア市場において人民元の資金調達を必要とする限り、そのようになった場合において当該人民元を満足な条件で資金調達できる保証はありません。

オフショア人民元(「CNH」)送金リスク

人民元は現在、自由交換通貨ではありません。過去数年にわたり経常勘定のもとでの日常業務的な外国為替取引の管理を中国政府は大幅に削減してきたものの、中国政府は人民元と外国通貨との交換を引続き規制しています。香港における人民元業務参加銀行は、2009年7月に導入された試験的制度のもとでの人民元貿易取引決済への従事を認められてきました。これは経常勘定取引に該当します。試験的制度は2010年6月に拡充されて中国の20の省および地方自治体が対象となり、人民元建ての貿易および他の経常勘定項目の決済が世界のすべての国において利用可能になりました。2011年2月25日、商務部(以下「MOFCOM」といいます。)は外国投資管理に関する通知(以下「MOFCOM通知」といいます。)を公表しました。MOFCOM通知は、外国投資家がクロスボーダーの貿易決済から得たか、または中国国外から適法に取得した人民元を用いて中国に投資を行おうとする場合(新会社の設立、既存の会社の登録資本の増加、オンショア企業の取得、融資枠の供与のいずれであるかは問われません。)、MOFCOMの書面による事前の同意が必要となる旨を述べています。MOFCOM通知は、外国投資家による人民元の中国への還流送金についてMOFCOMの書面による同意取得を要件として明示的に規定していますが、当該外国投資家は、資本勘定項目の取引についてPBOCおよびSAFEなど他の規制当局からの承認取得も要求される場合があります。PBOCおよびSAFEは、資本勘定項目の決済について中国への人民元送金について具体的規制を公表していないため、外国投資家は、ケース・バイ・ケースで関連当局から具体的承認を取得した時点で、株主貸付金または資本拠出などの資本勘定の目的ではオフショア人民元に限り送金することが可能です。将来、中国政府がクロスボーダーの人民元送金に対する規制を引き続き段階的に自由化していく保証、あるいは2009年7月に導入された試験的制度(2010年6月に拡充)が中止されない保証、あるいは中国国内または国外向けの人民元の送金を制限または廃止する効果を有する中国規制が公布されない保証はいずれもありません。かかる事象が発生した場合には、償還を行い人民元で償還手取金を支払う本香港ETFの能力および現金で設定または償還を行い、対象の顧客に人民元で決済を行う指定参加者の能力を含めて本香港ETFの運営には深刻な悪影響を与える可能性があります。またかかる制限はSEHKにおいて本香港ETF受益証券が当該1証券当たりの純資産価額に対して大幅なディスカウントで売買される事態を招く可能性があります。

現在、中国銀行(香港)有限公司(Bank of China (Hong Kong) Limited)は、香港におけるオフショア人民元の唯一の決済銀行です。決済銀行は、他の人民元業務参加銀行の人民元のネット・ポジションをスクエアにするためにPBOCから人民元の資金調達が可能なオフショア銀行を指します。2004年2月1日、中国銀行(香港)有限公司(Bank of China (Hong Kong) Limited)は、PBOCの指名を受けて人民元決済サービスを開始しました。中国への人民元資金の送金は、当該目的のために中国銀行(香港)有限公司(Bank of China (Hong Kong) Limited)により開発された運用システムに依存しており、送金に遅延が発生しない保証はありません。

RQFII制度に関連するリスク

RQFIIリスク

本香港ETFはRQFIIではありませんが、RQFIIのRQFII割当枠を直接使い、中国A株式およびその他の許容投資へのアクセスを確保することができます。本香港ETFは、資産運用会社のRQFIIの地位を経由して適格有価証券投資に対して直接に投資を行なうことができます。本書日現在、RQFIIとして資産運用会社が本香港ETFに関連して取得したRQFII割当枠は170億人民元で、このすべてが本香港ETFに割当てられる見込みです。

投資家はRQFIIの地位が停止または取消される場合があり、その場合には、本香港ETFはその保有有価証券を処分することが求められる可能性があるため本香港ETFのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。またRQFIIに対して中国政府により課せられる一定の制限は、本香港ETFの流動性およびパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。

SAFEは同委員会の「資産運用会社または証券会社である人民元適格外国機関投資家を經由する国内有価証券投資のための試験的制度に関連する問題についての通知」匯發[2011]50号に基づき、RQFIIによる中国からの資金の本国送金を規制し監視しています(以下「RQFII措置」と言います。)本香港ETFのようなオープンエンド型RQFII投資信託に関するRQFIIによる人民元で行われる本国送金は、現在は日常的に許可されており、SAFEによる制限または事前承認に服していません。ただし、中国保管会社により真正性およびコンプライアンスのチェックが行われ、また送金および本国送金に関する月次報告が中国保管会社からSAFEに提出されることとなります。しかしながら、将来において、中国のルールおよび規制が変更されない、あるいは本国送金の制限が課せられない保証はありません。さらに、中国の規則および規制に対するかかる変更が遡及的に発効する可能性があります。投資資本および純利益の本国送金に対する制限は、受益者からの償還請求を充足する本香港ETFの能力に影響を与える可能性があります。さらにまた、保管会社または中国保管会社による真正性およびコンプライアンスのチェックは、本国送金毎に行われることから本国送金の実行が遅延し、RQFII規制の遵守違反の場合には保管会社または中国保管会社により拒絶されることさえあり得ます。かかる場合、償還手取金は償還受益者に対して可及的速やかに、関連する本国送金完了後、3営業日以内に支払われるものと見込まれています。関連する本国送金の完了に要する実際の期間は、資産運用会社の支配の及ぶところではないことに留意下さい。

RQFII割当枠はRQFIIに総枠で付与されますが、170億人民元の金額は本香港ETFに特定されて付与されています。RQFII規制のもとでの規則および制限は、RQFIIに全体として総体的に適用され、単に本香港ETFによる投資に適用されるわけではありません。RQFII措置は、RQFIIが割当枠を付与されてから1年以内に当該RQFII割当枠を事実上使用できない場合には、当該割当枠の規模はSAFEにより減額または取消される場合がある旨を規定しています。SAFEがRQFII割当枠を減額した場合、本香港ETFの投資戦略を効果的に追求する資産運用会社の能力に影響を与える可能性があります。他方、SAFEはRQFIIまたは中国保管会社がRQFII措置の規定に違反した場合、規制上の制裁措置を課す権限を付与されています。違反があればRQFII割当枠の取消またはその他規制上の制裁措置の結果を招く可能性があり、また本香港ETFによる投資に配分されたRQFII割当枠の部分に悪影響を与える可能性があります。

投資家は、RQFIIが引続きRQFIIの地位を維持し、また追加的なRQFII割当枠を取得できる保証がないことに留意する必要があります。本香港ETFが本香港ETFに対する引受申込のすべてに応じるだけの十分な割当枠を確保できない場合があります。また償還請求が、本国送金制限や関連する法規制の変更により適時に処理できる保証もありません。このような制限はそれぞれ本香港ETFの申請却下および取引停止の結果を招く可能性があります。極端な状況においては、RQFII割当枠不足、投資能力の限定により相当の損失を被る可能性があり、またRQFIIに対する投資制限、非流動的な中国国内有価証券市場および/または売買執行または取引決済の混乱により本香港ETFは投資目的または投資戦略を十分に実施し、または追求することができない可能性があります。

現行のRQFII関連の法律、規則および規制は変更されることがあり、遡及的に発効することもあります。またRQFII関連の法律、規則および規制が廃止されない保証もありません。中国市場にRQFIIを経由して投資を行う本香港ETFは、かかる変更の結果、悪影響を受ける可能性があります。

RQFII規則の適用

RQFIIプログラムは未だ試験的段階にあります。上記上記「第一部 第1 2(2)投資対象 - 人民元適格外国機関投資家(RQFII)」に記述したRQFII規制は最近公表され、その実施には不確実性が伴う可能性があります。当該規則は本質的に斬新な規則であり、そのため十分に実地経験を積んでいません。その適用は関連の中国当局から出される解釈に依存する場合があります。中国当局および規制機関は、このような投資規制においては裁量を広く与えられており、またかかる裁量が現在および将来どのように行使されるかについて前例がなく確実性に欠けます。

RQFII規則に従って投資を行う本香港ETFのような投資商品は、この種の案件の第一陣グループの一つです。当該規則が変更された場合、本香港ETFに対する投資家の投資に悪影響を与える可能性があります。最悪のシナリオでは、関連規則の適用における変更のために本香港ETFを運営することが合法的ではなくなり存続不能な場合には、資産運用会社は本香港ETFを終了させる決定を行なう可能性があります。

RQFII制度リスク

現行のRQFII規制には本香港ETFに適用される投資制限についての規則が含まれています。

取引の執行または決済、中国での資金または有価証券の振替における中国保管会社の不履行が発生した場合には、本香港ETFは資産の回収遅延に遭遇する可能性があり、そのため本香港ETFの純資産価額に影響を与える可能性があります。

インデックス構成銘柄の流動性に関連するリスク

インデックス構成銘柄の潜在的な流動性の制約に起因して、資産運用会社が設定申込および償還申込の取引を本香港ETFのファンド価額(すなわち既存の投資家の利益)に悪影響を及ぼすことなく効率的に処理することができない可能性があります。したがって資産運用会社は一日当たり設定または償還できる本香港ETF受益証券の合計数に制限を設けることができます。

中国保管会社リスク

受託会社は本香港ETFの資産をその保管下またはその支配下に置き、受益者のために当該資産を信託形式で保有します。有価証券口座に保有／貸記されている資産は、中国保管会社の自己資産から分離、独立しています。しかしながら投資家は、中国法のもとでは、中国管理会社に開設されている本香港ETFの現金口座(RQFII保有者としての資産運用会社と本香港ETFの共同名義で維持されています。)に預けられている現金は中国管理会社から分離されず、預金者としての本香港ETFに対する中国管理会社の債務となることに留意する必要があります。当該現金は中国管理会社の他の顧客または債権者に帰属する現金と混合します。中国保管会社が破産または清算した場合には、本香港ETFは当該現金口座に預入されていた現金に対して所有権を持たず、中国保管会社に対する他のすべての無担保債権者と同順位の無担保債権になります。上記「第一部 第1 2(2)投資対象 - 人民元適格外国機関投資家(RQFII)」の中国弁護士からの意見についての開示をご参照下さい。中国弁護士は、当該法的立場は中国の現行法の理解を基礎とするとしており、当該意見が最終的ではない可能性があります。最終的には関連する中国法規制の解釈および運用は、中国の司法および／または規制当局に依拠します。

本香港ETFは当該債務の回収に際して困難に直面し、かつ／または遅延に遭遇する可能性があり、債務を全額までは回収できないか、あるいは全く回収できない可能性もあります。その場合本香港ETFは損失を被ります。

中国仲介業務リスク

取引の執行はRQFIIが指名する中国仲介業者により執行されることになるでしょう。中国では、事実上、各証券取引所について指名されることができるのは中国仲介業者一社だけです。このように本香港ETFは、中国の証券取引所毎に中国仲介業者一社にだけに依存することになり、それが同一の中国仲介業者である可能性があります。資産運用会社が指名した中国仲介業者を中国において利用することができない場合には、本香港ETFの運営は悪影響を受け、本香港ETFはその純資産価額に対してプレミアムまたはディスカウントで売買される原因になり、また本香港ETFが参照指標に連動できなくなる可能性があります。さらに中国仲介業者の作為または不作為で本香港ETFの運営が悪影響を受ける可能性があり、その結果、トラッキングエラーが増え、あるいは本香港ETFが純資産価額に対して大幅なプレミアムまたはディスカウントで売買される可能性があります。

単一の中国仲介業者が指名された場合、本香港ETFは必ずしも市場において入手可能な最も安価な手数料を支払うことにはならない可能性があります。しかしRQFIIは、中国仲介業者の選定に際して、手数料水準の競争力、関連する注文の規模および執行の質などの要素を考慮に入れることになります。

本香港ETFは、中国仲介業者の不作為、倒産または資格喪失により損失を被る可能性があります。このような事象が発生した場合、本香港ETFは取引の執行において悪影響を受ける可能性があります。結果として、本香港ETFの純資産価額も悪影響を受ける可能性があります。

適用される法規制に従い本香港ETFは、中国仲介業者が本香港ETFの有価証券を当該仲介業者の有価証券から適式に分別するための適切な手続きを設けていることについて確信を得るための取決めを整えます。

RQFII割当枠の不足から発生するプレミアムに関連するリスク

設定申込のすべての要請を満たすだけの追加のRQFII割当枠が取得できる保証はありません。そのため指定参加者の要請が資産運用会社に拒絶される場合があります。その結果、本香港ETFの追加引受を終了させる必要が資産運用会社に生じます。それは純資産価額に対して大幅なプレミアムが本香港ETFの売買価格に生じることにつながります。

デュアル・カウンター取引リスク

デュアル・カウンターの新規性リスク

SEHKのデュアル・カウンター・モデルは香港においてこれまでにないモデルです。デュアル・カウンター取引の導入が2012年11月8日であることから、本香港ETFはデュアル・カウンター取決めを有する上場ファンドの第一陣グループの一つとなります。デュアル・カウンター取決めのもとで、本香港ETF受益証券は、人民元カウンターでは人民元で売買・決済され、香港ドルカウンターでは香港ドルで売買・決済されます。デュアル・カウンターが新規であり、また十分に実地経験を積んでいないことから、本香港ETFへの投資には追加的なリスクを伴い、当該投資のリスクはシングル・カウンターの上場ファンドへの投資リスクより高くなる可能性があります。例えば、一方のカウンターの本香港ETF受益証券がある取引日の最終決済時にCCASSに交付された場合において、カウンター間のデイトレーディングについて何らかの理由で決済事故が発生した場合には、他方のカウンターに当該本香港ETF受益証券を同日に振替える十分な時間がない可能性があります。

さらに、本香港ETF受益証券について香港ドルカウンターと人民元カウンターのカウンター間振替が何らかの理由(例えば事務処理またはシステム上の障害)により停止した場合には、受益者は該当するデュアル・カウンターの通貨でのみ本香港ETF受益証券の売買ができます。したがってカウンター間振替は、常時利用可能ではない可能性があることに留意する必要があります。投資家は、デュアル・カウンター売買およびカウンター間振替について仲介業者／仲介機関の準備態勢をチェックすることをお勧めします。

人民元口座を有していない投資家は、香港ドルで取引される本香港ETF受益証券に限り売買することが可能です。当該投資家は人民元で取引される本香港ETF受益証券を売買することはできません。また当該投資家は、人民元でのみ分配が行なわれることに留意する必要があります。したがって、投資家は、分配金を受領するために、外国為替損を被り、外国為替に付随する手数料および諸費用を負担する可能性があります。

カウンター間取引リスク

投資家は、同日に、一方のカウンターから買い、それを他方のカウンターで売ることは可能ですが、仲介業者／仲介機関およびCCASS加入者のいかなるによっては、精通していないために()一方のカウンターで本香港ETF受益証券を買い、他方のカウンターで本香港ETF受益証券を売ること、(2)本香港ETF受益証券についてカウンター間振替を実行す

ること、(3)同時に人民元カウンターと香港ドルカウンターで本香港ETF受益証券の取引を行なうこと、を行えない可能性があります。上記()から()の場合、他の仲介業者、仲介機関またはCCASS加入者を利用する必要があります。このため、人民元で取引される本香港ETF受益証券および香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の両方について取引が妨げられ、あるいは遅延が発生する可能性があります。このことは、投資家が本香港ETF受益証券を一通貨でのみ取引できることを恐らく意味します。投資家は、デュアル・カウンター取引およびカウンター間振替について仲介業者／仲介機関の準備態勢をチェックすることをお勧めします。

したがって投資家は、仲介業者／仲介機関がこの関連で提供できるサービスおよび付随するリスクと手数料について仲介業者／仲介機関に相談しておく必要があります。特に、仲介業者／仲介機関によってはカウンター間取引および／またはカウンター間デイトレーディングを遂行するために必要なシステムおよび制御機器を設置していない可能性があります。

取引価格の乖離リスク

各カウンターの市場流動性、市場の需給および人民元と香港ドルの為替レート(オンショアおよびオフショアとも)などの様々な要因により、香港ドルで取引される本香港ETF受益証券のSEHKでの時価が人民元で取引される本香港ETF受益証券のSEHKでの時価から乖離する可能性があるというリスクがあります。香港ドルで取引される本香港ETF受益証券または人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引価格は市場メカニズムで決定され、実勢為替レートを乗じた本香港ETF受益証券の取引価格と同じにはなりません。したがって香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の売り、または香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の買いの場合において、投資家が当該本香港ETF受益証券の取引を人民元で行なった場合に対応する人民元の金額より少ない金額を受領し、または多い金額を支払う(逆の場合も同じ)可能性があります。各カウンターにおける本香港ETF受益証券の価格が同じである保証はありません。

為替リスク

香港ドルカウンターから香港ドルで本香港ETF受益証券を購入した投資家は、本香港ETF受益証券の資産が人民元建てであり、本香港ETF受益証券の純資産価額が人民元で計算されることから為替リスクにさらされます。

人民元分配リスク

投資家は、受益者が香港ドルカウンターで取引される本香港ETF受益証券を保有する場合、当該受益者は分配金を香港ドルではなく人民元でのみ受領することに留意する必要があります。当該受益者が人民元口座を持っていない場合には、受益者は分配金の人民元から香港ドルまたは他の通貨への交換に付随する手数料および諸費用を負担しなければならない可能性があります。受益者は分配金のための取決めについて仲介業者に確認しておくことをお勧めします。

人民元取引、売買および決済に関連するリスク

発行市場：

人民元以外の通貨で償還されるリスクまたは遅延して償還されるリスク

現在、人民元は中国に向けて自由に送金することができず、かかる送金は一定の制限に服します。香港から中国に向けて人民元の送金が中断した場合、本香港ETFがインデックス構成銘柄を取得する能力に影響を与える可能性があります。これはさらにトラッキングエラーをもたらし、本香港ETFはかかる状況下、参照指標を完全に複製することができなくなる可能性があります。

他方、特殊な状況において、受託会社に協議した上での資産運用会社の判断として、本香港ETF受益証券の償還時における人民元資金の送金または支払が、信託会社および資産運用会社の支配が及ばない法規制の状況に起因して正常に実行できない場合、償還手取金は遅らせることが可能であり、例外的な状況においては必要であれば、人民元に代えて(受託会社との協議後に資産運用会社が決定する為替レートで)米ドルまたは香港ドルで支払うことが可能となっています。したがって投資家が人民元で決済を遅延して受領するか、または人民元で償還手取金を受領できない可能性(すなわち手取金が米ドルまたは香港ドルで支払われる可能性)のリスクがあります。

流通市場：

人民元で売買され決済される本香港ETF受益証券のリスク

人民元建ての有価証券は、SEHKに比較的最近上場され売買されています。したがって人民元で売買される本香港ETF受益証券の売買および決済は、香港で最近になって展開されたものであり、システムに問題が生じない保証はなく、またその他後方的支援面での問題が発生しない保証もありません。本香港ETF受益証券は、SEHKで売買されCCASSで決済される人民元建ての有価証券の第一陣グループの一つです。またデュアル・カウンター取引の導入が2012年11月8日であることから、本香港ETF受益証券はSEHKで売買されCCASSで決済されるデュアル・カウンター案件(香港ドルで取引される本香港ETF受益証券および人民元で取引される本香港ETF受益証券)の第一陣グループの一つとなります。人民元で取引される本香港ETF受益証券の売買および決済は、想定されているとおりに実行できない可能性があります。

上場人民元商品の売買と決済の徹底的な模擬テストの立会い時間と試験的支払が2011年にSEHKにより実施されましたが、株式仲介業者によってはこれらの試験的立会い時間および予行演習に参加せず、また参加した業者もその全部が試験的立会い時間と予行演習を首尾よく終了できたわけではないようであり、人民元建ての有価証券の取引に対する仲介業者の準備態勢については保証の限りではありません。投資家は、全株式仲介業者が人民元で取引される本香港ETF受益証券書の売買および決済の準備が整い実行できるわけではないこと、したがって投資家は一部の株式仲介業者経由で本香港ETF受益証券を取引できないこともあり得ることに留意する必要があります。投資家は仲介業者／仲介機関がデュアル・カウンター取引またはカウンター間振替に従事する意図があるかどうかをあらかじめチェックし、当該仲介業者／仲介機関が提供できるサービス(および付随する手数料)を十分に理解しておく必要があります。取引所参加者によってはカウンター間振替またはデュアル・カウンター取引サービスを提供しない場合

があります。

加えて、本香港ETF受益証券が売買される人民元の流動性及び売買価格は、中国国外における人民元の可能性が限られていることおよび外国通貨と人民元との間の換算が制限されていることに悪影響を受ける可能性があります。これにより、本香港ETFに純資産価額に対して大幅なプレミアム/ディスカウントが生じる可能性があります。

商品の新規性に関連するリスク

本香港ETFの新規性およびクロスボーダー性に照らしてのリスク

本香港ETFは、本来制限付きのアクセスの市場であるA株式市場に直接的に投資を行う、取引所において売買される人民元建ての上場ファンドとして、この種のファンドでは第一陣グループの一つであり、RQFII制度に基づき中国市場に投資を行います。本香港ETFの新規性および比較的マーケティングされてきていないクロスボーダー性に照らして、A株式市場以外の市場に直接的に投資を行う従来型の上場ファンドよりリスクが高く、したがって事務処理リスクおよび決済リスクにさらされます。事務処理リスクは、情報伝達およびトレーディング・システムの技術的障害ならびに資産運用会社の担当職員による関連事務処理方針または指針違反から発生します。資産運用会社は、かかる事務処理リスクの発生を減少させるために内部統制制度、事務処理指針および非常事態マニュアルを整備してはいますが、資産運用会社の支配の及ばない事象(例えば売買過誤、システム・エラー)が発生しない保証はありません。かかる事象が発生した場合、本香港ETFの価額に悪影響を与える可能性があります。

本香港ETFが中国A株式市場を取引対象とする限りにおいて、本香港ETFは決済手続きに関連したリスクにもさらされる可能性があります。取引決済または振替登録の大幅な遅延は、本香港ETFのポートフォリオの価額を確定する能力に影響を及ぼし本香港ETFに悪影響を与える可能性があります。

資産運用会社の限られた業務履歴および経験および親会社への依存

RQFII ETFの新規性およびクロスボーダー性に照らして、RQFII現物A株式ETFの運用および運営面において資産運用会社の限られた業務履歴および経験に関連するリスクにさらされます。資産運用会社は、香港における本香港ETFの運営について中国親会社の支援を得るために関連インフラストラクチャーおよびノウハウを大々的に要請することが可能です。資産運用会社の中国親会社は、中国で上場され売買されている現物A株式の上場ファンドの運用および運営に十分な経験とノウハウを有していますが、本香港ETFが想定しているとおり運営される保証はありません。資産運用会社の親会社からの支援が中断した場合、本香港ETFに悪影響を与える可能性があります。

本香港ETFの参照指標に関連するリスク

参照指標に関連するリスク

本香港ETFは参照指標に関連する次のリスクにさらされる可能性があります。

() 参照指標が中止された場合、または関連するライセンス契約に基づくインデックス・プロバイダーからの資産運用会社のライセンスが終了した場合、資産運用会社は、受託会社と協議の上で、参照指標を、売買可能かつ参照指標と類似の投資目的を持つインデックスと取り替えることについて委員会の事前承認を申請することができます。資産運用会社により参照指標を取り替えることができる状況について後出の「参照指標の取り替え」の項をご参照下さい。かかる変更は信託証書の規定に従い、委員会の事前の承認を得て行われます。疑義をさけるために付言すれば、インデックスの連動が本香港ETFの投資目的です。

資産運用会社は、FTSEインターナショナル・リミテッド(以下「FTSE」といいます。)により本香港ETFの構成を決定する基礎として参照指標を利用するとともに当該指標の中の一定の商標を使用するライセンスを付与されています。付与されたライセンスは、当初期間を契約日(すなわち2012年2月15日)から開始して2年間とし、その後は契約に基づき解除されない限り1年毎に自動的に更新されます。ライセンス契約が永続的に更新される保証はありません。

また参照指標の集計は、それぞれFTSEとSSEおよびSZSEとの間のデータ・ライセンス契約に基づいています。各データ・ライセンス契約は、当該契約に基づき解除されない限り1年毎に自動的に更新されます。データ・ライセンス契約が永続的に更新される保証はありません。データ・ライセンス契約が更新されなかった場合、参照指標は中止される可能性があります。

本香港ETFは、参照指標が中止された場合、および/またはインデックス・ライセンス契約が終了し、参照指標の計算に用いられていたのと同じか、または十分に類似していると資産運用会社が判断する算定式を用いており、かつ規約の第8章6(e)の是認基準を充足する適切な代替インデックスを資産運用会社が特定し、使用条件についてインデックス・プロバイダーとの間で合意することができない場合、終了させることができます。いずれの代替インデックスについても規約に基づき委員会の事前の承認が条件となり、また受益者は代替インデックスについて適時に通知を受けます。したがって投資家は本香港ETFの参照指標への連動能力は、参照指標またはふさわしい代替インデックスに関するインデックス・ライセンス契約の存続に依存していることに留意する必要があります。本香港ETFは、参照指標が集計または公表を中止し、かつ参照指標の計算に用いられていたのと同じか、または十分に類似していると資産運用会社が判断する算定式を用いる代替インデックスが存在しない場合にも終了させることができます。

資産運用会社およびインデックス・プロバイダーは、インデックス・ライセンス契約の条項がもはや履行不能となるような不可抗力の事象が発生した場合、双方の合意によりインデックス・ライセンス契約に基づく両当事者の義務を終了させるか、延期することができます。関連する参照指標のパフォーマンスといかなる時点においても全く同一の複製は保証の限りではありません。

参照指標についてのライセンス契約の解除できる根拠の詳細については上記「第一部 第12(2)投資対象 - インデックス・ライセンス契約」をご参照下さい。

() 参照指標の構成銘柄は随時変更される場合があります。例えばある構成銘柄が上場廃止され、新しい適格有価証券が参照指標に追加される場合があります。このような場合、本香港ETFの投資目標を達成するために資産運用会社はバスケットの構成をリバランスすることがあります。本香港ETF受益証券の価格は、これらの変動を受けて上昇することもあれば下落することもあります。このように本香港ETF受益証券への投資は、その構成銘柄が折々に変更されて必ずしも本香港ETF受益証券への投資が行われた時点の構成状況ではないことから概して参照指標を反映します。参照指標の集計方法の詳細については本書後出の「参照指標」の項をご参照下さい。

() 参照指標の計算および集計の処理過程および基準、関連する各算定式、構成銘柄および構成要素は、インデックス・プロバイダーが随時、通知することなく変更できます。参照指標、その計算または関連する情報の正確性および完全性に関しては、投資家に対して瑕疵担保責任、表明または保証を一切与えていません。

その他のリスク

運営リスク

本香港ETFのパフォーマンスが参照指標のパフォーマンスと同一であることは確約されていません。本香港ETFが支払うべき報酬、税金および諸費用の水準は純資産価額との関連で変動します。本香港ETFの一部の通常費用の金額を見積もることは可能ですが、本香港ETFの成長率、および(したがって)その純資産価額は予想できません。それ故に、本香港ETFのパフォーマンスまたはその実際の費用水準についての保証はありません。信託証書の条項のもとでは、下記「第一部 第2 3(5)その他 - 本香港投資信託またはサブ・ファンドの終了」に要約されているように、資産運用会社は本香港ETFを終了させることができます。本香港ETFの終了とともに本香港ETFは清算され、投資家は現金の分配金を受領します。ただし資産運用会社は正金による分配金の決定を行う権限を有しています。

人民元マーケットメイカーへの依存

投資家は、人民元カウンターにおける本香港ETF受益証券は人民元で売買され決済されることに留意する必要があります。マーケットメイクを行う潜在的マーケットメイカーが人民元建ての人民元で売買される本香港ETF受益証券に対して興味を示すことは少ない可能性があります。さらに人民元の入手可能性に混乱が生じた場合、本香港ETF受益証券のためにマーケットメイカーが流動性を供給する能力に悪影響が生じる可能性があります。

本香港ETF受益証券について市場が存在しないリスク

本香港ETFはSEHKに上場予定であり、人民元カウンターで売買される本香港ETF受益証券のために最低限1社とされるマーケットメイカーが常時存在するように、また2012年11月8日の発効日からは人民元カウンターで売買される本香港ETF受益証券のために最低限1社とされるマーケットメイカーと香港ドルカウンターで売買される本香港ETF受益証券のために最低限1社とされるマーケットメイカーが存在するように資産運用会社が確保することが要件となっています。しかしながら、投資家は、本香港ETF受益証券のための流動性のある流通市場は存在しない可能性があること、また当該マーケットメイカーはその任務の遂行を停止する可能性があることを承知している必要があります。さらにSEHKで売買されインデックスに基礎を置く他の上場ファンドの場合と類似の売買または価格決定傾向を本香港ETF受益証券が示す保証はありません。

マーケットメイカーが終了するリスク

書面による事前の通知を行うことを含めて契約の条項に従い、マーケットメイカーが本香港ETF受益証券のいずれのカウンターでもマーケットメイカーの任務を終了する可能性があります。各カウンターでの本香港ETF受益証券のための最低限1社とされるマーケットメイカーの終了通知期間は90日です。人民元で売買される本香港ETF受益証券および香港ドルで売買される本香港ETF受益証券のためのマーケットメイカーがそれぞれ存在しなくなった場合、人民元で売買される本香港ETF受益証券および香港ドルで売買される本香港ETF受益証券の流動性は影響を受ける可能性があります。資産運用会社は、関連の取引通貨(すなわち人民元および香港ドル)による本香港ETF受益証券の効率的な売買を促進するために、各カウンターについて本香港ETF受益証券のために最低限1社とされるマーケットメイカー(これらのマーケットメイカーが同一企業である可能性があるものの)を確保するつもりです。本香港ETFの各カウンターについてSEHKのマーケットメイカー1社だけが存在することもあり得るし、あるいは資産運用会社がマーケットメイカーからの通知期間の終了前までに代替のマーケットメイカーを手配することができないこともあり得ます。なおマーケットメイクが効率的に行われる保証はありません。

流動性リスク

本香港ETF受益証券は新しい有価証券であり、SEHKへの上場の後、本香港ETF受益証券が広汎に保有されることは当初は見込まれません。したがって少量の本香港ETF受益証券を購入した投資家が売却を望む場合に他の買手必ずしも探し得ない可能性があります。このリスクに対処するために最低1社のマーケットメイカーが指名されています。また人民元の交換には数々の制限があります。これらの要因はSEHKの本香港ETF受益証券に投資家が投資するとともに利用可能な人民元の金額に影響を与える可能性があり、そのため本香港ETF受益証券に対する需要に悪影響を与えます。さらにその結果、流動性と流通市場における本香港ETF受益証券の取引価格に影響を及ぼします。したがって受益者は、香港で上場されている香港ドル建ての他の持分商品のように適時に流通市場で本香港ETF受益証券を売却できない可能性があります。取引価格は本香港ETF受益証券の本質的価値を十分に反映しない可能性があります。

(2) 【リスクに対する管理体制】

経営陣による監督は、下表に詳述される3つの委員会を通じて行われます。緊急事態の場合には、各部は別の委員会に上申するものとします。

投資チームは、投資委員会にすべての上申を行うものとし、緊急事態の発生の有無は投資委員会が判断するものとし

ます。投資委員会は、緊急事態が発生したと判断した場合、従前に設定されている緊急事態対応手続を遂行するために監督責任を緊急事態対応委員会に委譲します。

その他のチームまたは部は、緊急事態対応手続の開始の有無を判断するために、緊急事態対応委員会に対してすべての上申を行うものとしします。

委員会	職務	責任部門
投資委員会委員： 丁晨(ディン・チェン) 郭雁鳴(グオ・ヤンミン) 王志華(ワン・ジーファ)	・投資チーム作成の月次投資レポートをレビューするために月次会議を開催し、PMに対し投資助言を行うこと。 ・インデックスのリバランス前にリバランス計画を精査し、決定すること。 ・投資チームの上申を早急に精査し、緊急事態対応手続の開始の有無を判断すること。	・最高投資責任者(以下「CIO」といいます。)は投資委員会の月次会議を開催します。 ・PMは、パフォーマンスレポートおよびリバランス計画を精査し、投資助言を行います。 ・CEOは、特別な事由について緊急会議を招集し(または単独で判断する)、かつ緊急事態対応手続の開始の有無を判断します。
リスク管理委員会委員： 丁晨(ディン・チェン) 郭雁鳴(グオ・ヤンミン) 陳潔?(ルーシア・チャン)	・リスク管理責任者から提出されたリスク管理報告書を精査して各リスク違反に対応すること。 ・リスク管理パラメータおよび/または投資および運用リスクの管理手続を変更するか否かを判断すること。	・リスク管理責任者は、リスク管理手続に関する問題を提起します。 ・リスク管理委員会は、リスク管理手続を調整する必要性の有無を判断します。
緊急事態対応委員会委員： 丁晨(ディン・チェン) 陳潔?(ルーシア・チャン) 黄亮(ホワン・リャン)(スタンリー) 王軼丁(ワン・イーディン)(ジャック) 劉嘉敏(ラウ・カマン)(カルメン) 李銳欽(リー・イーヤン)(ネルソン)	・異なる部門(投資チームを除きます。)からの上申を早急に精査し、緊急事態対応手続の開始の有無を判断すること。 ・緊急事態対応手続全体を監督し、従前に設定されている緊急事態対応手続に従って各手続が適正に取り扱われていることを確認すること。	・CEOは、緊急事態の場合には、株主全員の同意を得ることなく緊急事態管理手続を開始できます。 ・CEOと連絡不能である場合、リーガル・コンプライアンス部長の勧告により緊急事態対応手続を開始することができます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

該当事項はありません。

（３）【管理報酬等】

（ ）本香港投資信託

本香港投資信託および各サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)に現在適用ある手数料等は、下記のとおりです。

運用報酬および業務報酬

資産運用会社は、信託証書の規定に基づき、1か月以上前に当該受益者に対して書面による事前通知を行うことにより、サブ・ファンドについて支払われるべき運用報酬または業務報酬の料率を、上限料率である当該サブ・ファンドの純資産価額の2%(年率)まで、または信託証書の規定に従い当該受益者が承認するこれより高い料率まで引き上げることができます。かかる報酬は日々発生し、各取引日に算定され、毎月支払われます。

各サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)について支払われるべき運用報酬または業務報酬の詳細については、下記「()サブ・ファンド」をご参照下さい。

受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬

受託会社は、信託証書の規定に基づき、1か月以上前に当該受益者に対して書面による事前通知を行うことにより、サブ・ファンドについて支払われるべき受託会社報酬の料率を、上限料率である当該サブ・ファンドの純資産価額の1%(年率)まで、または信託証書の規定に従い当該受益者が承認するこれより高い料率まで引き上げることができます。受託会社報酬は日々発生し、各取引日に算定され、毎月支払われます。

受託会社はまた、受益者名簿管理人としても報酬を受領する権利を有します。

各サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)について支払われるべき受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬の詳細については、下記「()サブ・ファンド」をご参照下さい。

受託会社は、自らが任命した保管者または副保管者に対する報酬を支払うものとします。受託会社報酬には、保管会社(およびその代行者)に対して支払われる報酬も含まれます。

受託会社は、受託会社および受益者名簿管理人としての業務の遂行に関連して自己が負担した一切の立替費用についても弁済を受けるものとします。

事務代行会社報酬

事務代行会社は、下記「()サブ・ファンド」に定める報酬および費用を請求します。

その他の手数料等

各サブ・ファンドは、信託証書に定める、自らに直接帰属する費用を負担します。サブ・ファンドに直接帰属しない費用については、資産運用会社が受託会社と協議のうえ、その配賦方法を決定します。かかる費用には、以下のものを含みますが、これらに限定されません。(a)一切の印紙税その他の税金、課徴金、仲介手数料、委託手数料、為替に係る費用および手数料、銀行手数料、振込に係る手数料および費用、登録に係る手数料および費用、資産運用会社が同意する、当該サブ・ファンドの全部または一部が関与する取引に係る受託会社の取引報酬、保管者または副保管者および議決権行使代理人に係る報酬および費用、回収に係る手数料および費用、保険および担保費用、ならびに投資その他の資産または現金、預金もしくは貸付けの取得、保有および換価に関し支払われるその他一切の費用、手数料または経費(かかる現金等に係る利益の請求もしくは回収またはその他の権利を含み、また、受託会社もしくは資産運用会社またはそのいずれかの関係者が、報酬または費用が生じる役務を提供しもしくは取引を実行した場合において、受託会社もしくは資産運用会社または当該関係者が請求を受けたまたは負担した報酬または費用を含みます。)、(b)監査人、受益者名簿管理人および事務代行会社の報酬および費用(適用ある場合。)、(c)受託会社が、本香港投資信託の資産またはその一部の評価ならびにサブ・ファンドに係る受益証券の発行価格および償還価格の算定に関連して請求する報酬、(d)本香港投資信託の運用および信託事務に関連する費用、(e)本香港投資信託に関連して資産運用会社および/または受託会社が負担する一切の法務費用、(f)受託会社および/または資産運用会社がいずれかの職務の遂行(該当する場合、担保もしくは信用補完の取得、または当該サブ・ファンドのカウンターパーティ・リスクその他のリスクを最小化するためのその他の対策もしくは手続の実行を含みます。)にあたりその全額を負担した立替費用、(g)資産運用会社および/または受託会社が本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドの設立にあたり負担した費用および経費ならびに各クラスのサブ・ファンドに係る受益証券の当初発行に伴う費用および経費(かかる経費は、その同額を、最初の5会計年度または資産運用会社が監査人と協議のうえ決定するその他の期間で、各サブ・ファンドの純資産価額に応じて各サブ・ファンドについて費用処理することにより(または、資産運用会社および受託会社が随時決定するその他の割合もしくは方法により)、償却することができます。)、(h)受託会社が当該サブ・ファンドの運営に関連して行う書類の検討および作成(本香港投資信託に対する管轄権を有する規制当局に

対する年次報告書その他の書類の提出を含みます。)に要する時間および資源に関連する受託会社の報酬および費用であって、資産運用会社が同意したもの、(i)信託証書の追補証書の作成に係るまたはこれに付随する費用、(j)受益者総会の開催および受益者に対する通知に係る費用、(k)資産運用会社が選択した一もしくは複数の証券取引所におけるサブ・ファンドに係る受益証券の上場および上場維持、本香港投資信託もしくはサブ・ファンドの承認もしくは認可の取得および維持またはかかる上場の承認もしくは認可に関連してなされた約束もしくは締結された契約の履行もしくはかかる上場の承認もしくは認可に適用される規則の遵守に関する費用および経費、(l)本香港投資信託または当該サブ・ファンドの終了および資産運用会社が同意する追加的な役務の提供について受託会社が請求する費用および経費、(m)資産運用会社が別段の決定をした場合を除き、信託証書に基づき受益者に支払いを行う際に発生する銀行手数料、(n)資産運用会社が同意した保証人の報酬(サブ・ファンドの保証人として行為する受託会社または受託会社の関係者に対する報酬を含みます。)、(o)指数の使用に関し、当該指数の所有者に対して支払う使用料および費用、(p)一または複数のサブ・ファンドを代理して受託会社が全額出資する会社の設立、存続および運営に係る報酬および費用、(q)上記の一般性を損なうことなく、純資産価額ならびにサブ・ファンドに係る受益証券の発行価格および償還価格の発表に係る一切の費用、信託証書の規定に基づく一切の計算書、決算書および報告書の作成、印刷および配布に係る一切の費用(監査人報酬を含みます。)、本目論見書の作成および印刷に係る費用、ならびに資産運用会社が受託会社と協議のうえ、いずれかの政府当局その他の規制機関の法令または指令(法的拘束力の有無を問いません。)の改正もしくは導入またはユニット・トラストに関する規約の条項の遵守にあたりまたはこれらに関連して発生したものと判断したその他の費用、(r)受託会社および/または資産運用会社が、自己の職務遂行により本香港投資信託の管理に伴い適正に支出されたと判断するその他一切の合理的な費用、手数料および経費、(s)資産運用会社、受託会社、監査人もしくは本香港投資信託に対して役務を提供するその他の主体の退任もしくは解任または新たな資産運用会社、受託会社、監査人もしくは本香港投資信託に対して役務を提供するその他の新たな役務提供者の任命に関連して発生する一切の報酬および費用、ならびに(t)一般法に基づき受託会社が本香港投資信託に請求する権利を有するものと認められる一切の手数料、費用、経費および支出。

設立費用

資産運用会社および受託会社が本香港投資信託および本香港ETFを設立するにあたり発生する費用および経費の額は2.5百万香港ドルと想定されています。かかる費用は、資産運用会社が別段の決定を行った場合を除き、本香港ETFがこれを負担し、本香港投資信託の最初の5会計年度(資産運用会社がこれより短い期間が妥当であると判断した場合は除きます。)で償却されます。

その後設立される各サブ・ファンドの設立費用は、当該サブ・ファンドがこれを負担し、資産運用会社が決定し、本書に定める期間で償却されます。

経費率

各サブ・ファンドの総経費率(以下「TER」といいます。)は、本書に記載のとおりです。TERは、当該サブ・ファンドに対して課される予定の手数料等(運用報酬、受託会社報酬その他の手数料を含みます。)の、当該サブ・ファンドの純資産価額に占める割合として百分率で表示されますが、予測されるトラッキングエラーを示すものではありません。

() サブ・ファンド

運用報酬および業務報酬

資産運用会社は、日々発生し、各取引日に算定され、毎月後払いされる運用報酬を受領する権利を有します。現在の料率は本香港ETFの純資産価額の0.99%(年率)となっています。

受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬

受託会社は、本香港ETFの純資産価額の1%(年率)を上限とする報酬を受領する権利を有します。現在の受託会社報酬は、本香港ETFの純資産価額に対する百分率(年率)で計算され、純資産価額の最初の200百万人民元に対して0.16%、次の純資産価額1,000百万人民元に対して0.14%、次の純資産価額1,000百万人民元に対して0.12%、次の純資産価額1,000百万人民元に対して0.10%、残りの純資産価額に対して0.08%(いずれも年率)となります。受託会社報酬は日々発生し、各取引日に算定され、毎月後払いされますが、最低報酬月額は40,000人民元とします。

受託会社報酬には、保管会社および中国保管会社に対して支払われる報酬も含まれます。

受託会社はまた、受益者名簿管理人の資格において、取引1件につき、1指定参加者当たり120人民元の報酬を受領する権利を有します。

受託会社は、自己が負担した一切の立替金についても、本香港ETFの資産から弁済を受けることができます。

事務代行会社報酬

事務代行会社は、調整報酬月額として、資産運用会社から5,000香港ドルを受領する権利を有します。1か月に満たない期間についての調整報酬は、資産運用会社が日割計算を行ったうえで支払われます。

本香港ETFに係るその他の手数料等

本香港ETFが支払うべきその他の手数料等については、上記「(i)本香港投資信託-その他の手数料等」をご参照下さい。

本香港ETFの設立費用

本香港ETFの設立費用については、上記「(i)本香港投資信託-設立費用」をご参照下さい。

総経費率

本香港ETFについて予測されるTERは1.15%(年率)です。TERは、本香港ETFに対して課される予定の手数料等(運用報酬、受託会社報酬その他の手数料を含みます。)の、本香港ETFの純資産価額に占める割合として百分率で表示されますが、予測されるトラッキングエラーを示すものではありません。

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料等については、上記「第一部 第 1 4(3)管理報酬等」をご参照下さい。

(5) 【課税上の取扱い】

投資家は、自らの法域における関連法に基づく本香港ETF受益証券の取得、保有、償却、譲渡または売却の効果(税効果、印紙の貼付および押印に関する要件ならびに為替管理を含みます。)について、自らの専門的な財務アドバイザーにご相談下さい。投資家に対する税金控除の適用の有無およびその控除額を含むかかる効果は、各投資家の市民権、居住地、住所地または設立地の国の法律および慣習ならびに各人の個々の状況に応じて異なります。

() 日本

該当事項はありません。

() 香港

サブ・ファンド

サブ・ファンドは、証券先物条例第104条に基づき集団投資スキームとして認可されることにより、香港において認可された活動を行ううえでは、香港の利益税の課税を免除されます。

受益者

サブ・ファンドに係る受益証券の処分 / 償還に伴う利益に係る利益税は、もっぱら香港において取引または事業を行う受益者に対して、かかる香港における取引または事業により収益の性質を有する利益が生じた場合に課税されます。

受益者が本香港ETF受益証券への投資により受領する分配金は、通常、香港における(源泉徴収その他の方法による)課税の対象にはなりません。

印紙税

投資家がサブ・ファンドに係る受益証券の割当ての対価としてサブ・ファンドに引き渡すまたはサブ・ファンドが当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還時に投資家に引き渡す香港の株式に係る香港の印紙税は、印紙税条例第52条に基づき、申請により免除されます。

サブ・ファンドによる香港の株式のその他の種類の売買または譲渡には、対価の金額または市場価格のうちいずれか高額な方に対して0.1%の税率で香港の印紙税が課税されます。かかる印紙税は買い手および売り手によって折半されます。

特別な印紙税の課税免除を取得している場合、受益者による本香港ETF受益証券の売買または譲渡について香港の印紙税は課税されません。

サブ・ファンドのサブ・ファンドに係る受益証券の売買または譲渡について課税される印紙税については、管轄政府当局に対して課税免除申請を行う予定です。本書に別段の記載がある場合を除き、資産運用会社は、当該サブ・ファンドの受益証券の取引に係る契約書または譲渡証書について支払われるべきまたは支払われた印紙税の全額の免除または還付について、当該サブ・ファンドに係る受益証券のSEHKへの上場直前に承認が得られるものと予測しています。

本香港ETFは、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターの双方における本香港ETF受益証券の取引に係る契約書または譲渡証書について支払われるべきまたは支払われた印紙税の免除についてすでに承認を取得しています。

() 中国

中国への投資を行うサブ・ファンドは、中国における源泉徴収税その他の税金の課税対象となることがあります。中国の税務および関連するリスクの詳細については、上記「第一部 第 1 3(1)リスク要因-中国に関連するリスク要

因」の「中国税務上の検討」の項に記載のリスク要因をご参照下さい。

中国の税金に対する引当金

中国の税務および関連するリスクの詳細については、上記「第一部 第1 3(1)リスク要因-中国に関連するリスク要因」の「中国税務上の検討」の項に記載のリスク要因をご参照下さい。

資産運用会社は、本香港ETFが、中国A株式の売却によって得る実現キャピタル・ゲイン総額および未実現キャピタル・ゲインに対して課税される中国の税金について、引当率10%で引当金を計上します。資産運用会社は税金引当金の引当率を随時見直すことがあり、また税務上の香港居住者に適用される香港および中国間の二重課税防止条約に基づく合意により本香港ETFが利益を享受する可能性を考慮して、会計上の見積りを評価することがあります。実際の引当金の額は、本香港ETFの財務書類において開示します。資産運用会社は、税額が確定した後、または、税額の確定に係る規則を制定する管轄当局により発表もしくは規則の公布があった後、可能な限り速やかに、必要に応じて税金引当金の額を調整します。税金引当金の額は、実際の租税債務に対して過大または過小である可能性があります。上記「第一部 第1 3(1)リスク要因-中国に関連するリスク要因」の「中国税務上の検討」の項に記載のリスク要因をご参照下さい。

5【運用状況】

本香港ETFの運用状況は、以下のとおりです。

(1)【投資状況】

(2013年4月8日現在)

資産の種類	国名	時価合計 人民元	投資比率(%)
株式	中国	16,182,340,032.35 (260,826,956,641円)	100.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		- 146,747,116.75 (- 2,365,270,028円)	- 0.92
合計(純資産)		16,035,592,915.60 (258,461,686,614円)	100

(注) 投資比率とは、本香港ETFの純資産に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2013年4月8日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	数量	業種 (株式の場合)	金利(%) / 償還期限 (債券の場合)	帳簿価額		時価 (人民元)		投資比率 (%)
							単価	合計金額	単価	合計金額	
1	平安保険 (Ping An Insurance (Group) Company Of China)	中国	株式	29,781,091	金融	該当なし	該当なし	該当なし	40	1,191,243,640	7.34
2	招商銀行 (China Merchants Bank)	中国	株式	72,926,101	金融	該当なし	該当なし	該当なし	12.61	919,598,133.6	5.67
3	民生銀行 (China Minsheng Banking)	中国	株式	94,821,201	金融	該当なし	該当なし	該当なし	9.59	909,335,317.6	5.61
4	上海浦東発展銀行 (Shanghai Pudong Development Bank)	中国	株式	88,095,195	金融	該当なし	該当なし	該当なし	9.92	873,904,334.4	5.39
5	興業銀行 (Industrial Bank)	中国	株式	45,703,627	金融	該当なし	該当なし	該当なし	17.26	788,844,602	4.86
6	中国萬科 (China Vanke)	中国	株式	62,407,528	金融	該当なし	該当なし	該当なし	10.98	685,234,657.4	4.22
7	交通銀行 (Bank of Communications)	中国	株式	126,523,054	金融	該当なし	該当なし	該当なし	4.68	592,127,892.7	3.65
8	中信証券 (Citic Securities)	中国	株式	42,777,247	金融	該当なし	該当なし	該当なし	11.9	509,049,239.3	3.14
9	中国工商銀行 (Industrial and Commercial Bank of China)	中国	株式	117,958,097	金融	該当なし	該当なし	該当なし	4.07	480,089,454.8	2.96
10	貴州茅台 (Kweichow Moutai)	中国	株式	2,801,627	生活消費財	該当なし	該当なし	該当なし	164.32	460,363,348.6	2.84
11	格力電器 (Gree Electric Appliances)	中国	株式	15,783,696	一般消費財	該当なし	該当なし	該当なし	28.95	456,937,999.2	2.82
12	海通証券 (Haitong Securities)	中国	株式	45,567,986	金融	該当なし	該当なし	該当なし	9.93	452,490,101	2.79
13	農業銀行 (Agricultural Bank of China)	中国	株式	154,304,632	金融	該当なし	該当なし	該当なし	2.71	418,165,552.7	2.58
14	平安銀行 (Ping An Bank)	中国	株式	19,203,250	金融	該当なし	該当なし	該当なし	19.93	382,720,772.5	2.36
15	中国太保 (China Pacific Insurance Group)	中国	株式	18,886,070	金融	該当なし	該当なし	該当なし	18.53	349,958,877.1	2.16
16	保利地産 (Poly Real Estate Group)	中国	株式	29,965,131	金融	該当なし	該当なし	該当なし	11.59	347,295,868.3	2.14
17	中国建設銀行 (China Construction Bank)	中国	株式	72,190,155	金融	該当なし	該当なし	該当なし	4.67	337,128,023.9	2.08
18	大秦鐵路 (Daqin Railway)	中国	株式	44,359,055	工業	該当なし	該当なし	該当なし	7.35	326,039,054.3	2.01

19	中国建筑 (China State Construction Engineering)	中国	株式	89,956,686	工業	該当なし	該当なし	該当なし	3.38	304,053,598.7	1.87
20	北京銀行 (Bank of Beijing)	中国	株式	34,304,090	金融	該当なし	該当なし	該当なし	8.64	296,387,337.6	1.83
21	中国神華能源 (China Shenhua Energy)	中国	株式	13,598,497	エネルギー	該当なし	該当なし	該当なし	21.58	293,455,565.3	1.81
22	中連重科 (Zoomlion Heavy Industry Science and Technology)	中国	株式	35,285,002	工業	該当なし	該当なし	該当なし	8.18	288,631,316.4	1.78
23	五糧液宜賓 (Wuliangye Yibin)	中国	株式	13,089,735	生活消費財	該当なし	該当なし	該当なし	21.76	284,832,633.6	1.76
24	長江電力 (China Yangtze Power)	中国	株式	37,106,991	公益事業	該当なし	該当なし	該当なし	7.28	270,138,894.5	1.67
25	中国石化 (China Petroleum & Chemical)	中国	株式	36,691,298	エネルギー	該当なし	該当なし	該当なし	7.2	264,177,345.6	1.63
26	中国石油天然気 (PetroChina)	中国	株式	30,345,688	エネルギー	該当なし	該当なし	該当なし	8.61	261,276,373.7	1.61
27	上汽集団 (SAIC Motor)	中国	株式	17,356,895	一般消費財	該当なし	該当なし	該当なし	14.73	255,667,063.4	1.58
28	包鋼稀土 (Inner Mongolia Baotou Steel Rare-Earth Hi-Tech)	中国	株式	9,078,197	素材	該当なし	該当なし	該当なし	28.04	254,552,643.9	1.57
29	三一重工 (Sany Heavy Industry)	中国	株式	25,047,175	工業	該当なし	該当なし	該当なし	10.02	250,972,693.5	1.55
30	中国連通 (China United Network Communications)	中国	株式	63,559,142	電気通信サービス	該当なし	該当なし	該当なし	3.61	229,448,502.6	1.41

主要銘柄の種類別及び業種別の投資比率

(2013年4月8日現在)

種類別及び業種別		投資比率(%)
株式	金融	65.88
	工業	9.42
	素材	4.65
	生活消費財	5.05
	エネルギー	6.37
	一般消費財	4.85
	公益事業	2.12
	電気通信サービス	1.41
合計		99.75

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

第1計算期間(2012年8月23日から2012年12月31日まで)の末日、2012年8月から2013年3月までの間の各月末日および本書の提出日の直近日の純資産総額および1口当たり純資産額の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産額	
	(人民元)	(円)	(人民元)	(円)
第1計算期間の末日 (2012年12月31日)	16,772,831,681.40	270,344,501,041	8.2890	134
2012年8月末日	4,895,072,652.54	78,898,781,014	7.1305	115
2012年9月末日	5,452,269,943.61	87,879,686,951	7.3630	119
2012年10月末日	6,796,126,310.85	109,539,963,878	7.2299	117
2012年11月末日	9,584,869,015.82	154,488,918,797	7.0270	113
2012年12月末日	16,772,831,681.40	270,344,501,041	8.2890	134
2013年1月末日	17,973,703,404.97	289,700,151,481	8.8475	143
2013年2月末日	17,660,757,142.18	284,656,083,618	8.6806	140
2013年3月末日	16,166,599,388.63	260,573,248,946	7.9462	128

2013年 4 月12日	16,010,996,199.71	258,065,236,747	7.8697	127
--------------	-------------------	-----------------	--------	-----

証券取引所における取引価格の推移

	香港取引所取引価格(1 口当たり終値)	
	(人民元)	(円)
第 1 計算期間の末日 (2012年12月31日)	8.6000	139
2012年 8 月末日	7.1300	115
2012年 9 月末日	7.3800	119
2012年10月末日	7.3500	118
2012年11月末日	7.1900	116
2012年12月末日	8.6000	139
2013年 1 月末日	9.0500	146
2013年 2 月末日	8.8600	143
2013年 3 月末日	8.1100	131
2013年 4 月12日	7.9000	127

【分配の推移】

	人民元	円
第 1 計算期間	該当なし	該当なし

【収益率の推移】

期別	収益率(%) ^(注)
第1計算期間	13.39

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間の末日の本香港ETFの1口当たり純資産額(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 1口当たり当初発行価格

(4) 【販売及び買戻しの実績】

第1計算期間(2012年8月23日から2012年12月31日まで)中の販売および買戻しの実績ならびに当該計算期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数(口)	買戻口数(口)	発行済口数(口)
第1計算期間	2,023,500,000	0	2,023,500,000

(注) 日本における販売および買戻しは行われておりません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）【海外における販売手続等】

サブ・ファンドへの投資

現在、サブ・ファンドへの投資方法は2種類あります。

発行市場における投資

・発行市場投資家は、指定参加者または(指定参加者に口座を開設している)株式仲買人に対して、自らを代理して設定申込または償還申込を行うよう申請することができます。

・投資金額(すなわち、申込単位)によっては、発行市場において指定参加者を通じてサブ・ファンドに係る受益証券の設定または償還を行うことが要求されます。この投資方法は、機関投資家およびプロ投資家により適しています。

・指定参加者は、サブ・ファンドに係る受益証券の設定または償還に係る設定申込または償還申込を当該サブ・ファンドに対して直接行うことができます。

設定申込に係る手続については、下記「申込単位による設定および償還(発行市場)」をご参照下さい。指定参加者によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還は、信託証書、運営規則および当該参加契約に従って行われます。

流通市場(SEHK)における投資

・流通市場投資家は、SEHKの流通市場においてサブ・ファンドに係る受益証券の売買を行うことができます。この投資方法は、投資金額が小さいことから個人投資家により適しています。

・サブ・ファンドに係る受益証券は、SEHKにおいて、当該サブ・ファンドに係る受益証券の純資産価額に対して割増価格または割引価格で取引することができます。

SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の売買に関する詳細については、下記「SEHK(流通市場)におけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引」をご参照下さい。

申込単位による設定および償還(発行市場)

一般

本項は、本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還に関する一般的な情報を記載しています。サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)に関する詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

サブ・ファンドがデュアル・カウンターを採用している場合、指定参加者は、資産運用会社と取り決めることにより、CCASSに対して、自らが設定するサブ・ファンドに係る受益証券を人民元カウンターまたは香港ドルカウンターのいずれに預託するかを選択を行うことができますが、すべてのサブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還は、常に人民元建てで行わなければなりません。

発行市場投資家による申請

発行市場投資家とは、指定参加者または(指定参加者に口座を有する)株式仲買人に対して、自らを代理して申込みを行うよう申請する投資家をいいます。

各当初指定参加者は、資産運用会社に対して、(i)通常市場環境であること、(ii)当該指定参加者と発行市場投資家の間で申請の取扱いに係る報酬に関する合意が交わされること、ならびに(iii)マネー・ロンダリングの防止および/または顧客の本人確認に関する手続および要件が履行されることを前提として、一般的に、自らの顧客である発行市場投資家からの設定または償還申請を受理し、実行する意思を有することを表明しています。ただし、下記の例外的な場合においてはこの限りではありません。投資家におかれては、資産運用会社は本香港投資信託の運営を注意深く監視する義務を負っているものの、受託会社および資産運用会社のいずれも、指定参加者に対して、発行市場投資家からの設定または償還申請を受理するよう強制する権限は有しないことにご注意ください。個人投資家である発行市場投資家は、指定参加者に口座を有する株式仲買人を通じて行う場合に限り、設定または償還申請を行うことができます。

また、指定参加者は、誠実に行為することを前提として、例外的な場合においては、自らの顧客である発行市場投資家からの設定または償還申請を拒否する権利を留保します。かかる例外的な場合とは以下を含みますが、これらに限定されません。

(a) 信託証書の規定に基づき、(i)サブ・ファンドに係る受益証券の設定もしくは発行、(ii)サブ・ファンドに係る受益証券の償還および/または(iii)サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間に該当する場合

(b) 市場混乱事由、市場における不正行為の疑いまたは当該参照指標に含まれるインデックス構成銘柄に係る取引停止等の取引規制または取引制限が存在する場合

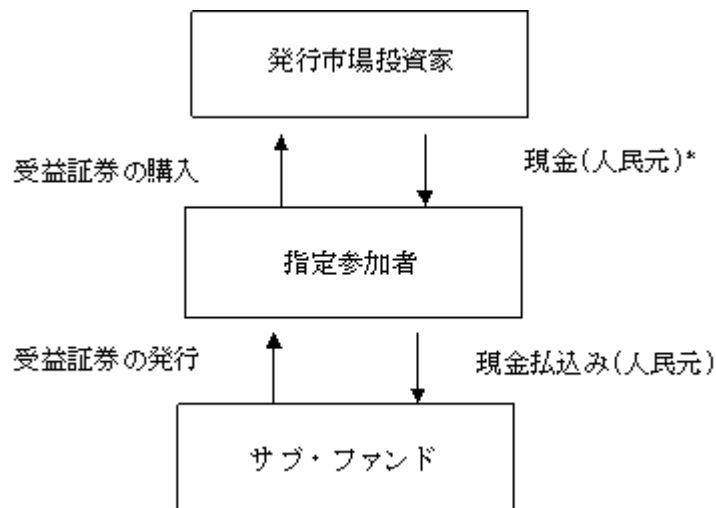
(c) 設定または償還申請を受理することにより、指定参加者が、何らかの規制上の制限もしくは要件、または指定参加者および/もしくはそのいずれかの関係者の法令遵守もしくは内部統制に係る内部規則もしくは要件に違反することとなる場合

(d) あらゆる実際的な目的において設定または償還申請を処理することが不可能となる、指定参加者の支配の及ばない事由が生じた場合

投資家におかれては、サブ・ファンドに係る受益証券の設定または償還の申込みを取り次ぐ指定参加者および株式仲買人が、所定よりも早い取引期限を設定することがあること、申込みに際し追加的な関係書類の提出を求めることがあること、および本目論見書においてサブ・ファンドについて定められたものとは異なる内容の取引手続を採用することがあることにご注意下さい。例えば、指定参加者または株式仲買人が設定する取引期限は、本目論見書においてサブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)について定められた取引期限よりも早期に到来することがあります。したがって、投資家におかれては、適用ある取引手続について、場合に応じて該当の指定参加者または株式仲買人にご確認ください。

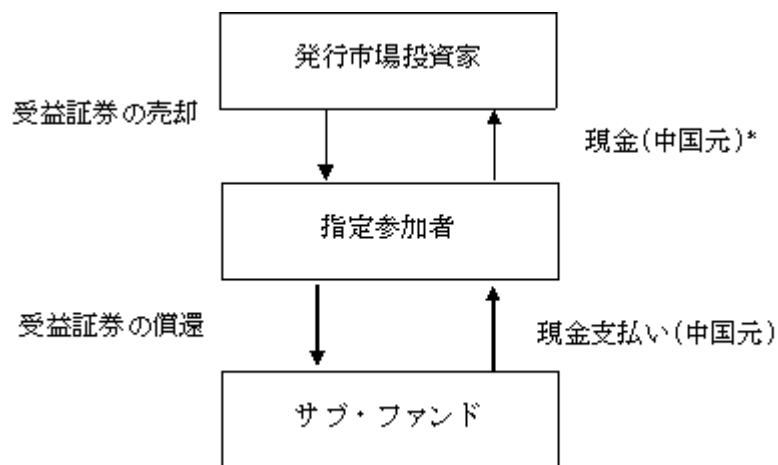
指定参加者および株式仲買人はまた、発行市場投資家からの設定または償還申請の取扱いに際し、投資費用を増加させるかつ／または償還金を減少させるような報酬および手数料を課することがあります。かかる報酬および手数料は通常、当該サブ・ファンドの基準通貨または指定参加者および株式仲買人が決定するその他の通貨建てで支払われます。指定参加者および株式仲買人はまた、発行市場投資家によるサブ・ファンドに係る受益証券の保有に対して追加的な条件および制限を課することがあり、かつ／またはその内部方針に基づき、発行市場投資家からの設定または償還申請の受理もしくは拒否を判断することがあります。資産運用会社は本香港投資信託の運営を注意深く監視する義務を負っているものの、受託会社および資産運用会社のいずれも、指定参加者または株式仲買人に対して、特定の顧客との間で合意した報酬その他の占有情報もしくは秘密情報を資産運用会社もしくは受託会社に対して開示すること、または第三者からの申込みに係る申請を受理することを強制する権限を有しないことにご注意下さい。適用ある報酬、費用その他の条件については、該当の指定参加者または株式仲買人にご確認下さい。

以下の図は、発行市場投資家の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行の流れを示したものです。



* 発行市場投資家は、他の通貨での決済について指定参加者との間で合意することができます。

以下の図は、発行市場投資家の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の償還の流れを示したものです。



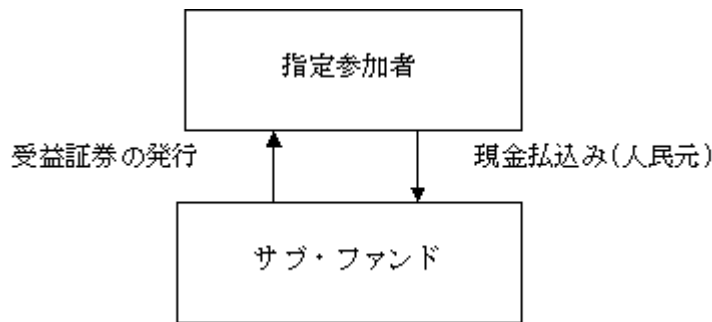
* 発行市場投資家は、他の通貨での決済について指定参加者との間で合意することができます。

指定参加者による設定申込

資産運用会社が受託会社と協議のうえ別段の決定をした場合を除き、当初募集期間中または申込単位もしくはその整数倍を構成するサブ・ファンドに係る受益証券の取引日において、指定参加者のみが、信託証書および当該参加契約の規定に従い、ある取引日について設定申込を行うものとします。サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)の申込単位については、本書の該当箇所をご参照下さい。

当初募集期間、取引期限およびサブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)に係る受益証券の設定申込に関するその他の関連情報の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。取引期限が経過した後に受領された設定申込は、資産運用会社が別段の決定をした場合を除き、翌取引日に受領されたものとみなされます。

以下の図は、指定参加者の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行の流れを示したものです。



受益証券の設定手続

一度提出された設定申込は、資産運用会社の同意なく取消しまたは撤回することはできません。

有効に設定申込を行うためには、信託証書、運営規則および当該参加契約に定めるサブ・ファンドに係る受益証券の設定に係る要件を遵守するとともに、受託会社および／または資産運用会社がその絶対的な裁量において要求する証書および法律意見書を添付しなければなりません。資産運用会社が有効な設定申込を受理することにより、資産運用会社および／または資産運用会社が当該目的のために適式に任命した者は、受託会社に対して、本香港投資信託の計算で、申込単位またはその整数倍による、あるクラスのサブ・ファンドに係る受益証券の設定を行うよう指図する排他的な権利を有します。かかる設定は、当該指定参加者が、受託会社に対してまたはその計算で、以下のものを引き渡すことと引換えに行われます。

(a) 当該申込対象バスケット価額に相当する現金(預託資産として会計処理されるものとします。)、資産運用会社は、かかる現金を一または複数のバスケットを構成するインデックス構成銘柄の購入に充当します。資産運用会社はまた、その単独の裁量において、各指定参加者に対して、(当該サブ・ファンドの計算で)、税金および手数料に対する適切な引当金(当該インデックス構成銘柄の購入に適用される(または将来の購入に適用されると予測される)印紙税その他の取引費用または税金に対する引当金を含みますが、これに限定されません。)となる追加金額を請求する権利を有するものとします。

および

(b) 現金部分が正数である場合は、当該現金部分の金額に相当する現金、現金部分が負数である場合は、受託会社が当該指定参加者に対して、当該現金部分の金額(正数で表示されます。)に相当する現金を支払わなければならないものとします。当該サブ・ファンドが、当該サブ・ファンドが支払うべき現金部分の支払いに必要な現金に不足する場合、資産運用会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの預託資産を売却するようまたは必要な現金を賄うために借入れを行うよう指図することができます。

資産運用会社は現在、上記の方法による設定申込(以下「現金払込みによる申込み」といいます。)について、当該サブ・ファンドの基準通貨建ての現金による払込みのみを受理しています(デュアル・カウンターを採用するサブ・ファンドの場合も同様です。)。デュアル・カウンターの有無にかかわらず、現金払込みによる申込みにあたり指定参加者が払い込むべき現金は、サブ・ファンドに係る受益証券がCCASSに人民元で取引される受益証券として預託されているか、香港ドルで取引される受益証券として預託されているかにかかわらず、人民元建てでなければなりません。人民元カウンターおよび香港ドルカウンターのいずれにおいて預託される場合であっても、サブ・ファンドに係る受益証券の設定の流れに違いはありません。

資産運用会社は、現金払込みによる申込みに関し、以下の価格の差異について本香港投資信託を補償しまたはこれに弁済するために、税金および手数料に相当する追加金額の支払いを指定参加者に要求する権利を留保します。

(a) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の発行を目的として本香港投資信託の当該インデックス構成銘柄を評価する際に使用した価格

(b) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の発行により本香港投資信託が受領する現金額をもって、本香港投資信託が同一のインデックス構成銘柄を取得するとしたら、取得の際に使用されるであろう価格

指定参加者は、かかる追加金額を該当する投資家に転嫁することができます。

サブ・ファンドに係る受益証券は、(資産運用会社が別段の決定をした場合を除き)当該サブ・ファンドの基準通貨建てとなります。受託会社は、端数のサブ・ファンドに係る受益証券の設定または発行は行わないものとします。サブ・ファンドに係る受益証券が設定された場合、資産運用会社は受託会社に対して、当該サブ・ファンドの計算で、受益証券を当該指定参加者に発行するよう指図します。各サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)の基準通貨については、本書の該当箇所をご参照下さい。

発行価格

サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)に係る受益証券の発行価格については、本書の該当箇所をご参照下さい。なお、発行価格には、指定参加者が支払うべき税金および手数料または報酬は反映されていません。

サブ・ファンドに係る受益証券の発行または売却に関して資産運用会社が代理人その他の者に支払う手数料、報酬その他の金員は、当該サブ・ファンドに係る受益証券の発行価格には加味されないものとし、本香港投資信託はかかる手数料等を負担しないものとします。

受益証券の設定および発行

ある取引日の取引期限までに設定申込が受領されまたは受領されたとみなされ、かつ受理された場合、当該設定申込に基づくサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行は、当該取引日に行われるものとします。ただし、以下の

とおりとします。

(a) もっぱら評価の目的のために、サブ・ファンドに係る受益証券は当該取引日に係る当該評価日の評価時より後に設定および発行されたものとみなされるものとします。

(b) 受益者名簿の更新は、設定申込が受理されたときとみなされる取引日に係る当該評価日の評価時より後に行われるものとします。ただし、受託会社が、いずれかの時点で、サブ・ファンドに係る受益証券の発行が信託証書の規定の不遵守に当たると判断した場合は、受益証券の受益者名簿への記載(または第三者による記載の許可)を拒否する権利を有するものとします。

設定申込に係る報酬

資産運用会社は、設定申込1件につき所定の報酬および手数料を請求する権利を有し、受託会社は取引手数料を請求する権利を有します。報酬および手数料等の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。かかる報酬および手数料等は、当該指定参加者またはその代理人によって支払われるものとし、当該設定申込に関して当該指定参加者に対して支払われるべき現金部分と相殺し、かかる現金部分から差し引くことができます。

設定申込の拒否

資産運用会社は、合理的かつ誠実に行為することを前提として、以下の場合(これに限定されません)、設定申込を拒否する絶対的な権利を有します。

(a) 信託証書の規定に基づき、(i)当該サブ・ファンドに係る受益証券の設定もしくは発行、(ii)当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還および/または(iii)当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間に該当する場合

(b) 資産運用会社の合理的な判断において、設定申込の受理が、本香港投資信託または当該サブ・ファンドに悪影響もしくは税務上の悪影響を及ぼす場合、違法である場合、または受益者の利益に悪影響を及ぼす場合

(c) 市場混乱事由、市場における不正行為の疑いまたは当該参照指標に含まれるインデックス構成銘柄に係る取引停止等の取引規制または取引制限が存在する場合

(d) 設定申込を受理することにより、資産運用会社が、何らかの規制上の制限もしくは要件、または資産運用会社および/もしくはそのいずれかの関係者の法令遵守もしくは内部統制に係る内部規則もしくは要件に違反することとなる場合

(e) 資産運用会社の支配の及ばない例外的な事由(市場の混乱または設定申込の受理が当該サブ・ファンドに重大な悪影響を与えることとなる場合等)により、設定申込を処理することが不可能である場合

(f) 設定申込が信託証書に定める様式および方法で行われない場合

(g) 当該指定参加者について支払不能事由が発生した場合

(h) 設定申込に係るバスケットの構成にあたり、資産運用会社および/または本香港投資信託が入手可能なインデックス構成銘柄に不足がある場合

ただし、資産運用会社は、本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドの受益者の利益に重大な悪影響が及ばないようにするために、受益者の利益を考慮するものとします。資産運用会社は、上記に加え、本書の該当箇所に定めるその他の場合においても設定申込を拒否することがあります。

資産運用会社は、設定申込を拒否する場合、運営規則に従い、当該指定参加者および受託会社に対して、設定申込の拒否決定について通知するものとします。

資産運用会社が有する設定申込の拒否権は、指定参加者が、誠実に行為することを前提として、例外的な場合において当該指定参加者の顧客からの設定の申請を拒否する権利とは別個のものであり、これに追加して存在するものとします。資産運用会社は、指定参加者が顧客からの一定の設定申請を受理し、これに伴い有効な設定申込を行った場合でも、本項に定める場合に当該設定申込を拒否する権利を行使することがあります。

設定申込の取消し

サブ・ファンドに係る受益証券と引換えに払い込まれる現金、現金部分(該当する場合)ならびに/または設定申込について支払われるべき税金および手数料その他の報酬および費用は、当該参加契約に定める時および方法において、即時現金化可能資金で受領されなければならないものとします。受託会社またはその代理人が上記のとおり即時現金化可能資金を受領しなかった場合、受託会社は、資産運用会社の指図に従い、設定申込ならびに当該設定申込により設定および発行されたものとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券を取り消すことができます。受託会社は、上記の場合に加え、運営規則に定める時までいずれかの設定申込に係る現金手取金を投資することができないと判断した場合にも、資産運用会社の指図に従い、設定申込ならびに当該設定申込により設定および発行されたものとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券を取り消すことができるものとします。

上記に従い設定申込ならびに設定申込により設定されたものとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券が取り消された場合、または、指定参加者が、信託証書において企図されるものとは異なる状況において、資産運用会社の承認を得て、設定申込を撤回した場合、当該サブ・ファンドに係る受益証券は、あらゆる目的において、一度も設定されなかったものとみなされ、当該指定参加者は、かかる取消しについて、資産運用会社または受託会社に対して何らの権利または請求権も有しないものとします。ただし、以下のとおりとします。

(a) 取消しの対象となったサブ・ファンドに係る受益証券について受託会社またはその代理人が受領した現金は、利息を付さずに当該指定参加者に返還されます。

(b) 資産運用会社は、当該指定参加者に対して、受託会社の計算で、かつその利益のために、取消手数料ならびに運営規則に定めるその他の報酬および手数料を請求する権利を有します。

(c) 資産運用会社は、その絶対的な裁量において、当該指定参加者に対して、取消しの対象となった各サブ・ファンドに係る受益証券について、当該サブ・ファンドの計算で、取消補償金を受託会社に支払うよう要求することができます。取消補償金は、当該各サブ・ファンドに係る受益証券の発行価格の、当該指定参加者が当該サブ・ファンドに係る受益証券が取り消された日において、償還申込を行っていたとしたら、当該各サブ・ファンドに係る受益証券に適用されたであろう償還価格に対する超過金額(もしあれば)とします。

(d) 受託会社は、当該指定参加者に対して、受託会社の計算で、かつその利益のために、設定申込について支払われるべき取引手数料を請求する権利を有します。

(e) 資産運用会社は、当該指定参加者に対して、当該サブ・ファンドの計算で、かかる設定申込の取消しによって本香港投資信託に発生した税金および手数料(もしあれば)を受託会社に支払うよう要求することができます。支払われた金員は、当該サブ・ファンドの利益のために留保されます。

(f) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の取消しに伴い、サブ・ファンドについて従前に行われた資産の評価が再開または無効化されることはないものとします。

指定参加者による償還申込

資産運用会社が受託会社と協議のうえ別段の決定をした場合を除き、申込単位またはその整数倍を構成するサブ・ファンドに係る受益証券の取引日において、指定参加者のみが、信託証書および当該参加契約の規定に従い、ある取引日について償還申込を行うものとします。

取引期限およびサブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)に係る受益証券の償還申込に関するその他の関連情報の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

取引期限が経過した後に受領された償還申込は、資産運用会社が別段の決定をした場合を除き、翌取引日に受領されたものとみなされます。

受益証券の償還手続

一度提出された償還申込は、資産運用会社の同意なく取消しまたは撤回することはできません。

有効に償還申込を行うためには、信託証書、運営規則および当該参加契約に定めるサブ・ファンドに係る受益証券の償還に係る要件を遵守するとともに、受託会社および/または資産運用会社が要求する証書および法律意見書を添付しなければなりません。資産運用会社が有効な償還申込を受理することにより、資産運用会社は、受託会社に対して、信託証書および当該参加契約に従い、決済日に当該サブ・ファンドに係る受益証券を消却し、指定参加者に以下のものを引き渡すよう指図します。

(a) 現金による償還金。資産運用会社は、その単独の裁量において、各指定参加者に対して、(当該サブ・ファンドの計算で)、税金および手数料に対する適切な引当金(当該インデックス構成銘柄の売却に適用される(または将来の売却に適用されると予測される)印紙税その他の取引費用または税金に対する引当金を含みますが、これに限定されません。)となる追加金額を請求する権利を有するものとします。

および

(b) 現金部分が正数である場合は、当該現金部分の金額に相当する現金。当該サブ・ファンドが、当該サブ・ファンドが支払うべき現金部分の支払いに必要な現金に不足する場合、資産運用会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの預託資産を売却するようまたは必要な現金を賄うために借入れを行うよう指図することができます。現金部分が負数である場合は、指定参加者が受託会社に対してまたは受託会社の指図に従い、当該現金部分の金額(正数で表示されます。)に相当する現金を支払わなければならないものとします。

資産運用会社は現在、上記の方法による償還申込(以下「現金支払いによる償還」といいます。)について、当該サブ・ファンドの基準通貨建ての現金による償還金の支払いのみを認めています(デュアル・カウンターを採用するサブ・ファンドの場合も同様です。)。デュアル・カウンターの有無にかかわらず、現金支払いによる償還にあたり指定参加者が受領する現金は、人民元建てでのみ支払われます。人民元で取引されるサブ・ファンドに係る受益証券および香港ドルで取引されるサブ・ファンドに係る受益証券のいずれも、(指定参加者を通じた)償還申込によって償還することができます。指定参加者が香港ドルで取引されるサブ・ファンドに係る受益証券の償還を希望する場合であっても、人民元で取引されるサブ・ファンドに係る受益証券の場合と償還の流れに違いはありません。

資産運用会社は、現金支払いによる償還に関し、以下の価格の差異について本香港投資信託を補償しまたはこれに弁済するために、税金および手数料に相当する追加金額の支払いを指定参加者に要求する権利を留保します。

(a) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還を目的として本香港投資信託の当該インデックス構成銘柄を評価する際に使用した価格

(b) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還により本香港投資信託が支払わなければならない現金額を実現するために本香港投資信託が同一のインデックス構成銘柄を売却するとしたら、売却の際に使用されるであろう価格

指定参加者は、かかる追加金額を該当する投資家に転嫁することができます。

償還価格

サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)に係る受益証券の償還価格については、本書の該当箇所をご参照下さい。なお、償還価格には、指定参加者が支払うべき税金および手数料または報酬は反映されていません。

償還金の支払い

(i)適式に作成された償還申込の受領から(ii)当該指定参加者に対する償還金(当該サブ・ファンドの基準通貨建ての現金に限ります。)の支払いまでにかかる期間は、最長でも1暦月を超えてはならないものとします。ただし、当該サブ・ファンドの投資の大部分が行われている一または複数の市場が法律または規制上の要件(外貨管理等)の適用を

受け、その結果、上記期間内に償還金の支払いを行うことが現実的でない場合は除きます。この場合は、委員会の事前の承認を得ることを前提として、支払いを延期することができますが、償還金の支払いに係る延長期間は、当該市場特有の事情に照らして必要な追加の時間を反映した期間であるものとします。上記を前提として、償還金の支払いは通常、当該取引日から3営業日以内に行われます。

償還申込の拒否

資産運用会社は、合理的かつ誠実に行為することを前提として、例外的な場合において償還申込を拒否し、または異なる最低償還単位要件を課す絶対的な権利を有します。かかる例外的な場合とは、以下の場合を含みますが、これらに限定されません。

- (a) 信託証券の規定に基づき、(i)当該サブ・ファンドに係る受益証券の設定もしくは発行、(ii)当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還および/または(iii)当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間に該当する場合
- (b) 資産運用会社の合理的な判断において、償還申込の受理が、本香港投資信託または当該サブ・ファンドに悪影響を及ぼす場合
- (c) 市場混乱事由、市場における不正行為の疑いまたは当該参照指標に含まれるインデックス構成銘柄に係る取引停止等の取引規制または取引制限が存在する場合
- (d) 償還申込を受理することにより、資産運用会社が、何らかの規制上の制限もしくは要件、または資産運用会社および/もしくはそのいずれかの関係者の法令遵守もしくは内部統制に係る内部規則もしくは要件に違反することとなる場合
- (e) 資産運用会社の支配の及ばない事由(市場の混乱または償還申込の受理が当該サブ・ファンドに重大な悪影響を与えることとなる場合等)により、償還申込を処理することが不可能である場合
- (f) 償還申込が信託証券に定める様式および方法で行われない場合

ただし、資産運用会社は、本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドの受益者の利益に重大な悪影響が及ばないようにするために、受益者の利益を考慮するものとします。資産運用会社は、上記に加え、本書の該当箇所に定めるその他の場合においても償還申込を拒否することがあります。

資産運用会社は、償還申込を拒否する場合、運営規則に従い、当該指定参加者および受託会社に対して、償還申込の拒否決定について通知するものとします。

資産運用会社が有する償還申込の拒否権は、指定参加者が、誠実に行為することを前提として、例外的な場合において当該指定参加者の顧客からの償還の請求を拒否する権利とは別個のものであり、これに追加して存在するものとします。資産運用会社は、指定参加者が顧客からの償還請求を受理し、これに伴い有効な償還申込を行った場合でも、本項に定める場合に当該償還申込を拒否する権利を行使することがあります。

償還申込の繰延べ

資産運用会社はまた、ある取引日に償還されるサブ・ファンドに係る受益証券の数を、当該サブ・ファンドに係る発行済受益証券の総数(サブ・ファンドに係る受益証券の償還が申込単位の整数倍によってのみ行われるために必要な範囲で端数を切り捨てるものとします。)の10%に制限する権利を有します。この場合、かかる制限は、当該取引日に同一のサブ・ファンドに係る受益証券の償還を有効に請求した当該サブ・ファンドのすべての指定参加者が、当該サブ・ファンドに係る受益証券の償還を同一の割合で受けることができるように、比例的に適用されるものとします。(本来であれば償還されるはずであったものの)償還されなかったサブ・ファンドに係る受益証券は、上記の制限に従うことを前提として繰り延べられ、当初の請求がすべて履行されるまで、直後の取引日およびその後のすべての取引日(かかる取引日についても、資産運用会社は同一の制限権を有します。)において優先的に償還されます。

受益証券の償還に係る報酬

資産運用会社は、償還申込1件につき所定の報酬および手数料を請求する権利を有し、受託会社は取引手数料を請求する権利を有します。報酬および手数料等の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。かかる報酬および手数料等は、当該指定参加者またはその代理人によって支払われるものとし、当該償還申込に関して当該指定参加者に対して支払われるべき現金部分または現金による償還金と相殺し、これらから差し引くことができます。

資産運用会社はまた、税金および手数料、(受託会社の計算による、その利益のための)取引手数料ならびに指定参加者が支払うべきその他の報酬、手数料および支払金に対する適切な引当金となる金額(もしあれば)を、サブ・ファンドに係る受益証券の償還により指定参加者に支払われるべき現金による償還金または現金部分から差し引き、これらと相殺することができます。

償還申込に基づく受益証券の消却

有効な償還申込に基づくサブ・ファンドに係る受益証券の償還については、以下のとおりとします。

- (a) 当該サブ・ファンドの資金は、当該サブ・ファンドに係る受益証券の消却により減少したものとみなされ、また評価の目的のために、当該サブ・ファンドに係る受益証券は、償還申込が受領されたまたは受領されたとみなされる取引日に係る評価日の評価時の経過後に償還および消却されたものとみなされます。
- (b) 当該サブ・ファンドに係る受益証券の受益者の氏名・名称は、償還申込が受理されたまたは受理されたとみなされる取引日に係る評価日の評価時の経過後に受益者名簿から削除されます。

償還申込の取消し

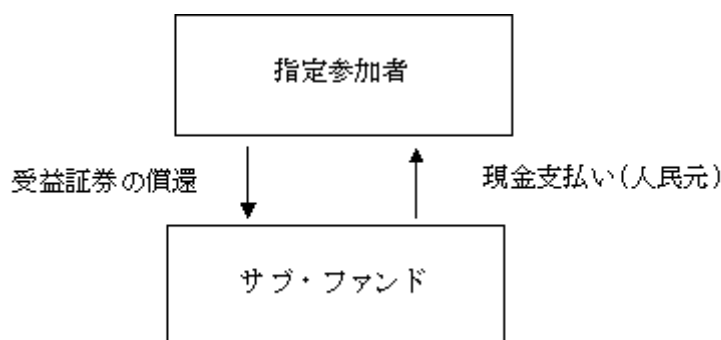
償還申込に関し、当該サブ・ファンドに係る受益証券に関する必要書類が当該参加契約および/または運営規則に定める時までに、かつこれらに定める方法で資産運用会社に提出されなかった場合、償還申込は一度もなされなかつ

たものとみなされますが、当該償還申請に係る(受託会社の計算による、その利益のための)取引手数料の支払義務は存続するものとします。この場合、以下のとおりとします。

- (a) 資産運用会社は、当該指定参加者に対して、受託会社の計算により受託会社に支払われるべき取消手数料ならびに運営規則に定めるその他の報酬および手数料を請求する権利を有します。
- (b) 資産運用会社は、その絶対的な裁量において、当該指定参加者に対して、各サブ・ファンドに係る受益証券について、当該サブ・ファンドの計算で、取消補償金を受託会社に支払うよう要求することができます。取消補償金は、当該各サブ・ファンドに係る受益証券の償還価格の、当該指定参加者が償還申込の対象となった当該サブ・ファンドに係る受益証券に係る必要書類の提出期限となっている日において、設定申込を行っていたとしたら、当該各サブ・ファンドに係る受益証券に適用されたであろう発行価格に対する不足金額(もしあれば)とします。
- (c) 償還申込の不実行に伴い、当該サブ・ファンドについて従前に行われた資産の評価が再開または無効化されることはないものとします。

ただし、資産運用会社は、受託会社と協議のうえ、自己の裁量により、自らが決定する条件(延長手数料の支払いに関するものを含みますが、これに限定されません。)に基づき決済期間を延長することができます。

以下の図は、指定参加者の場合におけるサブ・ファンドに係る受益証券の償還の流れを示したものです。



設定および償還の停止

資産運用会社は、以下の期間中、自己の裁量により、受託会社に通知を行ったうえで、サブ・ファンドに係る受益証券の設定または発行を停止すること、サブ・ファンドに係る受益証券の償還を停止すること、および/または償還申込に係る金員の支払いを延期することができます。

- (a) SEHKにおける取引が制限または停止されている期間
- (b) インデックス構成銘柄(当該参照指標の構成要素)が主に上場されている市場または当該市場の公式の清算決済預託機関(もしあれば)が閉鎖されている期間
- (c) インデックス構成銘柄(当該参照指標の構成要素)が主に上場されている市場における取引が制限または停止されている期間
- (d) 資産運用会社の判断において、当該市場の公式の清算決済預託機関(もしあれば)におけるインデックス構成銘柄の決済または清算に障害が発生しているとされる期間
- (e) 当該サブ・ファンドの純資産価額の決定が停止されている期間または下記「第一部 第2 3(1)資産の評価 - 純資産価額の決定の停止」に定める事由が発生している期間

資産運用会社による停止の宣言をもって停止の効力が生じます。停止期間中は、以下のとおりとします。

- (a) 指定参加者による申込みは行われず、当該停止期間中に該当するある取引日について申込みが受領された場合であって別途撤回されていないときは、当該申込みは停止の終了直後に受領されたものとみなされます。
- (b) 当該サブ・ファンドの計算によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還は行われません。

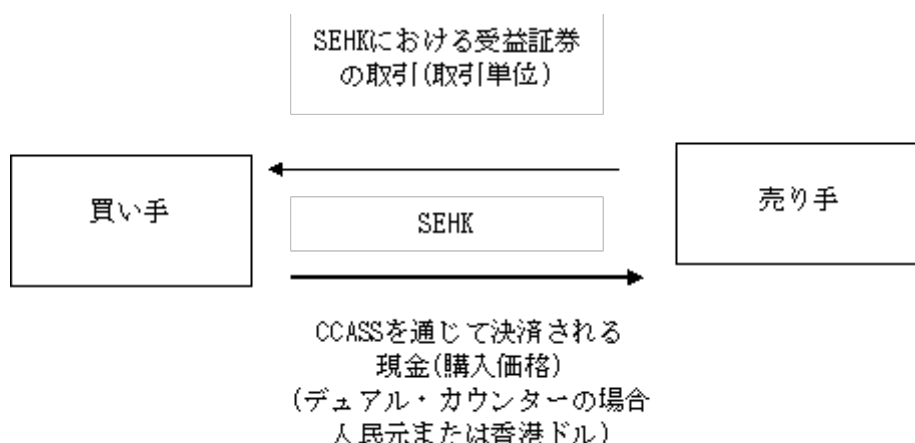
資産運用会社は、サブ・ファンドに係る受益証券の取引が停止される場合は委員会に対して届出を行い、かつ、停止の直後および停止期間中に少なくとも月に1度、自己のウェブサイトまたは自らが決定する刊行物において、停止の通知を公表するものとします。

指定参加者は、停止の宣言が行われた後およびかかる停止が終了する前のいつでも、資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより、かかる停止の前に行った申込みを撤回することができます。資産運用会社は受託会社にその旨を速やかに通知するものとします。資産運用会社が、かかる停止が終了するまでにかかる申込みの撤回の通知を受領しなかった場合、受託会社は、信託証書に従い、当該申込みの対象となるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還を行うものとし、当該申込みはかかる停止の終了直後に受領されたものとみなされます。

- (i) 資産運用会社が、受託会社に通知したうえで停止の終了を宣言したとき、または(ii)いかなる場合も停止の原因となった事由が消滅した最初の営業日の翌日に、信託証書に基づき停止が認められるその他の事由が存在しない場合、当該停止は終了します。

SEHK(流通市場)におけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引

流通市場投資家は、サブ・ファンドに係る受益証券を、当該サブ・ファンドの上場日またはそれ以降、SEHKにおいて自らの株式仲買人を通じて売買することができます。以下の図は、SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引の流れを示したものです。



証券先物条例第5部にに基づき第一種規制対象業務を営む許可を取得していない香港区内の仲介業者に対して金銭を支払うべきではありません。

流通市場投資家は、取引が行われる日のいつでも、投資仲介業者に自らの保有するサブ・ファンドに係る受益証券をSEHKにおいて売却するよう注文を出すことができます。当該投資家は、保有するサブ・ファンドに係る受益証券の売却または新たな購入を行うためには、株式仲買人等の仲介業者または銀行その他の金融アドバイザーが提供する証券取引業務を利用する必要があります。

SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引価格は、当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額とは異なる場合があります。当該受益証券について流動性のある流通市場が存在する保証はありません。

サブ・ファンドに係る受益証券を売却(および購入)する際には、仲介手数料、印紙税その他の報酬が課される場合があります。適用ある仲介手数料、印紙税その他の報酬の詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

サブ・ファンドに係る受益証券がSEHKに上場された後も上場が維持されるという保証はありません。

取引**取引所における上場および取引**

SEHKにおいて、人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引はすでに開始されています。SEHKにおける香港ドルで取引される本香港ETF受益証券の取引は2012年11月8日に開始されました。

現在のところ、本香港ETF受益証券は、SEHKのみで上場および取引される予定であり、本書の日付現在、それ以外の証券取引所における上場申請または取引許可取得の検討はなされていませんが、今後、適用あるRQFII規制(上記「第一部 第1 2(2)投資対象 - 人民元適格外国機関投資家(RQFII)」の項において定義されます。)に従い、SEHK以外の証券取引所に対して本香港ETF受益証券の上場申請を行う場合があります。

SEHKにおいて本香港ETF受益証券の取引が停止された場合またはSEHKにおいて全面的に取引が停止された場合、当該本香港ETF受益証券の取引を行う流通市場は存在しなくなります。

SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買

流通市場投資家は、SEHKの営業中いつでも、自らの株式仲買人を通じて、SEHKにおいて本香港ETF受益証券の売買を行うことができます。本香港ETF受益証券の売買は取引単位(またはその整数倍)によって行うことができます。現在の取引単位は、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターのいずれについても200口です。

ただし、SEHKの流通市場における取引は、流通市場における本香港ETF受益証券に係る需給動向、流動性および取引スプレッドのサイズの影響により、1日を通して変動し、また本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額とは異なる場合もある市場価格にて行われることにご注意下さい。また、その結果、流通市場における本香港ETF受益証券の市場価格は、本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額と比べて上下する可能性があります。

SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買に関する詳細については、上記「SEHK(流通市場)における受益証券の取引」をご参照下さい。

デュアル・カウンター取引**デュアル・カウンター取引の導入(流通市場)**

資産運用会社は、2012年11月8日よりSEHKの流通市場において本香港ETF受益証券のデュアル・カウンター方式による取引が可能になるための手続きを行いました。本香港ETF受益証券は人民元建てです。本香港ETFは、流通市場取

引のために、SEHKにおいて人民元カウンターおよび香港ドルカウンターの2つの取引カウンターを投資家にご用意いたします。

両カウンターで取引される本香港ETF受益証券は、下表のとおり、それぞれに割り当てられたコード、略称および固有かつ個別のISINの番号によって区別することができます。

カウンター	コード	略称	取引通貨	ISIN番号 (カウンターごとに 割り当てられるISIN)
人民元カウンター	82822	CSOP A50 ETF-R	人民元	HK0000112307
香港ドルカウンター	02822	CSOP A50 ETF	香港ドル	HK0000127412

人民元カウンターで取引される本香港ETF受益証券は人民元で決済され、香港ドルカウンターで取引される本香港ETF受益証券は香港ドルで決済されます。人民元カウンターおよび香港ドルカウンターはそれぞれ別個の独立した市場であるため、決済が異なる通貨で行われることに加え、それぞれのカウンターにおける本香港ETF受益証券の取引価格も異なる可能性があります。

デュアル・カウンターは利用可能ですが、発行市場における新たな本香港ETF受益証券の設定および償還は引き続き人民元でのみ行われることにご注意下さい。

投資家は、取引されている本香港ETF受益証券の売買を同一のカウンターで行うことができます。あるいは、一方のカウンターで本香港ETF受益証券を購入し、もう一方のカウンターでこれを売却することも可能ですが、投資仲介業者／代理業者またはCCASS参加者が同時に香港ドルおよび人民元の取引サービスを提供していること、ならびにデュアル・カウンター取引を可能にするカウンター間振替サービスを提供していることが前提となります。ただし、投資家におかれては、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターにおいて取引される本香港ETF受益証券の取引価格が異なる可能性があること、また各カウンターにおける市場の流動性、市場の需給動向および人民元と香港ドルの為替レート(国内市場および国際市場の別を問いません。)等の要因の違いにより、香港ドルで取引される本香港ETF受益証券のSEHKにおける市場価格が、人民元で取引される本香港ETF受益証券のSEHKにおける市場価格から大幅に乖離するリスクが存在することにご注意下さい。

複数の取引が同一の売買日に行われる場合でも、カウンター間売買は可能です。投資家におかれては、投資仲介業者／代理業者によっては、運営システム上の制限、関連する決済リスクその他の事業上の要因等のさまざまな理由により、カウンター間デイトレードサービスを提供していない場合があることにご注意下さい。投資仲介業者／代理業者がかかるサービスを提供している場合でも、所定より早い決済締切時刻、その他の手続きおよび／または手数料を課すことがあります。

デュアル・カウンターに関する詳細については、HKExのウェブサイトに掲載されているデュアル・カウンターに関するFAQ(www.hkex.com.hk/eng/prod/secprod/etf/dc.htm.)をご参照下さい。

デュアル・カウンターに係る手数料、期限・期間等、手続きおよび運営(カウンター間振替を含みます。)についてご不明な点がある場合は、ご自身の投資仲介業者にご相談下さい。また、上記「第一部 第13(1)リスク要因-デュアル・カウンター取引リスク」の項に記載のリスク要因にもご留意下さい。

振替可能性

両カウンターにおいて取引されている本香港ETF受益証券はカウンター間での振替えが可能です。人民元カウンターにおいて取引されている本香港ETF受益証券は、カウンター間振替により個別に香港ドルカウンターに振り替えることができ、逆もまた同様です。

本香港ETF受益証券のカウンター間振替は、CCASS内に限って実行および処理されます。

人民元株式人証港幣交易通(Renminbi Equity Trading Support Facility)(以下「TSF」といいます。)を利用して購入される本香港ETF受益証券については、TSF CCASS参加者は、顧客を代理して、カウンター間振替を行う前にTSFにおける株式のリリース手続きを講じる必要があります。投資家におかれては、TSFにおける本香港ETF受益証券のリリース手続きの実施に係るスケジュールについて、ご自身の投資仲介業者／代理業者にご相談下さい。

受益者の権利

本香港ETF受益証券は、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターの別にかかわらず、本香港ETFにおいて同一のクラスに属します。受益者は、保有する本香港ETF受益証券が取引されているカウンターの別にかかわらず同一の権利を有し、したがって平等とみなされます。

手数料およびその他の取引費用

SEHKにおける本香港ETF受益証券の売買について流通市場投資家が負担する手数料および費用は、人民元カウンターおよび香港ドルカウンターの別にかかわらず同一です。

KHSCCは、各CCASS参加者に対して、本香港ETF受益証券のカウンター間振替の実行に係る指図1件につき5香港ドルの手数を課しています。

指定参加者による設定申込および償還申込

指定参加者による設定申込および償還申込に係る一般的な条件および手続きについては、上記「申込単位による設

定および償還」をご参照下さい。かかる項目は、以下の本香港ETF固有の条件および手続きと合わせてお読み下さい。

資産運用会社は現在、本香港ETF受益証券について、現金払込みによる申込みおよび現金支払いによる償還のみを認めています。デュアル・カウンターにかかわらず、現金払込みによる申込みにあたり指定参加者が払い込むべき現金は、人民元建てでなければなりません。設定された本香港ETF受益証券は、当初はCCASSの人民元カウンターに預託されます。

本香港ETF受益証券の引受けに係る現金による決済は、運営規則に従い、当該取引日の運営規則に定める時までに行われます。

本香港ETF受益証券に係る申込単位は500,000口です。申込単位によらない本香港ETF受益証券の設定申込は受理されません。本香港ETFに係る最低引受単位は1申込単位とします。

人民元で取引される本香港ETF受益証券および(香港ドルカウンターにおける取引が開始される2012年11月8日以降)香港ドルで取引される本香港ETF受益証券はいずれも、(指定参加者を通じた)償還申込によって償還することができます。人民元カウンターに預託された本香港ETF受益証券も(香港ドルカウンターにおける取引が開始される2012年11月8日以降)香港ドルカウンターに預託された本香港ETF受益証券も、償還手続きに違いはありません。デュアル・カウンターにかかわらず、指定参加者が現金支払いによる償還によって受領する現金の償還金は、人民元でのみ支払われます。

取引期間

本香港ETFの設定申込または償還申込に係る各取引日の取引期間は、午前9時(香港時間)に開始し、取引期限である午前11時(香港時間)に終了します。かかる時刻は資産運用会社によって随時変更される可能性があります。取引期限の経過後に受領された設定申込または償還申込は、資産運用会社が別段の決定をした場合を除き、翌取引日に受領されたものとみなされます。

設定申込に係る即時現金化可能資金は、当該取引日の午後12時30分または受託会社、資産運用会社および当該指定参加者が合意するその他の時刻までに受領されなければならないものとします。

発行価格および償還価格

いずれのクラスの本香港ETF受益証券についても、発行価格は当該評価日の評価時に算定される当該クラスの本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額とします(小数点第5位で四捨五入、すなわち0.00005は切上げとします。)

いずれのクラスの本香港ETF受益証券についても、償還価格は当該評価日の評価時に算定される当該クラスの本香港ETF受益証券の1口当たり純資産価額とします(小数点第5位で四捨五入、すなわち0.00005は切上げとします。)

四捨五入により利益が生じた場合は、本香港ETFがこれを留保します。

本香港ETFの「評価日」は、本香港ETFの取引日または資産運用会社が決定するその他の日と一致し、かかる日を意味します。

本香港ETF受益証券の最新の純資産価額は、資産運用会社のウェブサイトに掲載され、または資産運用会社が決定するその他の刊行物において発表されます。

取引日

本香港ETFについて「取引日」とは、各営業日を意味します。

本香港ETFに係る設定申込の拒否

資産運用会社は、上記「設定申込の拒否」の項に記載される場合に加えて以下の場合にも、合理的かつ誠実に行為することを前提として、本香港ETFに係る設定申込を拒否する絶対的な裁量を有するものとします。

(a) 設定申込を受理することにより、中国A株式市場に重大な悪影響が及ぶ場合

(b) 資産運用会社が本香港ETFについてRQFIIとして取得しているRQFII割当枠の減額もしくは取消しがなされた場合、または本香港ETFに係る設定申込に応じるうえで十分でない場合

人民元による支払いおよび口座開設手続

投資家は、当該指定参加者から別段の同意を得た場合を除き、申請に必要な金員および関連する手数料を支払うに足る人民元を有する場合に限り、指定参加者を通じて本香港ETF受益証券に係る申請を行うことができます。投資家におかれては、人民元が中国における唯一の公式通貨であることにご注意下さい。オンショア人民元(以下「CNY」といいます。)およびオフショア人民元(以下「CNH」といいます。)はいずれも同一の通貨ですが、それぞれ異なる独立した市場で取引されます。両人民元市場は独立して運営されており、市場間の流通は厳しく制限されていることから、CNYおよびCNHは異なるレートで取引されており、その値動きも同一方向に連動するとは限りません。多額の人民元がオフショア(すなわち、中国国外)で保有されていますが、CNHを自由に中国国内に送金することはできず、送金には一定の制限が課されます。これは中国国外への送金についても同様です。そのため、CNHおよびCNYはいずれも同一の通貨であるものの、中国国外の人民元には一定の特別な制限が適用されます。本香港ETFの流動性および取引価格は、中国国外の人民元の入手が困難であること、またかかる人民元に制限が課されることに起因して悪影響を受ける場合があります。

指定参加者から本香港ETFへの申込みに係る金員の支払いは人民元でのみ行うことができます。したがって、指定参加者が(顧客である)投資家に対して、CNHの支払いを求める場合があります。(支払いに関する詳細は、顧客向けの申請書等の当該指定参加者の書類に記載されます。)そのため投資家は、指定参加者が当該投資家を代理して本香港ETF受益証券の引受けを行う場合、(決済のための)銀行口座および証券取引口座を開設していなければならないことが

あります。これは、少なくとも発行価格および関連費用の合計を指定参加者に支払うに足るCNHを預金しておく必要があるため、または指定参加者に対する申請が成立しないか、もしくは部分的にのみ成立した場合に、指定参加者が支払済みの金員の全額もしくは該当する一部を、CNH建て銀行口座に貸記することによって当該投資家に返還する必要があるためです。同様に、投資家がSEHKの流通市場において本香港ETF受益証券を売買することを希望する場合は、ご自身の投資仲介業者に証券取引口座を開設する必要がある可能性があります。支払いに関する詳細および口座開設手続については、当該指定参加者および/またはご自身の投資仲介業者にご確認下さい。

流通市場において人民元で取引される本香港ETF受益証券を売買することを希望する投資家は、ご自身の投資仲介業者にご連絡のうえ、人民元で取引される本香港ETF受益証券について、当該投資仲介業者が人民元建て有価証券の取引および/または決済取引に対応可能であるかどうかお問い合わせいただくとともに、SEHKがその参加者による人民元建て有価証券の取引の取扱いについて随時公表しているその他の関連情報をご確認いただくようお願いいたします。CCASS投資家参加者は、人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引について、自己のCCASS投資家参加者口座を利用して決済することを希望する場合、または人民元建てで分配金を受領することを希望する場合、必ず事前にCCASSに人民元建て指定銀行口座を開設して下さい。

人民元で取引される本香港ETF受益証券を流通市場から購入することを検討している投資家におかれては、必要な人民元資金および当該購入に係る決済方法について、ご自身の株式仲買人にご相談下さい。香港ドルまたは人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引を可能にするためには、事前に株式仲買人に証券取引口座を開設し、これを維持しなければならない可能性があります。

投資家におかれては、人民元で取引される本香港ETF受益証券の取引を決済するうえで十分なCNHを有することをご確認下さい。人民元による支払いの決済または人民元建ての分配金の受領のために人民元建て銀行口座を開設した場合、現行の規制では、香港居住者に適用ある人民元の1日当たりの両替上限金額は1人につき20,000人民元となっています。口座開設手続および人民元建て銀行口座に係る条件については、銀行にご相談下さい。銀行によっては、人民元建ての小切手用口座および第三者口座への資金移動について制限を課している場合があります。一方で銀行以外の金融機関(投資仲介業者等)にはかかる制限は適用されないため、両替サービスに関する規定について、必要に応じてご自身の投資仲介業者にご相談下さい。

SEHKにおける本香港ETF受益証券の取引に係る取引費用には、HKExに支払われる取引手数料および委員会により課される取引税が含まれます。流通市場取引に関連するこれらの手数料および費用は香港ドルで徴収され、人民元で取引される本香港ETF受益証券の場合は、売買が行われる日に香港金融管理局が決定する、各売買日の午前11時にHKExのウェブサイト上で公表される為替レートに基づき算定されます。

取引に関連する手数料および費用ならびに仲介手数料の支払方法および支払通貨については、ご自身の投資仲介業者または保管者にご相談下さい。

人民元による支払いが小切手で行われる場合は、人民元建て小切手の振出しについて特別な要件が存在するか否かについて、事前に人民元建て銀行口座を開設している銀行にご相談下さい。特に、銀行によっては、顧客の人民元建て小切手用口座の残高について、または顧客が1日に振り出すことができる小切手の金額について、内部制限(通常80,000人民元)を課している場合があります。かかる制限は(指定参加者を通じた)本香港ETF受益証券の設定申請に係る資金調達に影響を及ぼす可能性があることにご注意下さい。

香港居住者である個人投資家が人民元建て銀行口座を開設する場合または人民元による支払いを決済する場合、当該個人投資家には、以下を含む複数の制限が適用されます。

(a) 個人顧客に適用ある現行の両替の上限金額は、人民元建て銀行口座を通じて行われる場合は1人につき1日当たり20,000人民元、または口座を有しない個人顧客による紙幣での取引1件につき、1人20,000人民元となっています。

(b) 中国国内への1日当たりの送金上限金額は80,000人民元であり、送金サービスは自己名義の人民元建て預金口座から中国への送金を行う口座名義人のみが利用することができます。中国における口座の口座名義は、香港の銀行に開設している人民元建て銀行口座の口座名義と同一でなければなりません。

一方、香港居住者ではない個人投資家は、香港に人民元建て銀行口座を開設し、他の通貨を制限なく人民元に両替することができます。ただし、非香港居住者は、中国の規則および規制に基づき承認を得ない限り、中国に人民元を送金することはできません。

人民元に関するリスクについては、上記「第一部 第13(1)リスク要因 - 人民元関連リスク」をご参照下さい。

人民元株式人証港幣交易通(TSF)

TSFは2011年10月24日にHKExによって導入されました。TSFは、流通市場において人民元で取引される株式(人民元株式)の購入を希望する投資家が、十分な額の人民元を有しない場合または他のルートで人民元を入手することが困難である場合に、香港ドルで人民元株式を購入できるようにしたシステムです。TSFの利用対象は、2012年8月6日より人民元で取引される株式関連の上場投資信託および不動産投資信託にも拡大されました。そのためTSEは現在、本香港ETFに投資し、SEHKにおいて人民元で売買することを希望する投資家にもご利用いただけます。TSFの詳細については、HKExのウェブサイト(http://www.hkex.com.hk/eng/market/sec_tradinfra/tsf/tsf.htm)をご参照下さい。TSFについてご不明な点は、ご自身のアドバイザーにご相談下さい。

(2)【日本における販売手続等】

本香港ETFに係る受益証券について、日本における勧誘または販売は行われておりません。

2【買戻し手続等】

（１）【海外における買戻し手続等】

上記「第一部 第2 1(1)海外における販売手続等」をご参照下さい。

（２）【日本における買戻し手続等】

本香港ETFに係る受益証券について、日本における買戻しは行われておりません。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

評価および停止

純資産価額の決定

当該サブ・ファンドの純資産価額は、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの資産を評価し、かつ当該サブ・ファンドに帰属する負債を控除することによって、当該クラスの受益証券の各取引日に係る当該評価日の評価時(または資産運用会社が受託会社と協議のうえ決定するその他の時)に、当該サブ・ファンドの基準通貨にて決定されるものとし、

本香港投資信託の投資対象の評価の決定に関する信託証書の適用ある主要規定の概要は以下のとおりです。

(a) 証券市場において値付け、上場または通常取引される投資対象(集団投資スキームにおける持分は除きます。)の評価額は、資産運用会社が当該状況において公正な基準になると判断する量の当該投資対象について、資産運用会社が当該投資対象の値付け、上場または通常取引が行われている証券市場における最終取引価格もしくは最終の買値、最新の市場売値と最新の市場買値の中値または公式終値であるとみなす価格を参照して算定されるものとし、

() 投資対象の値付け、上場または通常取引が行われている証券市場が複数存在する場合、資産運用会社は、その判断において、当該投資対象に係る主要な市場となっている証券市場における価格または最終取引価格を採用するものとし、

() 証券市場において値付け、上場または通常取引が行われているものの、何らかの理由により当該時点において当該証券市場における価格が入手できない場合における投資対象の評価額は、資産運用会社が、または受託会社が要求する場合は資産運用会社が受託会社と協議のうえ、かかる目的のために選任する、当該投資対象の取引を行っている会社または機関による認証を受けるものとし、

() 利息が発生する投資対象については、評価が行われる日(同日を含みます。)までに発生した利息を考慮するものとし(ただし、当該利息が買値または上場価格に含まれる場合は除きます。)、

上記の評価目的において、資産運用会社および受託会社は、証券市場における当該投資対象の値付けについて随時適切であると思料する一または複数の情報源から電子的に送信された情報を使用し、これに依拠することができるものとし、その結果導き出された価格は最終取引価格とみなされます。

(b) 証券市場において値付け、上場または通常取引が行われていない投資対象(集団投資スキームにおける持分は除きます。)の評価額は、下記に従い確定される当該投資対象の当初価額または下記に従い行われる最新の再評価によって査定された価額とします。すなわち、本(b)において、以下のとおりとします。

(i) 取引価格の存在しない投資対象の当初評価額は、当該サブ・ファンドがその取得の際に支出した金額とします(いずれの場合も、かかる取得および信託証書の目的による受託会社への信託に伴い発生した印紙税、手数料その他の費用を含みます。)、

(ii) 資産運用会社は、受託会社が請求する時または頻度で、取引価格の存在しない投資対象について、受託会社がかかる取引価格の存在しない投資対象を評価する資格を有する者として承認する専門家による再評価を受けるものとし、

上記にかかわらず、資産運用会社は、額面価額に対して割引価格で取得された債券への投資を定額法で評価する旨決定することができるものとし、

(c) 現預金および類似の投資対象は、その額面価額(および経過利息)にて評価されるものとし(ただし、資産運用会社の判断において、その価値を反映するために調整が必要である場合は除きます。)、

(d) 集団投資スキームの受益権、株式その他の持分の評価額は、当該集団投資スキームの受益権、株式その他の持分1口当たりの最新の純資産価額、または資産運用会社が決定する方法により随時決定される価額とします。

(e) 上記にかかわらず、資産運用会社は、通貨、適用金利、満期、市場性および資産運用会社が関連があるとみなすその他の事項を考慮して、投資対象の公正価値を反映するためには調整または他の手法の採用が必要であると判断した場合は、受託会社の同意を得たうえで、当該投資対象の評価額を調整し、または他の評価手法の採用を認めることができるものとし、資産運用会社または受託会社はまた、投資対象について、適切であると思料する定期的かつ独立した評価を行うこともできるものとし、

(f) 基準通貨以外の通貨による投資対象(有価証券によるものか、現金によるものかを問いません。)の評価額は、資産運用会社が関連ある割増しまたは割引きおよび為替費用を考慮したうえで当該状況において適切であると判断する(公式その他の)為替レートにて基準通貨に換算されるものとし、

受託会社および資産運用会社は、以下のとおりとします。

(a) 当該サブ・ファンドの資産を評価する目的で、電子的価格フィードならびに機械化および／または電子化された価格／評価額提供システムを通じて提供された価格データおよび／またはその他の情報にこれらを検証せずに依拠することができ、当該システムによって提供された価格は最終取引価格とみなされます。

(b) 市場相場、または(資産運用会社の判断において)かかる値付けを行う資格を有する計算代理人、事務管理会社、投資仲介業者、専門家、会社もしくは協会による認証を、サブ・ファンドの資産の評価額またはその原価もしくは売却価格の十分かつ確定的な証拠として受け入れることができます。ただし、本(b)の何らの記載も資産運用会社に対して、かかる相場または認証の取得を義務付けるものではありません。受託会社は、資産運用会社がいずれかのサブ・ファンドの資産の価格決定について責任を負い、またはその他の方法により関与している場合は、その範囲において、検証を行うことなくかかる価格を受け入れ、使用し、かつこれに依拠することができるものとします。

(c) 当該計算代理人、自動値付けサービス、投資仲介業者、マーケットメイカーまたは仲介業者、(受託会社が本(c)に依拠する場合)資産運用会社または(資産運用会社が本(c)に依拠する場合)受託会社およびサブ・ファンドが投資するその他の集団投資に係る事務管理会社または評価代理人等の第三者から提供を受けた財務情報に依拠することができ、その正確性について責任を負わないものとします。

(d) 適格受渡しの要件および類似の事項について決定する際にサブ・ファンドの資産その他の財産の取引が随時行われている市場並びにその委員会および役員の確立された慣行および決定に依拠することができるものとし、かかる慣行および決定は、すべての者にとって確定的であり、かかる者を拘束するものとします。

受託会社および資産運用会社はまた、自らの詐欺行為、故意または過失によりそれぞれが損失について責任を負う場合を除き、サブ・ファンド、受益者その他の者が上記に関連していかなる損失を被った場合でも、かかる損失について責任を負わないものとします。

純資産価額の決定の停止

資産運用会社は、受託会社に通知を行ったうえで、以下の期間中を通してまたはその一部について、サブ・ファンドの純資産価額の決定の停止を宣言することができるものとします。

(a) 当該サブ・ファンドの投資対象の大部分が通常取引されている商品市場もしくは証券市場の閉鎖もしくはかかる市場における取引の制限、障害もしくは停止または資産運用会社もしくは受託会社(場合に応じて)が投資対象の価格を確定しもしくは当該サブ・ファンドの純資産価額もしくは当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価額を決定するにあたり通常採用する手段の障害が発生している期間

(b) 前(a)以外の理由により、資産運用会社が当該サブ・ファンドの計算で保有または取引する投資対象の大部分の価格を、資産運用会社の合理的な判断において、合理的に、速やかにまたは公正に確定させることができない期間

(c) 資産運用会社の合理的な判断において、当該サブ・ファンドの計算で保有または取引されている投資対象を現金化することが合理的に実行不可能となる、または当該クラスの受益者の利益に深刻な損害を与えることなく現金化することが不可能となるような事由が存在するとされる期間

(d) 当該サブ・ファンドの投資対象の現金化もしくは当該投資対象に係る支払いまたは当該クラスのサブ・ファンドに係る受益証券の引受けもしくは償還に係るまたはその可能性のある資金の送金もしくは本国送金が禁止、制限、遅延されている期間または資産運用会社の合理的な判断において、通常の為替レートで速やかに実行できないとされる期間

(e) 当該参照指標の編成または公表が行われない期間

(f) 当該サブ・ファンドの純資産価額もしくは当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価額、発行価格もしくは償還価格を確定させる際に通常用いられる通信システムおよび／もしくは通信手段に障害が生じている期間、またはその他の理由により当該クラスの純資産価額を速やかにもしくは正確に確定させることができない期間

(g) バスケットに含まれるインデックス構成銘柄の引渡しまたは当該時点において当該サブ・ファンドの資産に含まれる投資対象の処分を、資産運用会社の判断において、通常の方法でまたは受益者の利益を損なうことなく実行することができなくなるような事態が存在しているとされる期間

(h) 委員会が発出した命令または指令に基づきサブ・ファンドに係る受益証券の取引が停止されている期間

(i) 資産運用会社の合理的な判断において、法律または適用ある司法手続によりかかる純資産価額の決定を停止することが要求されているとされる期間

(j) 資産運用会社、受託会社、受益者名簿管理人および／または本香港投資信託の運営に関するそれぞれの受託者の事業が、疫病、戦争、テロ行為、暴動、革命、秩序不安、反乱、ストライキまたは天災により著しく阻害されまたは閉鎖されている期間

資産運用会社による停止の宣言をもって停止の効力が生じます。停止期間中は、以下のとおりとします。

(a) 当該サブ・ファンドの純資産価額または当該クラスのサブ・ファンドに係る受益証券の発行価格もしくは償還価格の決定は行われないものとします。

(b) 指定参加者による申込みは行われないものとし、当該停止期間中に該当するある取引日について申込みが受領された場合であって別途撤回されていないときは、当該申込みは停止の終了直後に受領されたものとみなされます。

(c) 資産運用会社は、当該サブ・ファンドの預託資産のリバランスを行う義務を負いません。

(d) 当該サブ・ファンドの計算によるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還は行われません。

(i) 資産運用会社が、受託会社に通知したうえで停止の終了を宣言したとき、または(ii)いかなる場合も停止の原因と

なった事由が消滅した最初の営業日の翌日に、信託証書に基づき停止が認められるその他の事由が存在しない場合、当該停止は終了します。

資産運用会社は、サブ・ファンドに係る受益証券の取引が停止される場合は委員会に対して届出を行い、かつ、停止の直後および停止期間中に少なくとも月に1度、自己のウェブサイトまたは自らが決定する刊行物において、停止の通知を公表するものとします。

指定参加者は、停止の宣言が行われた後およびかかる停止が終了する前のいつでも、資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより、かかる停止の前に行った申込みを撤回することができ、資産運用会社は受託会社にその旨を速やかに通知するものとします。資産運用会社が、かかる停止が終了するまでにかかる申込みの撤回の通知を受領しなかった場合、受託会社は、信託証書に従い、当該申込みの対象となるサブ・ファンドに係る受益証券の設定および発行または償還を行うものとし、当該申込みはかかる停止の終了直後に受領されたものとみなされます。

SEHK(流通市場)におけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引の停止

SEHKは、投資家保護もしくは市場秩序の維持を目的としてまたはSEHKが適切であると思料するその他の状況において必要と判断した場合、SEHKが定める条件に従って、SEHKにおけるサブ・ファンドに係る受益証券の取引またはSEHKにおける取引全般を随時停止することがあります。

(2)【保管】

本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券について、券面は発行されません。本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券はすべて、受益者名簿管理人によって、HKSCCノミニー・リミテッドの名義で当該サブ・ファンドの受益者名簿に記載され、かかる名簿がサブ・ファンドに係る受益証券の所有権の証拠となります。本香港投資信託のサブ・ファンドに係る受益証券に投資する個人投資家の受益権は、CCASSの参加者における口座を通じて設定されます。

(3)【信託期間】

本香港投資信託は、早期に終了しない限り80年間有効とします。

(4)【計算期間】

本香港投資信託の会計年度は、毎年12月31日に終了します。本香港投資信託の最初の会計年度は2012年12月31日に終了します。

最新の監査済財務書類または未監査の半期中間報告書については準備でき次第、ハードコピーおよびソフトコピーの入手場所を受益者に通知します(いずれも英語のみで公表されます。)、かかる通知は、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合も、監査済財務書類については各会計年度末(初年度も含みます。)から4か月以内に、未監査の半期中間報告書については毎年6月30日から2か月以内に、受益者に送付されます。かかる報告書等は、発行され次第、資産運用会社のウェブサイト上でソフトコピーを入手することができます。本香港投資信託の最初の監査済財務書類および未監査の半期報告書はそれぞれ、2012年12月31日に終了する会計年度および2013年6月30日に終了する半期に関するものとなります。

当該報告書等のハードコピーは、受益者の請求により、資産運用会社の事務所において、毎日(土日祝日は除きます。)、通常の営業時間内であればいつでも、無償で入手することができます。

(5)【その他】

() 本香港投資信託またはサブ・ファンドの終了

本香港投資信託の終了をもってサブ・ファンドも終了するものとします。本香港投資信託は、下記のいずれかの場合に終了されるまで存続しますが、信託証書の締結日から80年目の応当日をもって自動的に終了するものとします。

受託会社が書面の通知を行うことにより本香港投資信託を終了することができる場合の概要は以下のとおりです。

(a) 資産運用会社が清算される場合(ただし、受託会社が事前に書面にて承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする任意清算の場合は除きます。)、破産した場合または資産運用会社の資産のいずれかについて管財人が任命され、90日以内に解任されない場合

(b) 誠実に行為する受託会社が、資産運用会社が自己の義務を満足に履行することができないと合理的に判断した場合、もしくは資産運用会社が実際に自己の義務を満足に履行することができなかった場合、または資産運用会社が受託会社の判断において本香港投資信託の評判を損なうもしくは受益者の利益を損なうことになると予想されるその他の行為を行った場合

(c) 本香港投資信託が証券先物条例に基づく認可を喪失した場合または本香港投資信託を存続させることが違法となるもしくは受託会社の判断において実行不可能もしくは不得策となる法案が可決された場合

(d) 資産運用会社が何らかの理由により資産運用会社でなくなり、その後60日または30日(受託会社の清算の場合もしくは受託会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合)以内に、受託会社が他の適格な会社を後任の資産運用会社に任命していない場合

(e) 受託会社が資産運用会社に対して辞任を希望する旨の通知を行い、かつ資産運用会社がその後60日または30日(資産運用会社の清算の場合もしくは資産運用会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合)以内に、資産

運用会社が受託会社の後任として行為する資格を有する会社を見つけることができない場合

資産運用会社が書面の通知を行うことによりその絶対的な裁量において本香港投資信託および／またはサブ・ファンドおよび／またはサブ・ファンドに係る受益証券のクラスを終了させることができる場合には、以下の場合を含みます。

- (a) いずれかの日において、本香港投資信託の場合、サブ・ファンドに係る全受益証券の純資産価額の総額が1億人民元を下回ったとき、またはサブ・ファンドの場合、未償還の当該クラスの受益証券の純資産価額の総額が1億人民元を下回った場合
- (b) 本香港投資信託および／または当該サブ・ファンドを存続させることが違法となるもしくは資産運用会社の判断において実行不可能もしくは不得策となる法案が可決された場合
- (c) 本香港投資信託および／または当該サブ・ファンドが証券先物条例に基づく認可その他の公的な承認を喪失した場合またはSEHKその他の公認証券市場における上場を廃止した場合
- (d) 当該サブ・ファンドの参照指標をベンチマークに用いることができなくなった場合(ただし、資産運用会社が(受託会社と協議のうえ)参照指標に代えて別の指標を用いることが可能、適切、実行可能かつ受益者の最大の利益に資すると判断した場合は除きます。)
- (e) 本香港投資信託および／または当該サブ・ファンドが指定参加者を有しなくなった場合

上記の場合において本香港投資信託またはサブ・ファンドを終了するときには、受益者に対して1か月以上前の事前通知を行うものとします。

() 信託証書の変更

いずれかのサブ・ファンドが証券先物条例第104条に基づく認可を受けている場合、委員会の事前の承認を得ることを前提として、受託会社および資産運用会社は、追補証書により信託証書を変更する旨合意することができます。ただし、かかる変更は、受託会社および資産運用会社の判断において、(i)受益者の利益を著しく損なうものではなく、受託会社、資産運用会社その他の者について受益者に対する責任を著しく免除する作用を有するものではなく、本香港投資信託の資産から支払われるべき費用および手数料の金額を増加させることにもならないこと、(ii)財務上、法令上もしくは公的な要件(法的拘束力の有無を問いません。)を遵守するために必要であること、または(iii)明らかな誤謬を訂正するためになされるものであることを条件とします。

上記以外の変更については常に、変更の影響を受ける受益者の特別決議の可決および委員会の事前の承認が必要となります。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

(A) RQFII保管契約

RQFII保管契約は、以下の場合に終了することができます。

- (a) 一当事者は、他の当事者のいずれかがRQFII保管契約の重要な規定またはRQFII保管契約上の表明保証のいずれかを遵守しなかった場合に、他の当事者に対する事前の通知をもってRQFII保管契約を直ちに終了できます。
- (b) 一当事者は、他の当事者のいずれかが有効な許認可および承認を存続できなかった場合に、RQFII保管契約を直ちに終了できます。
- (c) 一当事者は、他の当事者に対し、30日前に書面により事前の通知をした場合にRQFII保管契約を何時でも終了できます。
- (d) 本香港ETFが終了する場合、本香港投資信託が清算する場合または受託会社が本香港投資信託の受託者を務めない場合に終了できます。

(B) RQFIIファシリティおよび保管取決めにに関する参加契約(以下(B)において、「本契約」といいます。)

本契約は、本香港ETFまたは本香港投資信託が終了する場合に自動的に終了します。各当事者は、他の当事者に対し、30日以上前に書面による通知を行うことにより本契約を終了することができます。ただし、以下の場合には、直ちに効力が生じる書面による通知をもって本契約を即時に終了することができます。

- () 他の当事者のいずれかが、その義務につき重大な違反を犯し、かかる違反に対する是正通知を受領してから30日を超えない合理的な期間内にかかる違反の是正措置をとらない場合
- () 他の当事者のいずれかが、本契約の履行に関連して、詐欺行為、意図的な不正行為、過失による作為・不作為を行った場合、または適用法令もしくは本契約に違反した場合
- () 他の当事者のいずれかが清算手続に入った場合
- () CSRCが、資産運用会社のRQFII許認可を撤回した場合
- () SAFEが資産運用会社のRDFII投資割当枠を取り消した場合
- () 保管会社または中国保管会社が、RQFIIに保管業務を提供できる適格な保管者としての地位を喪失した場合
- () RQFII保管契約が終了する場合

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

（ ）受益者総会

信託証書には、受益者総会に関する詳細規定が定められています。受託会社、資産運用会社または発行済みのサブ・ファンドに係る受益証券の価額の10%以上を表章する受益者は、21日以上前の事前通知を行うことにより、総会を招集することができます。総会の招集通知は、受益者に郵送されます。受益者は議決権行使代理人を任命することができます。かかる代理人は受益者である必要はありません。普通決議の可決に必要な定足数は、当該時点において発行済みのサブ・ファンドに係る受益証券の10%以上を保有するものとして名簿に記載されている、本人または代理人が出席する受益者によって構成され、特別決議の可決に必要な定足数は、当該時点において発行済みのサブ・ファンドに係る受益証券の25%以上を保有するものとして名簿に記載されている、本人または代理人が出席する受益者によって構成されます。延会の場合は、受益者の人数または受益者が保有するサブ・ファンドに係る受益証券の口数にかかわらず、本人または代理人が出席する受益者によって構成されます。総会において特別決議を可決することにより、信託証書の規定を変更することができます。かかる変更の内容には、サービス提供者に対する報酬の上限額、資産運用会社の解任またはサブ・ファンドの随時の終了が含まれます。所定の総会開催時刻から30分以内に定足数が満たされない場合、当該総会は15日以内のいずれかの日に延期されます。別途の招集通知が行われる延会の場合は、本人または代理人が出席する受益者が定足数を構成します。

通常決議とは、通常決議案として提案され、行使された議決権総数の50%超の過半数によって可決されるものをいいます。特別決議とは、特別決議案として提案され、行使された議決権総数の75%超の過半数によって可決されるものをいいます。

信託証書はまた、特定のサブ・ファンドまたはクラスの受益者の利益にのみ影響が及ぶ場合に、サブ・ファンドおよびクラス別の受益者総会を個別に開催することについても規定しています。

（ ）議決権

信託証書は、あらゆる受益者総会において、上記のとおり自らまたは議決権行使代理人が出席する受益者のいずれも、自らが保有するサブ・ファンドに係る受益証券1口につき1個の議決権を有する旨規定しています。

受益者が(証券先物条列に定める)公認清算機構(またはそのノミニー)である場合、当該受益者は、適切であると思われる一または複数の者に対して、受益者総会またはあるクラスの受益者総会において自己の代表者または議決権行使代理人として行為することを授權することができるものとします。ただし、複数の者に対してかかる授權を行う場合は、委任状または議決権代理行使委任状において、当該被授權者それぞれに委任されるサブ・ファンドに係る受益証券の口数およびクラスを特定しなければならないものとします。上記により授權された者は、適式に授權された事実を証明する権原証書、認証済みの委任状および/または追加の証書を提出する必要なく(ただし、受託会社は、当該被授權者に対して、その身元を証明する証拠の提出を求めることができます。)適式に授權されたものとみなされ、当該清算機構またはそのノミニーが本香港投資信託の個人受益者であれば行使することができるものと同一の権限を当該公認清算機構に代わって行使することができるものとします。なお、公認清算機構(またはそのノミニー)である受益者は、適用あるCCASSの規則および/または運営に関する規則に従って議決権を行使するものとします。

（ ）残余財産分配請求権

信託証書に定める信託期間の終了または信託証書に定める方法に従って本香港投資信託が終了する場合、資産運用会社は、信託証書に基づき、本香港投資信託に属する資産を投資家に分配することができます。

（ ）その他の事項

資産運用会社の解任および辞任

資産運用会社は、以下のいずれかの場合、受託会社による1か月以上前の書面による事前通知をもって解任されるものとします。

- (a) 資産運用会社が清算される場合(ただし、受託会社が事前に書面にて承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする任意清算の場合は除きます。)または資産運用会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合
- (b) 誠実に行為する受託会社が、正当かつ十分な理由に基づき、資産運用会社を変更することが受益者の利益にとって望ましいと合理的に判断し、その旨を資産運用会社に書面により通知した場合
- (c) 当該時点において未償還のサブ・ファンドに係る受益証券(本(c)において、資産運用会社が保有するまたは保有するとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券は未償還とはみなされないものとします。)の価額の50%以上を表章する受益者が、受託会社に対して、資産運用会社の辞任請求を書面により行った場合
- (d) 委員会が、資産運用会社の本香港投資信託の資産運用会社としての承認を取り消した場合

資産運用会社は、信託証書の規定に従い、資格を有する他の資産運用会社のために辞任する権限を有するものとします。とりわけ資産運用会社は、信託証書の規定に従い、当該サブ・ファンドの全受益者に対して、60日(もしくは受託会社の清算の場合もしくは受託会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合は30日または委員会が許容するその他の期間)以上前の書面による事前通知を行うものとします。

受託会社の解任および辞任

受託会社は、資産運用会社による1か月(または当事者間で合意するこれより短い通知期間)以上前の書面による事前通知をもって解任されるものとします。上記にかかわらず、資産運用会社は、以下のいずれかの場合、通知を行うこ

とにより受託会社を解任することができます。

(a) 受託会社が清算される場合(ただし、資産運用会社が事前に書面にて承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする任意清算の場合は除きます。)または受託会社の資産のいずれかについて管財人が任命された場合もしくは受託会社について司法上の管理人が任命された場合(または受託会社についてこれらに類する手続きが行われた場合もしくはこれらに類する人物が任命された場合)

(b) 受託会社が事業を廃止した場合

(c) 当該時点において未償還のサブ・ファンドに係る受益証券(本(c)において、受託会社が保有するまたは保有するとみなされるサブ・ファンドに係る受益証券は未償還とはみなされないものとします。)の価額の50%以上を表章する受益者が、受託会社の辞任請求を書面により行った場合

(d) 委員会が、受託会社の本香港投資信託の受託会社としての承認を取り消した場合

(e) 信託証書に基づく受託会社の義務の重大な違反があった場合において、かかる違反が是正可能であるときは、受託会社が、資産運用会社から書面による具体的な是正の要求を受けてから60日以内にかかる違反を是正せず、かつ誠実に行為する資産運用会社が、正当かつ十分な理由に基づき、受託会社を変更することが望ましく、受益者全体の最大の利益に資すると合理的に判断し、その旨を受託会社に書面により通知した場合

上記通知が行われた場合でも、資産運用会社が、当該サブ・ファンドが証券先物条例第104条に基づく認可を受けているときは委員会の事前の承認を得て、適用ある法律に基づき解任される受託会社の後任受託会社として適格な会社を任命していない限り、受託会社の解任または辞任は行われないものとします。

受託会社は、任意で辞任することができるものとします。受託会社は、委員会の書面による事前の承認を得ることを前提として、資産運用会社に対して60日(あるいは資産運用会社の清算の場合もしくは資産運用会社による信託証書に基づく義務の重大な違反の場合は30日)または委員会が承認するこれより短い通知期間以上前の書面による事前通知を行うことにより、辞任することができます。受託会社が辞任を希望する場合、資産運用会社は、受託会社からその旨の通知を受領した日から60日(または30日)以内に、適用ある法律に基づき受託会社として行為する資格を有する会社である新たな受託会社を見つけ、信託証書の規定に従い、かつ当該サブ・ファンドが証券先物条例第104条に基づく認可を受けている場合は委員会の事前の承認を得て、かかる新たな受託会社を辞任する受託会社の後任受託会社に任命するものとします。なお、受託会社は、後任の受託会社が任命され、かつ委員会の事前の承認が得られた場合に限って辞任するものとします。

信託証書

本香港投資信託は、2012年7月25日付の信託証書(随時なされる変更、修正または追補を含みます。)により香港の法律に基づいて設立されました。サブ・ファンドに係る受益証券の保有者は全員、信託証書の利益を享受することができ、信託証書に拘束され、かつ信託証書の規定を認識しているものとみなされます。

補償および責任の制限

信託証書は、一定の場合における受託会社および資産運用会社の補償ならびにこれらの責任の免除について規定しています。

受託会社および資産運用会社は、信託証書において様々な補償の利益を享受しています。信託証書に定める場合を除き、受託会社および資産運用会社は、本香港投資信託に係る自己の義務の適正な履行により直接・間接に生じた責任、費用、請求権または要求について、一般的に当該サブ・ファンドまたは本香港投資信託から補償を受けることができ、またこれらに対する求償権を有するものとします。信託証書のいずれの規定の内容も、いかなる場合においても、香港の法律に基づき課される責任または受託会社および資産運用会社がその職務に関連して責任を問われる可能性がある詐害行為もしくは過失による信託違反に係る責任について、受託会社および資産運用会社を免責または補償せず、受託会社および資産運用会社のいずれも、受益者によりまたは受益者の費用負担で、かかる責任について補償を受けることはできないものとします。

受益者および申請を検討されている方は、補償等の詳細について、信託証書の規定をご確認ください。

閲覧可能な書類

信託証書、事務委託契約、参加契約およびその他の重要な契約がある場合は当該契約(本書において記載されています。)ならびに直近の年次および半期報告書(もしあれば)の写しは、資産運用会社の事務所において、毎日(土日祝日を除きます。)、通常の営業時間内であればいつでも、無償で閲覧することができます。

信託証書、事務委託契約、参加契約およびその他の重要な契約がある場合は当該契約(本書において記載されています。)の写しは、合理的な手数料を支払うことにより、資産運用会社から購入することができます。直近の年次および半期報告書(もしあれば)の写しは、請求により無償で入手することができます。

証券先物条例第XV部

証券先物条例の第XV部は、香港の上場会社に適用される香港の持分開示制度について定めています。当該制度はSEHKに上場されているユニット・トラストには適用されません。したがって、受益者はサブ・ファンドにおける持分を開示する義務を負いません。

マネーロンダリング防止規制

マネーロンダリングの防止に関する受託会社、資産運用会社および指定参加者の責任の一貫として、また資産運用会社、受託会社、サブ・ファンド、本香港投資信託または当該指定参加者が準拠するあらゆる適用法令を遵守するために、上記の者が投資家の身元および申請に係る資金の源泉の詳細な確認を求める場合があります。各申請の状況に応じて、以下の場合には詳細な確認は必要とされないこともあります。

(a) 申請者が本人名義で公認金融機関に開設している口座から支払いを行う場合

(b) 申請が公認仲介業者を通じて行われる場合

これらの例外は、当該金融機関または仲介業者が、十分なマネーロンダリング防止規制が設けられていると認められる国内に所在する場合に限って適用されます。

受託会社、資産運用会社、当該指定参加者およびそれぞれの受託者または代理人は、申請者の身元および資金の源泉を確認するために必要な情報を請求する権利を留保します。申請者が身元等確認のために要求された情報の提供を遅延または怠った場合、受託会社および／または資産運用会社および／または当該指定参加者および／またはそれぞれの受託者もしくは代理人は、申請および申請に係る金員の受取を拒否することがあります。資産運用会社、受託会社、当該指定参加者ならびにそれぞれの受託者および代理人のいずれも、申請処理の遅延もしくは拒否に起因する損失について、投資家または申請者に対する責任を負わず、かかる遅延または拒否に伴う利息の支払いに係る請求は受け付けられないものとします。

受託会社、資産運用会社および当該指定参加者はそれぞれ、受託会社、資産運用会社、当該指定参加者またはそれぞれの受託者もしくは代理人が、ある受益者または投資家に対して償還金を支払うことにより、いずれかの者がいずれかの該当する法域において適用あるマネーロンダリング防止法その他の法令に違反することとなる可能性があるとの疑いを持つか、もしくはその旨通知された場合、または償還金の支払いを拒否することが本香港投資信託もしくは当該サブ・ファンドもしくは受託会社、資産運用会社もしくは当該指定参加者によるいずれかの該当する法域における上記法令の遵守を確保するうえで必要もしくは望ましいと判断した場合に、当該受益者または投資家に対する償還金の支払いを拒否する権利を留保するものとします。

受託会社、資産運用会社、当該指定参加者ならびにそれぞれの受託者および代理人はいずれも、引受けの申請または償還金の支払いの拒否または遅延に起因して当該受益者または投資家が被ったいかなる損失についても、当該受益者または投資家に対して責任を負わないものとします。

サブ・ファンドに関する情報の公表

資産運用会社は、サブ・ファンドに関する重要なニュースおよび情報(参照指標に関するものを含みます。)を、英語および中国語で、自己のウェブサイト上で公表します。かかるニュースおよび情報には、以下のものを含みます。

- ・ 本目論見書(随時なされる変更および追補を含みます。)
- ・ サブ・ファンドの最新の商品重要事項説明書
- ・ サブ・ファンドの英語版の最新の年次および半期財務報告書
- ・ サブ・ファンドによる発表事項(当該サブ・ファンドおよび参照指標に関する情報、純資産価額の算定停止の通知、報酬および手数料の変更、サブ・ファンドに係る受益証券の取引の停止および再開、本目論見書またはサブ・ファンドの商品重要事項説明書もしくは設立関係書類の重要な変更または追加に関する通知を含む、投資家に影響を与える可能性のあるサブ・ファンドに関する重要な変更の通知を含みます。)
- ・ SEHKの通常の取引時間中の、人民元建てならびにデュアル・カウンターが採用されている場合は人民元および香港ドル建てのサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測(本書に別段の記載がある場合は除きます。)
- ・ 人民元建てのサブ・ファンドに係る純資産価額およびサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額の終値ならびにデュアル・カウンターが採用されている場合は、人民元および香港ドル建てのサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額の終値(本書に別段の記載がある場合は除きます。)
- ・ 当該サブ・ファンドの構成(毎日更新されます。)
- ・ 指定参加者およびマーケットメイカーの最新のリスト

香港ドル建てのサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測および香港ドル建てのサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額の終値は、気配値であり、もっぱら参照の便宜のために提供されるものです。香港ドル建てのサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測は、SEHKの取引時間中に更新されます。香港ドル建てのサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測および香港ドル建てのサブ・ファンドに係る受益証券 1 口当たり純資産価額の終値の算定方法に関する詳細については、本書の該当箇所をご参照下さい。

資産運用会社は、ウェブサイト上で提供される情報が公表時において正確なものであるよう最善の努力を尽くしますが、不可抗力による価格の算定もしくは公表の誤りもしくは遅延または不公表について、いかなる責任も負いません。

資産運用会社のウェブサイトには、HKExのウェブサイト(www.hkex.com.hk)へのリンクが貼られています。HKExのウェブサイトでは、買呼値 / 売呼値、待機状況表示、前日の純資産価額の終値に関する情報が入手できます。

当該参照指標に関するリアルタイムの更新情報は、他の金融データ提供者からも入手することができます。本書の該当箇所において開示されているウェブサイトを通じて参照指標に関する追加および最新の情報(参照指標の算定方法に関する説明、参照指標の構成の変更、参照指標の編成および算定方法の変更に関するものを含みますが、これらに限定されません。)を入手される場合には、自己の責任において行って下さい。

通知

資産運用会社および受託会社に対する通知および連絡はすべて書面により、それぞれの住所宛てに送付されるものとします。

閲覧可能な追加書類

本香港ETFに係る重要な契約は以下のとおりです。

(a) RQFII保管契約

(b) RQFII参加契約

上記の重要な契約は、資産運用会社の事務所において、毎日(土日祝日を除きます。)、通常の営業時間内であればいつでも、無償で閲覧することができます。

上記以外の閲覧可能な書類の一覧については、上記「閲覧可能な書類」の項をご参照下さい。

本香港ETFに関する情報の公表

本香港ETFに関する以下の情報は、資産運用会社のウェブサイト上で公表されます。

- ・ SEHKの通常の取引時間中の、人民元建てならびに香港ドルカウンターにおける取引が開始される2012年11月8日以降は、人民元および香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測

- ・ 本香港ETFの純資産価額の終値(人民元建てのみ)と、人民元建てならびに香港ドルカウンターにおける取引が開始される2012年11月8日以降は、人民元および香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の終値

香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測は、気配値であり、もっぱら参照の便宜のために提供されるものです。かかる予測はSEHKの取引時間中に更新されます。香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額のリアルタイムに近似した予測には、リアルタイムの香港ドル対人民元為替レートは使用せず、人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の予測に、SEHKが営業していた前取引日の午後3時(香港時間)にロイターが提示した固定CNH為替レートを用いた想定為替レートを乗じることによって算定されます。参照先のA株式市場が営業を行っていない場合、人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の予測は更新されないため、当該期間中に香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の予測に変更があった場合は、もっぱら想定為替レートの変更に起因するものです。

香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の終値は、気配値であり、もっぱら参照の便宜のために提供されるものです。かかる終値は人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の終値に、同一の取引日の午後3時(香港時間)にロイターが提示するCNH為替レートを用いた想定為替レートを乗じることによって算定されます。参照先のA株式市場が営業を行っていない場合、人民元建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の公式終値および香港ドル建ての本香港ETF受益証券1口当たり純資産価額の気配終値は更新されません。

資産運用会社のウェブサイト上で公表されるその他の情報については、上記「サブ・ファンドに関する情報の公表」の項をご参照下さい。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本香港ETF受益証券の分配金および償還金の送金に関して、香港における外国為替管理上の規制はありません。

(3) 【本邦における代理人】

関東財務局長に対する募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、以下の者です。

弁護士 平川 修

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

(4) 【裁判管轄等】

本香港投資信託は、香港法を準拠法とし、本香港ETFは香港法に基づき解釈されます。投資家は、本香港ETFに関連する訴訟を提起する場合には香港で行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- (1) 本香港ETFの第1計算期間に係る日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、下記(3)および(4)で示す円換算額の記載を除きます。)。本香港ETFの原文の財務書類は、「特定有価証券の内容等に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(「財務諸表等規則」)第129条第5項但書の規定の適用を受けています。
- (2) 本香港ETFの原文の財務書類は、香港において、独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)の監査を受けております。なお、プライスウォーターハウスクーパースは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
- (3) 本香港ETFの原文の財務書類は香港ドル又は人民元で表示されています。財務書類の日本語訳には、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、主要な計数についての円換算額を併記しています。日本円への換算は2013年4月11日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=12.84円)および同日付ブルームバーグ公表の人民元(CNH) - 日本円の終値(1人民元(CNH)=16.118円)を使用しております(円未満の金額は四捨五入)。なお、円換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、香港ドル又は人民元の額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではありません。
- (4) 円換算額の記載は本香港ETFの原文の財務書類には含まれておらず、上記(2)の監査の対象にもなっておりません。

（１）【貸借対照表】

財政状態計算書

2012年12月31日現在

	注記	2012年 人民元	2012年 日本円
資産			
流動資産			
投資	8(a)	16,939,960,824	273,038,288,561
中国証券登記結算有限責任公司（CSDCC）への預託準備金		2,800,000	45,130,400
未収利息		8,804	141,903
預金残高		69,801,044	1,125,053,227
	7(c)		
資産合計		<u>17,012,570,672</u>	<u>274,208,614,091</u>
負債			
流動負債			
参加ディーラーへの未払金		4,766,135	76,820,564
未払い管理報酬		11,752,600	189,428,407
当期税債務	7(a)	221,846,420	3,575,720,597
その他未払金	6	<u>1,373,836</u>	<u>22,143,489</u>
負債合計		<u>239,738,991</u>	<u>3,864,113,057</u>
資本			
受益者に帰属する純資産	4	<u>16,772,831,681</u>	<u>270,344,501,034</u>

7ページから27ページに記載した財務諸表は、2013年4月29日付けで受託会社および管理会社に承認され、次の代表者によって署名された。

代表 代表

2013年4月29日付けで受託会社および管理会社により承認済み

CSOP アセット・マネジメント・リミテッド

管理会社

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス
シズ（アジア）リミテッド

受託会社

以下の注記は本財務諸表の一部を構成する。

包括利益計算書

2012年8月23日（設定日）から2012年12月31日までの期間

2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間			
	注記	人民元	日本円
収益			
配当収入		10,976,085	176,912,538
利息収入		529,397	8,532,821
投資純損益	5	2,090,145,951	33,688,972,438
その他の収益		11,304,938	182,212,991
当期利益		2,112,956,371	34,056,630,788
費用			
管理報酬	7(a)	(29,513,307)	(475,695,482)
受託報酬	7(b)	(2,871,690)	(46,285,899)
投資にかかる取引費用		(16,246,599)	(261,862,683)
監査報酬		(158,290)	(2,551,318)
証券保管および預金費用		(30,863)	(497,450)
その他営業費用		(156,123)	(2,516,391)
営業費用合計		(48,976,872)	(789,409,223)
営業利益		2,063,979,499	33,267,221,565
法人税費用	6	(222,996,968)	(3,594,265,130)
当期包括利益合計		1,840,982,531	29,672,956,435

以下の注記は本財務諸表の一部を構成する。

受益者に帰属する純資産変動計算書

2012年8月23日（設定日）から2012年12月31日までの期間

2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間

人民元

日本円

受益者に帰属する純資産の期首残高

—

証券発行代金

14,931,849,150

240,671,544,599

14,931,849,150

240,671,544,599

当期包括利益

1,840,982,531

29,672,956,435

受益者に帰属する純資産の期末残高

16,772,831,681

270,344,501,034

以下の注記は本財務諸表の一部を構成する。

キャッシュフロー計算書

2012年8月23日（設定日）から2012年12月31日まで

2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間

人民元

日本円

営業活動によるキャッシュフロー

有価証券の取得の支払額	(15,640,645,734)	(252,095,927,942)
受益証券発行代金	790,830,861	12,746,611,818
受取配当金	10,976,085	176,912,538
受取利息	520,593	8,390,918
その他受取金	16,071,073	259,033,555
管理報酬の支払額	(17,760,707)	(286,267,075)
取引費用の支払額	(16,246,599)	(261,862,683)
法人税支払額	(1,150,548)	(18,544,533)
その他営業費用の支払額	(1,843,130)	(29,707,569)
中国決済機関における預託準備金	(2,800,000)	(45,130,400)

営業活動によるネット・キャッシュフロー

(14,862,048,106)	(239,546,491,373)
------------------	-------------------

財務活動によるキャッシュフロー

受益証券発行代金	14,931,849,150	240,671,544,600
----------	----------------	-----------------

財務活動によるネット・キャッシュフロー

14,931,849,150	240,671,544,600
----------------	-----------------

現金および現金同等物の増減純額

69,801,044	1,125,053,227
------------	---------------

期首の現金および現金同等物

—	—
---	---

期末の現金および現金同等物

69,801,044	1,125,053,227
------------	---------------

現金および現金同等物残高の内訳

銀行預金	69,801,044	1,125,053,227
------	------------	---------------

以下の注記は本財務諸表の一部を構成する。

財務諸表に対する注記

1. 一般情報

CSOP ETFシリーズ（以下「トラスト」）は、2012年7月25日付け信託証書（以下「信託証書」）に準拠したアンブレラ・ユニット・トラストであり、香港証券先物取引法の第104（1）条に従って香港証券先物取引委員会（以下「SFC」）の認可を受けている。信託証書の条項は香港法に準じている。トラストは、2012年8月23日付けでサブファンド「CSOP FTSE中国A50 ETF」（以下「サブファンド」）を設定した。2012年12月31日現在、トラストを構成するサブファンドは当サブファンドのみである。当サブファンドは香港証券取引所に上場しており、その設定日は2012年8月23日である。

サブファンドの管理会社はCSOP アセット・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」）、受託会社はHSBCインスティテューショナル・トラスト・サービス（アジア）リミテッド（以下「受託会社」）である。

サブファンドの投資目的は、ベンチマークとするFTSE中国A50インデックスのパフォーマンスに報酬・費用控除前で連動した運用成果をあげることであり、サブファンドの投資目的を実現するため、管理会社はサブファンドの資産のすべてまたは実質すべてを、ベンチマーク指数の構成銘柄にそのままの比重（比率）で直接投資することで、完全複製戦略のみを採用する。

中華人民共和国（以下「中国」）の現行の規制下で、外国人投資家は基本的に、中国证券监督管理委员会（以下「CSRC」）から適格外国機関投資家（以下「QFII」）または人民元適格外国機関投資家（以下「RQFII」）として認可され、かつ中国国家外為管理局（以下「SAFE」）から中国国内の証券市場への投資のために自由に交換可能な外貨（QFIIの場合）または人民元（RQFIIの場合）を中国に送金できる投資枠を割り当てられた特定の適格海外機関投資家を通じてのみ、中国国内の証券に投資することができる。

サブファンドは、管理会社のRQFII投資枠を経由して、中国国内の発行証券にエクスポージャーを取る。管理会社は、サブファンドの代理人として中国におけるRQFIIの地位を取得し、RQFII投資枠を割り当てられている。管理会社がサブファンドの代理人としてRQFII投資枠を上限まで使用した場合、管理会社は適用される要件を条件として、RQFII投資枠の上限引き上げを申請することができる。また、管理会社は取得したRQFII投資枠を積極的に管理して、適切と見なした場合には創出申請に制限を課すこともできる。

2. 主要な会計方針の概略

本財務諸表の作成にあたり採用した主要な会計方針の概略を示す。こうした方針は、別段の記載がない限り表示したすべての年度で一貫して採用している。

(a) 作成の基準

サブファンドの財務諸表は、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」）発行の香港財務報告基準（以下「HKFRS」）に則って作成されている。本財務諸表は、取得原価ベースで作成され、「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」として保有する金融資産および金融負債の再評価により調整されている。

財務諸表に対する注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略（続き）

(a) 作成の基準（続き）

香港財務報告基準に準拠した財務諸表の作成には、一部重要な会計上の見積もりが必要になる。また同基準の下で、管理会社および受託会社（総称して「管理者」）はサブファンドの会計方針の採用プロセスにおいて一定の判断を下さなければならない。高度な判断や複雑性が伴う分野、または仮定および見積もりが連結財務諸表に重大な影響を及ぼす分野について詳しくは、注記3を参照されたい。

2012年1月1日以降に発効し、サブファンドが早期適用している基準

HKFRS13号「公正価値の測定」は、2013年1月1日以降に開始する年度に適用される基準で、当サブファンドはこれを早期適用している。これは、HKFRSにわたり使用されるべき公正価値の正確な定義、公正価値測定の単一の情報源、および開示基準を示すことで、一貫性の向上と簡略化を目指すものである。この要件は、公正価値会計の適用範囲を拡大するものではなく、HKFRSに含まれるその他の基準で公正価値会計の使用が求められているまたは許されている場合に、これをどう適用すべきかについてのガイドラインを示す。公正価値で測定される資産または負債に買呼値（ビッド価格）と売呼値（アスク価格）がある場合、同基準の下は、公正価値の測定においてビッド・アスク・スプレッドの範囲内で公正価値を最もよく表す価格を使用することを義務付ける一方、仲値による価格付けなど、市場参加者がビッド・アスク・スプレッドの範囲内で公正価値測定の実務上の便宜として使用するその他の価格付けの慣行の使用を許容している。同基準の採用にあたりサブファンドは、応募時および償還時の受益証券1口当たりの取引価額を算出するための入力値としてサブファンドの目論見書に定められているとおり、金融資産と金融負債の評価の入力値として直近の取引価格を使用している。直近の取引価格の利用は、業界の標準的な値付け慣行として認識されている。

公表済みだが、2012年1月1日に開始する会計年度には有効でなく、サブファンドでも早期適用していない新たな基準、修正および解釈

数々の新しい会計基準、基準および解釈に対する修正が2012年1月1日以降に開始する会計年度に適用されているが、本財務諸表の作成時点ではこれらを適用していない。以下に示すものを除いて、サブファンドの財務諸表に重大な影響を及ぼす新基準、修正または修正は存在しない。

HKFRS9号「金融商品」は、2015年1月1日以降に開始する会計年度に適用される、金融資産および金融負債の分類、測定および認識に対応した基準である。同基準は、金融商品の分類と測定に関するHKAS39号に取って代わるものである。HKFRS9号は、測定方法に応じて金融資産を2つの区分、すなわち「公正価値で測定される金融資産」と「償却原価で測定される金融資産」に分類することを義務付ける。この分類は当初認識時に決定される。またこうした分類は、金融商品の管理に関する事業モデルとその金融商品の契約上の資金フロー特性にも左右される。金融負債に関しては、HKAS39号の要件の大半が引き継がれる。主な変更点として、金融負債の測定方法を公正価値とする場合に、会計上の不一致が生じない限り、事業体のクレジット・リスクに起因する公正価値の変動部分を損益計算書ではなくその他包括利益に計上しなければならない。サブファンドは引き続き金融資産および金融負債を、損益を通じて公正価値で測定される金融商品に区分する予定であることから、同基準はサブファンドの財政状態や利益に重大な影響を及ぼさないと予想される。

財務諸表に対する注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略（続き）

（a）作成の基準（続き）

公表済みだが、2012年1月1日に開始する会計年度には有効でなく、サブファンドでも早期適用していない新たな基準、修正および解釈（続き）

HKFRS12号「他の企業に対する持分の開示」は、2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される基準であり、ジョイント・アレンジメント、関連会社、特別目的事業体およびその他非連結の事業体を含め、他の事業に対するあらゆる形態の持分の開示要件を定める。同基準はサブファンドの財政状態や利益に重大な影響を及ぼさないものと予想される。

この他に、まだ発効していないがサブファンドに重大な影響を与えると予想される新基準、解釈または既存の基準の修正はない。

（b）投資証券

（i）分類

サブファンドは投資証券を「損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類している。これらの金融資産は、設定時に管理者によって「損益を通じて公正価値で測定する金融商品」に指定された。設定時に損益を通じて公正価値で測定する禁油商品に指定された金融資産は、サブファンドの明確な投資戦略に従って公正価値ベースで管理され、そのパフォーマンスは公正価値をもとに評価される。管理者は、サブファンドの方針に従い、関連する金融情報を考慮して、これらの金融資産を公正価値に基づき評価しなければならない。

（ii）認識/認識の中止

投資証券の購入または売却は取引日ベースで認識される。投資からのキャッシュフローを受領する契約上の権利が失効した場合、またはサブファンドが当該証券保有に伴うリスクとリターンを実質的にすべて譲渡した場合、当該投資の認識は中止される。

（iii）測定

投資証券は当初、公正価値で認識される。取引費用は包括利益計算書において費用処理される。

すべての投資証券は当初認識後、公正価値で測定される。投資の実現および未実現損益は当該期間の包括利益計算書に計上される。

（iv）公正価値の測定

サブ・ファンドは、2012年8月23日の設置日よりHKFRS13号「公正価値の測定」を早期適用している。証券取引所で取引される投資証券の公正価値は、報告書の日付時点の終値に基づく。

証券取引所で取引されていない投資証券または取引高が少ない投資証券は、ブローカーの指値を使用して評価する。

財務諸表に対する注記（続き）**2. 主要な会計方針の概略（続き）****(c) 参加ディーラーからの未収金/未払金**

参加ディーラーからの未収金/未払金は、会計年度末時点で参加ディーラーから受け取っていない発行代金または参加ディーラーに支払っていない償還金を表している。これらの金額は無利息であり、要求に応じて支払われる。

(d) 配当収入と利息収入

配当収入は配当落ち日に計上され、同時にこれに対応する海外の源泉徴収税は費用計上される。

利息収入は、実効金利法を適用して期間に比例した部分を認識する。

(e) その他利益

その他利益は、購入日/償還日に購入/売却される証券に対して参加ディーラーから支払われる税金および費用である。

(f) 費用

費用は発生時点で認識する。

(g) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は手元現金、要求払い預金、その他当初償還期限が3ヵ月以内の短期の流動性の高い投資、銀行貸越が含まれる。

(h) 外貨換算**機能通貨と表示通貨**

本財務諸表に含まれる科目はサブファンドが運営される主要経済圏の通貨単位（以下「機能通貨」）で測定される。サブファンドは中国A株に投資しているため、そのパフォーマンスは人民元単位で測定され、受益者に報告される。管理会社は、基準となる取引、事象および環境による経済効果を最も忠実に表す通貨は人民元であると考えている。本財務諸表は、サブファンドの機能通貨であり表示通貨でもある人民元で表示されている。

取引と残高

外貨取引は、取引日の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建て金融資産および負債は、期末時点の実勢為替レートで機能通貨に換算される。

為替レート換算から生じる為替差損益は包括利益計算書で認識される。

金融資産および負債に関連する為替差損益は、損益を通じて公正価値で認識され、包括利益計算書の「投資純損益」に表示される。

財務諸表に対する注記（続き）

2. 主要な会計方針の概略（続き）

(i) 償還可能受益証券

サブファンドは償還可能受益証券を発行している。これは受益者の選択により償還可能であり、最劣後の受益証券であるため、資本に分類される。

受益証券が発行される場合、または受益者の選択により償還される場合、その価格は発効日または償還日のサブファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づき決定する。サブファンドの受益証券1口当たり純資産額は、受益者に帰属する純資産額を発行済み受益証券口数で割ったものである。

(j) 税金

サブファンドは現在、特定の国から投資収益の源泉徴収税を課されている。投資収益は源泉徴収税込みで包括利益計算書に計上され、源泉徴収税は包括利益計算書の税金に加算される。

サブファンドはまた、中国A株の投資利益について、管理者が税務当局に支払いを義務付けられると予想する金額に応じて、税引当金を計上している。

3. 重要な会計上の見積りと判断

HKFRSに準拠した財務諸表の作成には管理会社による見積りと仮定が必要であり、これらは財務諸表および注記に記載された金額に影響を与える。会計上の見積りは実際の結果と一致しない可能性がある。

管理会社は将来について一定の見積りと仮定を置く。結果として得られる会計上の見積りは、定義上、実際の結果と一致しない場合も多い。資産および負債の帳簿価額の大幅な調整につながる重大なリスクを伴う見積りおよび前提は、以下の通りである。

税金

財務諸表の作成にあたり、管理会社は将来の潜在的な事象に左右される税債務に関して、特定の仮定を置くとともに様々な見積りを使用している。結果として得られる会計上の見積りは、実際の結果と一致しない可能性がある。

サブファンドは、管理会社のRQFII投資枠を通じて、中国国内で発行される中国A株に投資している。中国の法人税法の一般的な条項の下で、RQFIIによるA株の投資利益には10%の源泉徴収税が課税される可能性がある。管理会社は本財務諸表の承認日時点で、中国A株への投資利益に中国当局から法人税が課されるか否かは定かでないとして判断し、サブファンドがA株投資利益に関して税債務を負うか否か、またその場合の潜在的な税債務の金額、会計年度末までにこうした税費用が徴収される確率を評価するにあたり自らの判断を用いている。だが、重大な不確定要素が伴うため、管理会社の推定は実際の結果と著しく異なる可能性がある。管理会社は、中国税関総局（以下「SAT」）がRQFII投資に対してキャピタルゲイン税を課することを決定するなど、管理会社の想定と著しく異なる形で状況がさらに明確化すれば、事前の推定に影響が及ぶと考えている。

財務諸表に対する注記（続き）

3. 重要な会計上の見積りと判断（続き）

税金（続き）

管理会社は、税率10%で中国の課税対象となり得る2012年12月31日終了年度中のサブファンドの実現利益および未実現利益をそれぞれ約44,813,823人民元(722,309,200日本円)、約2,173,650,375人民元(35,034,896,745日本円)と推計し、これに応じて税引当金を計上している。財務諸表に計上されたサブファンドのA株投資に関するキャピタルゲイン税引当金は221,846,420人民元(3,575,720,598日本円)であり、2012年12月31日時点のサブファンドの受益者に帰属する純資産の1.32%に相当する。管理会社は、キャピタルゲイン税引当金は、最終的にサブファンドが徴収される税額と大幅に異なる可能性もあると考えている。サブファンドの税引当金と異なる金額のキャピタルゲイン税が課された場合、サブファンドは税引当金に一致しない税債務を負うことになる。そうなった場合、受益者に帰属する純資産に重大な影響が及び、ひいてはこうしたタイミングで、受益者に帰属する純資産をもとに算出されるサブファンドの受益証券1口当たりの分配金額にも影響が生じることになる。SATからさらに明確な内容が公表されれば、最終的に引当金が引き上げまたは引き下げられる可能性がある。詳しくは注記6を参照されたい。

4. 発行済み受益証券口数と受益者に帰属する受益証券1口当たりの純資産

サブファンドの資本は、サブファンドの中の受益証券1口ごとに表示され、財政状態報告書の中で「受益者に帰属する純資産」として示される。また、会計期間内に行われる受益証券の募集と償還は、受益者に帰属する純資産の変動計算書で示される。投資目標の達成に向け、サブファンドは、投資方針に基づいてファンドの資本を投資するよう努めるが、その一方において、償還要求に応じることができるよう、十分な流動性を維持する。

2012年7月25日付のサブファンドの信託証書および2012年8月20日付の目論見書に基づき、投資は、募集と償還のためと、様々な報酬の計算のために受益証券1口当たりの純資産額を決定することを目的として、評価日の最終取引価格で計上される。

注記2(i)の通り、サブファンドの償還可能受益証券は、エクイティに分類され、受益者がサブファンドにおける受益証券償還権を行使した場合に報告日現在において支払われるべき償還額で計上される。

財務諸表の注記（続き）

4. 発行済み受益証券口数と受益者に帰属する受益証券1口当たりの純資産（続き）

2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間における償還可能受益証券の増減は次の通りである。

	2012年8月23日（設置日）から 2012年12月31日までの期間	
期首現在の発行済み受益証券口数	—	
発行されている受益証券口数	2,023,500,000	
期末現在の発行済み受益証券口数	2,023,500,000	

	2012	
	単位：人民元	単位：日本円
2012年12月31日現在の受益者に帰属する純資産	8.2890	134

5. 投資の純益

	2012年8月23日（設置日）から 2012年12月31日までの期間	
	単位：人民元	単位：日本円
投資価値に含まれる未実現損益の正味公正価値の増減	2,056,223,647	33,142,212,742
投資の売却による正味実現益	33,922,304	546,759,696
	2,090,145,951	33,688,972,438

財務諸表の注記（続き）

6. 課税

サブファンドは、香港証券先物法セクション104に基づく集合投資スキームとして認可され、香港内国歳入法のセクション26A（1A）の利益税を免除されているため、香港利益税のための引当金は計上していない。

中華人民共和国の源泉税

サブファンドは、中華人民共和国に上場されているA株に投資しており、A株の配当金に対する10%の源泉税の対象となる。源泉税は、期中にA株から受け取った配当金に対して課せられる。また、10%の源泉税は、A株の売却益についても支払うことになる場合がある。詳しくは、注記3を参照されたい。

2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間におけるサブファンドに対する課税

	2012年8月23日（設置日）から 2012年8月23日までの期間	
	単位：人民元	単位：日本円
投資の実現益に対するキャピタルゲイン税	4,481,382	72,230,915
投資の未実現益に対するキャピタルゲイン税	217,365,038	3,503,489,682
	<u>221,846,420</u>	<u>3,575,720,597</u>
配当金に対する源泉税	1,097,609	17,691,262
利息に対する源泉税	52,939	853,271
	<u>1,150,548</u>	<u>18,544,533</u>
課税額	<u>222,996,968</u>	<u>3,594,265,130</u>

7. 受託会社、管理会社および関係者との取引

下記の事項は、当該期間に、サブファンドと受託会社、管理会社およびそれらの関係者との間で行われた重要な関連当事者取引の概要である。管理会社の関係者とは、香港取引委員会が定めた受益証券型投資信託とミューチャルフンドに関する法律（以下「SFC規約」）の中で定義されている関係者である。当該期間に、サブファンドと受託会社、管理会社およびそれらの関係者との間で行われたすべての取引は、自然な成り行きの事業として、通常の商業的条件により実施された。管理会社の知る限り、サブファンドは、下記で開示されたものを除き、関連当事者との間の取引は行っていない。

(a) 管理報酬

管理会社は、現時点では、サブファンドの純資産価値に対し、年率0.99%の管理報酬を受け取る権利を有する。この報酬は、日次で発生し、各取引日ごとに計算され、月次で後払いされる。

財務諸表の注記（続き）

7. 受託会社、管理会社および関係者との取引（続き）

(b) 受託報酬と登録機関報酬

受託会社は、受託報酬を受け取る権利を有する。この報酬は、日次で発生し、各取引日ごとに計算され、月次で後払いされる。受託報酬は、以下の料率により、サブファンドの純資産に対する年率で計算される。ただし、その最低額は、月額40,000人民元(644,720日本円)である。

	年間の受託報酬の 料率
最初の200 百万人民元(3,223,600,000日本円)	0.16%
次の1,000百万人民元(16,118,000,000日本円)	0.14%
その次の1,000百万人民元(16,118,000,000日本円)	0.12%
その次の1,000百万人民元(16,118,000,000日本円)	0.10%
それを超える部分	0.08%

受託報酬には、香港上海銀行株式会社（以下「証券保管機関」）とHSBC銀行（中国）株式会社（以下「中華人民共和国側の証券保管機関」）に支払われる報酬が含まれる。

登録機関としての役割を担う受託会社もまた、取引ごとの参加ディーラー1社につき、120人民元の報酬を受け取る権利を有する。

(c) 預金残高

2012年12月31日現在、預金残高は69,801,044香港(896,245,405日本円)ドルで、香港上海銀行株式会社（受託会社のグループ会社のひとつ）に預けられている。この預金には、通常の商業上の金利が付く。

8. 金融リスク管理

サブファンドの目標は、FTSE中国A50種指数のパフォーマンスに近い投資結果（報酬・費用控除前）を達成することにある。サブファンドの運用は、多くのリスクにさらされている。例えば、市場リスク（市場価格リスク、金利リスク、通貨リスク）、カウンターパーティ・リスクおよび流動性リスクなどがあるがこれに限定せず、サブファンドが投資を行う市場に関連するリスクである。

主なリスクとリスク管理の方針に関する概要は、次のとおりである。

(a) 市場リスク

(i) 市場価格リスク

市場価格リスクは、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである（すなわち、金利リスクまたは通貨リスク以外のものである）。その際、当該の変動が個々の金融商品に特有の要因によるのか、あるいは、市場のすべての金融商品に影響を与える共通の要因によるのかは問わない。

サブファンドは、FTSE中国A50指数のパフォーマンスを参照するよう指定されており、このため、サブファンドの市場リスク・エクスポージャーは、本来、参照指数と同じになる。管理会社は、安全性加重率や産業加重率など、ポートフォリオの主要な特性が参照指数の特性と厳密な整合性を持つよう配慮することによって、サブファンドのエクスポージャーを運用する。

財務諸表の注記（続き）

8. 金融リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(i) 市場価格リスク（続き）

2012年12月31日現在、サブファンドの投資は、次の産業に集中している。

2012年12月31日現在			
	公正価値		純資産価値に対する割合 (%)
	単位：人民元	単位：日本円	
上場企業 ―産業別			
基本資材	1,375,945,868	22,177,495,500	8.20
消費財	1,794,484,402	28,923,499,591	10.70
消費者サービス	66,091,596	1,065,264,344	0.39
金融	11,061,671,700	178,292,024,462	65.95
工業	1,621,124,223	26,129,280,226	9.68
石油・ガス	530,151,734	8,544,985,649	3.16
電気通信	196,224,147	3,162,740,801	1.17
公益事業	294,267,154	4,742,997,988	1.75
	16,939,960,824	273,038,288,561	101.00

サブファンドは、FTSE中国A50指数を構成する50銘柄のすべてを保有している。従って、サブファンドは、基本的に、FTSE中国A50指数と同じ市場価格リスクにさらされている。

管理会社の見積もりに基づき、指数が10%変動すると仮定した場合の感度分析

2012年12月31日現在、FTSE中国A50指数は、他のすべての変数が一定であると仮定した場合には10%上昇し、その結果、当期税引後利益は、およそ1,693,996,082人民元(27,303,828,850日本円)増加することになる。逆に言えば、FTSE中国A50指数が10%下落したと仮定すると、当期税引後利益は、同じ金額だけ減少することになる。

(ii) 金利リスク

金利リスクは、金融資産と負債の公正価値および将来のキャッシュフローに適用される市場の実勢金利水準の変動の影響から生じる。

2012年12月31日現在、金利リスクは、月次で金利が見直される銀行預金からのみ発生する。このような利付き資産は、事実上、短期の資産であるため、管理会社は、市場金利が変動した場合でも、公正価値と将来のキャッシュフローが大きく変化するとは考えていない。従って、これらに関する感度分析は開示していない。

(iii) 通貨リスク

通貨リスクとは、外国為替レートの変動により、金融商品の価値が変化するリスクである。サブファンドの場合、外貨建て残高および取引から生じる通貨リスクにはさらされていない。なぜなら、資産と負債の両方とも、サブファンドの機能通貨であり、かつ表示通貨でもある人民元建てだからである。従って、これらに関する感度分析は開示していない。

財務諸表の注記（続き）

8. 金融リスク管理（続き）

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクとは、発行体またはカウンターパーティがサブファンドとの間で締結したコミットメントを充足できなくなる、または充足しようになくなるリスクである。

サブファンドは、投資取引および契約上のコミットメント業務の大部分を、信用格付の高い、地位の確立されたブローカーディーラー、銀行および正規の証券取引所を使って行うことにより、信用およびカウンターパーティ・リスクを抑制している。

上場有価証券のすべての取引は、免許を持ち信頼のできるブローカーを用い、代金の支払と現物の引渡を同時に行う方式で決済している。また、サブファンドは、信頼のできる銀行に預金を置いている。このため、管理会社は、サブファンドには大きな信用およびカウンターパーティ・リスクにさらされることはないと考えている。

2012年12月31日現在、サブファンドは、サブファンドの証券保管機関である香港上海銀行株式会社（以下「HSBC」）に2,316,387人民元(37,335,526日本円)の預金残高を持っている。HSBCのS&P信用格付はAA-である。

2012年12月31日現在、サブファンドは、サブファンドの中華人民共和国側の証券保管期間であるHSBC銀行（中国）株式会社（以下「HSBC中国」）に67,484,657人民元(1,087,717,702日本円)の預金残高と16,939,960,824人民元(273,038,288,561日本円)の投資を持っている。HSBC中国のMoody's信用格付はA2.である。

管理会社は、2012年12月31日現在、減損または延滞が生じている資産はないと考えている。

(c) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブファンドが債務の満期が到来した時点で、その債務の全額を決済するのに必要な現金を保有していない場合、または、著しく不利な条件でそのための資金を調達せざるを得ない場合のリスクである。

サブファンドの中の受益証券の償還は、毎日発生する。このため、サブファンドは、いつでも売却できるよう、資産の大部分を活発な市場で取引されている有価証券に投資している。

以下の表は、報告日現在から契約の満期までの残存期間に基づき、サブファンドの金融負債を期間ごとのグループに分けて分析したものである。表中の金額は、契約上の未割引キャッシュフローである。割引の影響は僅少なため、12ヵ月以内に満期が到来する残高は簿価に等しい。

	1ヵ月未満		3ヵ月未満		33ヵ月以上		合計	
	人民元		人民元	日本円	人民元	日本円	人民元	日本円
2012年12月31日現在								
参加ディーラーに対する								
未払金	4,766,135	76,820,564	—	—	—	—	4,766,135	76,820,564
未払い管理報酬	—	—	11,752,600	189,428,407	—	—	11,752,600	189,428,407
その他の未払金	—	—	1,069,216	17,233,623	304,620	4,909,866	1,373,836	22,143,489
契約上の現金流出額	<u>4,766,135</u>	<u>76,820,564</u>	<u>12,821,816</u>	<u>206,662,030</u>	<u>304,620</u>	<u>4,909,866</u>	<u>17,892,571</u>	<u>288,392,460</u>

財務諸表の注記（続き）

8. 金融リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク（続き）

受益証券は、受益者の判断により要求があった場合に償還される。2012年12月31日現在、サブファンドの持分の10%超を保有している受益者は2名である。

サブファンドは、7日以内に流動化できると予想される有価証券に投資することによって流動性リスクを管理している。以下の表は、保有する資産の予想流動性を示している。

人民元 2012年12月31 日現在	7日未満	7日以上1ヵ月未満	1ヵ月から12ヵ月	期日なし	合計
資産の合計	17,009,761,868	—	8,804	2,800,000	17,012,570,672

日本円 2012年12月31 日現在	7日未満	7日以上1ヵ月未満	1ヵ月から12ヵ月	期日なし	合計
資産の合計	274,163,341,788	—	141,903	45,130,400	274,208,614,091

(d) 公正価値の見積もり

サブファンドは、測定を行う際に利用するインプットの重要性に基づき、公正価値ヒエラルキーを決め、公正価値の測定を分類している。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- 同一資産または負債のための活発な市場の相場（未調整）（レベル1）。
- 資産または負債のための直接的に（すなわち、価格として）または間接的に（価格から算出された形で）観察可能なレベル1の中にはない相場以外のインプット（レベル2）
- 観察可能な市場インプットに基づかない資産または負債のためのインプット（未観察インプット）（レベル3）

公正価値測定を全体的に分類する際の基準となる公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体的な公正価値測定の際に意味のある最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。このような目的の場合、全体的な公正価値測定では、インプットの重要性のうち、不利なものが用いられる。もし公正価値測定の際に、観察可能なインプットが用いた場合でも、観察不能なインプットに基づいて大幅な調整が必要な場合には、そのような測定は、レベル3の測定である。公正価値の全体的な測定のための特定のインプットの重要性を査定するには、資産または負債に特有のファクターを考慮し、判断することが必要になる。

「観察可能である」ことを決定するには、サブファンドによる重要な判断が必要になる。サブファンドは、すでに入手可能な状態にあり、定期的に発表あるいは更新され、信頼性があり、検証可能で、占有されておらず、当該のマーケットに積極的に参加している独立した情報源から提供されるマーケット・インプットを観察可能インプットと見なしている。

財務諸表の注記（続き）

8. 金融リスク管理（続き）

(d) 公正価値の見積もり（続き）

下記の表は、2012年12月31日現在の公正価値で測定されたサブファンドの金融資産を（クラス別に）公正価値ヒエラルキーの中で分析している。

	レベル1		レベル2		レベル3		合計	
	人民元	日本円	人民元	日本円	人民元	日本円	人民元	日本円
2012年 12月31 日現在 資産 損益を 通じて 公正価 値で 測定し た金融 資産 —持株 証券 資産の 合計	16,939,960,824	273,038,288,561	—	—	—	—	16,939,960,824	273,038,288,561
	16,939,960,824	273,038,288,561	—	—	—	—	16,939,960,824	273,038,288,561

時価が活発な市場の相場に基づいており、従って、レベル1に分類される投資には、活発な市場に上場されている株式が含まれる。サブファンドは、そのような金融商品の相場には調整を加えていない。

活発ではない市場で売買されているが、相場、ディーラーの見積もりまたは観察可能なインプットによって裏付けられるなど、その他の価格決定法で評価することのできる金融商品は、レベル2に分類される。2012年12月31日現在、サブファンドには、レベル2に分類される投資はなかった。

レベル3に分類される投資の場合、取引が少ないため、インプットの観察は非常に困難である。2012年12月31日現在、サブファンドには、レベル3に分類される投資はなかった。

2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間、レベル間の移動はなかった。

以下の表は、2012年12月31日現在の公正価値によっては測定されていないが、対象となる公正価値が開示されているサブファンドの資産および負債を（クラス別に）公正価値のヒエラルキーの中で分析している。

	レベル1		レベル2		レベル3		合計	
	人民元	日本円	人民元	日本円	人民元	日本円	人民元	日本円
2012年12 月31日現 在 資産 中国決済 機関預託 準備金	—	—	2,800,000	45,130,400	—	—	2,800,000	45,130,400
未収利息 銀行預金 残高	—	—	8,804	141,903	—	—	8,804	141,903
	69,801,044	1,125,053,227	—	—	—	—	69,801,044	1,125,053,227
合計	69,801,044	1,125,053,227	2,808,804	45,272,303	—	—	72,609,848	1,170,325,530
負債 参加 ディー ラーへの 未払金 管理報酬 未払金 その他の 未払金	—	—	4,766,135	76,820,564	—	—	4,766,135	76,820,564
	—	—	11,752,600	189,428,407	—	—	11,752,600	189,428,407
	—	—	1,373,836	22,143,489	—	—	1,373,836	22,143,489

合計

	—	—	17,892,571	288,392,460	—	—	17,892,571
							288,392,460

財務諸表の注記（続き）

8. 金融リスク管理（続き）

(d) 公正価値の見積もり（続き）

上記の表に含まれる資産および負債は、償却後の原価で表示されており、その価値は、公正価値の合理的近似値である。

銀行預金残高には、手元現金のほか、銀行および活発な市場で事業を行うその他の金融機関への預け金が含まれる。

受取利息には、サブファンドに起因して発生する利息の契約額が含まれる。参加ディーラーへの未払金、管理報酬未払金、未払税金およびその他の未払金は、サブファンドが負う費用の決済義務を意味する。

(e) 資本リスクの管理

サブファンドの資本とは、償還義務のある受益証券の残高である。サブファンドの目標は、概して個別指数のパフォーマンスに一致する投資実績をもたらすことである。管理会社は、次のことを行う。

- サブファンドの構成を定める文書に基づき、日次で受益証券の償還と新規発行を行う。
- 受益者に対するサブファンドの分配金を決定する際、決定権を行使する。
- サブファンドの目論見書に規定されている特定の状況の下で、受益証券の創出と償還を中止する。

9. カテゴリー別の金融商品

2012年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類され、財務諸表の中で開示されている投資を除き、預託準備金、未収利息および銀行預金を含むすべての金融資産は、貸付金および債権に分類され、償却後の原価で計上されている。ファンドのすべての金融負債もまた、償却後の原価で計上されている。

管理会社は、金融資産および負債の簿価を公正価値の近似値と考えている。

財務諸表の注記（続き）

10. 証券先物取引法（SFC規約）に基づく投資の制限と禁止

株価指数連動型上場投資信託を規制するSFCのガイドライン（ETFガイドライン）の定めにより、サブファンドを構成する各証券の保有比率は、ベンチマーク指数における該当証券の比率を超えてはならない。ただし、保有比率の超過がベンチマーク指数の構成比率変更によるものであり、調整までの一時的なものに過ぎない場合は例外とする。

管理会社と受託会社は、2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間、サブファンドがこの限度を遵守していることを確認した。

2012年12月31日現在、ファンドを構成する証券の中には、単一銘柄でも、FTSE中国A50指数の当該加重率においても、サブファンドの純資産価値の10%を超えるものはない。

2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの期間、FTSE中国A50指数は15.09%上昇し、サブファンドの単位当たりの純資産価値は13.41%増加した。

11. ソフトコミッションに関する取り決め

管理会社は、ブローカーまたはディーラーを通じてサブファンドの取引を指示することに関連して、期中には、ソフトコミッションの取り決めはなかったことを確認している。

12. セグメント情報

管理会社は、サブファンドのために、戦略的な経営資源の配分を行い、戦略的決定のために利用される検証済み報告書に基づき、運用セグメントを決定する。

管理会社は、サブファンドには、有価証券に投資する単一の運用セグメントしかないと考えている。サブファンドの目標は、FTSE中国A50指数のパフォーマンスを追跡することと、実質的にすべてを、追跡対象指数の特性に緊密に連動する銘柄加重率と産業加重率を持つ指数構成によって投資することである。

管理会社がサブファンドの資産、負債およびパフォーマンスのために用いる内部の財務情報は、財政状態報告書および包括利益計算書で開示される情報と同じである。

サブファンドは香港を拠点にしている。サブファンドの利益は、追跡対象指数であるFTSE中国A50指数を構成する中華人民共和国の有価証券への投資からもたらされる。

サブファンドには、固定資産に分類される資産はない。サブファンドの投資ポートフォリオは多様化しており、サブファンドの純資産に占める割合が10%を超える個別投資はない。

13. 財務諸表の承認

財務諸表は、受託会社および管理会社によって2013年4月29日に承認された。

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、上記「（１）貸借対照表」に記載したファンドの損益計算書（包括利益計算書）をご参照下さい。

（３）【投資有価証券明細表等】

投資ポートフォリオ（未監査）

2012年12月31日現在

	保有状況	公正価値		純資産の中の
		人民元	日本円	割合 (%)
投資 (101.00%)				
上場株式(101.00%)				
中国 (101.00%)				
中国農業銀行A SHS ORD CNY1	136,108,679	381,104,301	6,142,639,124	2.27
中国国際航空A SHR ORD CNY1	11,015,266	66,091,596	1,065,264,344	0.39
中国アルミニウムA SHS ORD NPV	25,340,129	129,994,862	2,095,257,186	0.78
安徽海螺水泥SHS A ORD CNY1	10,579,081	195,184,044	3,145,976,421	1.16
中国銀行A SHS ORD CNY1	51,735,672	151,068,162	2,434,916,635	0.90
交通銀行A SHRS ORD CNY1	129,771,254	641,069,995	10,332,766,179	3.82
宝山鋼鉄CL A ORD CNY1	34,738,864	169,873,045	2,738,013,739	1.01
中国中信銀行A SHRS ORD CNY1	31,697,828	135,983,682	2,191,784,986	0.81
中國中煤能源ORD SHS A ORD CNY1	12,103,372	94,648,369	1,525,542,412	0.56
中国交通建設A SHS ORD NPV	7,767,700	41,168,810	663,558,880	0.25
中国建設銀行A SHS ORD CNY1	63,677,451	292,916,275	4,721,224,520	1.75
中国光大銀行A ORD CNY1	53,474,200	163,096,310	2,628,786,325	0.97
中国人寿保険 A SHS ORD NPV	9,638,620	206,266,468	3,324,602,931	1.23
招商銀行A SHR ORD CNY1	87,718,060	1,206,123,325	19,440,295,753	7.19
中国民生銀行 A SHR ORD CNY1	112,017,501	880,457,558	14,191,214,921	5.25
中海油田服務 A SHS ORD CNY1	3,915,286	64,210,690	1,034,947,901	0.38
中国太平洋保険グループ A SHR ORD CNY1	16,659,106	374,829,885	6,041,508,086	2.23
中国石油化工 CL A ORD CNY1	32,364,612	223,963,115	3,609,837,488	1.34
中国鉄建 A SHS ORD CNY1	20,355,400	119,486,198	1,925,878,539	0.71
中国神華能源 A SHS ORD CNY1	11,994,904	304,070,816	4,901,013,412	1.81
中国船舶工業 A SHR ORD CNY1	29,096,547	138,790,529	2,237,025,746	0.83
中国建築工程 A SHR ORD CNY1	79,348,786	309,460,265	4,987,880,551	1.85
中国聯合網絡通信 A SHRS ORD CNY1	56,064,042	196,224,147	3,162,740,801	1.17
万科企業 A SHR ORD CNY1	63,978,328	647,460,679	10,435,771,224	3.86
中国長江電力 CL A ORD CNY1	32,731,372	224,864,526	3,624,366,430	1.34
中信証券 A SHR ORD CNY1	48,792,547	651,868,428	10,506,815,324	3.89
大秦鉄路 A SHS ORD CNY1	39,128,217	264,506,747	4,263,319,748	1.58
GF証券 A SHR ORD CNY1	11,742,270	181,065,803	2,918,418,613	1.08
珠海格力電器 A SHS ORD CNY1	14,916,929	380,381,690	6,130,992,079	2.27
海通証券 CL A ORD CNY1	40,194,413	411,992,733	6,640,498,870	2.46
華能国際電力 A SHS ORD CNY1	9,720,256	69,402,628	1,118,631,558	0.41
華夏銀行 A SHR ORD CNY1	18,117,217	187,513,196	3,022,337,693	1.12
中国工商銀行 A SHS ORD CNY1	104,048,372	431,800,744	6,959,764,392	2.57

投資ポートフォリオ（未監査）

2012年12月31日現在

	保有状況	公正価値		純資産の中の 割合 (%)
		人民元	日本円	
投資（101.00%）（続き）				
上場株式（101.00%）（続き）				
中国(101.00%)（続き）				
興業銀行 A SHR ORD CNY1	53,560,407	893,923,193	14,408,254,025	5.33
内蒙古包鋼稀土高科技 A SHR ORD CNY1	8,007,725	299,889,301	4,833,615,754	1.79
江蘇洋河酒廠 A SHS ORD CNY1	1,071,248	100,022,426	1,612,161,462	0.60
江西銅業 A SHRS ORD CNY1	5,488,874	130,964,534	2,110,886,359	0.78
貴州茅台酒 A SHR ORD CNY1	2,745,996	573,968,084	9,251,217,578	3.42
新中国人寿保険 A SHRS ORD NPV	4,137,353	119,238,514	1,921,886,369	0.71
中国石油天然気 A SHRS CNY1	26,767,470	241,977,929	3,900,200,260	1.44
平安銀行 A SHR ORD CNY1	16,938,713	271,358,182	4,373,751,177	1.62
中国平安保険（グループ） A SHR ORD CNY1	31,649,783	1,433,418,672	23,103,842,155	8.55
保利不動産グループ A SHR ORD CNY1	35,399,508	481,433,309	7,759,742,074	2.87
上海汽車工業 A SHR ORD CNY1	21,871,770	385,818,023	6,218,614,895	2.30
三一重工 A ORD CNY1	25,106,175	265,874,393	4,285,363,466	1.59
上海浦東発展銀行 A SHR ORD CNY1	92,508,295	917,682,286	14,791,203,086	5.47
宜賓五糧液 A SHS ORD CNY1	12,550,272	354,294,179	5,710,513,577	2.11
エン州煤業 A SHRS ORD CNY1	2,544,455	46,385,415	747,640,119	0.28
紫金鉱業 A SHR ORD CNY0.1	52,250,529	200,119,526	3,225,526,520	1.19
中連重科 A SHR ORD CNY1	31,124,130	286,653,237	4,620,276,874	1.71
投資の合計		16,939,960,824	273,038,288,561	101.00
その他の純負債		(167,129,143)	(2,693,787,527)	(1.00)
2012年12月31日現在の受益者に帰属する 純資産		16,772,831,681	270,344,501,034	100.00
投資の合計（原価による場合）		14,883,737,177	239,896,075,819	

[次へ](#)

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

As at 31 December 2012

	<i>Note</i>	<i>2012 RMB</i>
ASSETS		
CURRENT ASSETS		
Investments	8(a)	16,939,960,824
Deposit reserve		2,800,000
Interest receivable		8,804
Bank balances	7(c)	69,801,044
Total assets		<u>17,012,570,672</u>
LIABILITIES		
CURRENT LIABILITIES		
Amounts due to participating dealers		4,766,135
Management fee payable	7(a)	11,752,600
Taxation payable	6	221,846,420
Other accounts payable		1,373,836
Total liabilities		<u>239,738,991</u>
EQUITY		
Net assets attributable to unitholders	4	<u>16,772,831,681</u>

The financial statements on pages 7 to 25 were approved by the Trustee and the Manager on 29 April 2013 and were signed on their behalf.

For and on behalf of

For and on behalf of



Approved by the Trustee and the Manager on 29 April 2013.

CSOP Asset Management Limited
as the Manager



HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited
as the Trustee

The notes on pages 11 to 25 form part of these financial statements.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012

		Period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012 RMB
	<i>Note</i>	
INCOME		
Dividend income		10,976,085
Interest income		529,397
Net gain on investments	5	2,090,145,951
Other income		11,304,938
Total net income		<u>2,112,956,371</u>
EXPENSES		
Management fee	7(a)	(29,513,307)
Trustee fee	7(b)	(2,871,690)
Transaction costs on investments		(16,246,599)
Audit fee		(158,290)
Safe custody and bank charges		(30,863)
Other operating expenses		(156,123)
Total operating expenses		<u>(48,976,872)</u>
Operating profit		2,063,979,499
Taxation	6	<u>(222,996,968)</u>
Total comprehensive income		<u>1,840,982,531</u>

The notes on pages 11 to 25 form part of these financial statements.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS

For the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012

	Period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012 RMB
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the period	-
Proceeds on issue of units	14,931,849,150
	14,931,849,150
Total comprehensive income for the period	1,840,982,531
	1,840,982,531
Net assets attributable to unitholders at the end of the period	16,772,831,681
	16,772,831,681

The notes on pages 11 to 25 form part of these financial statements.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012

	Period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012 RMB
OPERATING ACTIVITIES	
Payments for purchase of investments	(15,640,645,734)
Proceeds from sale of investments	790,830,861
Dividend received	10,976,085
Interest received	520,593
Other income received	16,071,073
Management fee paid	(17,760,707)
Transaction costs paid	(16,246,599)
Taxation paid	(1,150,548)
Other operating expenses paid	(1,843,130)
Deposit reserve paid	(2,800,000)
Net cash used in operating activities	(14,862,048,106)
FINANCING ACTIVITIES	
Proceeds on issue of units	14,931,849,150
Net cash generated from financing activities	14,931,849,150
Net increase in cash and cash equivalents	69,801,044
Cash and cash equivalents at the beginning of the period	-
Cash and cash equivalents at the end of the period	69,801,044
Analysis of balances of cash and cash equivalents	
Bank balances	69,801,044

The notes on pages 11 to 25 form part of these financial statements.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. GENERAL INFORMATION

CSOP ETF Series (the "Trust") is an umbrella unit trust governed by its a trust deed dated 25 July 2012 (the "Trust Deed") and authorised by the Securities and Futures Commission of Hong Kong (the "SFC") pursuant to Section 104(1) of the Securities and Futures Ordinance. The terms of the Trust Deed are governed by the laws of Hong Kong. On 23 August 2012, the Trust has established a sub-fund, namely, the CSOP FTSE China A50 ETF (the "Sub-Fund"). As at 31 December 2012, the Trust only has one sub-fund which is the Sub-Fund. The Sub-Fund is listed on The Stock Exchange of Hong Kong Limited. The date of inception of the Sub-Fund was 23 August 2012.

The manager and the trustee of the Sub-Fund are CSOP Asset Management Limited (the "Manager") and HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited ("the Trustee") respectively.

The investment objective of the CSOP FTSE China A50 ETF is to provide investment results that, before deduction of fees and expenses, closely correspond to the performance of the underlying index, namely, FTSE China A50 Index. In order to achieve the investment objective of the Sub-Fund, the Manager will only adopt a full replication strategy by directly investing all, or substantially all, of the assets of the Sub-Fund in index securities constituting the underlying index in substantially the same weightings (i.e. proportions) as these index securities have in the underlying index.

Under current regulations in the People's Republic of China ("PRC"), generally foreign investors can invest only in the domestic securities market through certain qualified foreign institutional investors that have obtained status as a Qualified Foreign Institutional Investor ("QFII") or a Renminbi Qualified Foreign Institutional Investor ("RQFII") from the China Securities Regulatory Commission ("CSRC") and have been granted quota(s) by the State Administration of Foreign Exchange ("SAFE") of the PRC to remit foreign freely convertible currencies (in the case of a QFII) and Chinese Renminbi ("RMB") (in the case of a RQFII) into the PRC for the purpose of investing in the PRC's domestic securities markets.

The Sub-Fund obtains exposure to securities issued within the PRC through the RQFII quotas of the Manager. The Manager has obtained RQFII status in the PRC and the RQFII quotas have been granted, on behalf of the CSOP FTSE China A50 ETF. To the extent that the Manager has, on behalf of the CSOP FTSE China A50 ETF, utilised its entire RQFII quota, the Manager may, subject to any applicable requirements, apply for an increase of the RQFII quota. On the other hand, the Manager actively manages the RQFII quota obtained and may impose limits on creation applications as it considers appropriate.

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to the period presented, unless otherwise stated.

(a) Basis of preparation

The financial statements of the Sub-Fund have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRS") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(a) Basis of preparation (continued)

The preparation of financial statements in conformity with HKFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Trustee and Manager (together the "Management") to exercise their judgment in the process of applying the Sub-Fund's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgment or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the financial statements are disclosed in note 3.

Standard effective after 1 January 2012 that have been early adopted by the Sub-Fund

HKFRS 13, "Fair value measurement", effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013, has been early adopted. The Standard improves consistency and reduces complexity by providing a precise definition of fair value and a single source of fair value measurement and disclosure requirements for use across HKFRSs. The requirements do not extend the use of fair value accounting but provide guidance on how it should be applied where its use is already required or permitted by other standards within HKFRS. If an asset or a liability measured at fair value has a bid price and an ask price, the standard requires valuation to be based on a price within the bid-ask spread that is most representative of fair value and allows the use of mid-market pricing or other pricing conventions that are used by market participants as a practical expedient for fair value measurement within a bid-ask spread. On adoption of the standard, the Sub-Fund uses last traded prices as its valuation inputs for listed financial assets and liabilities to be consistent with the inputs prescribed in the Sub-Fund's offering document for the calculation of its per unit trading value for subscriptions and redemptions. The use of last traded prices is recognised as a standard pricing convention within the industry.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the financial year beginning 1 January 2012 and not early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 1 January 2012, and have not been applied in preparing these financial statements. None of these are expected to have a significant effect on the financial statements of the Sub-Fund except the following set out below:

HKFRS 9, "Financial instruments", effective for annual periods beginning on or after 1 January 2015, it addresses the classification, measurement and recognition of financial assets and financial liabilities. It replaces the parts of HKAS 39 that relate to the classification and measurement of financial instruments. HKFRS 9 requires financial assets to be classified into two measurement categories: those measured at fair value and those measured at amortised cost. The determination is made at initial recognition. The classification depends on the entity's business model for managing its financial instruments and the contractual cash flow characteristics of the instrument. For financial liabilities, the standard retains most of the HKAS 39 requirements. The main change is that, in cases where the fair value option is taken for financial liabilities, the part of a fair value change due to an entity's own credit risk is recorded in other comprehensive income rather than the income statement, unless this creates an accounting mismatch. The standard is not expected to have a significant impact on the Sub-Fund's financial position or performance, as it is expected that the Sub-Fund will continue to classify their financial assets and financial liabilities as being at fair value through profit or loss.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(a) Basis of preparation (continued)

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the financial year beginning 1 January 2012 and not early adopted (continued)

HKFRS 12, "Disclosures of Interests in Other Entities", effective for annual periods beginning on or after 1 January 2013, includes the disclosure requirements for all forms of interests in other entities, including joint arrangements, associates, special purpose vehicles and other off balance sheet vehicles. The new standard is not expected to have any impact on the Sub-Fund's financial position or performance.

There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are not yet effective that would be expected to have a significant impact on the Sub-Fund.

(b) Investments

(i) Classification

The Sub-Fund classifies its investments as financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are designated by the Management at fair value through profit or loss at inception. Financial assets designated at fair value through profit or loss at inception are those that are managed and their performance evaluated on a fair value basis in accordance with the Sub-Fund's documented investment strategies. The Sub-Fund's policies require the Management to evaluate the information about these financial assets on a fair value basis together with other related financial information.

(ii) Recognition/derecognition

Purchases and sales of investments are accounted for on the trade date basis. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Sub-Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

(iii) Measurement

Investments are initially recognised at fair value. Transaction costs are expensed in the Statement of Comprehensive Income.

Subsequent to initial recognition, all investments are measured at fair value. Realised and unrealised gains and losses on investments are recognised in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise.

(iv) Fair value estimation

The Sub-Fund early adopted HKFRS 13 "Fair value measurement" since 23 August 2012 (date of inception). The fair value of investments that are listed or traded on an exchange is based on quoted market prices at close of trading on reporting date.

Investments which are not listed on an exchange or are thinly traded are valued by using quotes from brokers.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(c) Amounts due from/to participating dealers

Amounts due from/to participating dealers represent the subscription receivable and redemption payable to the participating dealer at the end of the reporting period. The amounts are non-interest bearing and repayable on demand.

(d) Dividend income and interest income

Dividend income is recorded on the ex-dividend date with the corresponding foreign withholding taxes recorded as an expense.

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method.

(e) Other income

Other income represents the duties and charged paid by the participating dealers for investments purchased/sold in a subscription/redemption day.

(f) Expenses

Expenses are accounted for on an accrual basis.

(g) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash in hand, demand deposits, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less and bank overdrafts.

(h) Foreign currencies translation

Functional and presentation currency

Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Sub-Fund operates (the "functional currency"). The Sub-Fund invests in A-Shares in the PRC and the performance of the Sub-Fund is measured and reported to the unitholders in RMB. The Manager considers RMB as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions. The financial statements are presented in RMB, which is the Sub-Fund's functional and presentation currency.

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the reporting date.

Foreign exchange gains and losses arising from translation are included in the Statement of Comprehensive Income.

Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the Statement of Comprehensive Income within "net gain/(loss) on investments".

**CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)**

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(i) Redeemable units

The Sub-Fund issues redeemable units, which are redeemable at the holder's option, are the most subordinated units in issue and are therefore classified as equity.

Units are issued and redeemed at the holder's option at prices based on the Sub-Fund's net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Sub-Fund's net asset value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to unitholders with the total number of outstanding units.

(j) Taxation

The Sub-Fund currently incurs withholding taxes imposed by certain countries on investment income. Such income is recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes are included as taxation in the Statement of Comprehensive Income.

The Sub-Fund also makes tax provisions on the gains arising from PRC A-shares which Management expects such amount may have to be paid to the tax authorities.

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

The preparation of financial statements in conformity with HKFRS requires the Manager to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from those estimates.

The Manager makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial period are outlined below.

Taxation

In preparing these financial statements, the Manager has made certain assumptions and used various estimates concerning the tax exposure which is dependent on what might happen in the future. The resulting accounting estimates may not equal the related actual results.

The Sub-Fund invests in A-Shares securities which are issued within the PRC through the RQFII quotas of the Manager. Under the general taxing provision of PRC corporate tax law, a 10% withholding tax may be payable on the gains derived from the sale of A-Shares by RQFIIs. The Manager considers that the enforcement of PRC tax on gains on A-Shares is uncertain as at the date of approval of these financial statements and has exercised its judgment when assessing whether the Sub-Fund may be liable for taxation on its gains, the amount of potential tax liability and the probability of such tax charges being levied up to the reporting date. However, significant uncertainties exist and estimation of the Manager may substantially differ from the actual events. The Manager consider that its estimation may be impacted by any future clarification by the PRC State Administration of Taxation ("SAT"), such as a decision by the SAT to levy capital gains tax on the RQFII investments, which may be materially different from what the Manager envisioned.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS (continued)

Taxation (continued)

The Manager estimates the gross realised gains and unrealised gains of the Sub-Fund which could be exposed to PRC taxation at the rate of 10% for the period ended 31 December 2012 to be approximately RMB44,813,823 and approximately RMB2,173,650,375 respectively, and the Manager has made tax provision accordingly. The capital gains tax provision in relation to A-Shares investments of the Sub-Fund included in the financial statements of RMB221,846,420 represents 1.32% of the net assets attributable to unitholders of the Sub-Fund as at 31 December 2012. The Manager considers that the capital gains tax provision amount may differ significantly from the amounts that may have to ultimately borne by the Sub-Fund. In the event a capital gains tax is levied at an amount that is different from what was provided for by the Sub-Fund, the Sub-Fund may incur a liability that is different from the existing tax provision, which could significantly impact the net assets attributable to unitholders and consequently, the price per unit of the Sub-Fund based on the calculation of the net assets attributable to unitholders when distributing to the unitholders at such relevant time. When the SAT issues clarifications, this might ultimately result in either an increase or a decrease in the amount provided. Refer to Note 6 for more details.

4. NUMBER OF UNITS IN ISSUE AND NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS PER UNIT

The Sub-Fund's capital is represented by the units in the Sub-Fund, and shown as "net assets attributable to unitholders" in the Statement of Financial Position. Subscriptions and redemptions of units during the period are shown in the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Unitholders. In order to achieve the investment objectives, the Sub-Fund endeavors to invest its capital in accordance with the investment policies, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests.

In accordance with the provisions of the Sub-Fund's Trust Deed dated 25 July 2012 and Prospectus dated 20 August 2012, investments are stated at the last traded price on the valuation day for the purpose of determining net asset value per unit for subscriptions and redemptions and for various fee calculations.

As stated in note 2(i), redeemable units of the Sub-Fund are classified as equity and they are carried at the redemption amount that would be payable at the reporting date if the unitholder exercised the right to redeem the units in the Sub-Fund.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. NUMBER OF UNITS IN ISSUE AND NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS PER UNIT (continued)

The movements of the redeemable units for the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012 are as follows:

	Period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012
Number of units in issue at the beginning of the period	-
Units issued	2,023,500,000
Number of units in issue at the end of the period	2,023,500,000
	2012 RMB
Net assets attributable to unitholders per unit at 31 December 2012	8.2890

5. NET GAIN ON INVESTMENTS

	Period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012 RMB
Net fair value change in unrealised gain/loss in value of investments	2,056,223,647
Net realised gain on sale of investments	33,922,304
	2,090,145,951

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

6. TAXATION

No provision for Hong Kong profits tax has been made for the Sub-Fund as it was authorised as collective investment schemes under Section 104 of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance and is therefore exempt from profits tax under Section 26A(1A) of the Hong Kong Inland Revenue Ordinance.

PRC withholding tax

The Sub-Fund invests in A-Shares listed in the PRC and is subjected to 10% withholding tax on dividend income derived from A-Shares. Withholding tax was charged on dividend income received from A-Shares during the period. A 10% withholding tax may also be payable on the gains derived from the sale of A-Shares. Refer to Note 3 for details.

The taxation of the Sub-Fund for the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012 represents:

	Period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012 RMB
Capital gains tax on realised gains on investments	4,481,382
Capital gains tax on unrealised gains on investments	217,365,038
	221,846,420
Withholding tax on dividend income	1,097,609
Withholding tax on interest income	52,939
	1,150,548
Taxation	222,996,968

7. TRANSACTIONS WITH THE TRUSTEE, MANAGER AND CONNECTED PERSONS

The following is a summary of significant related party transactions/transactions entered into during the period between the Sub-Fund and the Trustee, the Manager and their Connected Persons. Connected Persons of the Manager are those as defined in the Code on Unit Trusts and Mutual Funds established by the Securities & Futures Commission of Hong Kong (the "SFC Code"). All transactions entered into during the period between the Sub-Fund and the Manager and its Connected Persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms. To the best of the Manager's knowledge, the Sub-Fund does not have any other transactions with Connected Persons except for those disclosed below.

(a) Management fee

The Manager is entitled to receive a management fee, currently at the rate of 0.99% per annum of the net asset value of the Sub-Fund accrued daily and calculated as at each dealing day and payable monthly in arrears.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

7. TRANSACTIONS WITH THE TRUSTEE, MANAGER AND CONNECTED PERSONS (continued)

(b) Trustee fee and Registrar's fee

The Trustee is entitled to receive a trustee fee, which accrued daily and calculated as at each dealing day and payable monthly in arrears. The trustee fee is calculated as a percentage per annum of the net asset value of the Sub-Fund at the rate as follows, subject to a monthly minimum of RMB40,000:

	Trustee fee percentage per annum
For first RMB200 million	0.16%
For next RMB1,000 million	0.14%
For next RMB1,000 million	0.12%
For next RMB1,000 million	0.10%
Thereafter	0.08%

The Trustee's fee is inclusive of fees payable to The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited (the "Custodian") and HSBC Bank (China) Company Limited (the "PRC Custodian").

The Trustee, acting as the Registrar, is also entitled to a fee of RMB120 per participating dealer per transaction.

(c) Bank balances

As at 31 December 2012, bank balances of HK\$69,801,044 maintained with The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, a group company of the Trustee, which carry interest at normal commercial rates.

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The objective of the Sub-Fund is to provide investment results that, before fees and expenses, closely correspond to the performance of the FTSE China A50 Index. The Sub-Fund's activities may expose it to a variety of risks including but not limited to: market risk (including market price risk, interest rate risk and currency risk), credit and counterparty risk and liquidity risk which are associated with the markets in which the Sub-Fund invest.

The following is a summary of the main risks and risk management policies.

(a) Market risk

(i) Market price risk

Market price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether those changes are caused by factors specific to the individual instrument or factors affecting all instruments in the market.

The Sub-Fund is designated to track the performance of the FTSE China A50 Index, therefore the exposures to market risk in the Sub-Fund will be substantially the same as the tracked index. The Manager manages the Sub-Fund's exposures to market risk by ensuring that the key characteristics of the portfolio, such as security weight and industry weight, are closely aligned with the characteristics of the tracked index.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(a) Market risk (continued)

(i) Market price risk (continued)

As at 31 December, the Sub-Fund's investments were concentrated in the following industries:

	As at 31 December 2012	
	Fair value RMB	% of net asset value
Listed equities – by industry		
Basic materials	1,375,945,868	8.20
Consumer goods	1,794,484,402	10.70
Consumer services	66,091,596	0.39
Financials	11,061,671,700	65.95
Industrials	1,621,124,223	9.68
Oil & gas	530,151,734	3.16
Telecommunications	196,224,147	1.17
Utilities	294,267,154	1.75
	<u>16,939,960,824</u>	<u>101.00</u>

The Sub-Fund held 50 out of 50 constituents comprising the FTSE China A50 Index. The Sub-Fund is therefore exposed to substantially the same market price risk as the FTSE China A50 Index.

Sensitivity analysis in the event of a possible change in the index by 10% as estimated by the Manager

As at 31 December 2012, if the FTSE China A50 Index were to increased by 10% with all other variables held constant, this would increase the post-tax profit for the period by approximately RMB1,693,996,082. Conversely, if the FTSE China A50 Index were to decrease by 10%, this would decrease the post-tax profit for the period by an equal amount.

(ii) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on the fair value of financial assets and liabilities and future cash flow.

As at 31 December 2012, interest rate risk arises only from bank balances which are reset monthly. As these interest bearing assets are short-term in nature, the Manager considers that changes in their fair value and future cash flows in the event of a change in market interest rates will not be material. Therefore, no sensitivity analysis has been disclosed.

(iii) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of financial instruments will fluctuate due to changes in foreign exchange rates. The Sub-Fund is not exposed to currency risk arising from balances and transactions in foreign currencies as its assets and liabilities are denominated in RMB, the Sub-Fund's functional and presentation currency. Therefore, no sensitivity analysis has been disclosed.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into with the Sub-Fund.

The Sub-Fund limits its exposure to credit and counterparty risk by carrying out the majority of its investment transactions and contractual commitment activities with well established broker-dealers, banks and regulated exchanges with high credit ratings.

All transactions in listed securities are settled or paid for upon delivery using approved and reputable brokers. And the Sub-Fund places bank balances with reputable financial institutions. As such, the Manager does not consider the Sub-Fund to be exposed to significant credit and counterparty risk.

As at 31 December 2012, the Sub-Fund placed bank balances of RMB2,316,387 with The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited ("HSBC"), which is the custodian of the Sub-Fund. The S&P credit rating of HSBC is AA-.

As at 31 December 2012, the Sub-Fund placed bank balances of RMB67,484,657 and investments of RMB16,939,960,824 with HSBC Bank (China) Company Limited ("HSBC China"), which is the PRC custodian of the Sub-Fund. The Moody's credit rating of HSBC China is A2.

The Manager considers that none of assets are impaired nor past due as at 31 December 2012.

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Sub-Fund may not be able to generate sufficient cash resources to settle its obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous.

The Sub-Fund is exposed to daily redemptions of units in the Sub-Fund. The Sub-Fund invests the majority of its assets in securities that are traded in an active market which can be readily disposed of.

The table below analyses the Sub-Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the reporting date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying balances, as the impact of discounting is not significant.

	Less than 1 month RMB	1 month to less than 3 months RMB	Over 3 months RMB	Total RMB
As at 31 December 2012				
Amounts due to participating dealers	4,766,135	-	-	4,766,135
Management fee payable	-	11,752,600	-	11,752,600
Other accounts payable	-	1,069,216	304,620	1,373,836
Contractual cash outflow	4,766,135	12,821,816	304,620	17,892,571

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk (continued)

Units are redeemed on demand at the unitholder's option. As at 31 December 2012, there were 2 unitholders holding more than 10% of the Sub-Fund's units.

The Sub-Fund manages its liquidity risk by investing in securities that it expects to be able to liquidate within 7 days or less. The following table illustrates the expected liquidity of assets held:

	Less than 7 days RMB	7 days to less than 1 month RMB	1-12 months RMB	No stated maturity RMB	Total RMB
As at 31 December 2012					
Total assets	17,009,761,868	-	8,804	2,800,000	17,012,570,672

(d) Fair value estimation

The Sub-Fund classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is, derived from prices) (level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Sub-Fund. The Sub-Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(d) Fair value estimation (continued)

The following table analyses within the fair value hierarchy the Sub-Fund's financial assets (by class) measured at fair value at 31 December 2012:

	Level 1 RMB	Level 2 RMB	Level 3 RMB	Total RMB
As at 31 December 2012				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Equity securities	16,939,960,824	-	-	16,939,960,824
Total assets	<u>16,939,960,824</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>16,939,960,824</u>

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets, and therefore classified within level 1, include active listed equities. The Sub-Fund does not adjust the quoted price for these instruments.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. As at 31 December 2012, the Sub-Fund did not hold any investments classified in level 2.

Investments classified within level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. As at 31 December 2012, the Sub-Fund did not hold any investments classified in level 3.

For the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012, there were no transfers between levels.

The following table analyses within the fair value hierarchy the Sub-Fund's assets and liabilities (by class) not measured at fair value at 31 December 2012 but for which fair value is disclosed.

	Level 1 RMB	Level 2 RMB	Level 3 RMB	Total RMB
As at 31 December 2012				
Assets				
Deposit reserve	-	2,800,000	-	2,800,000
Interest receivable	-	8,804	-	8,804
Bank balances	69,801,044	-	-	69,801,044
Total	<u>69,801,044</u>	<u>2,808,804</u>	<u>-</u>	<u>72,609,848</u>
Liabilities				
Amounts due to participating dealers	-	4,766,135	-	4,766,135
Management fee payable	-	11,752,600	-	11,752,600
Other accounts payable	-	1,373,836	-	1,373,836
Total	<u>-</u>	<u>17,892,571</u>	<u>-</u>	<u>17,892,571</u>

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(d) Fair value estimation (continued)

The assets and liabilities included in the above table are carried at amortised cost, their carrying values are a reasonable approximation of fair value.

Bank balances include cash in hand, deposit held with banks and other financial institutions in an active market.

Interest receivable includes the contractual amounts for interest due to the Sub-Fund. Amounts due to participating dealers, management fee payable, taxation payable and other accounts payable represent the obligations due by the Sub-Fund for settlement of expenses.

(e) Capital risk management

The Sub-Fund's capital is represented by the redeemable units outstanding. The Sub-Fund's objective is to provide investment results that correspond generally to the performance of the respective index. The Manager may:

- Redeem and issue new units on a daily basis in accordance with the constitutive documents of the Sub-Fund;
- Exercise discretion when determining the amount of distributions of the Sub-Fund to the unitholders; and
- Suspend the creation and redemption of units under certain circumstance stipulated in the prospectuses of the Sub-Fund.

9. FINANCIAL INSTRUMENTS BY CATEGORY

As of 31 December 2012, other than investments as disclosed in the financial statements which are classified as the financial assets at fair value through profit or loss, all financial assets including deposit reserve, interest receivable and bank balances are categorised as loans and receivables and carried at amortised costs. All the financial liabilities of the Fund are carried at amortised cost.

The carrying value of the financial assets and liabilities are considered by the Manager to approximate their fair value.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

10. INVESTMENT LIMITATION AND PROHIBITIONS UNDER THE SFC CODE

Pursuant to the SFC's Guidelines for Regulating Index Tracking Exchange Trade Funds (the "ETF Guidelines"), the Sub-Fund's holding of any such constituent securities may not exceed their respective weightings in the underlying index, except where the weightings are exceeded as a result of changes in the composition of the underlying index and the excess is only transitional and temporary in nature.

The Manager and the Trustee have confirmed that the Sub-Fund has complied with this limit during the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012.

There were no constituent securities that individually accounted for more than 10% of the net asset value of the Sub-Fund and their respective weightings of the FTSE China A50 Index as at 31 December 2012.

During the period from 23 August 2012 (date of inception) to 31 December 2012, the FTSE China A50 Index increased by 15.09% while the net asset value per unit of the Sub-Fund increased by 13.41%.

11. SOFT COMMISSION ARRANGEMENT

The Manager confirms that there has been no soft commission arrangements existing during the period in relation to directing transactions of the Sub-Fund through a broker or dealer.

12. SEGMENT INFORMATION

The Manager makes the strategic resource allocations on behalf of the Sub-Fund and has determined the operating segments based on the reports reviewed which are used to make strategic decisions.

The Manager considers that the Sub-Fund has a single operating segment which is investing in securities. The objectives of the Sub-Fund are to track the performance of the FTSE China A50 Index and invest in substantially all the index constituents with security weight and industry weight that are closely aligned with the characteristics of the tracked index.

The internal financial information used by the Manager for the Sub-Fund's assets, liabilities and performance is the same as that disclosed in the Statement of Financial Position and Statement of Comprehensive Income.

The Sub-Fund is domiciled in Hong Kong. The Sub-Fund's income is derived from investments in PRC securities which constitute FTSE China A50 Index, the tracked index.

The Sub-Fund has no assets classified as non-current assets. The Sub-Fund has a diversified portfolio of investments and no single investment accounts for more than 10% of the Sub-Fund's net asset value.

13. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Trustee and the Manager on 29 April 2013.

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

INVESTMENT PORTFOLIO (Unaudited)

As at 31 December 2012

	Holdings	Fair value RMB	% of net assets
Investments (101.00%)			
Listed Equities (101.00%)			
China (101.00%)			
AGRICULTURAL BANK OF CHINA A SHS ORD CNY1	136,108,679	381,104,301	2.27
AIR CHINA LTD A SHR ORD CNY1	11,015,266	66,091,596	0.39
ALUMINUM CORPORATION OF CHINA LTD A SHS ORD NPV	25,340,129	129,994,862	0.78
ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LTD SHS A ORD CNY1	10,579,081	195,184,044	1.16
BANK OF CHINA LTD A SHS ORD CNY1	51,735,672	151,068,162	0.90
BANK OF COMMUNICATIONS LTD A SHRS ORD CNY1	129,771,254	641,069,995	3.82
BAOSHAN IRON & STEEL CO LTD CL A ORD CNY1	34,738,864	169,873,045	1.01
CHINA CITIC BANK CORP A SHRS ORD CNY1	31,697,828	135,983,682	0.81
CHINA COAL ENERGY CO ORD SHS A ORD CNY1	12,103,372	94,648,369	0.56
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION CO LTD A SHS ORD NPV	7,767,700	41,168,810	0.25
CHINA CONSTRUCTION BANK A SHS ORD CNY1	63,677,451	292,916,275	1.75
CHINA EVERBRIGHT BANK CO LTD A ORD CNY1	53,474,200	163,096,310	0.97
CHINA LIFE INSURANCE CO A SHS ORD NPV	9,638,620	206,266,468	1.23
CHINA MERCHANTS BANK A SHR ORD CNY1	87,718,060	1,206,123,325	7.19
CHINA MINSHENG BANKING CO LTD A SHR ORD CNY1	112,017,501	880,457,558	5.25
CHINA OILFIELD SERVICES LTD A SHS ORD CNY1	3,915,286	64,210,690	0.38
CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP A SHR ORD CNY1	16,659,106	374,829,885	2.23
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL CORP CL A ORD CNY1	32,364,612	223,963,115	1.34
CHINA RAILWAYS CONSTRUCTION CORP A SHS ORD CNY1	20,355,400	119,486,198	0.71
CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD A SHS ORD CNY1	11,994,904	304,070,816	1.81
CHINA SHIPBUILDING INDUSTRY CO LTD A SHR ORD CNY1	29,096,547	138,790,529	0.83
CHINA STATE CONSTRUCTION ENGINEERING CORP LTD A SHR ORD CNY1	79,348,786	309,460,265	1.85
CHINA UNITED NETWORK COMMUNICATIONS LTD A SHRS ORD CNY1	56,064,042	196,224,147	1.17
CHINA VANKE CO LTD A SHR ORD CNY1	63,978,328	647,460,679	3.86
CHINA YANGTZE POWER CO LTD CL A ORD CNY1	32,731,372	224,864,526	1.34
CITIC SECURITIES CO LTD A SHR ORD CNY1	48,792,547	651,868,428	3.89
DAQIN RAILWAY CO LTD A SHS ORD CNY1	39,128,217	264,506,747	1.58
GF SECURITIES CO LTD A SHR ORD CNY1	11,742,270	181,065,803	1.08
GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUHAI A SHS ORD CNY1	14,916,929	380,381,690	2.27
HAITONG SECURITIES CO LTD CL A ORD CNY1	40,194,413	411,992,733	2.46
HUANENG POWER INTERNATIONAL INC A SHS ORD CNY1	9,720,256	69,402,628	0.41
HUAXIA BANK CO LTD A SHR ORD CNY1	18,117,217	187,513,196	1.12
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA LTD A SHS ORD CNY1	104,048,372	431,800,744	2.57

CSOP FTSE CHINA A50 ETF
(A SUB-FUND OF CSOP ETF SERIES)

INVESTMENT PORTFOLIO (Unaudited) (continued)
As at 31 December 2012

	Holdings	Fair value RMB	% of net assets
Investments (101.00%) (continued)			
Listed equities (101.00%) (continued)			
China (101.00%) (continued)			
INDUSTRIAL BANK CO LTD A SHR ORD CNY1	53,560,407	893,923,193	5.33
INNER MONGOLIA BAOTOU STEEL RARE-EARTH HI TECH CO LTD A SHR ORD CNY1	8,007,725	299,889,301	1.79
JIANGSU YANGHE BREWERY JOINT-STOCK CO LTD A SHS ORD CNY1	1,071,248	100,022,426	0.60
JIANGXI COPPER CO LTD A SHRS ORD CNY1	5,488,874	130,964,534	0.78
KWEICHOW MOUTAI CO LTD A SHR ORD CNY1	2,745,996	573,968,084	3.42
NEW CHINA LIFE INSURANCE CO LTD A SHRS ORD NPV	4,137,353	119,238,514	0.71
PETROCHINA CO LTD A SHRS CNY1	26,767,470	241,977,929	1.44
PING AN BANK CO LTD A SHR ORD CNY1	16,938,713	271,358,182	1.62
PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CHINA LTD A SHR ORD CNY1	31,649,783	1,433,418,672	8.55
POLY REAL ESTATE GROUP CO LTD A SHR ORD CNY1	35,399,508	481,433,309	2.87
SAIC MOTOR CORP LTD A SHR ORD CNY1	21,871,770	385,818,023	2.30
SANY HEAVY INDUSTRY CO LTD A ORD CNY1	25,106,175	265,874,393	1.59
SHANGHAI PUDONG DEVELOPMENT BANK CO LTD A SHR ORD CNY1	92,508,295	917,682,286	5.47
WULIANGYE YIBIN CO LTD A SHS ORD CNY1	12,550,272	354,294,179	2.11
YANZHOU COAL MINING CO LTD A SHRS ORD CNY1	2,544,455	46,385,415	0.28
ZIJIN MINING GROUP CO LTD A SHR ORD CNY0.1	52,250,529	200,119,526	1.19
ZOOMLION HEAVY INDUSTRY SCIENCE AND TECHNOLOGY CO LTD A SHR ORD CNY1	31,124,130	286,653,237	1.71
Total investments		16,939,960,824	101.00
Other net liabilities		(167,129,143)	(1.00)
Net assets attributable to unitholders at 31 December 2012		16,772,831,681	100.00
Total investments, at cost		14,883,737,177	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2013年3月29日現在)

資産総額	16,396,305,075.04人民元 (264,275,645,200円)
負債総額	209,489,713.72人民元 (3,376,555,206円)
純資産総額(-)	16,186,815,361.32人民元 (260,899,089,994円)
発行済口数	2,034,500,000口
1口当たり純資産額(/)	7.9562人民元 (128円)

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1【受益証券の名義書換】

「第一部 第2 2 1(1)海外における販売手続等」をご参照下さい。

2【受益者総会】

「第一部 第2 4(1)受益者の権利等」をご参照下さい。

3【受益者に対する特典、譲渡制限】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

(2013年4月8日現在)

資本金の額	240,000,000香港ドル(約3,082百万円)
発行する株式の総数	240,000,000
発行済株式総数	240,000,000

(2)【会社の機構】

「第一部 第1 3(2)リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

2【事業の内容及び営業の概況】

本香港ETFにおいて、資産運用会社の主たる目的は、投資運用・助言業務を提供することです。

資産運用会社は、2013年3月31日現在、以下の5本の投資信託の運用を行っており、その管理投資信託財産額の概算は18,030,356,164.93人民元(約2,906億1,328万円)です。

(2013年3月31日現在)

設立国	種類別	ファンドの本数	純資産額の合計 (単位：人民元)
ルクセンブルグ	株式投資信託	1	143,980,921.69
	債券投資信託	1	462,417,166.28
	小計	2	606,398,087.97
香港	株式投資信託	1	16,166,599,388.63
	債券投資信託	1	1,156,292,695.19
	小計	2	17,322,892,083.82
ケイマン諸島	ヘッジファンド	1	101,065,993.14
	小計	1	101,065,993.14
合計		5	18,030,356,164.93 (約2,906億1,328万円)

3【管理会社の経理状況】

(1) 資産運用会社の日本文の連結財務書類は、香港における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の連結財務書類を翻訳したものです(ただし、下記(3)および(4)で示す円換算額の記載を除きます。)。資産運用会社の原文の連結財務書類は「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項但書の規定の適用を受けています。

(2) 資産運用会社の原文の連結財務書類は、香港において、独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)の監査を受けております。なお、プライスウォーターハウスクーパースは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(3) 資産運用会社の原文の連結財務書類は香港ドルで表示されています。財務書類の日本語訳には、財務諸表等規則第132条の規定に基づき、主要な計数についての円換算額を併記しています。日本円への換算は2013年4月11日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1香港ドル=12.84円)を使用しており、円未満の金額は四捨五入されています。なお、円換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、香港ドルの額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではありません。

(4) 円換算額の記載は資産運用会社の原文の財務書類には含まれておらず、上記(2)の監査の対象にもなっておりません。

（１）【貸借対照表】

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結貸借対照表

2012年12月31日時点

	注記	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
資産					
固定資産					
有形固定資産	7	488,212	6,268,642	1,067,283	13,703,914
売却可能金融資産	3(a), 9	26,135,396	335,578,485	26,367,280	338,555,875
損益を通じて公正価値で測定される					
金融資産	3(a), 10	149,413,706	1,918,471,985	109,088,892	1,400,701,373
繰延税金資産	6(b)	158,812	2,039,146	24,715	317,341
		176,196,126	2,262,358,258	136,548,170	1,753,278,503
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定される					
金融資産	3(a)	107,960,148	1,386,208,300	63,533,764	815,773,530
直接の親会社に対する債権	18(d)	6,471,914	83,099,376	20,750,091	266,431,168
その他債権	11	33,948,015	435,892,513	9,063,136	116,370,666
未収還付法人税		-	-	478,580	6,144,967
ブライム・ブローカーに差し入れた					
証拠金および現金		36,654,128	470,639,003	91,133,456	1,170,153,575
現金および現金同等物	12	36,728,820	471,598,049	30,681,058	393,944,785
		221,763,025	2,847,437,241	215,640,085	2,768,818,691
資産合計					
		397,959,151	5,109,795,499	352,188,255	4,522,097,194
株主資本					
会社株主に帰属する資本金および					
余剰金					
資本金	13	200,000,000	2,568,000,000	200,000,000	2,568,000,000
その他剰余金	14	(738,012)	(9,476,074)	(300,861)	(3,863,055)
利益剰余金		116,241,483	1,492,540,642	79,094,814	1,015,577,412
		315,503,471	4,051,064,568	278,793,953	3,579,714,357
少数株主持分		23,288,655	299,026,330	22,450,917	288,269,774
株主資本合計		338,792,126	4,350,090,898	301,244,870	3,867,984,131
負債					
流動負債					
損益を通じて公正価値で測定される					
金融負債	3(a)	20,526,200	263,556,408	38,253,525	491,175,261
当期税金負債		3,642,706	46,772,345	-	-
未払い債務およびその他の債務		34,998,119	449,375,848	12,689,860	162,937,802
負債合計		59,167,025	759,704,601	50,943,385	654,113,063
株主資本・負債合計		397,959,151	5,109,795,499	352,188,255	4,522,097,194

5ページから37ページに記載されている連結財務諸表は、2013年3月8日付けで取締役会に承認され、次の代表役員によって署名された。

取締役

取締役

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

貸借対照表
2012年12月31日時点

	注記	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
資産					
固定資産					
有形固定資産	7	488,212	6,268,642	1,067,283	13,703,914
子会社への投資	8	98,588,880	1,265,881,219	95,221,158	1,222,639,669
売却可能金融資産	9	26,135,396	335,578,485	26,367,280	338,555,875
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	10	149,413,706	1,918,471,985	109,088,892	1,400,701,373
繰延税金資産	6(b)	158,812	2,039,146	24,715	317,341
		<u>274,785,006</u>	<u>3,528,239,477</u>	<u>231,769,328</u>	<u>2,975,918,172</u>
流動資産					
直接の親会社に対する債権		6,471,914	83,099,376	20,750,091	266,431,168
子会社に対する債権		1,386,764	17,806,049	355,596	4,565,853
その他債権		26,748,507	343,450,830	3,666,271	47,074,920
未収還付法人税		-	-	478,580	6,144,967
現金および現金同等物	12	36,382,627	467,152,931	30,021,871	385,480,824
		<u>70,989,812</u>	<u>911,509,186</u>	<u>55,272,409</u>	<u>709,697,731</u>
資産合計					
		<u>345,774,818</u>	<u>4,439,748,663</u>	<u>287,041,737</u>	<u>3,685,615,903</u>
株主資本					
会社株主に帰属する資本金および余剰金					
資本金	13	200,000,000	2,568,000,000	200,000,000	2,568,000,000
その他剰余金	14	10,749,221	138,019,998	7,613,383	97,755,838
利益剰余金		104,530,572	1,342,172,544	71,117,992	913,155,017
		<u>315,279,793</u>	<u>4,048,192,542</u>	<u>278,731,375</u>	<u>3,578,910,855</u>
負債					
流動負債					
当期税金負債		3,642,706	46,772,345	-	-
未払い債務およびその他の債務		26,852,319	344,783,776	8,310,362	106,705,048
負債合計					
		<u>30,495,025</u>	<u>391,556,121</u>	<u>8,310,362</u>	<u>106,705,048</u>
株主資本・負債合計					
		<u>345,774,818</u>	<u>4,439,748,663</u>	<u>287,041,737</u>	<u>3,685,615,903</u>

5ページから37ページに記載されている連結財務諸表は、2013年3月8日付けで取締役会に承認され、次の代表役員によって署名された。

.....
取締役

.....
取締役

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。
CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結包括利益計算書

2012年度（12月31日締め）

	注記	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
収益		91,798,408	1,178,691,559	48,346,389	620,767,635
利息収入		74,459	956,054	2,615,924	33,588,464
配当収入		3,340,925	42,897,477	709,463	9,109,505
その他の収益		558,182	7,167,056	608,527	7,813,486
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産および金融負債の純損益	3(a)	34,674,125	445,215,765	1,261,603	16,198,983
売却可能金融資産に係る実現益		-	-	3,301,396	42,389,924
営業利益		130,446,099	1,674,927,911	56,843,302	729,867,997
営業費用	16	(83,196,741)	(1,068,246,154)	(46,180,954)	(592,963,449)
当期営業利益		47,249,358	606,681,757	10,662,348	136,904,548
金融費用		-	-	(43,556)	(559,259)
税引前利益		47,249,358	606,681,757	10,618,792	136,345,289
法人税費用	6(a)	(9,216,386)	(118,338,396)	(3,976,441)	(51,057,502)
当期純利益		38,032,972	488,343,361	6,642,351	85,287,787
利益の帰属：					
会社株主利益		37,146,669	476,963,230	6,406,118	82,254,555
少数株主利益		886,303	11,380,131	236,233	3,033,232
		38,032,972	488,343,361	6,642,351	85,287,787
その他包括利益					
為替換算差額		(253,832)	(3,259,203)	(653,919)	(8,396,320)
売却可能金融資産に係る評価損益	14	(231,884)	(2,977,391)	(240,316)	(3,085,657)
税引前その他包括的利益		(485,716)	(6,236,594)	(894,235)	(11,481,977)
当期包括利益合計		37,547,256	482,106,767	5,748,116	73,805,810
包括利益の帰属：					
会社株主包括利益		36,709,518	471,350,211	5,636,996	72,379,029
少数株主包括利益		837,738	10,756,556	111,120	1,426,781
当期包括利益合計		37,547,256	482,106,767	5,748,116	73,805,810

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

(香港設立有限責任会社)

連結株主資本等変動計算書

2012年度（12月31日締め）

	注記	資本金		その他剰余金		利益剰余金		合計		少数株主利益		株主資本合計	
		香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2011年1月1日時点		<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>	<u>468,261</u>	<u>6,012,471</u>	<u>72,688,696</u>	<u>933,322,857</u>	<u>273,156,957</u>	<u>3,507,335,328</u>	<u>43,120,675</u>	<u>553,669,467</u>	<u>316,277,632</u>	<u>4,061,004,795</u>
包括利益													
当期純利益		-	-	-	-	6,406,118	82,254,555	6,406,118	82,254,555	236,233	3,033,232	6,642,351	85,287,787
その他包括利益													
為替換算差額	14	-	-	(528,806)	(6,789,869)	-	-	(528,806)	(6,789,869)	(125,113)	(1,606,451)	(653,919)	(8,396,320)
売却可能金融資産に係る評価損益	14	-	-	(240,316)	(3,085,657)	-	-	(240,316)	(3,085,657)	-	-	(240,316)	(3,085,657)
その他包括利益合計		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(769,122)</u>	<u>(9,875,526)</u>	<u>6,406,118</u>	<u>82,254,555</u>	<u>5,636,996</u>	<u>72,379,029</u>	<u>111,120</u>	<u>1,426,781</u>	<u>5,748,116</u>	<u>73,805,810</u>
資本取引													
株式償還		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(20,780,878)</u>	<u>(266,826,474)</u>	<u>(20,780,878)</u>	<u>(266,826,474)</u>
資本取引		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(20,780,878)</u>	<u>(266,826,474)</u>	<u>(20,780,878)</u>	<u>(266,826,474)</u>
2011年12月31日時点		<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>	<u>(300,861)</u>	<u>(3,863,055)</u>	<u>79,094,814</u>	<u>1,015,577,412</u>	<u>278,793,953</u>	<u>3,579,714,357</u>	<u>22,450,917</u>	<u>288,269,774</u>	<u>301,244,870</u>	<u>3,867,984,131</u>

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結株主資本等変動計算書（続き）

2012年度（12月31日締め）

	注記	資本金		その他剰余金		利益剰余金		合計		少数株主利益		株主資本合計	
		香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2012年1月1日時点		<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>	<u>(300,861)</u>	<u>(3,863,055)</u>	<u>79,094,814</u>	<u>1,015,577,412</u>	<u>278,793,953</u>	<u>3,579,714,357</u>	<u>22,450,917</u>	<u>288,269,774</u>	<u>301,244,870</u>	<u>3,867,984,131</u>
包括利益													
当期純利益		-	-	-	-	37,146,669	476,963,230	37,146,669	476,963,230	886,303	11,380,131	38,032,972	488,343,361
その他包括利益													
為替換算差額	14	-	-	(205,267)	(2,635,628)	-	-	(205,267)	(2,635,628)	(48,565)	(623,575)	(253,832)	(3,259,203)
売却可能金融資産に係る 評価損益	14	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(231,884)</u>	<u>(2,977,391)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(231,884)</u>	<u>(2,977,391)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(231,884)</u>	<u>(2,977,391)</u>
その他包括利益合計		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(437,151)</u>	<u>(5,613,019)</u>	<u>37,146,669</u>	<u>476,963,230</u>	<u>36,709,518</u>	<u>471,350,211</u>	<u>837,738</u>	<u>10,756,556</u>	<u>37,547,256</u>	<u>482,106,767</u>
2012年12月31日時点		<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>	<u>(738,012)</u>	<u>(9,476,074)</u>	<u>116,241,483</u>	<u>1,492,540,642</u>	<u>315,503,471</u>	<u>4,051,064,568</u>	<u>23,288,655</u>	<u>299,026,330</u>	<u>338,792,126</u>	<u>4,350,090,898</u>

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結キャッシュフロー計算書
2012年度（12月31日締め）

	注記	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
営業活動によるキャッシュフロー					
営業活動によるキャッシュフロー	15	24,383,489	313,083,999	(16,054,324)	(206,137,520)
利息の支払額		-	-	(43,556)	(559,259)
法人税の支払額		(5,229,196)	(67,142,877)	(6,834,396)	(87,753,644)
営業活動によるネット・キャッシュフロー		<u>19,154,293</u>	<u>245,941,122</u>	<u>(22,932,276)</u>	<u>(294,450,423)</u>
投資活動によるキャッシュフロー					
有形固定資産の取得		(212,546)	(2,729,091)	(660,530)	(8,481,205)
利息の受取額		74,459	956,054	3,053,360	39,205,142
売却可能金融資産の取得		-	-	(15,537,800)	(199,505,352)
損益を通じて公正価値で測定される 固定金融資産の売却による収入		44,402,996	570,134,469	44,475,127	571,060,631
損益を通じて公正価値で測定される 固定金融資産の取得		(60,490,376)	(776,696,428)	(123,372,208)	(1,584,099,151)
投資活動によるネット・キャッシュフロー		<u>(16,225,467)</u>	<u>(208,334,996)</u>	<u>(92,042,051)</u>	<u>(1,181,819,935)</u>
財務活動によるキャッシュフロー					
配当金の受取額		3,118,936	40,047,138	813,585	10,446,431
株式の償還による支出		-	-	(20,780,878)	(266,826,474)
財務活動によるネット・キャッシュフロー		<u>3,118,936</u>	<u>40,047,138</u>	<u>(19,967,293)</u>	<u>(256,380,043)</u>
現金および現金同等物の増減					
1月1日時点の現金および現金同等物		<u>30,681,058</u>	<u>393,944,785</u>	<u>165,622,678</u>	<u>2,126,595,186</u>
12月31日時点の現金および現金同等物		<u>36,728,820</u>	<u>471,598,049</u>	<u>30,681,058</u>	<u>393,944,785</u>
現金および現金同等物残高の内訳					
要求払い預金		36,723,187	471,525,721	30,678,719	393,914,752
手元現金		<u>5,633</u>	<u>72,328</u>	<u>2,339</u>	<u>30,033</u>
		<u>36,728,820</u>	<u>471,598,049</u>	<u>30,681,058</u>	<u>393,944,785</u>

以下の注記は本連結財務諸表の一部を構成する。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

1 一般情報

CSOPアセットマネジメント・リミテッド（「会社」）はアセットマネジメント事業を行っている。会社は、第4種事業（証券投資顧問）および第9種事業（アセットマネジメント）を行う機関として香港証券先物委員会の認可を受けている。

会社は香港で設立された有限責任会社である。登記住所は Suite 2802, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kongである。

中華人民共和国で設立されたチャイナ・サザン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、会社の直接かつ最終的な親会社である。

特に注釈がない限り、会社および子会社（以下「グループ」）の連結財務諸表は香港ドルで表示されている。

2 主要な会計方針の概略

本連結財務諸表の作成にあたり採用した主要な会計方針は以下のとおりである。こうした方針は、特に注釈がない限り表示したすべての年度で一貫して採用している。

2.1 作成の基準

グループの連結財務諸表は香港財務報告基準（HKFRS）に則って作成されている。連結財務諸表は取得原価法に従って作成されている。ただし、売却可能金融資産、金融資産および金融負債（デリバティブを含む）は損益を通じて公正価値で測定されている。

香港財務報告基準に則った連結財務諸表の作成には一部重要な会計上の見積もりが必要になる。また、同基準はグループの会計方針の採用プロセスについて経営陣が判断するように求めている。高度な判断や複雑性が伴う分野、または仮定および見積もりが連結財務諸表に重大な影響を及ぼす分野について詳しくは、注記4を参照されたい。

まだ適用していない新たな基準および解釈

数々の新たな会計基準、基準および解釈に対する修正が2013年1月1日以降に開始する年度に適用される予定だが、本連結財務諸表の作成時点では未だこれらを適用していない。以下に示すものを除いて、グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼす新基準または修正はない。

香港会計基準1号「財務諸表の表示」におけるその他包括利益に関する修正：この修正による主な変更点は、「その他包括利益」に計上される会計項目をその後に利益または損失として再分類される可能性があるか否かに応じて分類することを企業に義務付けるものである。修正は、どの項目がその他包括利益に表示されるかという点には対処しない。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.1 作成の原則（続き）

適用していない新たな基準および解釈（続き）

香港会計基準19号「従業員給付」の規定により、グループは過去の勤務費用をすべて認識したうえで、年金制度資産の利息費用と期待収益を、確定給付の純負債（純資産）に割引率を適用して求めた純利息額に置き換えなければならない。グループは香港会計基準19号の適用によるすべての影響の評価をまだ行っていないが、2013年1月1日以降に始まる会計年度では同基準を適用する予定である。

香港財務報告基準9号「金融商品」は、金融資産および金融負債の分類、測定および認識に対応したものである。香港財務報告基準9号は2009年11月と2010年11月に発表された。同基準は、金融商品の分類と測定に関する香港会計基準39号に取って代わる。香港財務報告基準9号は、金融資産をその測定方法に応じて、すなわち公正価値で測定される金融資産と償却原価で測定される金融資産とに分類することを義務付ける。この分類は当初認識時に決定される。また分類は、金融商品の管理に関する事業モデルおよびその金融商品の契約上の資金フローの特性によって決まる。金融負債に関しては、香港会計基準39号の要件の大半が引き継がれる。主な変更点として、金融負債の測定方法を公正価値とする場合に、会計上の不一致が生じない限り、事業体のクレジット・リスクに起因する公正価値の変動部分を損益計算書ではなくその他包括利益に計上しなければならない。グループは香港財務報告基準9号の適用によるすべての影響の評価をまだ行っていないが、2015年1月1日以降に始まる会計年度までに同基準を適用する予定である。

香港財務報告基準10号「連結財務諸表」は、企業が親会社の連結財務諸表に含まれるべきか否かを決定する要因として支配の概念を使う既存の原則に基づき構成されている。支配の有無を評価するのが困難な場合に、同基準はこの決定を助けるガイドラインを提供している。グループは香港財務報告基準10号のすべての影響の評価をまだ行っていないが、2013年1月1日以降に始まる会計年度では香港財務報告基準10号を採用する予定である。

香港財務報告基準12号「他の企業に対する持分の開示」は、ジョイント・アレンジメント、関連会社、特別目的事業体およびその他非連結の事業体を含め、他の事業に対するあらゆる形態の持分の開示要件を定めるものである。グループは香港財務報告基準12号のすべての影響の評価をまだ行っていないが、2013年1月1日以降に始まる会計年度までに同基準を採用する予定である。

香港財務報告基準13号「公正価値の測定」は、香港財務報告基準にわたり適用されるべき公正価値の正確な定義、公正価値測定の単一の情報源および開示基準を示すことで、一貫性の向上と簡略化を目指すものである。香港財務報告基準と米国の一般に認められる会計原則（「US GAAP」）で概ね一致しているこの要件は、公正価値会計の適用を義務付けるものではないが、香港財務報告基準やUS GAAPに含まれるその他の基準で公正価値会計の使用が求められているまたは許されている場合に、これをどう適用すべきかについてのガイドラインを示す。

この他に、まだ適用していないもので、グループに重大な影響を及ぼすと予想される香港財務報告基準または香港（国際財務報告解釈指針委員会）による解釈はない。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.2 子会社

（a）連結

子会社とは、グループが議決権付き株式の過半数を保有することにより財務政策および事業方針を支配することのできるすべての事業体を指す。グループの他の事業体に対する支配権を評価するにあたっては、評価時点で行使可能なまたは転換可能な潜在的議決権の存在と効果を考慮する。グループはまた、保有比率は議決権の50%以下であるものの、事実上の支配により財務方針および営業方針を統制できる支配権が存在するか否かも評価している。事実上の支配とは、グループによる他の企業の保有比率は議決権の50%以下であるものの、事実上の支配によりグループ財務方針および営業方針を統制できる状況において生じることが考えられる。子会社は支配権がグループに移った日から連結対象となる。また、支配権を失った日から連結対象から外れる。

グループは企業結合の会計処理については、取得法（acquisition method）を使用する。子会社の取得を目的として支払われた対価は、取得した資産、負担する債務、グループの株主持分の公正価値である。この対価には、条件付き対価契約から生じるすべての資産または負債の公正価値が含まれる。取得関連費用は発生時に費用として計上される。企業結合における識別可能な取得資産、引き継ぐ負債および偶発債務は、当初、取得日の公正価値で測定される。買収ごとに、グループは少数株主の持分を被買収企業の公正価値または被買収企業の純資産に対する少数株主の保有割合で認識する。

グループ会社間の取引、債券・債務残高、取引にかかる損益は消去される。資産として認識される「グループ間の取引にかかる損益」も消去される。グループが採用する会計方針との整合性を確保するために必要であれば、子会社の採用する会計方針は変更される。

（b）個別財務諸表

会社レベルでの子会社への投資は、香港会計基準39号「金融商品：認識と測定」に則って、売却可能な資産として計上され、公正価値で表示される。

2.3 関連会社

関連会社とは、グループが重要な影響力を持つものの支配関係にない事業体である。一般的にグループが議決権付き株式の20%から50%を保有している。関連会社への投資は持分法によって計上される。持分法に従い、投資は当初取得原価で認識される。取得後は投資先の損益に対する投資家の保有割合を認識することにより、帳簿価額を増減させる。グループの「関連会社への投資」には取得時に認識されるのれんが含まれる。

ある関連会社への持分が減少するが重要な影響力は残る場合、その他包括利益に従来認識されてきた額の比例持分が必要に応じて利益または損失として認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.3 関連会社（続き）

取得後の損益のうちグループの持分が連結包括利益計算書において損益として認識される。また、その他包括利益における取得後の保有割合の変動は、これに対応する投資の帳簿価額の調整により、その他包括利益で認識される。関連会社の損失のうちグループの持分が、その他無担保売掛金を含め、投資額と同額であるか、これを上回った場合、法的または法定義務の発生、関連会社に代わる支払いを行わない限り、グループは投資額以上の損失を認識しない。

グループは、各決算日に関連会社への投資が毀損したことを示す客観的な証拠があるかについて判断する。もし、毀損があれば、関連会社からの回収可能額と帳簿価額の差として減損額を計算する。そして、包括利益計算書において「関連会社に対する持分利益/損失」として認識する。

グループと関連会社間の取引から生じた損益は、関連会社における非関連投資家持分の範囲でのみ、グループの財務諸表で認識される。グループ間取引で取引された資産の減損を示す証拠がなければ、当該取引に係る未実現損失は消去される。グループが採用する会計方針との整合性を確実なものとするために必要があれば、関連会社の採用する会計方針は変更される。

グループは自身が運用する投資ファンドの一部に資金を投資している。運用マネジャーとして、投資ファンドのローンチの円滑化を目的として、グループが運用するファンドにシードキャピタルを投資することがある。シードキャピタルの目的は、ファンドが運用開始にあたり十分な資金規模を確保し、運用実績を残すことができるようにすることである。その後、グループは市場環境および其他要因に応じてこのシードキャピタルとしての投資額を変更することがある。グループは、ミューチュアル・ファンド、単位型投信、その他類似ファンドについて、香港会計基準28号「関係会社に対する投資」の適用を除外している。こうした投資商品は、損益により公正価値で測定される金融資産に分類される。

2.4 外貨換算

(a) 機能通貨と表示通貨

各グループ会社の財務諸表に含まれる科目は会社が事業を行っている主要な経済環境で使用されている通貨により測定される（機能通貨）。連結財務諸表は香港ドルで表示される。同通貨は会社の機能通貨であるとともにグループの表示通貨でもある。

(b) 取引と残高

外貨取引は取引日に一般的であった為替レートで機能通貨に換算される。また、科目が再測定される場合、その評価を行った日の一般的な為替レートで機能通貨に換算される。外貨取引の決済から生じる為替差損益、外貨建て金融資産および負債の年末時点の為替レート換算から生じる為替差損益は連結包括利益計算書で認識される。

借入金、現金または現金同等物に係る為替差損益は連結包括利益計算書「金融収益または費用」に計上される。その他すべての為替差損益は連結包括利益計算書「その他損益」に計上される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.4 外貨換算（続き）

(b) 取引と残高（続き）

売却可能証券に分類される外国通貨建て貨幣性証券の公正価値の変動は、当該証券の償却原価の変動から生じる換算差額と帳簿価額におけるその他の変動に分割される。償却原価の変動に係る換算差額は、損益として認識される。帳簿価額におけるその他の変動は、その他包括利益において認識される。

損益を通じて公正価値で測定する保有株式など非貨幣性金融資産および負債についての換算差額は、公正価値の増減の一部として損益において認識される。売却可能資産として分類される株式など非貨幣性金融資産の換算差額はその他包括利益に含まれる。

(c) グループ会社

表示通貨と異なる機能通貨を有しているグループ会社すべて（いずれも高インフレ国の通貨を機能通貨としていない）の業績と財務ポジションは以下により表示通貨に換算される。

- (i) 計上する資産と負債は当年末の終値で換算する。
- (ii) 損益は平均為替レートで換算する（ただし、平均レートによる換算が取引日に一般的であった為替レートの累積効果の近似として不適切な場合を除く。この場合、損益は取引日の為替レートで換算する）。
- (iii) 結果として生じる為替による差額はその他包括利益において認識される。

連結財務諸表において、海外事業への純投資の為替レート換算から生じる差額はその他包括利益に含まれる。海外事業の一部処分をする場合または売却をする場合、株主資本に計上されている為替換算差額は連結包括利益計算書の売却損益の一部として認識される。

2.5 有形固定資産

有形固定資産は取得原価から累積減価償却費用を差し引いた額で計上される。取得原価には物件の取得に直接帰属することができる費用も含まれる。

その後の費用は、物件に係る将来の経済的便益がグループもたらされる場合かつ物件の費用が信頼できる方法で測定できる場合のみ、必要に応じて資産の帳簿価額に含まれるか個別資産として認識される。交換された部品の帳簿価額は認識が中止される。その他のすべての修繕維持費はそれが発生した会計期間の連結包括利益計算書に計上される。

以下のように、減価償却は費用配分のため定額法を使用するか、推定耐用年数に渡り残余価値に対する再評価額を使用する。

リース資産の改良費	リース期間
オフィス機器	3 - 5年
器具・備品	5年

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.5 有形固定資産（続き）

資産の残余価値と耐用年数は見直され、必要があれば、各会計報告期間末に調整が行われる。資産の帳簿価額が推定回収可能額よりも大きい場合は、帳簿価額は回収可能額に直ちに減額される。

処分損益は処分代金と帳簿価額を比較して決定し、連結包括利益計算書の「その他損益」で認識される。

2.6 非金融資産の減損

耐用年数が不確定の資産、たとえばのれんなどは償却の対象とはならず、毎年、減損テストが行われる。事象や状況の変化により帳簿価額が回収可能ではない可能性があるときにはいつでも、減損についての検討が行われる。減損損失は資産の帳簿価額が回収可能価額を超える分について認識される。回収可能価額は資産の公正価値から売却費用を差し引いたものまたは使用価値のうち大きいほうとなる。減損を評価する目的においては、資産は個別にキャッシュフローを識別できる最小単位（資金生成単位）でグルーピングされる。減損したのれんを除く非金融資産は、各年末に減損の回復の可能性を検討する。

2.7 金融資産と金融負債

2.7.1 分類

グループは金融資産を以下のカテゴリーに分類する。損益を通じて公正価値で測定される金融資産および売却可能金融資産。分類は金融資産を取得した目的に依存する。経営陣は当初認識時に金融資産の分類を決める。グループは金融負債を損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類している。

(a) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産と金融負債

損益を通じて公正価値が測定される金融資産と金融負債は、短期的な売却や買い戻しを主たる目的としてこれを取得または発生させた場合、または、当初認識において一体的に管理されている資産運用ポートフォリオの識別可能な一部であって短期的な利益獲得のパターンが直近に実際に見られるものについては、売買目的として分類される。デリバティブも売買目的として分類される。ファンドは、いかなるデリバティブもヘッジ関係におけるヘッジとして分類しない。このカテゴリーに入る金融資産と金融負債が12ヵ月以内に決済されることになっている場合、それぞれ流動資産と流動負債に分類される。それ以外の場合は、固定資産と固定負債として扱われる。

(b) 売却可能金融資産

売却可能金融資産とは、このカテゴリーに入るあるいはその他のカテゴリーに含まれないデリバティブ以外のものである。報告期間末から12ヵ月以内に満期を迎えるものまたは処分することを意図していないものであれば、固定資産に含まれる。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.7 金融資産と金融負債（続き）

2.7.2 認識と測定

通常の金融資産の購入と売却は取引日に認識される。すなわち、グループが資産の購入または売却の契約締結日に認識される。損益を通じた公正価値で測定されていないすべての金融資産については、投資は公正価値と取引費用の合計で当初認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、当初は公正価値で測定され、取引費用は連結包括利益計算書に計上される。投資からキャッシュフローを受け取る権利がなくなった場合または同権利が移転した場合であって、グループが保有による実質的なリスクおよび便益をすべて移転した場合、金融資産の認識を中止する。売却可能金融資産および損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、その後公正価値で計上される。

「損益を通じて公正価値で測定される金融資産・負債」カテゴリーの公正価値の変動から生じる損益は、それが発生した期の連結包括利益計算書の「その他損益」に計上される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当収入は、グループの配当を受け取る権利が確立している場合、連結包括利益計算書のその他の収益の一部として認識される。

売却可能として分類される貨幣性証券および非貨幣性証券の公正価値の変動はその他包括利益において認識される。

売却可能証券を売却または減損した場合、株主資本で認識されている累積公正価値調整額は「売却可能金融資産売却損益」として連結包括利益計算書に含まれる。

2.8 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債について認識された金額の相殺を法律上適用できる権利を有している場合であって、差額決済を意図している場合または資産の現金化と負債の清算を同時に行うことを意図している場合には、金融資産と金融負債は相殺され貸借対照表においては差額が記載される。

2.9 金融資産の減損

(a) 償却原価で計上されている資産

グループは各会計報告期間末に金融資産の減損を示す客観的な証拠があるかについて検討する。資産の当初認識後に生じた単一または複数の事象（「損失事象」）の結果として減損を示す客観的な証拠があり、損失事象が金融資産の将来のキャッシュフロー見通しに影響を与えそれがかなりの確度で見込まれる場合のみ、金融資産は減損し減損損失が発生する。

損失額は、資産の帳簿価額と推定将来キャッシュ・フロー（まだ生じていない将来の信用損失を除く）を当該金融資産の当初の実効金利でディスカウントした現在価値との差額として測定される。資産の帳簿価額は減額され、損失額は連結包括利益計算書で認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.9 金融資産の減損（続き）

(a) 償却原価で計上されている資産（続き）

その後の会計期間に、減損損失額が減少し、かつこれが減損の認識後に生じた事象と客観的に関連付けられる場合（たとえば、債務者の格付け引き上げなど）、認識済みの減損損失の戻し入れが連結包括利益計算書において認識される。

(b) 売却可能金融資産

グループは各会計報告期間末に金融資産の減損を示す客観的な証拠があるかについて検討する。売却可能金融資産に分類されている株式投資の場合、取得原価を下回る公正価値の大幅なまたは継続的な下落は同資産の減損を示す明らかな証拠となる。売却可能金融資産についてこのような証拠があれば、累積損失、すなわち取得原価と現在の公正価値の差から以前に損益として認識された同資産に対する減損損失を差し引いた額を株主資本から控除し、減損損失を連結包括利益計算書で認識する。連結包括利益計算書で認識された株式に係る減損損失は、連結包括利益計算書を通じて戻し入れられることはない。

2.10 債権

債権はブローカーから受け取ることになっている金額、預け金、前払金からなる。これらが1年以内に決済される場合、流動資産に分類される。そうでない場合には固定資産となる。

債権は当初公正価値で認識され、その後は実効金利法を適用した償却原価から減損引当金を差し引いた金額として測定される。債権の減損引当金は、会社が当該債権の当初の条項に従って全額回収できないと見ることのできる客観的な証拠がある場合に設定される。

2.11 現金および現金同等物

現金および現金同等物には、手元現金、要求払い預金、その他当初償還期限が3ヵ月以内の短期の流動性の高い投資、銀行貸越が含まれる。銀行貸し越しがある場合には、貸借対照表の流動負債として計上される。

2.12 資本金

普通株式は資本金に計上される。

新株またはオプションの発行に直接起因する追加費用は、株主資本において手取金からの税引後控除額として計上される。

2.13 債務

債務は当初公正価値で認識され、その後は、実効金利法を使った償却原価で測定される。

債務は1年以内に決済される場合、流動負債に分類される。そうでない場合には固定資産となる。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.14 当期法人税等と繰延法人税等

当期の税金費用は当期法人税と繰延法人税からなる。税金はその他の包括利益または直接株主資本に係る場合を除き、連結包括利益計算書において認識される。この場合、税金はそれぞれその他包括利益または直接株主資本において認識される。

当期法人税等は会社の子会社が事業を行い課税所得を生み出している国において、貸借対照表作成時点で実効的なあるいは事実上実効性を持つ税法に基づいて計算される。経営陣は定期的に、適用税法の解釈に従って法人税申告書における税務ポジションを見直し、税務当局に支払うと予想される税額を基に必要なれば税引当を行う。

繰延法人税等は税務上の資産および負債と連結財務諸表における資産および負債の帳簿価額の一時差異について、負債法により認識される。しかし、取引時点で会計上および税務上の利益および損失に影響を与えない取引（企業結合を除く）であって、繰延法人税等が取引における資産または負債の当初認識から生じる場合には、繰延法人税等は計上されない。繰延法人税等は、貸借対照表の日付において実効的なまたは実質的に実効的な税率（および税法）を使って決定される。税率（税法）は、関連する繰延税金資産が現金化するときまたは繰延税金負債を清算するときに適用することが想定されるものを用いる。

繰延税金資産は将来の課税所得または課税対象の一時差異が将来に減算一時差異に対し利用できると想定できる場合にのみ認識される。繰延税金負債は、連結包括利益計算書に全額計上される。

繰延法人税等は子会社への投資から生じる一時差異によってもたらされる。ただし、一時差異の解消の時期をグループが決めることができる場合および予測可能な将来において一時差異が解消しないと想定される場合は除外される。

当期税金負債と当期税金資産を相殺する法的に拘束力を持つ権利があり、ある企業または純額での決済を意図している複数の企業について、繰延税金資産および繰延税金負債が同じ税当局が課する法人税に係る場合には、繰延税金資産および繰延税金負債は相殺される。

2.15 収益認識

収益はアセットマネジメントサービスの対価として受け取ったまたは受け取ることができる公正価値から構成される。

収益の金額が信頼性の高い方法で測定でき、将来の経済的便益の流入が見込まれる場合、グループは収益を認識する。

利息収入は実効金利法により認識する。貸付金または営業債権が減損した場合、グループは帳簿価額を回収可能額まで引き下げる。これは当初実効金利で将来のキャッシュ・フロー見通しをディスカウントしたものである。そして利息収入として割引の振り戻しを続ける。減損した貸付金および営業債権の利息収入は当初の実効金利により認識される。

配当金収入は受け取る権利が確定したとき認識される。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

2 主要な会計方針の概略（続き）

2.16 収益と費用

利息収入は、未収元本と適用される実効金利を考慮に入れ、期間に比例して認識する。

費用は、発生時点で認識する。

2.17 オペレーティング・リース（賃借人としてのリース契約）

資産の所有による実質すべてのリスクとリターンが賃貸人に留保される形式のリースは、オペレーティング・リースとして計上する。オペレーティング・リース契約に基づく支払費用は、賃貸人から受け取るインセンティブ差し引き後の金額で、リース期間にわたり定額法に基づき連結包括利益計算書に計上する。

2.18 従業員給付

(i) ボーナス制度

ボーナス（賞与）の予想費用は、従業員の勤務の結果としてグループが法的または法定義務を負い、かつ信頼できる債務の見積りが算出可能な時点で、債務として認識される。

ボーナス債務は12ヵ月以内に決済されると想定されており、決済時点で支払われる予想金額で測定される。

(ii) 年金債務

会社は強制積立年金制度に加入しており、その資産は個別の受託者管理基金で保有されている。年金制度の積立金は、従業員と会社が拠出する。

強制積立年金制度への会社の拠出金は、発生時に費用として計上される。年金制度の積立金は、従業員とグループが拠出する。拠出金の支払いが終われば、会社はそれ以上の支払義務を負わない。

(iii) 従業員有給手当の給付

年次休暇に関する従業員有給手当は、従業員に対して発生した時点で認識される。賃借対照表の日付までの従業員の勤労により生じる年次有給手当債務（見積額）について、引当金を計上する。

傷病欠勤および産休に関する従業員手当は、休暇取得時点まで認識されない。

2.19 比較

当該年度の表示に合わせて、特定の比較可能な年度の残高を再分類した。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理

グループの活動には、市場リスク（為替リスク、公正価値およびキャッシュフローによる金利変動リスク、市場価格リスク）、クレジット・リスク、流動性リスクなど様々な財務リスクがある。グループの全体的なリスク管理プログラムは金融市場の予測不可能性を重視し、グループの財務パフォーマンスに対する潜在的な悪影響の最小化を目指している。グループは一部のリスク・エクスポージャーをヘッジするためデリバティブを使うことがある。

(a) 市場価格リスク

市場価格リスクとは、市場変動が金融商品の個別的要因から生じたか市場のすべての金融商品に影響する要因から生じたかにかかわらず、これにより金融商品の価値が変動するリスクである。

2012年12月31日時点で、グループの市場リスクは主に3つの要因、すなわち実際の市場価格の変動、金利の変動および為替レートの変動から構成される。金利と外国為替レートの変動についてはそれぞれ以下の注記3(b)と3(e)で取り扱う。グループは市場価格リスクに特定の上限を設けた慎重な証券選択によりリスク削減を図りリスク管理している。

以下の表はグループの市場価格リスクのネット・エクスポージャーをまとめたものである。

商品別金融資産と金融負債の内訳

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
金融資産				
- 上場株式 - 香港と中国	107,960,148	1,386,208,300	63,533,764	815,773,530
- 非上場投資信託	149,413,706	1,918,471,985	109,088,892	1,400,701,373
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	257,373,854	3,304,680,285	172,622,656	2,216,474,903
金融負債				
- 上場株式	20,402,200	261,964,248	38,253,525	491,175,261
- 先物（注記）	124,000	1,592,160	-	-
損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	20,526,200	263,556,408	38,253,525	491,175,261
損益を通じて公正価値で測定される金融資産 および金融負債の純損益				
- 売買損益	2,901,086	37,249,944	22,384,658	287,419,009
- 評価損益	31,773,039	407,965,821	(21,123,055)	(271,220,026)
純利益合計	34,674,125	445,215,765	1,261,603	16,198,983

注：

2012年12月31日時点で、香港H株指数の上場先物の想定元本は2,511,735米ドル（19,466,700香港ドル/249,952,428日本円相当）ある。

売却可能金融資産26,135,396香港ドル/335,578,485日本円（2011年は26,367,280香港ドル/338,555,875日本円）の詳細は注記9を参照されたい。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(a) 市場価格リスク（続き）

以下の表はグループが比較対象としているベンチマークの上昇/下落の影響をまとめたものである。この分析は、ベンチマークが各パーセンテージ上昇/下落した場合、これに応じ過去の実績に基づくベンチマークとの相関に従ってグループの金融投資額が変動するという想定に基づいている。本分析は、過去の実績データに基づくものであり、分析の信頼性は使用されたデータが適切なものかどうかによって左右される。

	2012年		
	株価指数の 変化率%	純資産への影響 (香港ドル)	純資産への影響 (日本円)
香港H株指数	+/- 12%	+/- 3,278,061	+/- 42,090,303
	2011年		
	株価指数の 変化率%	純資産への影響 (香港ドル)	純資産への影響 (日本円)
香港H株指数	+/- 20%	+/- 5,088,972	+/- 65,342,400

ベンチマークのパーセント変化率は、現在の市場ボラティリティおよびその他の適切な要因に対する経営陣の見解により毎年見直される。

グループが投資を行った期末以降の経済や市場のパフォーマンスの変動から生じる異常に大きな市場ショックなどいくつかの要因により、実際の変動は合理的に予想される変動を上回るまたは下回る可能性がある。したがって、市場価格リスクに対する感応度分析のために使用する合理的に予想される変動は、リスク変数の将来変動を確実に示すものではない。

グループはどのようなものであれ市場インデックスを参照した運用は行わない。また、グループはいかなる市場インデックスと直接的な相関を持たない。上記表におけるインデックスは説明のみを目的として使用されたものである。

個別銘柄に対するエクスポージャーのうち、報告日時点でグループの純資産価値額の5%を超えるものは、以下の表のとおりである。

投資銘柄	2012年			2011年		
	香港ドル	日本円	グループの純 資産価値額に 占める割合(%)	香港ドル	日本円	グループの純 資産価値額に 占める割合(%)
EJFグレーター・チャイナ・ファンド・リミテッド	26,135,396	335,578,485	7.7	26,367,280	338,555,875	8.8
CSOP Shen Zhou ファンド	37,849,171	485,983,355	11.2	-	-	該当なし
チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - チャイナ・ニュー・バランス・オポチュニティー・ファンド(「CNBO」)	48,538,951	623,240,131	14.3	29,767,766	382,218,115	9.9
チャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンド - RMBハイイールド・ボンド・ファンド(「CNBB」)	63,025,584	809,248,499	18.6	79,321,126	1,018,483,258	26.3

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(b) 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の価値が変動するリスクである。

グループは財務ポジションとキャッシュフローについて市場金利水準の変動から影響を受けるリスクを有している。

2012年12月31日現在、グループの金利リスクに対するエクスポージャーは174,257,703香港ドル（2011年は137,132,480香港ドル）である。他のすべての変数を一定とした場合、金利が25ベシス・ポイント上昇または低下すれば、2012年12月31日時点の株主に帰属する純資産価値は1,055,771香港ドル（2011年は342,831香港ドル）増加または下落する。

(c) クレジット・リスク

クレジット・リスクとは、金融商品のカウンターパーティーの債務不履行によりグループに損失が生じるリスクである。グループは、カウンターパーティーの慎重な選別と個々のカウンターパーティーへの依存度を最小限に抑えることで、この損失リスクの最小化を目指している。

ブローカーの破たんから損失が生じるリスクを管理するため、グループは厳選した認可ブローカーのリストを保有している。すべての上場金融商品の取引は認可ブローカーを使いDVP決済している。グループのカストディアン銀行は支払いを受け取った場合のみ売却証券を受け渡すため、デフォルト・リスクは最小限にとどまると考えられる。購入については、グループのカストディアン銀行は証券を受け取ってはじめて支払いを行う。いずれかのパーティーがその義務を果たさなかった場合、取引はフェイルとなる。

信頼性の高い金融機関に預金する。

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
<u>現金および現金同等物</u>				
中国工商銀行	<u>36,723,187</u>	<u>471,525,721</u>	<u>30,678,719</u>	<u>393,914,752</u>
<u>ブライム・ブローカーに差し入れた証拠金および現金</u>				
ゴールドマンサックス・インターナショナル	<u>36,654,128</u>	<u>470,639,004</u>	<u>91,133,456</u>	<u>1,170,153,575</u>
<u>損益を通じて公正価値で測定される金融資産</u>				
BOCI - ブルデンシャル・トラスティ・リミテッド	79,206,038	1,017,005,528	-	-
シティバンク・インターナショナル・ピーエルシー（ルクセンブルグ支店）	111,564,536	1,432,488,642	109,088,892	1,400,701,373
ゴールドマンサックス・インターナショナル	14,026,478	180,099,978	40,124,142	515,193,983
モンタギュー・ブレース・カストディ・サービス	52,576,802	675,086,137	23,409,622	300,579,547
	<u>257,373,854</u>	<u>3,304,680,285</u>	<u>172,622,656</u>	<u>2,216,474,903</u>
<u>売却可能金融資産</u>				
シティグループ・グローバル・マーケット・インク	<u>26,135,396</u>	<u>335,578,485</u>	<u>26,367,280</u>	<u>338,555,875</u>

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）
(c) クレジット・リスク（続き）

以下の表は2012年および2011年12月31日時点で、カウンターパーティの管理下にある資産の概略である。

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
BOCI - プルデンシャル・トラスティー・リミテッド	79,206,038	1,017,005,528	-	-
シティーバンク・インターナショナル・ピーエルシー（ルクセンブルグ支店）	111,564,536	1,432,488,642	109,088,892	1,400,701,373
シティーグループ・グローバル・マーケッツ・インク	26,135,396	335,578,485	26,367,280	338,555,875
ゴールドマンサックス・インターナショナル	50,680,606	650,738,982	131,257,598	1,685,347,558
中国工商銀行	36,723,187	471,525,721	30,678,719	393,914,752
モンタギュー・ブレース・カストディ・サービス	52,576,802	675,086,137	23,409,622	300,579,547

	2012年 注（i） 格付なし	2011年 注（i） 格付なし
BOCI - プルデンシャル・トラスティー・リミテッド		
シティーバンク・インターナショナル・ピーエルシー（ルクセンブルグ支店）	A-	A-
シティーグループ・グローバル・マーケッツ・インク	A	A
ゴールドマンサックス・インターナショナル	A-	A-1
中国工商銀行	A1	A-2
モンタギュー・ブレース・カストディ・サービス	A	A-

注（i）スタンダード&プアーズが付与する長期発行体格付

グループは、プライム・ブローカーの下で証拠金勘定を維持しており、ここにはプライム・ブローカーをカウンターパーティーとするショート・ポジションおよびデリバティブ金融商品の担保金が保有されている。

差出担保の水準および課される保証金比率は、金融商品および関連市場ごとに異なる。ISDAマスター契約に準じたすべての取引は相互取引に指定されており、関与する取引が異なる文書により統治される場合であっても、当事者は借方残高と貸方残高を相殺ベースで計上できる。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(d) 流動性リスク

金融負債に関連する義務の履行において困難が生じた場合、グループは流動性リスクに直面する。グループは十分な現金および現金同等物を保有することにより流動性リスクに対処する。

以下の表はグループおよび会社の金融負債である。表に表示されている金額はディスカウントされていない契約上の金額である。ディスカウントの影響はそれほど大きくないため12ヵ月以内に支払期限が来る金額は帳簿価額と等しい。

	1ヵ月未満		1 - 6ヵ月		6ヵ月超		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
グループ								
2012年12月31日時点								
未払い債務およびその他の債務	11,742,493	150,773,610	23,255,626	298,602,238	-	-	34,998,119	449,375,848
負債合計	11,742,493	150,773,610	23,255,626	298,602,238	-	-	34,998,119	449,375,848
2011年12月31日時点								
未払い債務およびその他の債務	4,533,851	58,214,647	7,607,265	97,677,282	548,744	7,045,873	12,689,860	162,937,802
負債合計	4,533,851	58,214,647	7,607,265	97,677,282	548,744	7,045,873	12,689,860	162,937,802
	1ヵ月未満		1 - 6ヵ月		6ヵ月超		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
会社								
2012年12月31日時点								
未払い債務およびその他の債務	3,596,693	46,181,538	23,255,626	298,602,238	-	-	26,852,319	344,783,776
負債合計	3,596,693	46,181,538	23,255,626	298,602,238	-	-	26,852,319	344,783,776
2011年12月31日時点								
未払い債務およびその他の債務	154,353	1,981,893	7,607,265	97,677,282	548,744	7,045,873	8,310,362	106,705,048
負債合計	154,353	1,981,893	7,607,265	97,677,282	548,744	7,045,873	8,310,362	106,705,048

2012年12月31日現在、グループは流動性管理のために、3ヵ月以内に容易に換金可能であると見込まれる現金および現金同等物 36,728,820香港ドル/471,598,049日本円（2011年は30,681,058香港ドル/393,944,785日本円）、プライム・ブローカーに差し入れた証拠金および現金36,654,128香港ドル/470,639,004日本円（2011年は91,133,456香港ドル/1,170,153,575日本円）、直接の親会社に対する債権6,471,914香港ドル/83,099,376日本円（2011年は20,750,091香港ドル/266,431,168日本円）、その他債権33,948,015 香港ドル/435,892,513日本円（2011年は9,063,136香港ドル/116,370,666日本円）、損益を通じて公正価値で測定される金融資産 107,960,148香港ドル/1,386,208,300日本円（2011年は63,533,764香港ドル/815,773,530日本円）を保有している。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(e) 為替リスク

グループの機能通貨は香港ドルである。したがって、それ以外の通貨建ての資産価値は為替レートの変動により変化するため、グループは通貨リスクに晒されている。

グループの取引、資産、負債は主に米ドル建て、香港ドル建て、人民元建て、およびユーロ建てである。香港ドルは現在、限定的な変動許容幅での対ドルペッグ制を取っているため、香港ドル建ての資産および負債は為替リスクにさらされるとは見なされない。

2012年12月31日現在、グループの人民元に対するネット・エクスポージャーは79,089,647香港ドル/1,015,511,067日本円（2011年は36,961,773香港ドル/474,589,165日本円）である。他のすべての変数を一定とした場合、香港ドルが対人民元で20ペーシス・ポイント上昇または下落すれば、2012年12月31日時点の株主に帰属する純資産価値は158,179香港ドル/2,031,018日本円（2011年は73,924香港ドル/949,184日本円）増加または下落する。

2012年12月31日現在、グループのユーロに対するネット・エクスポージャーは17,116,388 香港ドル/219,774,422日本円（2011年は39,798香港ドル/511,006日本円）である。他のすべての変数を一定とした場合、香港ドルが対ユーロで20ペーシス・ポイント上昇または下落すれば、2012年12月31日時点の株主に帰属する純資産価値は34,233香港ドル/439,552日本円（2011年は80香港ドル/1,027日本円）増加または下落する。

(f) 資本管理

グループは資本管理において、株主に利益を提供し、その他の利害関係者に恩恵をもたらすために継続企業として存続するグループの能力を保護するとともに、資本コストを低減する最適な資本構成を維持することを目的とする。

資本構成の維持または調整のため、グループは株主への配当支払い、資本割当、新株発行、または負債を減らすための資産売却などの金額を調整できる。

(g) 公正価値の見積り

香港財務報告基準の定めにより、グループは公正価値の測定に使用したインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを使い、公正価値の測定を分類しなければならない。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

- 同一の資産または負債の活発な市場における（未調整）相場価格（レベル1）
- 資産または負債に対して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から計算される金額）に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない、資産または負債に対するインプット（すなわち、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定が全体として分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値の測定に重要な最も低いレベルのインプットを基準に決定される。このため、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が観察不可能なインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用するならば、その測定はレベル3の測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価には、当該資産または負債に関する固有の要因を考慮した判断が必要になる。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(g) 公正価値評価（続き）

何が「観察可能性」を構成するか¹の決定についてグループによる重要な判断が求められている。グループは、入手が容易、定期的に発表または更新され、高信頼性と検証可能性を有し、独自のものではなく、関連市場で積極的に活動している独立した情報源が提供する市場データを観察可能なデータと考えている。

以下の表は、公正価値ヒエラルキー内で年末日時点の公正価値で測定された（クラス別の）グループの金融資産の内容である。

	レベル1		レベル2		レベル3		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2012年12月31日 時点								
資産								
損益を通じて公正価値で測定される金融資産								
- 上場株式	107,960,148	1,386,208,300	-	-	-	-	107,960,148	1,386,208,300
- 非上場投資								
信託	-		149,413,706	1,918,471,985	-	-	149,413,706	1,918,471,985
売却可能金融資産								
- 非上場投資								
信託	-		26,135,396	335,578,485	-	-	26,135,396	335,578,485
負債								
損益を通じて公正価値で測定される金融負債								
- 上場株式	(20,402,200)	(261,964,248)	-	-	-	-	(20,402,200)	(261,964,248)
- 先物	(124,000)	(1,592,160)	-	-	-	-	(124,000)	(1,592,160)
純金融資産	<u>87,433,948</u>	<u>1,122,651,892</u>	<u>175,549,102</u>	<u>2,254,050,470</u>	-	-	<u>262,983,050</u>	<u>3,376,702,362</u>

	レベル1		レベル2		レベル3		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2011年12月31日 時点								
資産								
損益を通じて公正価値で測定される金融資産								
- 上場株式	63,533,764	815,773,530	-	-	-	-	63,533,764	815,773,530
- 非上場投資								
信託	-	-	109,088,892	1,400,701,373	-	-	109,088,892	1,400,701,373
売却可能金融資産								
- 非上場投資								
信託	-	-	26,367,280	338,555,875	-	-	26,367,280	338,555,875
負債								
損益を通じて公正価値で測定される金融負債								
- 上場株式	(38,253,525)	(491,175,261)	-	-	-	-	(38,253,525)	(491,175,261)
純金融資産	<u>25,280,239</u>	<u>324,598,269</u>	<u>135,456,172</u>	<u>1,739,257,248</u>	-	-	<u>160,736,411</u>	<u>2,063,855,517</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド

（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

3 財務リスク管理（続き）

(g) 公正価値評価（続き）

活発な市場における相場価格に基づいて評価される投資、すなわちレベル1に分類される投資には、活発な売買が行われている上場株式や上場デリバティブが含まれる。こうした金融商品に対しては、グループは相場価格の調整を行っていない。

2012年会計年度（2012年12月31日締め）において、公正価値ヒエラルキーのレベル間で金融資産の重大な変更は行われていない。

4 重要な会計上の見積りと判断

取締役は将来に関する見積りと前提を行う。結果として得られる会計上の見積りは、実際の結果と一致しない可能性がある。資産および負債の帳簿価額の大幅な調整につながる重大なリスクを伴う見積りおよび前提は、以下の通りである。

他の投資ファンドへの投資

会社による他の投資ファンドへの投資は、取締役会の決定に従い、投資ファンドの管理会社から提供された純資産価額を基準として表示される。投資ファンドの純資産価額が入手可能でない場合、または取締役がこうした純資産価額が公正価値を反映していないと見なした場合、取締役は投資ファンドの公正価値を裁量により決定できる。取締役は、前述の評価アプローチが投資ファンドの公正価値の最良見積りであると考えている。

5 分類別の金融商品—グループおよび会社

グループの連結貸借対照表と会社の貸借対照表において同一区分で開示されている「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」と「売却可能金融資産」を除き、グループの連結貸借対照表と会社の貸借対照表に開示されるすべての金融資産は、直接の親会社に対する債権、その他債権、プライム・ブローカーに差し入れた証拠金および現金、現金および現金同等物を含めて、「貸付金および営業債権」に分類される。

グループの連結貸借対照表において同一区分で開示されている「損益を通じて公正価値で測定される金融負債」を除き、グループの連結貸借対照表と会社の貸借対照表に開示されるすべての金融負債は、未払い債務およびその他の債務を含めて、「その他の金融負債」に分類される。

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
(香港設立有限責任会社)

連結財務諸表についての注記

6 当期法人税と繰延法人税

(a) 法人税費用

香港では、当該年度の課税対象所得見積もりに対して16.5%の香港法人所得税率が課される（2011年は16.5%）。

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
香港法人所得税	6,867,156	88,174,283	4,370,742	56,120,327
前年までの不足/(超過)税引当	<u>2,483,327</u>	<u>31,885,918</u>	<u>(369,586)</u>	<u>(4,745,484)</u>
当期税金	9,350,483	120,060,201	4,001,156	51,374,843
一時差異の発生または解消に関連する繰延税金 (注記6(b))	<u>(134,097)</u>	<u>(1,721,805)</u>	<u>(24,715)</u>	<u>(317,341)</u>
税額	<u>9,216,386</u>	<u>118,338,396</u>	<u>3,976,441</u>	<u>51,057,502</u>

グループおよび会社の税引前利益に対する税金は、グループおよび会社の本国の税率を使用して計算される理論額と以下のように異なる。

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
税引前利益	<u>47,249,358</u>	<u>606,681,757</u>	<u>10,618,792</u>	<u>136,345,289</u>
現地の法人税率16.5%に基づく税額 (2011年16.5%)	7,796,144	100,102,489	1,752,101	22,496,977
前年までの不足/(超過)税引当	2,483,327	31,885,918	(369,586)	(4,745,484)
非課税所得	(2,376,635)	(30,515,993)	(255,790)	(3,284,344)
ファンドにおける投資からのみなし利益	-	-	2,630,771	33,779,100
税務上費用とならない支出	1,561,997	20,056,041	218,945	2,811,253
その他	<u>(248,447)</u>	<u>(3,190,059)</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
税額	<u>9,216,386</u>	<u>118,338,396</u>	<u>3,976,441</u>	<u>51,057,502</u>

(b) 繰延法人税等

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
繰延税金資産	<u>158,812</u>	<u>2,039,146</u>	<u>24,715</u>	<u>317,341</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

6 当期法人税と繰延法人税（続き）

(b) 繰延法人税等（続き）

当該会計年度の会社の繰延税金資産の変動は以下のとおり。

	税務上の 加速減価償却費	
	香港ドル	日本円
2011年1月1日時点	-	-
連結包括利益計算書において借記された繰延税金資産	24,715	317,341
2011年12月31日時点および2012年1月1日時点	24,715	317,341
連結包括利益計算書において借記された繰延税金資産	134,097	1,721,805
2012年12月31日時点	158,812	2,039,146

7 有形固定資産-グループおよび会社

	グループおよび会社							
	器具・備品		オフィス機器		リース資産の 改良費		合計	
	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
2012年度（12月31日締め）								
期首帳簿価額（純額）	108,084	1,387,799	463,426	5,950,390	495,773	6,365,725	1,067,283	13,703,914
取得	4,380	56,239	199,631	2,563,262	8,535	109,590	212,546	2,729,091
減価償却	(35,294)	(453,175)	(252,015)	(3,235,873)	(504,308)	(6,475,315)	(791,617)	(10,164,363)
期末帳簿価額（純額）	77,170	990,863	411,042	5,277,779	-	-	488,212	6,268,642
2012年12月31日時点								
取得価額	188,103	2,415,243	1,306,910	16,780,724	1,607,942	20,645,975	3,102,955	39,841,942
累積減価償却額	(110,933)	(1,424,380)	(895,868)	(11,502,945)	(1,607,942)	(20,645,975)	(2,614,743)	(33,573,300)
帳簿価額（純額）	77,170	990,863	411,042	5,277,779	-	-	488,212	6,268,642
2011年度（12月31日締め）								
期首帳簿価額（純額）	62,493	802,411	531,779	6,828,043	481,771	6,185,939	1,076,043	13,816,393
取得	71,460	917,546	205,650	2,640,546	383,420	4,923,113	660,530	8,481,205
減価償却	(25,869)	(332,158)	(274,003)	(3,518,199)	(369,418)	(4,743,327)	(669,290)	(8,593,684)
期末帳簿価額（純額）	108,084	1,387,799	463,426	5,950,390	495,773	6,365,725	1,067,283	13,703,914
2011年12月31日時点								
取得価額	183,723	2,359,004	1,107,279	14,217,463	1,599,407	20,536,386	2,890,409	37,112,853
累積減価償却額	(75,639)	(971,205)	(643,853)	(8,267,073)	(1,103,634)	(14,170,661)	(1,823,126)	(23,408,939)
帳簿価額（純額）	108,084	1,387,799	463,426	5,950,390	495,773	6,365,725	1,067,283	13,703,914

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

8 子会社への投資-会社

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
公正価値で測定され る非上場子会社への 投資	98,588,880	1,265,881,219	95,221,158	1,222,639,669

以下は2012年12月31日時点の子会社のリストである。

名称	設立地	主な業務と事業地域	保有する発行済株式の詳細	持分
CSOPグレーター・ チャイナ・アプソ リュート・リター ン・ファンド	ケイマン諸島	絶対リターンの追求と 中長期的な資本価値の 上昇を目的とした中国 圏へ投資	額面0.001米セントの償還可 能残余財産分配請求権つき株 式130,666株のうち105,666株	81%
DHF & Co., Ltd.	英領バージン諸 島	活動停止	額面1香港ドルの発行済株式1 株	100%

9 売却可能金融資産

2010年12月1日付けで、会社はEJFグレーター・チャイナ・マスターファンド・リミテッド（「EJFマスターファンド」）に100万米ドル（7,768,400香港ドル/99,746,256日本円相当）を投資し、1株100米ドル（775香港ドル/9,951日本円相当）の株式1万株を取得した。2011年1月4日に、会社はEJFマスターファンドに200万米ドル（15,537,800香港ドル/199,505,352日本円相当）の追加投資を行った。2011年8月1日、会社はEJFマスターファンドへの投資をすべて処分し、その売却益3,301,396香港ドル/42,389,925日本円を連結包括利益計算書に計上した。

同日、会社はEJFグレーター・チャイナ・ファンド・リミテッド（「EJFファンド」）に3,417,363米ドル（26,607,596香港ドル/341,641,533日本円相当）を投資した。EJFファンドは資産の全部または大部分を、同一の投資目標を持つEJFマスターファンドに投資することで、投資目標を達成することを目指す。2012年12月31日時点で投資の公正価値は26,135,396香港ドル/335,578,485日本円（2011年は26,367,280香港ドル/338,555,875日本円）である。また2012会計年度（2012年12月31日締め）の未実現損失231,884香港ドル/2,977,391日本円（2011年は240,316香港ドル/3,085,657日本円）は連結包括利益計算書で認識されている。

会社はEJFファンドに投資ファンド向けアドバイザリー業務を提供することで、同ファンドの投資顧問として行っている。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

10 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

2010年5月24日、会社（「応募者」）はハスコーク・リソーシズ・ホールディングス・リミテッド（「発行会社」）が発行した転換社債を38,500,000香港ドル/494,340,000日本円で購入した。同転換社債はシニア非劣後および有担保転換社債で発行総額は38,500,000香港ドル/494,340,000日本円で、発行会社が応募者に年率8%の金利を支払うものである。償還日は、転換社債の購入日から3年後の2013年5月24日である。2010年12月31日時点の、同転換社債の公正価値は40,267,150香港ドル/517,030,206日本円である。転換社債はすべて2011年9月7日に処分され、売却益として4,207,977香港ドル/54,030,425日本円が2011年度（2011年12月31日締め）の連結包括利益計算書で認識されている。

2012年2月23日付けで、会社はCSOP Shen Zhou Fund に3,000万元（36,933,532香港ドル/474,226,551日本円相当）を投資して、1株当たり10元（12.3香港ドル/158日本円相当）の株式300万株を取得した。2012年12月31日現在、同ファンドの公正価値は37,849,171香港ドル/485,983,356日本円（2011年なし）で、未実現利益915,639香港ドル/11,756,805日本円（2011年なし）が連結包括利益計算書で認識されている。

2012年度および2011年度において、会社はチャイナ・サザン・ドラゴン・ダイナミック・ファンドの一連の募集に応募することにより、同ファンドのサブファンドであるチャイナ・ニュー・バランス・オポチュニティー・ファンド（「CNBO」）およびRMBハイイールド・ボンド・ファンド（「CNBB」）（総称して「チャイナ・サザン・サブファンド」）に投資した。

2012年12月31日現在、チャイナ・サザン・サブファンドへの投資総額は99,202,061香港ドル/1,273,754,463日本円（2011年は123,372,208香港ドル/1,584,099,151日本円）であり、そのうちCNBOへの投資額は39,214,008香港ドル/503,507,863日本円（2011年は31,164,208香港ドル/400,148,431日本円）、CNBBへの投資額は59,988,053香港ドル/770,246,601日本円（2011年は92,208,000香港ドル/1,183,950,720日本円）となっている。2012年12月31日現在、チャイナ・サザン・サブファンドの公正価値は111,564,535香港ドル/1,432,488,629日本円（2011年は109,088,892香港ドル/1,400,701,373日本円）で、また2012会計年度（2012年12月31日締め）の未実現利益 26,645,790香港ドル/342,131,944日本円（2011年は未実現損失14,283,316香港ドル/183,397,777日本円）および実現損失3,323,995香港ドル/42,680,096日本円（2011年はなし）が連結包括利益計算書で認識されている。

11 その他債権—グループ

公正価値の近似値となるその他債権の帳簿価額は以下のとおり。

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
ブローカーへの債権	6,975,261	89,562,351	5,396,865	69,295,746
敷金	3,234,197	41,527,089	1,440,429	18,495,108
管理報酬および成果報酬の未収金	18,798,440	241,371,970	764,503	9,816,219
前払い金	738,697	9,484,870	293,278	3,765,690
その他債権	4,201,420	53,946,233	1,168,061	14,997,903
	<u>33,948,015</u>	<u>435,892,513</u>	<u>9,063,136</u>	<u>116,370,666</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

12 現金および現金同等物-グループおよび会社

グループ				会社			
2012年	2012年	2011年	2011年	2012年	2012年	2011年	2011年

	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円	香港ドル	日本円
要求払い預金と 手元現金	<u>36,728,820</u>	<u>471,598,049</u>	<u>30,681,058</u>	<u>393,944,785</u>	<u>36,382,627</u>	<u>467,152,931</u>	<u>30,021,871</u>	<u>385,480,824</u>
	<u>36,728,820</u>	<u>471,598,049</u>	<u>30,681,058</u>	<u>393,944,785</u>	<u>36,382,627</u>	<u>467,152,931</u>	<u>30,021,871</u>	<u>385,480,824</u>
クレジット・リ スクへの 最大エクスポ ージャー	<u>36,728,820</u>	<u>471,598,049</u>	<u>30,681,058</u>	<u>393,944,785</u>	<u>36,382,627</u>	<u>467,152,931</u>	<u>30,021,871</u>	<u>385,480,824</u>

13 資本金-会社

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
資本金				
授權資本：				
1株1香港ドルの普通株式2億株	<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>	<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>
発行済み・払込み済み資本：				
1株1香港ドルの普通株式2億株	<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>	<u>200,000,000</u>	<u>2,568,000,000</u>

14 その他準備金-グループおよび会社

グループ	香港ドル	日本円
2011年1月1日時点	468,261	6,012,471
為替換算差額	(528,806)	(6,789,869)
売却可能金融資産に係る評価損益（注記9）	<u>(240,316)</u>	<u>(3,085,657)</u>
2011年12月31日時点および2012年1月1日時点	(300,861)	(3,863,055)
為替換算差額	(205,267)	(2,635,628)
売却可能金融資産に係る評価損益（注記9）	<u>(231,884)</u>	<u>(2,977,391)</u>
2012年12月31日時点	<u>(738,012)</u>	<u>(9,476,074)</u>

会社

	香港ドル	日本円
2011年1月1日時点	7,345,947	94,321,959
子会社への投資の公正価値評価損益	507,752	6,519,536
売却可能金融資産に係る評価損益（注記9）	<u>(240,316)</u>	<u>(3,085,657)</u>
2011年12月31日時点および2012年1月1日時点	7,613,383	97,755,838
子会社への投資の公正価値評価損益	3,367,722	43,241,551
売却可能金融資産に係る評価損益（注記9）	<u>(231,884)</u>	<u>(2,977,391)</u>
2012年12月31日時点	<u>10,749,221</u>	<u>138,019,998</u>

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

15 営業活動によるキャッシュフロー-グループ

税引前利益と営業活動で使われたネットキャッシュの調整

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
税引前利益	47,249,358	606,681,757	10,618,792	136,345,289
調整項目				
- 減価償却費（注記7）	791,617	10,164,363	669,290	8,593,684
- 利息収入	(74,459)	(956,054)	(2,615,924)	(33,588,464)
- 配当収入	(3,340,925)	(42,897,477)	(709,463)	(9,109,505)
- 金融費用	-	-	43,556	559,259
- 為替換算差額	(253,832)	(3,259,203)	(653,919)	(8,396,320)
- 損益を通じて公正価値で測定される固定金融資産の売却損	3,323,995	42,680,096	-	-
- 損益を通じて公正価値で測定される固定金融資産の公正価値評価損益	(27,561,429)	(353,888,748)	16,050,465	206,087,971
- 売却可能金融資産の売却益	-	-	(3,301,396)	(42,389,925)
- 転換社債売却益	-	-	(5,975,127)	(76,720,631)
- その他債権の増減	(24,662,891)	(316,671,521)	11,468,279	147,252,702
- 損益を通じて公正価値で測定される流動金融資産の増減	(44,426,384)	(570,434,771)	81,043,541	1,040,599,066
- 直接の親会社に対する債権の増減	14,278,177	183,331,792	(7,748,388)	(99,489,301)
- ブライム・ブローカーに差し入れた証拠金および現金の増減	54,479,328	699,514,572	(91,133,456)	(1,170,153,575)
- 未払い債務およびその他の債務の増減	22,308,259	286,438,046	(8,249,955)	(105,929,422)
- 損益を通じて公正価値で測定される金融負債の減少	(17,727,325)	(227,618,853)	(15,560,619)	(199,798,348)
営業活動によるキャッシュフロー	24,383,489	313,083,999	(16,054,324)	(206,137,520)

16 営業費用

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
従業員給付費用（取締役の報酬を含む）	42,908,530	550,945,525	25,358,404	325,601,907
販売費および委託手数料	17,644,805	226,559,296	5,353,581	68,739,980
オペレーティング・リース賃料	4,478,906	57,509,153	4,122,750	52,936,110
広告費	4,074,878	52,321,434	1,845	23,690
減価償却費（注記7）	791,617	10,164,363	669,290	8,593,684
監査報酬	390,027	5,007,946	359,239	4,612,628
その他営業費用	12,907,978	165,738,437	10,315,845	132,455,450
	83,196,741	1,068,246,154	46,180,954	592,963,449

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

17 コミットメント - グループおよび会社

グループは解約不能のオペレーティング・リース契約によりオフィス、スタッフ用住宅および取締役用住宅をリースしている。

解約不能オペレーティング・リース契約による将来の最低限度のリース料は以下のとおりである。

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
1年未満	4,072,200	52,287,048	4,507,590	57,877,456
1年以上5年以内	9,466,842	121,554,251	-	-
	<u>13,539,042</u>	<u>173,841,299</u>	<u>4,507,590</u>	<u>57,877,456</u>

18 関連当事者取引-グループ

当事者が会社の関連当事者と見なされるのは、会社が直接的または間接的に、その当事者を支配する、または財務・経営に関する意思決定に重大な影響を及ぼす能力を持つ（もしくはその逆方向の力関係が成り立つ）場合、もしくは会社と当事者が共通の支配または共通の重大な影響を受けている場合である。関連当事者は個人である場合もあれば、他の企業である場合もある。

グループの関連当事者との取引の概要を以下にまとめる。

	注記	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
<u>グループ全体</u>					
取締役報酬		5,747,521	73,798,170	6,797,600	87,281,184
年度内の関連当事者取引					
- 投資顧問料収入	(a)	39,272,199	504,255,035	44,823,937	575,539,351
- 管理報酬および成果報酬	(b)	51,800,336	665,116,314	2,708,907	34,782,366
<u>グループ全体/会社単体</u>					
年末時点の関連当事者取引の残高					
- 子会社に対する債権	(c)	1,386,764	17,806,049	355,596	4,565,852
- 直接の親会社に対する債権	(d)	<u>6,471,914</u>	<u>83,099,376</u>	<u>20,750,091</u>	<u>266,431,168</u>

(a) 投資顧問料収入

会社の直接の親会社であるチャイナ・サザン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドからアドバイザー業務の提供の対価として受け取った投資顧問料収入である。

(b) 管理報酬および成果報酬

会社は管理する原ファンドのファンド・マネジャーとして行為しており、管理報酬を受け取っている。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド
（香港設立有限責任会社）

連結財務諸表についての注記

18 関連当事者取引-グループ（続き）

(c) 子会社に対する債権

主に、子会社から受け取るべき管理報酬および成果報酬である。

(d) 直接の親会社に対する債権

直接の親会社に対する債権は、直接の親会社から受け取るべき投資顧問料だが、無担保、無利息で決められた返済期限はない。

子会社および直接の親会社に対する債権は無担保、無利息で決められた返済期限はない。

19 取締役報酬

2011会計年度および2012会計年度の取締役報酬は以下のとおり。

	2012年 香港ドル	2012年 日本円	2011年 香港ドル	2011年 日本円
グループ				
報酬	4,226,121	54,263,394	4,768,000	61,221,120
ボーナス	460,000	5,906,400	1,000,000	12,840,000
その他手当 - 住宅	1,061,400	13,628,376	1,029,600	13,220,064
	<u>5,747,521</u>	<u>73,798,170</u>	<u>6,797,600</u>	<u>87,281,184</u>
会社				
報酬	2,427,500	31,169,100	3,076,000	39,495,840
その他手当 - 住宅	581,400	7,465,176	573,600	7,365,024
	<u>3,008,900</u>	<u>38,634,276</u>	<u>3,649,600</u>	<u>46,860,864</u>

20 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は2013年3月8日に取締役会によって承認された。

（２）【損益計算書】

資産運用会社の損益計算書については、上記「（１）貸借対照表」に記載した資産運用会社の損益計算書(連結包括利益計算書)をご参照下さい。

[次へ](#)

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)**CONSOLIDATED BALANCE SHEET**
AS AT 31 DECEMBER 2012

	Note	2012 HK\$	2011 HK\$
ASSETS			
Non-current assets			
Property, plant and equipment	7	488,212	1,067,283
Available-for-sale financial assets	3(a), 9	26,135,396	26,367,280
Financial assets at fair value through profit or loss	3(a), 10	149,413,706	109,088,892
Deferred tax assets	6(b)	158,812	24,715
		<u>176,196,126</u>	<u>136,548,170</u>
Current assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	3(a)	107,960,148	63,533,764
Amount due from immediate holding company	18(d)	6,471,914	20,750,091
Other receivables	11	33,948,015	9,063,136
Tax recoverable		-	478,580
Margin deposit and cash at prime broker		36,654,128	91,133,456
Cash and cash equivalents	12	36,728,820	30,681,058
		<u>221,763,025</u>	<u>215,640,085</u>
Total assets		<u>397,959,151</u>	<u>352,188,255</u>
EQUITY			
Capital and reserve attributable to the Company's equity shareholders			
Share capital	13	200,000,000	200,000,000
Other reserves	14	(738,012)	(300,861)
Retained earnings		116,241,483	79,094,814
		<u>315,503,471</u>	<u>278,793,953</u>
Non-controlling interests		<u>23,288,655</u>	<u>22,450,917</u>
Total equity		<u>338,792,126</u>	<u>301,244,870</u>
LIABILITIES			
Current liabilities			
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3(a)	20,526,200	38,253,525
Current tax liabilities		3,642,706	-
Accrued liabilities and other payables		34,998,119	12,689,860
Total liabilities		<u>59,167,025</u>	<u>50,943,385</u>
Total equity and liabilities		<u>397,959,151</u>	<u>352,188,255</u>

The consolidated financial statements on pages 5 to 36 were approved by the Board of Directors on 8 March 2013 and were signed on its behalf:



Director



Director

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

BALANCE SHEET
AS AT 31 DECEMBER 2012

	Note	2012 HK\$	2011 HK\$
ASSETS			
Non-current assets			
Property, plant and equipment	7	488,212	1,067,283
Investment in subsidiaries	8	98,588,880	95,221,158
Available-for-sale financial assets	9	26,135,396	26,367,280
Financial assets at fair value through profit or loss	10	149,413,706	109,088,892
Deferred tax assets	6(b)	158,812	24,715
		<u>274,785,006</u>	<u>231,769,328</u>
Current assets			
Amount due from immediate holding company		6,471,914	20,750,091
Amount due from subsidiaries		1,386,764	355,596
Other receivables		26,748,507	3,666,271
Tax recoverable		-	478,580
Cash and cash equivalents	12	36,382,627	30,021,871
		<u>70,989,812</u>	<u>55,272,409</u>
Total assets		<u>345,774,818</u>	<u>287,041,737</u>
EQUITY			
Capital and reserves attributable to the Company's equity shareholders			
Share capital	13	200,000,000	200,000,000
Other reserves	14	10,749,221	7,613,383
Retained earnings		104,530,572	71,117,992
		<u>315,279,793</u>	<u>278,731,375</u>
LIABILITIES			
Current liabilities			
Current tax liabilities		3,642,706	-
Accrued liabilities and other payables		26,852,319	8,310,362
		<u>30,495,025</u>	<u>8,310,362</u>
Total liabilities		<u>30,495,025</u>	<u>8,310,362</u>
Total equity and liabilities		<u>345,774,818</u>	<u>287,041,737</u>

The consolidated financial statements on pages 5 to 36 were approved by the Board of Directors on 8 March 2013 and were signed on its behalf:


Director


Director

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2012

	Note	2012 HK\$	2011 HK\$
Revenue		91,798,408	48,346,389
Interest income		74,459	2,615,924
Dividend income		3,340,925	709,463
Other income		558,182	608,527
Net gains on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	3(a)	34,674,125	1,261,603
Realised gains on available-for-sale financial assets		-	3,301,396
Operating profit		130,446,099	56,843,302
Operating expenses	16	(83,196,741)	(46,180,954)
Net operating profit		47,249,358	10,662,348
Finance costs		-	(43,556)
Profit before tax		47,249,358	10,618,792
Tax expense	6(a)	(9,216,386)	(3,976,441)
Profit for the year		38,032,972	6,642,351
Profit attributable to:			
Equity holders of the Company		37,146,669	6,406,118
Non-controlling interest		886,303	236,233
		38,032,972	6,642,351
Other comprehensive income:			
Currency translation differences		(253,832)	(653,919)
Change in fair value of available-for-sale financial assets	14	(231,884)	(240,316)
Other comprehensive income for the year, net of tax		(485,716)	(894,235)
Total comprehensive income for the year		37,547,256	5,748,116
Total comprehensive income attributable to:			
Equity holders of the Company		36,709,518	5,636,996
Non-controlling interest		837,738	111,120
Total comprehensive income for the year		37,547,256	5,748,116

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2012

	Note	Share capital HK\$	Other reserves HK\$	Retained earnings HK\$	Total HK\$	Non-controlling interest HK\$
Balance at 1 January 2011		200,000,000	468,261	72,688,696	273,156,957	43,120,675
Comprehensive income						
Profit for the year		-	-	6,406,118	6,406,118	236,233
Other comprehensive income						
Currency translation difference	14	-	(528,806)	-	(528,806)	(125,113)
Change in fair value of available-for-sale financial assets	14	-	(240,316)	-	(240,316)	-
Total other comprehensive income		-	(769,122)	6,406,118	5,636,996	111,120
Transactions with owners						
Redemption of shares		-	-	-	-	(20,780,878)
Total transactions with owners		-	-	-	-	(20,780,878)
Balance at 31 December 2011		<u>200,000,000</u>	<u>(300,861)</u>	<u>79,094,814</u>	<u>278,793,953</u>	<u>22,450,917</u>

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY (CONTINUED)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2012

	Note	Share capital HK\$	Other reserves HK\$	Retained earnings HK\$	Total HK\$	Non-controlling interest HK\$
Balance at 1 January 2012		200,000,000	(300,861)	79,094,814	278,793,953	22,450,917
Comprehensive income						
Profit for the year		-	-	37,146,669	37,146,669	886,303
Other comprehensive income						
Currency translation difference	14	-	(205,267)	-	(205,267)	(48,565)
Change in fair value of available-for-sale financial assets	14	-	(231,884)	-	(231,884)	-
Total other comprehensive income		-	(437,151)	37,146,669	36,709,518	837,738
Balance at 31 December 2012		200,000,000	(738,012)	116,241,483	315,503,471	23,288,655

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

CONSOLIDATED STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2012

	Note	2012 HK\$	2011 HK\$
Cash flows from operating activities			
Cash generated from/(used in) operating activities	15	24,383,489	(16,054,324)
Interest paid		-	(43,556)
Tax paid		(5,229,196)	(6,834,396)
Net cash generated from/(used in) operating activities		19,154,293	(22,932,276)
Cash flows from investing activities			
Purchase of property, plant and equipment		(212,546)	(660,530)
Interest received		74,459	3,053,360
Purchase of available-for-sale financial assets		-	(15,537,800)
Proceeds from sales of non-current financial assets at fair value through profit or loss		44,402,996	44,475,127
Purchase of non-current financial assets at fair value through profit and loss		(60,490,376)	(123,372,208)
Net cash used in investing activities		(16,225,467)	(92,042,051)
Cash flows from financing activities			
Dividend received		3,118,936	813,585
Payment for redemption of shares		-	(20,780,878)
Net cash generated from/(used in) financing activities		3,118,936	(19,967,293)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		6,047,762	(134,941,620)
Cash and cash equivalents at 1 January		30,681,058	165,622,678
Cash and cash equivalents at 31 December		36,728,820	30,681,058
Analysis of the balances of cash and cash equivalents			
Cash at banks		36,723,187	30,678,719
Cash in hand		5,633	2,339
		36,728,820	30,681,058

The accompanying notes form an integral part of these consolidated financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1 General information

CSOP Asset Management Limited (the "Company") provides asset management services. The Company is licensed by the Hong Kong Securities and Futures Commission to carry out Type 4 (advising on securities) and Type 9 (asset management) regulated activities.

The Company is a limited liability company incorporated in Hong Kong. The address of its registered office is Suite 2802, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong.

China Southern Fund Management Co. Ltd., a company incorporated in the People's Republic of China, is the immediate and ultimate holding company of the Company.

These consolidated financial statements of the Company and its subsidiaries (together, the "Group") are presented in HK dollars ("HK\$"), unless otherwise stated.

2 Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the preparation of these consolidated financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

2.1 Basis of preparation

The consolidated financial statements of the Group have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRS"). The consolidated financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the available-for-sale financial assets, and financial assets and liabilities (including derivative instruments) at fair value through profit or loss.

The preparation of consolidated financial statements in conformity with HKFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires management to exercise its judgement in the process of applying the Group's accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to the consolidated financial statements are disclosed in Note 4.

New standards and interpretations not yet adopted

A number of new standards and amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 1 January 2013, and have not been applied in preparing these consolidated financial statements. None of these is expected to have a significant effect on the consolidated financial statements of the Group, except the following set out below:

Amendment to HKAS 1, "Financial statement presentation" regarding other comprehensive income. The main change resulting from these amendments is a requirement for entities to group items presented in "other comprehensive income" (OCI) on the basis of whether they are potentially reclassifiable to profit or loss subsequently (reclassification adjustments). The amendments do not address which items are presented in OCI.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.1 Basis of preparation (Continued)

New standards and interpretations not yet adopted (Continued)

HKAS 19, "Employee benefits", requires the Group to immediately recognise all past service costs; and to replace interest cost and expected return on plan assets with a net interest amount that is calculated by applying the discount rate to the net defined benefit liability (asset). The Group is yet to assess HKAS 19's full impact and intends to adopt HKAS 19 no later than the accounting period beginning on or after 1 January 2013.

HKFRS 9, "Financial instruments", addresses the classification, measurement and recognition of financial assets and financial liabilities. HKFRS 9 was issued in November 2009 and October 2010. It replaces the parts of HKAS 39 that relate to the classification and measurement of financial instruments. HKFRS 9 requires financial assets to be classified into two measurement categories: those measured as at fair value and those measured at amortised cost. The determination is made at initial recognition. The classification depends on the entity's business model for managing its financial instruments and the contractual cash flow characteristics of the instrument. For financial liabilities, the standard retains most of the HKAS 39 requirements. The main change is that, in cases where the fair value option is taken for financial liabilities, the part of a fair value change due to an entity's own credit risk is recorded in other comprehensive income rather than the income statement, unless this creates an accounting mismatch. The Group is yet to assess HKFRS 9's full impact and intends to adopt HKFRS 9 no later than the accounting period beginning on or after 1 January 2015.

HKFRS 10, "Consolidated financial statements", builds on existing principles by identifying the concept of control as the determining factor in whether an entity should be included within the consolidated financial statements of the parent company. The standard provides additional guidance to assist in the determination of control where this is difficult to assess. The Group is yet to assess HKFRS 10's full impact and intends to adopt HKFRS 10 no later than the accounting period beginning on or after 1 January 2013.

HKFRS 12, "Disclosures of interests in other entities", includes the disclosure requirements for all forms of interests in other entities, including joint arrangements, associates, special purpose vehicles and other off balance sheet vehicles. The Group is yet to assess HKFRS 12's full impact and intends to adopt HKFRS 12 no later than the accounting period beginning on or after 1 January 2013.

HKFRS 13, "Fair value measurement", aims to improve consistency and reduce complexity by providing a precise definition of fair value and a single source of fair value measurement and disclosure requirements for use across HKFRS. The requirements, which are largely aligned between HKFRS and accounting principles generally accepted in the United States of America ("US GAAP"), do not extend the use of fair value accounting but provide guidance on how it should be applied where its use is already required or permitted by other standards within HKFRS or US GAAP.

There are no other HKFRS or HK(IFRIC) interpretations that are not yet effective that would be expected to have a material impact on the Group.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.2 Subsidiaries

(a) Consolidation

Subsidiaries are all entities which the Group has the power to govern the financial and operating policies generally accompanying a shareholding of more than one half of the voting rights. The existence and effect of potential voting rights that are currently exercisable or convertible are considered when assessing whether the Group controls another entity. The Group also assesses existence of control where it does not have more than 50% of the voting power but is able to govern the financial and operating policies by virtue of de-facto control. De-facto control may arise from circumstances where it does not have more than 50% of the voting power but is able to govern the financial and operating policies by virtue of de-facto control. Subsidiary is fully consolidated from the date on which control is transferred to the Group. They are de-consolidated from the date that control ceases.

The Group uses the acquisition method of accounting to account for business combinations. The consideration transferred for the acquisition of a subsidiary is the fair values of the assets transferred, the liabilities incurred and the equity interests issued by the Group. The consideration transferred includes the fair value of any asset or liability resulting from a contingent consideration arrangement. Acquisition-related costs are expensed as incurred. Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured initially at their fair values at the acquisition date. On an acquisition-by-acquisition basis, the Group recognises any non-controlling interest in the acquiree either at fair value or at the non-controlling interest's proportionate share of the acquiree's net assets.

Inter-company transactions, balances, income and expenses on transactions between group companies are eliminated. Profits and losses resulting from inter-company transactions that are recognised in assets are also eliminated. Accounting policies of subsidiaries have been changed where necessary to ensure consistency with the policies adopted by the Group.

(b) Separate financial statements

Investment in subsidiaries at the Company level is accounted for as available-for-sale financial assets and stated at fair value in accordance with HKAS 39 "Financial Instrument: Recognition and Measurement".

2.3 Associates

Associates are entities over which the Group has significant influence but not control, generally accompanying a shareholding of between 20% and 50% of the voting rights. Investments in associates are accounted for using the equity method of accounting. Under the equity method, the investment is initially recognised at cost, and the carrying amount is increased or decreased to recognise the investor's share of the profit or loss of the investee after the date of acquisition. The Group's investment in associates includes goodwill identified on acquisition.

If the ownership interest in an associate is reduced but significant influence is retained, only a proportionate share of the amounts previously recognised in other comprehensive income is reclassified to profit or loss where appropriate.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**2 Summary of significant accounting policies (Continued)****2.3 Associates (Continued)**

The Group's share of post-acquisition profit or loss is recognised in the consolidated statement of comprehensive income, and its share of post-acquisition movements in other comprehensive income is recognised in other comprehensive income with a corresponding adjustment to the carrying amount of the investment. When the Group's share of losses in an associate equals or exceeds its interest in the associate, including any other unsecured receivables, the group does not recognise further losses, unless it has incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the associate.

The Group determines at each reporting date whether there is any objective evidence that the investment in the associate is impaired. If this is the case, the Group calculates the amount of impairment as the difference between the recoverable amount of the associate and its carrying value and recognises the amount adjacent to "share of profit/(loss) of associates" in the consolidated statement of comprehensive income.

Profits and losses resulting from upstream and downstream transactions between the Group and its associate are recognised in the Group's financial statements only to the extent of unrelated investor's interests in the associates. Unrealised losses are eliminated unless the transaction provides evidence of an impairment of the asset transferred. Accounting policies of associates have been changed where necessary to ensure consistency with the policies adopted by the Group.

The Group has invested in certain investment funds that it manages. As an investment manager, the Group may put seed capital in investment funds that it manages in order to facilitate their launch. The purpose of seed capital is to ensure that the investment funds can have a reasonable starting fund size to operate and to build track record. The Group may subsequently vary the holding of these seed capital investments depending on the market conditions and various other factors. The Group has applied the scope exclusion within HKAS 28 "Investments in Associates" for mutual funds, unit trusts and similar entities and such investments are classified as financial assets at fair value through profit or loss.

2.4 Foreign currency translation**(a) Functional and presentation currency**

Items included in the financial statements of each of the Group's entities are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the "functional currency"). The consolidated financial statements are presented in HK dollars, which is the Company's functional and the Group's presentation currency.

(b) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions or valuation where items are re-measured. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

Foreign exchange gains and losses that relate to borrowings and cash and cash equivalents are presented in the consolidated statement of comprehensive income within "finance income or costs". All other foreign exchange gains and losses are presented in the consolidated statement of comprehensive income within "other gains/(losses)".

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.4 Foreign currency translation (Continued)

(b) Transactions and balances (Continued)

Changes in the fair value of monetary securities denominated in foreign currency classified as available-for-sale are analysed between translation differences resulting from changes in the amortised cost of the security and other changes in the carrying amount of the security. Translation differences related to changes in amortised cost are recognised in profit or loss, and other changes in carrying amount are recognised in other comprehensive income.

Translation differences on non-monetary financial assets and liabilities such as equities held at fair value through profit or loss are recognised in profit or loss as part of the fair value gain or loss. Translation differences on non-monetary financial assets such as equities classified as available-for-sale are included in other comprehensive income.

(c) Group companies

The results and financial position of all the group entities (none of which has the currency of a hyper-inflationary economy) that have a functional currency different from the presentation currency are translated into the presentation currency as follows:

- (i) assets and liabilities presented are translated at the closing rate at the year end date;
- (ii) income and expenses are translated at average exchange rates (unless this average is not a reasonable approximation of the cumulative effect of the rates prevailing on the transaction dates, in which case income and expenses are translated at the rate on the dates of the transactions); and
- (iii) all resulting exchange differences are recognised in other comprehensive income.

On consolidation, exchange differences arising from the translation of the net investment in foreign operations are taken to other comprehensive income. When a foreign operation is partially disposed of or sold, exchange differences that were recorded in equity are recognised in the consolidated statement of comprehensive income as part of the gain or loss on sale.

2.5 Property, plant and equipment

Property, plant and equipment is stated at historical cost less accumulated depreciation. Historical cost includes expenditure that is directly attributable to the acquisition of the items.

Subsequent costs are included in the asset's carrying amount or recognised as a separate asset, as appropriate, only when it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Group and the cost of the item can be measured reliably. The carrying amount of the replaced part is derecognised. All other repairs and maintenance are charged to the consolidated statement of comprehensive income during the financial period in which they are incurred.

Depreciation is calculated using the straight-line method to allocate their cost or revalued amounts to their residual values over their estimated useful lives, as follows:

Leasehold improvements	over lease term
Office equipment	3 - 5 years
Furniture and fixtures	5 years

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.5 Property, plant and equipment (Continued)

The assets' residual values and useful lives are reviewed, and adjusted if appropriate, at the end of each reporting period. An asset's carrying amount is written down immediately to its recoverable amount if the asset's carrying amount is greater than its estimated recoverable amount.

Gains and losses on disposals are determined by comparing the proceeds with the carrying amount and are recognised within "other gains/(losses)" in the consolidated statement of comprehensive income.

2.6 Impairment of non-financial assets

Assets that have an indefinite useful life, for example goodwill, are not subject to amortization and are tested annually for impairment. Assets are reviewed for impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. An impairment loss is recognised for the amount by which the asset's carrying amount exceeds its recoverable amount. The recoverable amount is the higher of an asset's fair value less costs to sell and value in use. For the purposes of assessing impairment, assets are grouped at the lowest levels for which there are separately identifiable cash flows (cash-generating units). Non-financial assets other than goodwill that suffered an impairment are reviewed for possible reversal of the impairment at each year end date.

2.7 Financial assets and liabilities

2.7.1 Classification

The Group classifies its financial assets in the following categories: financial assets at fair value through profit or loss and available-for-sale. The classification depends on the purpose for which the financial assets were acquired. Management determines the classification of its financial assets at initial recognition. The Group classifies its financial liabilities as financial liabilities at fair value through profit or loss.

(a) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

Financial asset and liabilities at fair value through profit or loss are classified as held for trading if it is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term or if on initial recognition is part of a portfolio of identifiable financial investments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking. Derivatives are also categorised as held for trading. The Fund does not classify any derivatives as hedges in a hedging relationship. Financial assets and liabilities in this category are classified as current assets and current liabilities respectively if expected to be settled within 12 months; otherwise, they are classified as non-current.

(b) Available-for-sale financial assets

Available-for-sale financial assets are non-derivatives that are either designated in this category or not classified in any of the other categories. They are included in non-current assets unless the investment matures or management intends to dispose of it within 12 months of the end of the reporting period.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.7 Financial assets and liabilities (Continued)

2.7.2 Recognition and measurement

Regular way purchases and sales of financial assets are recognised on the trade-date – the date on which the Group commits to purchase or sell the asset. Investments are initially recognised at fair value plus transaction costs for all financial assets not carried at fair value through profit or loss. Financial assets carried at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value, and transaction costs are expensed in the consolidated statement of comprehensive income. Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or have been transferred and the Group has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Available-for-sale financial assets and financial assets at fair value through profit or loss are subsequently carried at fair value.

Gains or losses arising from changes in the fair value of the “financial assets/(liabilities) at fair value through profit or loss” category are presented in the consolidated statement of comprehensive income within “other gains/(losses)” in the period in which they arise. Dividend income from financial assets at fair value through profit or loss is recognised in the consolidated statement of comprehensive income as part of other income when the Group’s right to receive payments is established.

Changes in the fair value of monetary and non-monetary securities classified as available-for-sale are recognised in other comprehensive income.

When securities classified as available-for-sale are sold or impaired, the accumulated fair value adjustments recognised in equity are included in the consolidated statement of comprehensive income as “realised gains/(losses) on available-for-sale financial assets”.

2.8 Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the balance sheet when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

2.9 Impairment of financial assets

(a) Assets carried at amortised cost

The Group assesses at the end of each reporting period whether there is objective evidence that a financial asset or group of financial assets is impaired. A financial asset or a group of financial assets is impaired and impairment losses are incurred only if there is objective evidence of impairment as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset (a “loss event”) and that loss event (or events) has an impact on the estimated future cash flows of the financial asset or group of financial assets that can be reliably estimated.

The amount of the loss is measured as the difference between the asset’s carrying amount and the present value of estimated future cash flows (excluding future credit losses that have not been incurred) discounted at the financial asset’s original effective interest rate. The asset’s carrying amount of the asset is reduced and the amount of the loss is recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.9 Impairment of financial assets (Continued)

(a) Assets carried at amortised cost (Continued)

If, in a subsequent period, the amount of the impairment loss decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised (such as an improvement in the debtor's credit rating), the reversal of the previously recognised impairment loss is recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

(b) Assets classified as available-for-sale

The Group assesses at the end of each reporting period whether there is objective evidence that a financial asset or a group of financial assets is impaired. In the case of equity investments classified as available-for-sale, a significant or prolonged decline in the fair value of the security below its cost is also evidence that the assets are impaired. If any such evidence exists for available-for-sale financial assets, the cumulative loss - measured as the difference between the acquisition cost and the current fair value, less any impairment loss on that financial asset previously recognised in profit or loss - is removed from equity and recognised in the consolidated statement of comprehensive income. Impairment losses recognised in the consolidated statement of comprehensive income on equity instruments are not reversed through the consolidated statement of comprehensive income.

2.10 Receivables

Receivables are amounts due from brokers, deposits and prepayments. If their settlement is expected in one year or less, they are classified as current assets. If not, they are presented as non-current assets.

Receivables are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less provision for impairment. A provision for impairment of receivable is established when there is objective evidence that the Company will not be able to collect all amounts due according to the original terms of the receivables.

2.11 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes cash in hand, deposits held at call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less, and bank overdrafts. Bank overdrafts, if any, are shown in current liabilities in the statement of financial position.

2.12 Share capital

Ordinary shares are classified as equity.

Incremental costs directly attributable to the issue of new shares or options are shown in equity as a deduction, net of tax, from the proceeds.

2.13 Payables

Payables are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method.

Payables are classified as current liabilities if payment is due within one year or less. If not, they are presented as non-current liabilities.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.14 Current and deferred tax

The tax expense for the period comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the consolidated statement of comprehensive income, except to the extent that it relates to items recognised in other comprehensive income or directly in equity. In this case the tax is also recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

The current tax charge is calculated on the basis of the tax laws enacted or substantively enacted at the balance sheet date in the countries where the Company's subsidiary operate and generate taxable income. Management periodically evaluates positions taken in tax returns with respect to situations in which applicable tax regulation is subject to interpretation and establishes provisions where appropriate on the basis of amounts expected to be paid to the tax authorities.

Deferred tax is recognised, using the liability method, on temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the consolidated financial statements. However, the deferred tax is not accounted for if it arises from initial recognition of an asset or liability in a transaction other than a business combination that at the time of the transaction affects neither accounting nor taxable profit or loss. Deferred tax is determined using tax rates (and laws) that have been enacted or substantially enacted by the balance sheet date and are expected to apply when the related deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled.

Deferred tax assets are recognised only to the extent that it is probable that future taxable profit or taxable temporary differences will be available against which the deductible temporary differences can be utilised. Deferred tax liabilities are recognised in full in the consolidated statement of comprehensive income.

Deferred tax is provided on temporary differences arising on investments in subsidiaries, except where the timing of the reversal of the temporary difference is controlled by the Group and it is probable that the temporary difference will not reverse in the foreseeable future.

Deferred tax assets and liabilities are offset when there is a legally enforceable right to offset current tax assets against current tax liabilities and when the deferred taxes assets and liabilities relate to taxes levied by the same taxation authority on either the taxable entity or different taxable entities where there is an intention to settle the balances on a net basis.

2.15 Revenue recognition

Revenue comprises the fair value of the consideration received or receivable for provision of asset management services.

The Group recognises revenue when the amount of revenue can be reliably measured and it is probable that future economic benefits will flow to the entity.

Interest income is recognised using the effective interest method. When a loan and receivable is impaired, the Group reduces the carrying amount to its recoverable amount, being the estimated future cash flow discounted at the original effective interest rate of the instrument, and continues unwinding the discount as interest income. Interest income on impaired loan and receivables are recognised using the original effective interest rate.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

2 Summary of significant accounting policies (Continued)

2.16 Income and expenses

Interest income is recognised on a time proportionate basis taking into account the principal outstanding and the effective interest rate applicable.

Expenses are recognised on an accrual basis.

2.17 Operating leases (as the lessee)

Leases where substantially all the risks and rewards of ownership of assets remain with the lessor are accounted for as operating leases. Payments made under operating leases net of any incentives received from the lessor are charged to the consolidated statement of comprehensive income on a straight-line basis over the lease periods.

2.18 Employment benefits

(i) Bonus plan

The expected cost of bonus payments is recognised as a liability when the Group has a present legal or constructive obligation as a result of services rendered by employees and a reliable estimate of the obligations can be made.

Liabilities for bonus are expected to be settled within 12 months and measured at the amounts expected to be paid when they are settled.

(ii) Pension obligations

The Company participates in a mandatory provident fund scheme, the assets of which are held in a separate trustee-administrated fund. The pension plans are funded by payments from employees and by the Company.

The Company's contributions to the mandatory provident fund scheme are expensed as incurred. This plan is funded by payments from both employees and the Group. The Company has no further payment obligations once the contributions have been paid.

(iii) Employee leave entitlements

Employee entitlements to annual leave are recognised when they accrue to employees. A provision is made for the estimated liability for annual leave as a result of services rendered by employees up to the balance sheet date.

Employee entitlements to sick leave and maternity leave are not recognised until the time of leave.

2.19 Comparatives

Certain comparative year balances have been reclassified to conform with the current year's presentation.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management

The Group's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including foreign exchange risk, fair value and cash flow interest risk, and price risk), credit risk and liquidity risk. The Group's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Group's financial performance. The Group may use derivative financial instruments to hedge certain risk exposures.

(a) Market price risk

Market price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether those changes are caused by factors specific to the individual instrument or factors affecting all instruments in the market.

At 31 December 2012, the Group's market risk was affected by three main components: changes in actual market prices, interest rate and foreign currency movements. Interest rate and foreign currency movements are covered in notes 3(b) and 3(e) below respectively. The Group's market price risk is managed by seeking to moderate risk through selection of securities within specified limits.

The table below summarises the Group's net market price risk exposure.

Analysis of financial assets and liabilities by products:

	2012 HK\$	2011 HK\$
Financial assets		
- Listed equities - Hong Kong and China	107,960,148	63,533,764
- Unlisted investment funds	149,413,706	109,088,892
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>257,373,854</u>	<u>172,622,656</u>
Financial liabilities		
- Listed equities	20,402,200	38,253,525
- Futures (Note)	124,000	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	<u>20,526,200</u>	<u>38,253,525</u>
Net gains on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss		
- Realised gains	2,901,086	22,384,658
- Change in unrealised gains/losses	31,773,039	(21,123,055)
Total net gains	<u>34,674,125</u>	<u>1,261,603</u>

Note:

As at 31 December 2012, the notional value of exchange traded futures in the Hang Seng H-share Index is amounted to US\$2,511,735 (equivalent to HK\$19,466,700).

Refer to Note 9 for the details of available-for-sale financial assets of HK\$26,135,396 (2011: HK\$26,367,280).

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(a) Market price risk (Continued)

The table below summarises the impact of increases/decreases of the benchmark index to which the Group is comparing with. The analysis is based on the assumption that the index had increased/decreased by the respective percentage and the Group's investments moved according to the historical correlation with the index. This analysis is dependent on historical data and therefore relies on the appropriateness of the data set being used.

	2012	
	Change in market index %	Impact on net assets HK\$
Hang Seng China Enterprises Index	+/- 12%	+/- 3,278,061
	2011	
	Change in market index %	Impact on net assets HK\$
Hang Seng China Enterprises Index	+/- 20%	+/- 5,088,972

Changes in benchmark index % are revised annually depending on management's current view of market volatility and other relevant factors.

Actual movements of the reasonable possible shift may be greater or less than anticipated due to a number of factors, including unusually large market shocks resulting from changes in the performance of economics and markets subsequent to the period end in which the Group invests. As a result, the reasonable possible shift used for the purpose of market price risk sensitivity analysis may not be a definitive indicator of future variations in the risk variables.

The Group does not manage with reference to any market indices. The Group is also not directly correlated with any market indices. The market index used in the above table should be used solely for guidance purpose.

There were exposures to individual investments representing over 5% of the Group's net asset value at reporting date. The table below summarises those investments.

Name of the investments	2012		2011	
	HK\$	% of net asset value of the Group	HK\$	% of net asset value of the Group
EJF Greater China Fund, Ltd.	26,135,396	7.7	26,367,280	8.8
CSOP Shen Zhou Fund	37,849,171	11.2	-	N/A
China Southern Dragon Dynamic Fund - China New Balance Opportunity Fund ("CNBO")	48,538,951	14.3	29,767,766	9.9
China Southern Dragon Dynamic Fund - RMB High Yield Bond Fund ("CNBB")	63,025,584	18.6	79,321,126	26.3

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(b) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in market interest rates.

The Group is exposed to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

At 31 December 2012, the Group's net interest rate risk exposure was HK\$174,257,703 (2011: HK\$137,132,480). If interest rates had been 25 basis points higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to owner would have been impacted by HK\$1,055,771 (2011: HK\$342,831) higher or lower at 31 December 2012.

(c) Credit risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty to a financial instrument will cause the Group financial loss by failing to discharge its obligations. The Group seeks to minimise this risk of loss by monitoring the selection of counterparties and by minimizing the reliance placed on individual counterparties.

The Group maintains a list of approved brokers selected to manage the risk that a broker may fail and lead to a loss on trade. All transactions in listed investments are settled on a delivery versus payment basis using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made when the Group's custodian bank has received payment. For a purchase, payment is made once the securities have been received by the Group's custodian bank. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

Bank balances are placed with reputable financial institutions.

	2012 HK\$	2011 HK\$
<u>Cash and cash equivalents</u>		
Industrial and Commercial Bank of China (Asia)	36,723,187	30,678,719
<u>Margin deposit and cash at prime broker</u>		
Goldman Sachs International	36,654,128	91,133,456
<u>Financial assets at fair value through profit or loss</u>		
BOCI-Prudential Trustee Limited	79,206,038	-
Citibank International plc (Luxembourg Branch)	111,564,536	109,088,892
Goldman Sachs International	14,026,478	40,124,142
Montague Place Custody Services	52,576,802	23,409,622
	257,373,854	172,622,656
<u>Available-for-sale financial assets</u>		
Citigroup Global Markets, Inc.	26,135,396	26,367,280

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(c) Credit risk (Continued)

The following table summarises the assets placed with counterparties as at 31 December 2012 and 2011.

	2012 HK\$	2011 HK\$
BOCI-Prudential Trustee Limited	79,206,038	-
Citibank International plc (Luxembourg Branch)	111,564,536	109,088,892
Citigroup Global Markets, Inc.	26,135,396	26,367,280
Goldman Sachs International	50,680,606	131,257,598
Industrial and Commercial Bank of China (Asia)	36,723,187	30,678,719
Montague Place Custody Services	52,576,802	23,409,622
	2012 Note (i)	2011 Note (i)
BOCI-Prudential Trustee Limited	Unrated	Unrated
Citibank International plc (Luxembourg Branch)	A-	A-
Citigroup Global Markets, Inc.	A	A
Goldman Sachs International	A-	A-1
Industrial and Commercial Bank of China (Asia)	A1	A-2
Montague Place Custody Services	A	A-

Note (i): Standard & Poor's long-term issuer credit rating

The Group maintains a margin account at the Prime Brokers which represents charged amounts held as collateral against short positions and derivative financial instruments to which the Prime Broker is the counterpart.

The levels of collateral held and margin rates charged vary depending on the financial instrument and the relevant market. All transactions pursuant to the terms of the ISDA Master Agreement are designated as mutual dealings and the parties are entitled to set off credits and debits notwithstanding that the transactions concerned may be governed by different documentation.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(d) Liquidity risk

The Group is exposed to liquidity risk when it encounters difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities. It manages liquidity risk by maintaining sufficient cash and cash equivalents.

The table below analyses the Group's and the Company's financial liabilities. The amounts disclosed in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying balances, as the impact of discounting is not significant.

	Less than 1 month HK\$	1-6 months HK\$	Over 6 months HK\$	Total HK\$
Group				
At 31 December 2012				
Accrued liabilities and other payables	11,742,493	23,255,626	-	34,998,119
Total liabilities	<u>11,742,493</u>	<u>23,255,626</u>	<u>-</u>	<u>34,998,119</u>
At 31 December 2011				
Accrued liabilities and other payables	4,533,851	7,607,265	548,744	12,689,860
Total liabilities	<u>4,533,851</u>	<u>7,607,265</u>	<u>548,744</u>	<u>12,689,860</u>
	Less than 1 month HK\$	1-6 months HK\$	Over 6 months HK\$	Total HK\$
Company				
At 31 December 2012				
Accrued liabilities and other payables	3,596,693	23,255,626	-	26,852,319
Total liabilities	<u>3,596,693</u>	<u>23,255,626</u>	<u>-</u>	<u>26,852,319</u>
At 31 December 2011				
Accrued liabilities and other payables	154,353	7,607,265	548,744	8,310,362
Total liabilities	<u>154,353</u>	<u>7,607,265</u>	<u>548,744</u>	<u>8,310,362</u>

As at 31 December 2012, the Group held cash and cash equivalents of HK\$36,728,820 (2011: HK\$30,681,058), margin deposit and cash at prime broker of HK\$36,654,128 (2011: HK\$91,133,456), amount due from immediate holding company of HK\$6,471,914 (2011: HK\$20,750,091), other receivables of HK\$33,948,015 (2011: HK\$9,063,136) and financial assets at fair value through profit or loss of HK\$107,960,148 (2011: HK\$63,533,764) that are expected to readily generate cash inflows for managing liquidity risk within three months.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(e) Foreign exchange risk

The functional currency of the Group is HK dollar. The Group is therefore exposed to foreign exchange risk, as the value of the assets denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates.

The Group's transactions, assets and liabilities are mainly denominated in United States dollars ("US dollars"), HK dollars, Renminbi ("RMB") and Euro ("EUR"). Assets and liabilities denominated in Hong Kong dollar is not considered as subject to foreign exchange risk as it is currently pegged to the US dollar within a narrow range.

At 31 December 2012, the Group's net exposure to RMB was HK\$79,089,647 (2011: HK\$36,961,773). Considering the possible reasonable shift in 20 basis points higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to owner would have been impacted by HK\$158,179 (2011: HK\$73,924) higher or lower at 31 December 2012.

At 31 December 2012, the Group's net exposure to EUR was HK\$17,116,388 (2011: HK\$39,798). Considering the possible reasonable shift in 20 basis points higher or lower with all other variables held constant, net assets attributable to owner would have been impacted by HK\$34,233 (2011: HK\$80) higher or lower at 31 December 2012.

(f) Capital management

The Group's objectives when managing capital are to safeguard the Group's ability to continue as a going concern in order to provide returns for shareholders and benefits for other stakeholders and to maintain an optimal capital structure to reduce the cost of capital.

In order to maintain or adjust the capital structure, the Group may adjust the amount of dividends paid to shareholders, return capital to shareholders, issue new shares or sell assets to reduce debt.

(g) Fair value estimation

HKFRS requires the Group to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is, derived from prices) (level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(g) Fair value estimation (Continued)

The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Group. The Group considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The following table analyses within the fair value hierarchy the Group's financial assets and liabilities (by class) measured at fair value at year end date:

	Level 1 HK\$	Level 2 HK\$	Level 3 HK\$	Total HK\$
At 31 December 2012				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
- listed equities	107,960,148	-	-	107,960,148
- unlisted investment funds	-	149,413,706	-	149,413,706
Available-for-sale financial assets:				
- unlisted investment funds	-	26,135,396	-	26,135,396
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss:				
- listed equities	(20,402,200)	-	-	(20,402,200)
- futures	(124,000)	-	-	(124,000)
Net financial assets	87,433,948	175,549,102	-	262,983,050
At 31 December 2011				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss:				
- listed equities	63,533,764	-	-	63,533,764
- unlisted investment funds	-	109,088,892	-	109,088,892
Available-for-sale financial assets:				
- unlisted investment funds	-	26,367,280	-	26,367,280
Liabilities				
Financial liabilities at fair value through profit or loss:				
- listed equities	(38,253,525)	-	-	(38,253,525)
Net financial assets	25,280,239	135,456,172	-	160,736,411

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

3 Financial risk management (Continued)

(g) Fair value estimation (Continued)

Investments which values are based on quoted market prices in active markets, and therefore classified within level 1, include active listed equities and exchange traded derivatives. The Group does not adjust the quoted price for these instruments.

For the year ended 31 December 2012, there were no significant transfers of financial assets between the levels of fair value hierarchy classifications.

4 Critical accounting estimates and judgements

The Directors make estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates may not equal the actual results. The estimates and assumptions that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities are outlined below:

Investments in other investment funds

The Company's investments in investment funds are stated with reference to the net asset value provided by the respective administrators of the investment funds as determined by the directors. If the net asset value of the investment funds is not available or the directors consider that such net asset value is not reflective of fair value, the directors may exercise their judgement and discretion to determine the fair value of the investment funds. The directors consider that the above valuation approach is the best estimate of fair value of the investment funds.

5 Financial instruments by category - Group and Company

Apart from financial assets at fair value through profit or loss and available-for-sale financial assets as disclosed in the Group's consolidated balance sheet and Company's balance sheet which are classified as the same, all other financial assets as disclosed in the Group's consolidated balance sheet and Company's balance sheet, including amount due from immediate holding company, other receivables, margin deposit and cash at prime broker and cash and cash equivalents, are categorised as "loans and receivables".

Apart from financial liabilities at fair value through profit or loss as disclosed in the consolidated balance sheet which are classified as the same, all other financial liabilities as disclosed in the Group's consolidated balance sheet and Company's balance sheet, including accrued liabilities and other payables, are categorised as "other financial liabilities".

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

6 Current and deferred taxation

(a) Tax expense

Hong Kong profits tax has been provided at the rate of 16.5% (2011: 16.5%) on the estimated assessable profit for the year.

	2012 HK\$	2011 HK\$
Hong Kong profits tax	6,867,156	4,370,742
Under/(over) provision in prior years	2,483,327	(369,586)
Current tax	9,350,483	4,001,156
Deferred tax relating to the origination and reversal of temporary differences (Note 6(b))	(134,097)	(24,715)
Taxation charge	9,216,386	3,976,441

The tax on the Group's and Company's profit before tax differs from the theoretical amount that would arise using the tax rate of the home country of the Group and Company as follows:

	2012 HK\$	2011 HK\$
Profit before tax	47,249,358	10,618,792
Tax calculated at local rate of 16.5% (2011: 16.5%)	7,796,144	1,752,101
Under/(over) provision of tax in prior years	2,483,327	(369,586)
Income not subject to tax	(2,376,635)	(255,790)
Deemed profit from investment in a fund	-	2,630,771
Expenses not deductible for tax purposes	1,561,997	218,945
Others	(248,447)	-
Taxation charge	9,216,386	3,976,441

(b) Deferred taxation

	2012 HK\$	2011 HK\$
Deferred tax assets	158,812	24,715

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

6 Current and deferred taxation (Continued)

(b) Deferred taxation (Continued)

The movement of the Company's deferred tax assets during the year is as follows:

	Accelerated tax depreciation HK\$
At 1 January 2011	-
Credited to the consolidated statement of comprehensive income	24,715
At 31 December 2011 and 1 January 2012	24,715
Credited to the consolidated statement of comprehensive income	134,097
At 31 December 2012	<u>158,812</u>

7 Property, plant and equipment - Group and Company

	Group and Company			
	Furniture and fixtures HK\$	Office equipment HK\$	Leasehold improve- ments HK\$	Total HK\$
Year ended 31 December 2012				
Opening net book amount	108,084	463,426	495,773	1,067,283
Additions	4,380	199,631	8,535	212,546
Depreciation	(35,294)	(252,015)	(504,308)	(791,617)
Closing net book amount	<u>77,170</u>	<u>411,042</u>	<u>-</u>	<u>488,212</u>
At 31 December 2012				
Cost	188,103	1,306,910	1,607,942	3,102,955
Accumulated depreciation	(110,933)	(895,868)	(1,607,942)	(2,614,743)
Net book amount	<u>77,170</u>	<u>411,042</u>	<u>-</u>	<u>488,212</u>
Year ended 31 December 2011				
Opening net book amount	62,493	531,779	481,771	1,076,043
Additions	71,460	205,650	383,420	660,530
Depreciation	(25,869)	(274,003)	(369,418)	(669,290)
Closing net book amount	<u>108,084</u>	<u>463,426</u>	<u>495,773</u>	<u>1,067,283</u>
At 31 December 2011				
Cost	183,723	1,107,279	1,599,407	2,890,409
Accumulated depreciation	(75,639)	(643,853)	(1,103,634)	(1,823,126)
Net book amount	<u>108,084</u>	<u>463,426</u>	<u>495,773</u>	<u>1,067,283</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**8 Investment in subsidiaries - Company**

	2012 HK\$	2011 HK\$
Unlisted investment in subsidiaries, at fair value	<u>98,588,880</u>	<u>95,221,158</u>

The following is a list of subsidiaries at 31 December 2012:

Name	Place of incorporation	Principal activities and place of operation	Particulars of issued shares held	Interest held
CSOP Greater China Absolute Return Fund	Cayman Islands	Invests in the Greater China Region to pursue absolute returns and to achieve medium to long-term capital appreciation	105,666 out of 130,666 redeemable participating shares with par value of US\$0.001 per share	81%
DHF & Co., Ltd.	British Virgin Islands	Dormant	1 issued share with par value of HK\$1	100%

9 Available-for-sale financial assets

On 1 December 2010, the Company invested US\$1,000,000 (equivalent to HK\$7,768,400) in EJJ Greater China Master Fund, Ltd. (the "EJJ Master Fund") for 10,000 shares at US\$100 (equivalent to HK\$775) each. On 4 January 2011, the Company invested an additional of US\$2,000,000 (equivalent to HK\$15,537,800) in the EJJ Master Fund. On 1 August 2011, the Company has disposed of all the investment in the EJJ Master Fund and a realised gain of HK\$3,301,396 is recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

On the same date, the Company invested US\$3,417,363 (equivalent to HK\$26,607,596) in EJJ Greater China Fund, Ltd. ("EJJ Fund"). The EJJ Fund will seek to achieve its investment objective by investing all or substantially all of its assets in the EJJ Master Fund, which has the same investment objective as the EJJ Fund. The fair value of the investment amounted to HK\$26,135,396 as at 31 December 2012 (2011: HK\$26,367,280) and for the year ended 31 December 2012, a unrealised loss of HK\$231,884 (2011: HK\$240,316) is recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

The Company acts as investment advisor of the EJJ Fund by providing investment fund advisory service.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED

(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**10 Financial assets at fair value through profit or loss**

On 24 May 2010, the Company (the "Subscriber") purchased a convertible bond issued by Huscoke Resources Holding Limited (the "Issuer") for a consideration of HK\$38,500,000. The convertible bond is a senior unsubordinated and secured convertible bond in the aggregate principal amount of HK\$38,500,000 with interest of 8% per annum to be issued by the Issuer in favour of the Subscriber. The maturity date is 3 years (i.e. 24 May 2013) after date of purchase of the convertible bond. The fair value of the convertible bond was HK\$40,267,150 as at 31 December 2010. The convertible bond has been fully disposed of on 7 September 2011 and a realised gain of HK\$4,207,977 is recognised in the consolidated statement of comprehensive income during the year ended 31 December 2011.

On 23 February 2012, the Company invested RMB30,000,000 (equivalent to HK\$36,933,532) in CSOP Shen Zhou Fund for 3,000,000 shares at RMB10 (equivalent to HK\$12.3) each. The fair value of the fund is HK\$37,849,171 as at 31 December 2012 (2011: nil) and an unrealised gain of HK\$915,639 (2011: nil) is recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

During the year ended 31 December 2012 and 2011, the Company also invested through a series of subscriptions and redemption over China Southern Dragon Dynamic Fund - China New Balance Opportunity Fund ("CNBO") and China Southern Dragon Dynamic Fund - RMB High Yield Bond Fund ("CNBB") (together, the "China Southern Sub-funds") throughout the year.

As at 31 December 2012, the total amount invested into the China Southern Sub-funds amounted to HK\$99,202,061 (2011: HK\$123,372,208), of which HK\$39,214,008 (2011: HK\$31,164,208) was invested into CNBO while HK\$59,988,053 (2011: HK\$92,208,000) was invested into CNBB. As at 31 December 2012, the fair value of the China Southern Sub-funds is HK\$111,564,535 (2011: HK\$109,088,892) and for the year ended 31 December 2012, a unrealised gain of HK\$26,645,790 (2011: unrealised loss of HK\$14,283,316) and a realised loss of HK\$3,323,995 (2011: nil) is recognised in the consolidated statement of comprehensive income.

11 Other receivables - Group

The carrying amounts of other receivables, which approximate to their fair values, are as follows:

	2012 HK\$	2011 HK\$
Amount due from brokers	6,975,261	5,396,865
Rental deposits	3,234,197	1,440,429
Management fee and performance fee receivable	18,798,440	764,503
Prepayments	738,697	293,278
Other accounts receivable	4,201,420	1,168,061
	<u>33,948,015</u>	<u>9,063,136</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

12 Cash and cash equivalents - Group and Company

	<u>Group</u>		<u>Company</u>	
	2012	2011	2012	2011
	HK\$	HK\$	HK\$	HK\$
Cash at banks and in hand	36,728,820	30,681,058	36,382,627	30,021,871
	<u>36,728,820</u>	<u>30,681,058</u>	<u>36,382,627</u>	<u>30,021,871</u>
Maximum exposure to credit risk	36,728,820	30,681,058	36,382,627	30,021,871
	<u>36,728,820</u>	<u>30,681,058</u>	<u>36,382,627</u>	<u>30,021,871</u>

13 Share capital - Company

	2012	2011
	HK\$	HK\$
Share capital		
Authorised:		
200,000,000 ordinary shares of HK\$1 each	<u>200,000,000</u>	<u>200,000,000</u>
Issued and fully paid:		
200,000,000 ordinary shares of HK\$1 each	<u>200,000,000</u>	<u>200,000,000</u>

14 Other reserves - Group and Company

Group

	HK\$
Balance at 1 January 2011	468,261
Currency translation differences	(528,806)
Change in fair value of available-for-sale financial assets (Note 9)	<u>(240,316)</u>
Balance at 31 December 2011 and 1 January 2012	(300,861)
Currency translation differences	(205,267)
Change in fair value of available-for-sale financial assets (Note 9)	<u>(231,884)</u>
Balance at 31 December 2012	<u>(738,012)</u>

Company

	HK\$
Balance at 1 January 2011	7,345,947
Change in fair value of investment in subsidiaries	507,752
Change in fair value of available-for-sale financial assets (Note 9)	<u>(240,316)</u>
Balance at 31 December 2011 and 1 January 2012	7,613,383
Change in fair value of investment in subsidiaries	3,367,722
Change in fair value of available-for-sale financial assets (Note 9)	<u>(231,884)</u>
Balance at 31 December 2012	<u>10,749,221</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

15 Cash generated from operations - Group

Reconciliation of profit before tax to net cash used in operating activities:

	2012 HK\$	2011 HK\$
Profit before tax	47,249,358	10,618,792
Adjustments for:		
- Depreciation (Note 7)	791,617	669,290
- Interest income	(74,459)	(2,615,924)
- Dividend income	(3,340,925)	(709,463)
- Finance costs	-	43,556
- Currency translation difference	(253,832)	(653,919)
- Realised loss on disposal of the non-current financial assets at fair value through profit and loss	3,323,995	-
- Change in fair value of the non-current financial assets at fair value through profit and loss	(27,561,429)	16,050,465
- Realised gains on disposal of available-for-sale financial assets	-	(3,301,396)
- Realised gains on disposal of convertible bonds	-	(5,975,127)
- (Increase)/decrease in other receivables	(24,662,891)	11,468,279
- (Increase)/decrease in current financial assets at fair value through profit or loss	(44,426,384)	81,043,541
- Decrease/(increase) in amount due from immediate holding company	14,278,177	(7,748,388)
- Decrease/(increase) in margin deposit and cash at prime broker	54,479,328	(91,133,456)
- Increase/(decrease) in accrued liabilities and other payables	22,308,259	(8,249,955)
- Decrease in current financial liabilities at fair value through profit or loss	(17,727,325)	(15,560,619)
Cash generated from/(used in) operating activities	<u>24,383,489</u>	<u>(16,054,324)</u>

16 Operating expenses

	2012 HK\$	2011 HK\$
Employee benefit expenses (including directors' emoluments)	42,908,530	25,358,404
Selling expenses & brokerage commission	17,644,805	5,353,581
Operating lease rental	4,478,906	4,122,750
Advertising fees	4,074,878	1,845
Depreciation (Note 7)	791,617	669,290
Auditor's remuneration	390,027	359,239
Other operating expenses	12,907,978	10,315,845
	<u>83,196,741</u>	<u>46,180,954</u>

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

17 Commitments - Group and Company

The Group leases office, staff quarter and director's quarter under non-cancellable operating lease agreements.

The future aggregate minimum lease payments under non-cancellable operating leases are as follows:

	2012 HK\$	2011 HK\$
Not later than one year	4,072,200	4,507,590
Later than one year but not later than five years	9,466,842	-
	<u>13,539,042</u>	<u>4,507,590</u>

18 Related party transactions - Group

Parties are considered to be related to the Company if the Company has the ability, directly or indirectly, to control the party or exercise significant influence over the party in making financial and operation decisions, or vice versa, or where the Company and the party are subject to common control or common significant influence. Related parties may be individuals or other entities.

The table below summarises the transactions with related parties of the Group:

	Note	2012 HK\$	2011 HK\$
<u>At Group level</u>			
Directors' emolument		5,747,521	6,797,600
Related party transactions during the year:			
- Advisory fee income	(a)	39,272,199	44,823,937
- Management fee and performance fee income	(b)	51,800,336	2,708,907
<u>At Group/Company level</u>			
Related party transactions as at year end:			
- Amount due from subsidiaries	(c)	1,386,764	355,596
- Amount due from immediate holding company	(d)	<u>6,471,914</u>	<u>20,750,091</u>

(a) Advisory fee income

The amount represents advisory fee income received from China Southern Fund Management Co. Ltd., the immediate holding company of the Company, for the provision of the advisory service.

(b) Management fee and performance fee income

The Company acts as the fund manager for underlying funds it manages and received the management fee income.

CSOP ASSET MANAGEMENT LIMITED
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

18 Related party transactions – Group (Continued)

(c) Amount due from subsidiaries

The amount mainly represents the management fee and performance fee receivable from the subsidiaries.

(d) Amount due from immediate holding company

The amount due from immediate holding company represents the advisory fee income receivable from the immediate holding company, which is unsecured, interest-free and have no fixed repayment terms.

The amounts due from subsidiaries and immediate holding company are unsecured, interest-free and have no fixed repayment terms.

19 Directors' emoluments

The remuneration of Directors for the years ended 31 December 2012 and 2011 is set out below:

	2012 HK\$	2011 HK\$
Group		
Remuneration	4,226,121	4,768,000
Discretionary bonuses	460,000	1,000,000
Other benefits - quarter	1,061,400	1,029,600
	<u>5,747,521</u>	<u>6,797,600</u>
Company		
Remuneration	2,427,500	3,076,000
Other benefits - quarter	581,400	573,600
	<u>3,008,900</u>	<u>3,649,600</u>

20 Approval of consolidated financial statements

The consolidated financial statements were approved by the Board of Directors on 8 March 2013.

4【利害関係人との取引制限】

潜在的利益相反、関係者取引、現金割戻しおよびソフト・コミッション

資産運用会社および受託会社またはそれぞれの関係者は随時、本香港投資信託およびサブ・ファンドから独立し、これらと区別される他の集団投資スキーム(サブ・ファンドと類似の投資目的を有するものを含みます。)について資産運用会社、投資顧問、受託会社、保管者その他の資格において行為することができ、その他の方法で当該他の集団投資スキームに関与することができ、または、相互にもしくはサブ・ファンドのいずれかの投資家、もしくはその株式もしくは有価証券がサブ・ファンドの一部を構成する会社もしくは組織との間で契約もしくは金融取引、銀行取引その他の取引を締結することができ、もしくはかかる契約もしくは取引における持分を有することができるものとします。

さらに、以下のとおりとします。

(a) 資産運用会社またはその関係者は、サブ・ファンドの計算で、当該サブ・ファンドの代理人として投資の購入および売却を行うことができます。

(b) 受託会社、資産運用会社およびそれぞれの関係者は、相互にまたは受益者との間で契約または金融取引、銀行取引その他の取引を締結することができます。

(c) 受託会社もしくは資産運用会社またはそれぞれの関係者は、サブ・ファンドに係る受益証券の保有者となり、かつ、受託会社もしくは資産運用会社またはそれぞれの関係者でなければ有していたはずのものと同一の権利をもって当該受益証券を保有、処分またはその他の方法により取引することができます。

(d) 受託会社、資産運用会社およびそれぞれの関係者は、自己の計算でまたはそれぞれの他の顧客(自己もしくはその顧客のために行う指定参加者を含みます。)の計算で、インデックス構成銘柄を購入、保有および取引することができます。当該インデックス構成銘柄がサブ・ファンドの一部として保有されている場合であっても同様とします。

(e) 銀行その他の金融機関としての受託会社、資産運用会社、投資顧問またはそれぞれの関係者との間で、サブ・ファンドの計算で金員の借入れまたは預金に関する取決めを行うことができます。ただし、かかる受託会社等は、同等の規模および期間、同一の通貨ならびに同等の地位にある金融機関との取引について一般的な利率または金額を上回らない(借入れの場合)または下回らない(預金の場合)利率または金額で利息または手数料の請求または支払い(場合に依りて)を行うことを前提とします。

資産運用会社、受託会社およびそれぞれの各関係者はいずれも、上記の取決めについて支払われる一切の手数料その他の金員を自己の使用および利益のために留保する権利を有し、信託証書に基づく自己の義務の履行過程以外の、他者へのサービス提供の過程においてまたはその他のあらゆる資格もしくは方法において行う業務の過程において認識した事実または事項について、これを認識したことにより影響を受けるものとはみなされず、また本香港投資信託、サブ・ファンド、受益者その他の関係当事者に対する開示義務を負うものとはみなされません。資産運用会社、受託会社およびそれぞれの各関係者はいずれも、かかる事実または事項に起因または関連して得た収益または利益について(上記(a)ないし(e)の場合におけるものを含みます。)、本香港投資信託もしくはサブ・ファンドまたは本香港投資信託もしくはサブ・ファンドの投資家に説明する責任を負いません。したがって、資産運用会社、受託会社またはそれぞれの関係者は、業務の過程において、サブ・ファンドとの間で潜在的な利益相反を有することがあります。

資産運用会社および受託者またはそれぞれの関係者はいずれも、常に、利益相反が生じた場合は、サブ・ファンドおよび投資家に対して自らが負う義務を考慮するとともに、当該利益相反が公正に解消されるよう努力するものとします。

資産運用会社、受託会社またはそれぞれの関係者は、潜在的な利益相反の状態に対処する際は合理的かつ慎重に行為するとともに、受益者および顧客の利益を考慮するものとします。

資産運用会社および受託会社がサブ・ファンドに対して提供するサービスは専属的なものとはみなされず、資産運用会社および受託会社は、他者に対しても自由に類似のサービスを提供することができますが、本書に基づくサービスがそれによって損なわれないことを条件とします。また、かかる類似のサービスの提供により支払われる一切の報酬その他の金員を自己の使用および利益のために留保する権利を有するものとします。資産運用会社および受託会社は、信託証書に基づく自己の義務の履行過程以外の、他者への類似サービスの提供の過程においてまたはその他のあらゆる資格もしくは方法において行う業務の過程において認識した事実または事項について、これを認識したことにより影響を受けるものとはみなされず、また本香港投資信託またはサブ・ファンドに対する開示義務を負うものとはみなされません。

サブ・ファンドによってまたはサブ・ファンドを代理して実行される一切の取引は、適用ある法令を遵守した対等取引であるものとします。サブ・ファンドと資産運用会社またはその関係者との間で本人として締結される取引は、受託会社の事前の書面による同意を得た場合に限り行うことができます。かかる取引はすべて、当該サブ・ファンドの年次報告書において開示されます。

サブ・ファンドの計算で行われる仲介取引その他の代理取引は、資産運用会社またはその関係者と関係のある投資仲介業者または投資売買業者を通じて行う場合に認められます。ただし、サブ・ファンドが委員会による認可を受けている限り、資産運用会社は、自らまたは自らの関係者と関係のある投資仲介業者または投資売買業者との間で取引を行う際に下記の要件を遵守することを確実にするものとします。ただし、規約に基づき許容される要件または委員会から免除を取得した要件についてはこの限りではありません。

(a) かかる取引が対等取引であること。

(b) 資産運用会社が、投資仲介業者または投資売買業者の選定にあたり相当の注意を払うこと、およびかかる業者が当該状況において適切な資格を有することを確実にすること。

- (c) かかる取引が最良執行基準に沿って執行されること。
- (d) 取引について当該投資仲介業者または投資売買業者に支払われる報酬または手数料が、同等の規模および性質の取引について一般的な市場料率にて支払われる金額を上回らないこと。
- (e) 資産運用会社が、自己の義務の履行を確保するためにかかる取引を監視すること。
- (f) かかる取引の性質および当該投資仲介業者または投資売買業者が受領する手数料総額その他の定量化可能な利益が当該サブ・ファンドの年次報告書において開示されること。

資産運用会社およびその関係者のいずれも、当該投資仲介業者または投資売買業者に取引を斡旋する対価としてかかる業者から現金その他の割戻しを受領してはならないものとします。

資産運用会社およびその関係者のいずれも、資産運用会社またはその関係者のいずれかが、商品、サービスその他の利益を資産運用会社またはその関係者のいずれかに随時提供または調達する旨の取決めを締結している他の者によってまたはその仲介によって取引を実行することができるものとします。かかる商品、サービス等にはリサーチおよび顧問サービス、経済および政治分析、ポートフォリオ分析(評価およびパフォーマンス測定を含みます。)、市場分析、データおよび気配表示サービス、これらの商品およびサービスに付随するコンピュータ・ハードウェアおよびソフトウェア、決済および保管サービスならびに投資関連の広報を含みます。

資産運用会社は、以下の条件が充足されない限り、上記のような契約上の取決めは締結しないものとします。

- (a) かかる契約上の取決めの内容が、サブ・ファンドに明らかな利益をもたらす性質のものであること。
- (b) かかる取引が最良執行基準に沿って執行されること。
- (c) 仲介手数料率が業界の一般的な総合仲介業務に係る仲介手数料率を上回らないこと。

かかる者に発注することを約束した資産運用会社またはその関係者に対して、直接給付を行うことはできないものとします。

なお、かかる商品およびサービスには、出張手配、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般オフィス機器もしくは設備、会費、従業員給与または直接的な金銭の支払いは含まれません。ソフト・コミッションに関する取決めの詳細は、当該サブ・ファンドの年次報告書において開示されます。

5【その他】

(1)【定款の変更等】

資産運用会社の付属定款は、臨時株主総会において4分の3以上の同意をもって随時変更できるものとします。

(2)【事業譲渡又は事業譲受】

香港の規制および当局の事前承認を条件として、資産運用会社の事業は、当該管理会社が有する集団投資事業を承継することにつき適用のある香港法により適法に権限が授与されている他の香港の金融会社に譲渡することができます。

(3)【出資の状況】

名称	資産運用会社による株式保有数	比率
該当なし	-	-

(4)【訴訟事件その他の重要事項】

本書の提出日現在、資産運用会社および本香港ETFに重大な影響を与えるか、または与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)【受託会社兼受益者名簿管理人】

HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッド(HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：50,000,000香港ドル(642,000,000円)

() 事業の内容：顧客に対し、受託業務およびファンド一般管理事務業務を提供します。受託会社は、香港法第29章受託会社条例に基づく登録受託会社です。受託会社兼受益者名簿管理人は、イングランドおよびウェールズ法に基づき設立された公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの間接完全子会社です。

（２）【アドバイザー】

南方基金管理有限公司(China Southern Asset Management Co. Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：150,000,000人民元(2,417,700,000円)

() 事業の内容：資産運用業

（３）【上場代理人】

東英亜州有限公司(Oriental Patron Asia Limited)

() 資本金の額(2012年4月25日現在)：12,000,000香港ドル(154,080,000円)

() 事業の内容：投資銀行業および資産運用業

（４）【保管会社】

香港上海?豊銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：58,968,707,252.5香港ドル(757,158,201,122円)、10,233,500,000米ドル(1,019,972,945,000円)

() 事業の内容：顧客に対し、商業銀行業務を提供します。保管会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき設立された公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの完全子会社です。

（５）【中国保管会社】

HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド(HSBC Bank (China) Company Limited)

() 資本金の額(2012年12月18日現在)：12,400,000,000人民元(199,863,200,000円)

() 事業の内容：顧客に対し、商業銀行業務を提供します。中国保管会社は、中国で設立された会社であり、香港上海?豊銀行有限公司の完全子会社です。

（６）【指定参加者】

ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド(ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited)、招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)、シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)、ドイツ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)、ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド(Goldman Sachs (Asia) Securities Limited)、国泰君安証券(香港)有限公司(Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)、海通国際証券有限公司(Haitong International Securities Company Limited)、ジェー・ピー・モルガン・ブローキング(ホンコン)リミテッド(J.P. Morgan Broking (Hong Kong) Limited)、メリルリンチ・ファー・イースト・リミテッド(Merrill Lynch Far East Limited)、ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Nomura Securities (Hong Kong) Limited)、東英亜州証券有限公司(Oriental Patron Securities Limited)、スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド(Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)、香港上海?豊銀行有限公司 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)、UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)

* 本書の提出日現在

指定参加者	払込資本金	事業の内容
ABN AMROクリアリング・ホンコン・リミテッド(ABN AMRO Clearing Hong Kong Limited)	(2012年1月19日現在) 269,300,000香港ドル (3,457,812,000円)	仲介業
招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)	(2012年6月30日現在) 2,000,000,000香港ドル (25,680,000,000円)	同上です。
シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)	(2012年4月29日) 301,951,240香港ドル (3,877,053,922円)	同上です。
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)	(2012年12月2日) 530,902,000香港ドル (6,816,781,680円)	同上です。

ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)	(2012年3月2日) 1,264,089,200香港ドル (16,230,905,328円)	同上です。
ゴールドマン・サックス(アジア)セキュリティーズ・リミテッド(Goldman Sachs (Asia) Securities Limited)	(2011年12月24日) 31,094,981米ドル (3,099,236,756円)	同上です。
国泰君安証券(香港)有限公司(Guotai Junan Securities (Hong Kong) Limited)	(2012年7月8日) 2,000,000,000香港ドル (25,680,000,000円)	同上です。
海通国際証券有限公司(Haitong International Securities Company Limited)	(2012年3月6日) 1,500,000,000香港ドル (19,260,000,000円)	同上です。
ジェー・ピー・モルガン・ブローキング(ホンコン)リミテッド(J.P. Morgan Broking (Hong Kong) Limited)	(2012年6月8日) 1,153,365,600香港ドル (14,809,214,304円)	同上です。
メリルリンチ・ファー・イースト・リミテッド(Merrill Lynch Far East Limited)	(2011年12月19日) 17,000,000香港ドル (218,280,000円)	同上です。
ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Nomura Securities (Hong Kong) Limited)	(2012年6月23日) 2.00香港ドル (26円) 3,200,000,000円	同上です。
東英亜州証券有限公司(Oriental Patron Securities Limited)	(2012年7月6日) 20,000,000香港ドル (256,800,000円)	同上です。
スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド(Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)	(2012年4月30日) 96,856,932香港ドル (1,243,643,007円)	同上です。
香港上海?豊銀行有限公司(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)	(2012年12月18日) 58,968,707,252.5香港ドル (757,158,201,122円) 10,233,500,000米ドル (1,019,972,945,000円)	同上です。
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)	(2012年10月31日) 430,000,000香港ドル (5,521,200,000円)	同上です。

(7)【マーケットメイカー】

人民元カウンター：

ブルーフィンHKリミテッド(Bluefin HK Limited)、招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)、中信証券經紀(香港)有限公司(CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)、シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)、ドイチェ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)、IMCアジア・パシフィック・リミテッド(IMC Asia Pacific Limited)、ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Nomura Securities (Hong Kong) Limited)、オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Optiver Trading Hong Kong Limited)、スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド(Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)、UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)

香港ドルカウンター：

ブルーフィンHKリミテッド(Bluefin HK Limited)、クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)、ドイチュ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)、IMCアジア・パシフィック・リミテッド(IMC Asia Pacific Limited)、ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Nomura Securities (Hong Kong) Limited)、オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Optiver Trading Hong Kong Limited)、スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド(Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)、UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)

* 本書の提出日現在

マーケットメイカー	払込資本金	事業の内容
ブルーフィンHKリミテッド(Bluefin HK Limited)	(2012年 9 月26日) 6,170,000香港ドル (79,222,800円)	証券取引
招商証券(香港)有限公司(China Merchants Securities (HK) Co., Limited)	(2012年 6 月30日) 2,000,000,000香港ドル (25,680,000,000円)	証券取引、先物契約取引、有価証券に係る投資助言、コーポレートファイナンスに関する投資助言および資産運用
中信証券經紀(香港)有限公司(CITIC Securities Brokerage (HK) Limited)	(2012年 8 月25日) 250,000,000香港ドル (3,210,000,000円)	証券取引および有価証券に係る投資助言
シティグループ・グローバル・マーケット・アジア・リミテッド(Citigroup Global Markets Asia Limited)	(2012年 4 月29日) 301,951,240香港ドル (3,877,053,922円)	証券取引、有価証券に係る投資助言、コーポレートファイナンスに関する投資助言および自動取引サービスの提供
クレディ・スイス・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited)	(2012年12月 2 日) 530,902,000香港ドル (6,816,781,680円)	証券取引および有価証券に係る投資助言
ドイチュ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド(Deutsche Securities Asia Limited)	(2012年 3 月 2 日) 1,264,089,200香港ドル (16,230,905,328円)	証券取引、先物契約取引、有価証券に係る投資助言、先物契約に関する投資助言、コーポレートファイナンスに関する投資助言および自動取引サービスの提供
IMCアジア・パシフィック・リミテッド(IMC Asia Pacific Limited)	(2012年 6 月14日) 5,000,000香港ドル (64,200,000円)	証券取引および先物契約取引
ノムラ・セキュリティーズ(ホンコン)リミテッド(Nomura Securities (Hong Kong) Limited)	(2012年 6 月23日) 2.00香港ドル (26円) 3,200,000,000円	証券取引、先物契約取引および自動取引サービスの提供
オプティバー・トレーディング・ホンコン・リミテッド(Optiver Trading Hong Kong Limited)	(2012年 5 月16日) 23,500,000香港ドル (301,740,000円)	証券取引および先物契約取引
スタンダード・チャータード・バンク(ホンコン)リミテッド(Standard Chartered Bank (Hong Kong) Limited)	(2012年 4 月30日) 96,856,932香港ドル (1,243,643,007円)	証券取引、有価証券に係る投資助言、コーポレートファイナンスに関する投資助言および資産運用
UBSセキュリティーズ・ホンコン・リミテッド(UBS Securities Hong Kong Limited)	(2012年10月31日) 430,000,000香港ドル (5,521,200,000円)	証券取引、コーポレートファイナンスに関する投資助言および自動取引サービスの提供

（８）【事務代行会社】

香港証券兌換代理服務有限公司(HK Conversion Agency Services Limited)

（ ）資本金の額：非開示

（ ）事業の内容：事務代行

（９）【受託者】

三菱UFJ信託銀行株式会社 / 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

上記「参考：有価証券信託受益証券に関する証券情報 有価証券信託受益証券の発行の仕組み」をご参照下さい。

２【関係業務の概要】**（１）【受託会社兼受益者名簿管理人】**

本香港投資信託およびサブ・ファンド(本香港ETFを含みます。)の受託会社は、HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドです。

受託会社は、受託会社条例(香港法第29章)に基づく登録信託会社であり、また、強制性公積金計画管理局(Mandatory Provident Fund Schemes Authority)によって、強制性公積金条例(Mandatory Provident Fund Schemes Ordinance)に基づく登録MPFの受託者として承認されています。HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ(アジア)リミテッドは、イングランドおよびウェールズにおいて設立された株式公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシー(HSBC Holdings plc)の間接全額出資子会社です。

受託会社は、本香港投資信託および各サブ・ファンドの受益者名簿管理人も兼任します。

受託会社は、信託証書に基づき、信託証書の規定に従い、本香港投資信託の資産を保管する責任を負っています。

ただし、受託会社は、サブ・ファンドの一部資産を保有する代理人、ノミニー、保管者もしくは共同保管者として一もしくは複数の者(受託会社の関係者を含みます。)を任命すること、または信託証書に基づく自己の職務、権限もしくは裁量権の履行および行使を委託する一もしくは複数の者(受託会社の関係者を含みます。)もしくは受託者を任命することができません。受託会社は、(a)かかる者の選定、任命および監視のために合理的な注意および努力を尽くさなければならず、かつ、(b)起用されるかかる者がサブ・ファンドに対して当該保管業務を提供するための適切な資格および能力を有する点を満たさなければならないものとします。受託会社は、受託会社の関係者(保管会社および保管会社が任命する中国保管会社を含みます。)であるかかる者の作為および不作為について、受託会社自らの作為および不作為と同様に責任を負います。ただし、受託会社は、上記(a)および(b)記載の義務を履行した場合には、受託会社の関係者ではないかかる者の作為、不作為、支払不能、清算または破産について責任を負いません。

受託会社は、(A)ユーロクリア・クリアリング・システム・リミテッド(Euro-clear Clearing System Limited)もしくはクリアストリーム・バンキング・エス・エー(Clearstream Banking S.A.)または受託会社および資産運用会社が随時承認するその他の公認もしくは中央預託機関もしくは決済システムの作為、不作為、支払不能、清算または破産、ならびに(B)本香港投資信託またはサブ・ファンドのために受託会社が行った借入れに関して貸付人またはその代理人が保管または保有する投資、資産その他の財産の保管または管理について責任を負いません。

受託会社は、信託証書の規定に従うことを前提として、本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドに関連する義務または職務の遂行にあたって受託会社に発生するまたは受託会社に提起される一切の訴訟、手続き、債務、費用、請求、損害、経費(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用その他類似の費用を含みます。)について本香港投資信託および/または当該サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有するものとします。上記にかかわらず、受託会社は、香港の法律に基づき課される受益者に対する責任または詐害行為もしくは過失による信託違反に係る責任を免除されることはできず、また、かかる責任について受益者によりまたは受益者の費用負担で補償を受けることもできないものとします。受託会社は、適用ある法律および信託証書の規定に従うことを前提として、自己の詐害行為、過失または故意によらない場合は、本香港投資信託、サブ・ファンドまたは受益者に生じたいかなる損失、費用または損害についても責任を負わないものとします。

受託会社は、サブ・ファンドに係る受益証券または原投資について、保証人または募集者としては一切行為しません。受託会社は、本香港投資信託またはサブ・ファンドについて投資決定または投資助言を行う責任および権限を有さず、資産運用会社のみがこれらに責任を負います。

受託会社は、米ドル建ての取引もしくは活動に参加し、または米ドル建ての支払いを行う予定はありません。かかる行為は、米国人によって行われた場合、米国財務省外国資産管理局(The Office of Foreign Assets Control of the US Department of the Treasury)(OFAC)による制裁の対象となります。OFACは、外交政策および国家安全保障上の目的を達成するために、主に国家ならびにテロリストおよび麻薬密売人等の個人の集団に対して、資産の凍結および取引制限を行うことにより、経済制裁を実施します。OFACは、経済制裁を実施するにあたり、「禁止取引」の防止に努めています。OFACの説明によると「禁止取引」とは、OFACによる認可または法律による明示的な適用除外を受けない限り、米国人が従事することのできない貿易または金融取引およびその他の取引をいいます。OFACは、一定の種類の取引について一般的な免許を発行することまたは個別に特定の免許を発行することにより、かかる取引禁止の適用除外を認める権限を有しています。HSBCグループは、OFACによる制裁を遵守する方針を採用しており、受託会社は、かかる方針の一環として、必要に応じて追加情報を請求する場合があります。

受託会社は、辞任または解任のときまで本香港投資信託の受託会社を務めるものとします。受託会社が辞任または解任される場合には、信託証書をご参照下さい。証券先物条例第104条に基づく認可を受けているサブ・ファンドの場合、受託会社の変更には委員会の事前承認が必要となります。受託会社は、信託証書の規定に従い新たな受託会社が任命されるまで、引続き本香港投資信託の受託会社を務めるものとします。受託会社に変更される場合は、委員会が定める要件に従い、受益者に対して適式に通知を行います。

受託会社は、上記「第一部 第1 4(3)()サブ・ファンド - 受託会社報酬および受益者名簿管理人報酬」の項に記載される報酬を受領するとともに、信託証書の規定に従い一切の費用および経費の弁済を受ける権利を有します。

資産運用会社は、本香港投資信託および／または各サブ・ファンドについて投資決定を行う単独の責任を負っており、受託会社（およびその受託者）は、投資決定を行わず、資産運用会社が行った投資決定についていかなる責任も負いません。本目論見書および信託証書に明示的な記載がある場合ならびに／または規約により義務付けられる場合を除き、受託会社ならびにその従業員、サービス提供者および代理人のいずれも、本香港投資信託またはサブ・ファンドの業務、組織、資金援助または資産運用に直接・間接を問わず関与しておらず、今後も関与しません。また、受託会社、その従業員、サービス提供者および代理人のいずれも、本目論見書の作成または発行に責任を負わず、本目論見書に含まれる情報について、本項「受託会社兼受益者名簿管理人」の記載内容を除き、一切責任を負いません。

（２）【アドバイザー】

本香港ETFは新種のクロスボーダー取引であることから、資産運用会社は、香港における本香港ETFの運営について支援を受けるために、中国の親会社である南方基金管理有限公司（以下「CSAM」といいます。）が有する関連あるインフラおよび専門知識をしばしば利用することがあります。

CSAMは、資産運用会社のアドバイザーとして、本香港ETFの運営を支援するために助言および後方業務支援を行います。

CSAMは、インデックス構成銘柄に関する重要なコーポレートアクションについて資産運用会社に助言を行います。また、資金管理および国際的な資金移動の金額についても助言します。ただし、CSAMは、本香港ETFによる投資について投資裁量権を行使することはなく、本香港ETFの運用については、資産運用会社が自由裁量権を保持します。

さらに、CSAMは、本香港ETFの資産の評価を行うとともに、自動化されたシステムによる取引マッチングサービスを提供します。

資産運用会社は、CSAMが適正に業務を遂行するよう、CSAMによる業務の検査および綿密な監視を行います。

資産運用会社は、適切であると判断した場合には、上記の業務の一部または全部を自ら行う場合があります。

（３）【上場代理人】

東英亜州有限公司は、資産運用会社により、本香港ETFの上場代理人に任命されています。上場代理人は、委員会より、証券先物条例に基づき第一種（有価証券取引）、第六種（コーポレート・ファイナンスに関する助言）および第九種（資産運用）規制対象業務を行う認可を取得しています。

（４）【保管会社および中国保管会社】

本香港ETFは、資産運用会社が有するRQFII割当枠を使用して中国A株式に直接投資を行います。香港上海?豊銀行有限公司は、受託会社および資産運用会社により、受託者である中国保管会社を通じて行為する保管会社（以下「保管会社」といいます。）に任命されており、RQFII保管契約（以下に定義します。）に従い、RQFII制度に基づき中国国内において資産運用会社のRQFII割当枠を通じて取得した本香港ETFの資産の保管を行います。

RQFII保管契約によると、保管会社は、HSBC企業グループに属する自己の子会社または関連会社を、RQFII保管契約に基づく業務を遂行する受託者に任命することができます。本書の提出日現在、保管会社は、HSBCバンク（チャイナ）カンパニー・リミテッド（以下「中国保管会社」といいます。）を中国保管会社に任命しています。中国保管会社は、中国において設立された保管会社の全額出資子会社です。中国保管会社は、RQFIIに対して保管業務を提供するための適切な資格を有しています。

RQFII保管契約の規定によると、保管会社は、中国保管会社の任命が行われなかった場合と同様に、中国保管会社の不作為または故意について引続き自ら責任を負います。

「RQFII保管契約」とは、保管会社、中国保管会社、資産運用会社および受託会社の間で締結された保管契約（随時なされる変更を含みます。）をいいます。

中国保管会社の作為または不作為に対する受託会社の責任の範囲については、上記「（１）受託会社兼受益者名簿管理人」の項をご参照下さい。

保管会社およびその受託者はいずれも、本目論見書の作成に責任を負わず、本目論見書に含まれる情報について、本項「保管会社および中国保管会社」の記載内容を除き、一切責任を負いません。

（５）【指定参加者】

指定参加者は、当該参加契約の規定に従い、随時サブ・ファンドに係る受益証券の設定および償還の申込みを行います。

資産運用会社は、サブ・ファンドに係る指定参加者を選任する権利を有します。資産運用会社が定める指定参加者の適格基準および選定基準は、(i)当該指定参加者が少なくとも証券先物条例に基づく第一種規制対象業務を行う認可を取得しており、香港において事業を行っていること、(ii)当該指定参加者が資産運用会社および受託会社との間で参加契約を締結していること、(iii)当該指定参加者が資産運用会社の承認を受けること、および(iv)当該指定参加者がCCASSの参加者であることです。

各サブ・ファンドに係る指定参加者の一覧は、資産運用会社のウェブサイトにおいて入手可能です。指定参加者は、本目論見書の作成に責任を負わず、本目論見書において開示される情報について、いかなる者に対しても責任を負いません。

（６）【マーケットメイカー】

マーケットメイカーとは、SEHKの流通市場においてサブ・ファンドに係る受益証券のマーケットメイクを行うことにより、SEHKよりマーケットメイカーとして行為する許可を得ている投資仲介業者または投資売買業者をいいます。マーケットメイカーの義務には、SEHKにおいて、サブ・ファンドに係る受益証券の実勢買値と売値とが著しく乖離する場合に、潜在的な売り手に買値を提示し、潜在的な買い手に売値を提示することも含まれます。このようにマーケットメイカーは、SEHKにおけるマーケットメイク需要に応じて、必要なときに流通市場において流動性を提供することにより、サブ・ファンドに係る受益証券の効率的な取引を促進します。

資産運用会社は、適用ある規制上の要件に従うことを前提として、効率的な取引の促進を図るために各サブ・ファンドについて少なくとも１社以上のマーケットメイカーが存在するよう確保する予定です。デュアル・カウンターが採用されている場合、資産運用会社は、人民元カウンターにおいて取引されるサブ・ファンドに係る受益証券について常に少なくとも１社以上、香港ドルカウンターにおいて取引されるサブ・ファンドに係る受益証券について少なくとも１社以上のマーケットメイカーが存在するよう確保することを要求されます(ただし、両カウンターのマーケットメイカーが同一である場合があります。)。SEHKが既存のマーケットメイカーに対する許可を取り消した場合、資産運用会社は、サブ・ファンドの受益証券の効率的な取引の促進を図るために、当該マーケットメイカーの他に、１つのカウンターにつき少なくとも１社以上のマーケットメイカーを確保するよう努めます。資産運用会社は、１つのカウンターにつき少なくとも１社以上のマーケットメイカーに対して、当該マーケットメイク契約に基づきマーケットメイクを終了するためには少なくとも90日以上前の事前通知を行うことを義務付けるよう確保します。

各サブ・ファンドに係るマーケットメイカーの一覧は、資産運用会社のウェブサイトにおいて入手可能です。また、www.hkex.com.hkにおいても随時掲載されます。マーケットメイクに関する取決め(デュアル・カウンターが採用されている場合のマーケットメイクに関する取決めを含みます。))については、本書の該当箇所をご参照下さい。

資産運用会社は、人民元カウンターにおいて取引される本香港ETF受益証券について常に少なくとも１社以上、またデュアル・カウンター取引が開始される2012年11月8日以降は、人民元カウンターにおいて取引される本香港ETF受益証券および香港ドルカウンターにおいて取引される本香港ETF受益証券のそれぞれについて少なくとも１社以上のマーケットメイカーが存在するよう確保することを要求されます(ただし、両カウンターのマーケットメイカーが同一である場合があります。)。SEHKが既存のマーケットメイカーに対する許可を取り消した場合、資産運用会社は、本香港ETF受益証券の効率的な取引の促進を図るために、当該マーケットメイカーの他に、１つのカウンターにつき少なくとも１社以上のマーケットメイカーを確保するよう努めます。資産運用会社は、１つのカウンターにつき少なくとも１社以上のマーケットメイカーに対して、当該マーケットメイク契約に基づきマーケットメイクを終了するためには少なくとも90日以上前の事前通知を行うことを義務付けるよう確保します。

本香港ETFに係るマーケットメイカーの一覧は、資産運用会社のウェブサイトにおいて入手可能です。また、www.hkex.com.hkにおいても随時掲載されます。

（７）【事務代行会社】

香港証券兌換代理服務有限公司は、資産運用会社、受託会社、事務代行会社、HKSCC、受益者名簿管理人および当該指定参加者の間で締結される事務委託契約(以下「事務委託契約」といいます。))の規定に基づき、事務代行会社として行爲します。事務代行会社は、HKSCCを通じて、サブ・ファンド(本香港ETFを含みます。))に係る受益証券の設定および償還に関連するHKSCCの業務の一部を代行します。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【投資信託制度の概要】

１．概要

(a) リテール・ファンド

香港におけるリテール・ファンドは、主に証券先物条例(以下「SFO」といいます。))およびその付属法令に基づき規制されています。また、主要な証券規制当局である香港証券先物委員会(以下「SFC」といいます。))は、ファンドの認可を取得するために遵守すべき原則および要件を定めた規約およびガイドラインを公表しています。一般に売り出されるファンドの認可に関する主なガイドラインは、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド、投資リンク型保険スキームならびに非上場ストラクチャー投資商品に関するSFCハンドブック(以下「ハンドブック」といいます。))、特にハンドブックの一部であるユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド規約(以下「UT規

約」といいます。)に規定されています。

UT規約は、オープンエンド型投資信託、ミューチュアル・ファンドおよびその他の類似のオープンエンド型集団投資スキームの認可に関する条件の詳細が定められています。UT規約は、先物およびオプション・ファンド、保証付きファンド、インデックス・ファンド、ヘッジ・ファンド、ストラクチャード・ファンド、従来の株式のほか金融デリバティブ商品に投資するファンド、債券ファンド、マネーマーケット・ファンド、ワラント・ファンドならびにファンド・オブ・ファンズに適用される具体的な認可基準を規定しています。

リテール・ファンドの認可手続の詳細は、下記第2項をご参照下さい。

一般に、香港におけるリテール・ファンドは、オープンエンド型ファンドです。SFCは、上場されている場合、すなわち香港証券取引所の上場規則に従っている場合に限り、クローズドエンド型リテール・ファンドを認可します。クローズドエンド型リテール・ファンドの主要な市場は、不動産投資信託(以下「REIT」といいます。)です。リテールREITは、SFCの不動産投資信託に関する規約も遵守する必要があります。

通常、香港法に基づき香港で設立されたオープンエンド型リテール・ファンドは、受託会社および資産運用会社を当事者とする二者間の信託証書に基づき設立されたユニット・トラストです。現行の香港会社条例上、流動資本を有する会社に関する規定はありません。

香港籍のユニット・トラストは、一般に、衡平法およびコモンローを準拠法としており、香港法の改正に従うものとします。コモンローおよび衡平法は、主に香港の最高裁判所の判決およびその他のコモンローの管轄権を根拠としています。コモンロー上、受託会社は、ユニット・トラストおよび受益者に対して忠実義務を負います。受託会社の特定の権限および責任は、受託会社条例等の法令に規定されています。

(b) ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド

香港におけるヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドの大部分は、SFCにより一般向け売出しが認可されていません。当該ファンドの大半は、ケイマン諸島および英国ヴァージン諸島等所在するオフショア籍ファンドであり、運用を担当するオフショアの資産運用会社はその投資運用業務を香港を拠点とする投資顧問会社に委託しています。これらのファンドは、SFCの規制対象ではなく、またSFCにおいて登録されていません。ただし、香港を拠点とする投資顧問会社は、資産運用業(第九種許可)を営むためにSFCから許認可を取得する必要があります。

香港におけるヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドに係る持分は、私募方式により、または特定投資家限定で付与されます。そのため、会社条例に基づく要件を遵守することなく、または発行前にSFCによる認可を取得することなく、当該ファンドの募集書類を香港の潜在的な投資家に対して提供することができます。

会社型ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドは、以下を含む会社条例に基づく私募に関する除外規定に依拠することができます。

- ・ 50名以下を対象とした募集であること
- ・ 募集総額が5百万香港ドル(またはこれに相当する他の通貨建て金額)を超過しない募集であること(小規模募集)
- ・ 投資家1名当たりの最小申込単位が500,000香港ドル以上(またはこれに相当する他の通貨建て金額)であること(最小申込募集)
- ・ SFOに定義される範囲内における特定投資家向けの募集であること

また、募集書類には、香港の規制当局による当該書類の審査されていない旨の所定の警告文を付すものとします。

ユニット・トラストおよびリミテッド・パートナーシップ等の非会社型ヘッジ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドは、SFOに服するものとし、会社条例に基づく小規模募集または最小申込募集に関する適用除外の対象とはなりません。SFCは、かかる種類のファンドについては、SFOが定義する特定投資家については無制限の数に対し、かつ特定投資家以外の投資家については50名以下に私募を行うことを認めています。

会社条例およびSFOの両方に基づき、「特定投資家」(SFOで定義されます。)向けに人数制限なく募集を行うことができます。かかる定義には、認定金融機関、銀行、認定保険会社および認定集団投資スキームが含まれます。

SFCはまた、証券先物(特定投資家)規則に基づき、「特定投資家」に別カテゴリーを追加しています。かかるカテゴリーには、8百万香港ドル以上の資産ポートフォリオを有する超富裕層および40百万香港ドルの資産もしくは8百万香港ドル以上のポートフォリオを有する法人またはパートナーシップが含まれます。

2. 香港におけるファンド公募に対する認可

SFCに認可されたファンドに限り、香港のリテール市場において売出しを募集することができます。SFCは、SFO第104条(1)に基づき、香港におけるファンドを認可する権限を有しており、かかる認可は、SFCが適切と判断する条件に基づき付与されます。

ファンドの認可手続は、2つの部分から構成されており、1つはファンドの主要な運営当事者、すなわちファンドの資産運用会社(投資運用一任業を行うその受託者を含みます。)、受託会社(当該ファンドがユニット・トラスト型である場合)および保管者を取り扱うものであり、2つ目はファンド自体の取扱いに関するものです。

(a) 主要な運営当事者

資産運用会社

（ ）資産運用会社の要件

認可ファンドの資産運用会社は、香港における公募ファンドを運用するためにSFCから認可を取得する必要があります。これは、資産運用会社が自国の規制当局において既に許認可を取得し、その規制下にあっても適用されます。一般に、SFCは、許容可能な検査体制(以下「AIR」といいます。)を有するオーストラリア、フランス、ドイツ、アイルランド、香港、ルクセンブルグ、英国および米国等の規制下にある資産運用会社に限り認可します。マレーシアは、一部のイスラム圏の島々のみAIR法域とみなされるものとし、また台湾については一部の上場インデックス・トラッキング・ファンドに関する場合に限りAIR法域とみなされます。

資産運用会社の取締役は、信用のある者で、かつ職務遂行に必要な経験を有するとSFCが考える者とし、SFCは、資産運用会社が承認可能か否かを判断するにあたり、資産運用会社の社員および任命された投資顧問の資格および経験を検討します。

SFCは、資産運用会社による公募ファンドの運用を認可するためには、かかる資産運用会社が専らファンド運用に従事していること、適切に規制されていること、公募ファンドの運用について十分な経験を有していること、適切な適格従業員(公募ファンドの運用に関する投資経験が5年以上ある主要な社員2名以上)を有していること、ならびに十分な人的・技術的資源を有していることに満足しなければなりません。また、資産運用会社は、100万香港ドル(またはこれに相当する金額(約130,000米ドル))以上の払込済資本および準備金を有するものとし、多額の貸付を行わないものとし、またプラスの純資産を常に保持するものとし、

SFCは、資産運用会社の全般的な整合性について満足するものとし、内部統制が十分であること、および手続が書面として存在することに関して合理的に保証しなければならず、上級経営陣は、最新の状態の保持および法令遵守について定期的に監督するものとし、投資家の利益の保護のために、利害相反に適正に対処する必要があります。

香港において資産運用会社が資産運用業を行う場合、香港で資産運用業を営む許認可(第九種)を取得しなければなりません。

投資一任業務をAIR法域外の資産運用会社の関連会社に委託することは認められますが、かかる関連会社が資産運用会社のものに類似する内部統制体制および法令遵守に従っていること、ならびにUT規約上の要件に遵守することを条件とします。SFCは、AIR法域外の非関連会社に対する委託の可否については、個々のケースに応じて検討します。

香港外で資産運用活動を行う香港の認可ファンドを運用する資産運用会社は、SFCの許認可を取得する義務または香港内に事務所を設置する義務はありません。資産運用会社は、香港内に事務所を有さない場合に、香港における代表者を任命するものとし、香港における代表者は、ファンドに関する香港の投資家の連絡窓口を務めるため、資産運用会社は、資産運用会社のグループ会社の中から香港における代表者を任命することが推奨されます。香港における代表者は、SFCから認可を取得し、かつUT規約の要件を充足するものとし、

（ ）資産運用会社の一般的な義務

SFC認可ファンドの資産運用会社は、以下を行うものとし、

(A) 投資家の最善の利益のためにファンドの設立書類に基づきファンドを運用すること。また、一般法に基づき課せられる義務を履行すること。

(B) ファンドの帳簿および記録を保持することまたは保持せしめること、ならびにファンドの財務書類および報告書を作成すること。各会計年度につき2つ以上の報告書を発行するものとし、かかる報告書は、すべての登録受益者に送付し、UT規約の定める期限内にSFCに提出します。

(C) 香港において、通常の営業時間中に、事業所または香港における代表者の所在地において、設立書類を無料で公衆の縦覧に供するものとし、また、合理的な手数料の支払をもって設立書類の写しが入手可能となるように手配します。

（ ）資産運用会社の退任

資産運用会社は、以下の場合において受託会社またはミューチュアル・ファンド会社の取締役から書面による通知を受けた場合に解任されるものとし、

(A) 資産運用会社が清算する場合、破産する場合または資産管財人が任命される場合

(B) 正当かつ十分な理由を根拠に、受託会社またはミューチュアル・ファンド会社の取締役が資産運用会社を変更することが受益者の利益の上で望ましい旨を書面により表明する場合

(C) ユニット・トラストの場合、発行済ユニットの価値の50%以上(資産運用会社が保有するまたは保有するとみなされる保有分を除きます。)を保有する受益者が受託会社に対し、資産運用会社の解任を書面により請求する場合

また、資産運用会社は、以下の場合に退任します。

(A) 設立書類に記載されるその他すべての場合

(B) SFCが資産運用会社に対する認可を取り消す場合

受託会社／保管者

（ ）受託会社／保管者の要件

信託として設立され、SFCの認可の取得を目指すファンドには、SFCが容認し得る受託会社が存在するものとし、またミューチュアル・ファンド会社の場合は保管者が存在するものとし、かかる受託会社または保管者は、香港で許認可を受けた銀行、当該銀行の子会社である信託会社または香港受託会社条例第8部にに基づく信託会社のいずれかとなります。また、SFCが容認し得る香港外で設立された銀行または信託会社も、香港における認可ファンドの受

託会社または保管者として任命することができます。

受託会社または保管者は、独立した監査を受けるものとし、10百万香港ドルまたはこれに相当する金額の払込済資本および分配不可の資本準備金を有するものとします。ただし、大手金融機関の完全子会社である場合には、その親会社から所定の様式による容認可能な念書が提出されるならば、払込済資本および分配不可の資本準備金が10百万香港ドルを下回ることが認められます。

容認される受託会社または保管者は、規制当局の監督に継続的に服するものとするか、または内部統制および体制を定期的にレビューする独立監査人をSFCと合意する権限の下で任命し、その報告書をSFCに提出するものとします。

SFC認可ファンドの受託会社 / 保管者および資産運用会社は、相互に「独立」しているものとします。

() 受託会社 / 保管者の一般的な義務

SFC認可ファンドの受託会社 / 保管者は以下を行わなければなりません。

(A) (i) ファンドの全資産を自ら保管または管理し、設立書類の規定に従って、受益者(ユニット・トラストの場合)またはファンド(ミューチュアル・ファンド会社の場合)のために信託として保有すること。

() 現金および登録可能な資産を受託会社 / 保管者の名義でまたはその指図により登録すること。ファンドの計算において借入を行う場合、当該資産は、貸付人または貸付人の任命するノミニーの名義で登録することができます。

() ファンド資産の一部を構成する資産に関連するノミニーおよび代理人の作為・不作為について責任を負うこと。

(B) ファンドによる受益権 / 投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が設立書類の規定に従って行われるように合理的な注意を払うこと。

(C) 資産運用会社が採用する受益権 / 投資口の価値の計算方法が、設立書類の規定に従って販売価格、発行価格、買戻価格および消却価格を確実に計算するために適正であるように合理的な注意を払うこと。

(D) 資産運用会社の投資指図を遂行すること。ただし、かかる指図が募集書類、設立書類またはUT規約に反する場合はこの限りではありません。

(E) 設立書類に定める投資および借入制限ならびにファンドの認可条件が確実に遵守されるために合理的な注意を払うこと。

(F) 受益者に対し、年次報告書に含まれる報告書を発行すること。同報告書の中では、資産運用会社がすべての重要な事項について設立書類に基づいてファンドを運用したか否かに関する受託会社 / 保管者の意見を記載するものとし、また資産運用会社が上記のとおり運用していない場合には、設立書類に基づいて行われなかった事項およびそれに対する受託会社 / 保管者の措置について記載するものとします。

(G) 必要に応じて、申込金の払込みが完了するまで受益権 / 投資口の券面が発行されないように合理的な注意を払うこと。

() 受託会社 / 保管者の退任

受託会社 / 保管者は、新しい受託会社 / 保管者が任命され、かつSFCにより事前に承認されるまで退任できないものとします。受託会社 / 保管者の退任は、新しい受託会社 / 保管者の就任と同時にその効力が発生します。

(b) ファンド

(i) 一般事項

ファンド自体は、基本的な株式・債券ファンドと、ファンド・オブ・ファンズ、マネーマーケット・ファンド、ワラント・ファンド、先物およびオプション・ファンド、保証付きファンド、インデックス・ファンド、ヘッジ・ファンド、インデックス・トラッキング上場ファンド、ストラクチャード・ファンドおよび金融デリバティブ商品(以下「FDI」といいます。)に投資するファンド等の特殊スキームという2つのカテゴリーに大きく分類することができます。かかる各ファンドは、とりわけ投資制限および禁止事項に関するUT規約の明確な要件に従うものとします。

ただし、SFCは、UCITSを含む一部のファンドが、特定の認定された法域で従前に取得した認可ゆえに、UT規約を事実上既に遵守していることを認めます。現時点において認定された法域とは、オーストラリア、フランス、ドイツ、アイルランド、ガーンジー、マン島、ジャージー、ルクセンブルグ、マレーシア、台湾、英国および米国が含まれます。

認定された法域のスキームの認可申請は、ファンドの構造上の要件、運営上の要件および中核的な投資制限が実質上、UT規約を既に遵守していることを前提に審査されます。SFCは、認可条件としてUT規約の遵守を課す権利を留保するため、認定された法域スキームの優位性は実際には限定的です。

SFCは香港におけるUCITS IIIファンドの認可に関して実質的なアプローチを採用しています。この中には、香港におけるUCITS IIIファンドの認可処理手続の簡易化が含まれます。投資目的としてFDIを利用するものを含む広範な投資権限を駆使するUCITS IIIファンドの認可手続は、近年簡易化され、SFCは、ファンドの資産運用会社のリスク管理方針が既に十分であり、かつかかる資産運用会社の自国の規制当局の監督下に置かれることを前提として、認可申請を審査します。したがって、ファンドの資産運用会社のリスク管理統制手順(以下「RMP」といいます。)をSFCに提出する必要がなくなりました。申請者は、その代わりに、SFCに対し、ファンドのリスク因子に応じた適正なリスク管理統制制度が存在する旨を記載したファンドまたはその資産運用会社の書面による確認書、および自国の規制当局によるRMPに関する認可証明または自国の規制当局に対してRMPが提出され、自国の規制当局の追加コメントが皆無であるという内容の確認書を提出する必要があります。

非UCITSファンドは、新設されたUT規約第8.9章に基づき、FDIにも投資できるものとし、ストラクチャード・ファンドは、SFCの認可を取得することができます。ストラクチャード・ファンドとは、FDIへの実質的な投資を通じて投資目的の達成を目指す受動的運用型スキームと定義されます。新設されたUT規約の第8.8章では、UCITS IIIファンドとして設立されたストラクチャード・ファンドおよび第8章に基づくその他の特殊スキームの範囲内の特徴を有するストラクチャード・ファンドを含むストラクチャード・ファンドの認可の取得に関する要件が規定されています。

（ ） 設立書類(例：信託証書)の要件

ファンドの設立書類には、UT規約の附属書類D記載の情報を含むものとします。設立書類のいずれも、香港法またはファンドの所在国の法律に基づく受託会社／保管者、資産運用会社またはファンドの取締役の受益者に対する責任、または詐欺行為もしくは過失による信託違反に関する責任が免除される旨を規定しないものとします。また、受託会社／保管者、資産運用会社またはファンドの取締役のいずれも、受益者によってまたは受益者の費用負担により、かかる責任について補償されません。

資産運用会社および受託会社／保管者は、受益者と協議することなく、設立書類を変更できるものとします。ただし、受託会社／保管者が、変更案が以下に該当すると判断する旨を書面により証明することを条件とします。

- (a) 会計上、法定上または公的な要件を遵守するために必要であること。
- (b) 受益者の利益を大幅に損なわないこと、受託会社／保管者、資産運用会社その他の者が受益者に対して負う重大な責任を免除するものではないこと、ならびにスキームが負担すべき費用および経費を増加させないこと。
- (c) 重大な誤謬を訂正するために必要であること。

その他すべての場合については、受益者の特別決議もしくは臨時決議またはSFCの承認による場合に限り、変更できるものとします。

（ ） 募集書類の要件

SFC認可ファンドは、投資家が情報に基づく投資判断を行うことができるように最新の募集書類を発行するものとし、かかる募集要項には、特に規約の附属書類C(ならびにETF規約第8.6章および附属書類I)に記載の情報を含むものとします。

募集書類は、英語および中国語で提供しなければなりません。当該スキームが情報公開に使用される言語に十分堪能な者を対象とする旨を資産運用会社がSFCを納得させた場合に、SFCは、個々の状況に応じて、情報を両言語で提供する義務を免除することができます。

SFC認可ファンドは、商品要項(Product Key Fact Statement)も発行することが要求されます。当該商品要項は、募集書類の一部を構成するものとみなされ、その中には投資家が当該スキームの主な特徴およびリスクを理解するための情報が含まれます。SFCは、自国の法域における法的要件に優先することを条件に、商品要項を、特定の外国スキームに関する募集書類の一部とみなさないことを例外的に認める場合があります。

ファンドの認可申請を行う場合には、適式に記入済かつ署名入りの申請書および情報チェックリストならびにSFCに対する特定の確認および約束も一緒に提出しなければなりません。

3．SFC認可ファンドの保有者に対する報告

SFC認可ファンドの場合、各会計年度において2つ以上の報告書を提出することが要求されます。ファンドの会計年度末から4か月以内に、規約の附属書類Eに記載の情報を含む年次報告書および財務書類を発行して受益者に配布するものとし、また、当該会計年度の上半期末から2か月以内に半期報告書を発行して受益者に配布するものとします。

一般に、ファンドの最新の募集価格および償還価格または純資産価額を、少なくとも月1回、香港の主要な英字日刊新聞1紙および中国語の日刊新聞1紙に掲載するものとします。

4．UT規約に基づく投資制限

UT規約第7章では、集団投資スキームの投資制限および禁止事項に関する中心的な要件が定められています。

UT規約第8章では、各種の特殊スキームに関する投資制限を含むガイドラインが定められています。

UT規約の第7章および第8章の内容は、以下のSFCのウェブサイトをご参照下さい。

http://en-rules.sfc.hk/net_file_store/new_rulebooks/h/k/HKSFC3527_3038_VER10.pdf

5．SFC認定ファンドの取引

1か月毎に定期的な取引日を1日以上設定する必要があります。資産運用会社または販売会社が割り当てるまたは公表する募集価格は、買い取引で支払い可能な最大金額とし、償還価格は償還時に受領可能な純額とします。

適正な書面による受益権／投資口に係る償還請求が受領されてから受益者に対して償還金が支払われるまでの期間が、1暦月を超過してはなりません。ただし、大部分の投資が行われている市場の法的要件または規制上の要件(為替管理等)に従い、上記の期限までに償還金の支払を行うことが実行不能である場合にはこの限りではありません。かかる場合、償還金の支払時期は、当該市場の特殊な状況を考慮して必要な期間を反映して延長されます。

6．SFC認可ファンドの受益者総会

SFC認可ファンドは、受益者総会を以下に従って開催します。

- (a) 受益者は、代理人を任命することができます。
- (b) 議決権数は、受益権 / 投資口の保有数または累積する場合は、受益権 / 投資口がある場合には受益権 / 投資口の保有価値に比例するものとします。
- (c) 特別決議または臨時決議に必要な定足数は発行済受益権または投資口の25%以上を有する受益者とし、また普通決議の場合には発行済受益権または投資口の10%以上とします。
- (d) 受益者総会の所定の開催時刻から30分以内に定足数が満たされない場合には、15日以上延会されるものとします。延会における定足数は、本人または代理人により延会に出席する受益者としてします。
- (e) 別種類の受益者間で利害相反のおそれがある場合、種類受益者総会に関する規定を設けるものとします。
- (f) 以下の場合には、臨時受益者総会が招集されます。
 - () 6.7に定める場合を除き、設立書類を修正、変更または追加する場合
 - () ファンドを終了する場合(設立書類にファンドの終了方法が規定されている場合を除くものとし、その場合には規定されるとおり終了します。)
 - () 資産運用会社、受託会社 / 保管者またはファンドの取締役を支払われる報酬の上限額を増額する場合
 - () その他の種類の報酬を課す場合
- (g) 無記名の受益権が発行されている場合、香港における無記名の受益権の受益者に対して次回の総会の開催時期、議案および議決権の取扱いに係る通知に関する規定を設けるものとします。
- (h) ファンドの取締役、受託会社 / 保管者、資産運用会社、投資顧問会社およびそれらの関係者は、自らが重大な利害を有している議案を取り扱う総会において、実質的に保有する投資口に係る議決権を行使すること、または定足数に算入されることはできません。
- (i) 普通決議は、適式に招集された受益者総会に本人または代理人により出席し、かつ議決権を行使できる出席者による単純過半数をもって採択することができます。
- (j) 特別決議または臨時決議は、適式に招集された受益者総会に本人または代理人により出席し、かつ議決権を行使できる出席者の75%以上が賛成する場合に限り採択することができます。

7．SFC認可ファンドの報酬

- (a) SFC認可ファンドの資産から支払われるべきすべての費用および手数料の計算基準 / 根拠は明記するべきであり、その料率は年率ベースで記載されます。投資運用または投資顧問担当者に支払われる報酬基準の合計も開示するものとします。
- (b) パフォーマンス報酬を課す場合、報酬は以下の場合に限り支払われます。
 - () 最大で年1回とすること。
 - () 受益権 / 投資口1口当たり純資産価額が、前回のパフォーマンス報酬が計算されて支払われた受益権 / 投資口1口当たり純資産価額を上回る場合(「ハイ・オン・ハイ」方式)
- (c) 以下の報酬、費用および手数料は、SFC認可ファンドの資産から支払われないものとします。
 - () ファンドの受益権 / 投資口取引に関連して販売代理人に支払われるべき手数料
 - () ファンドに関連する広告または販促活動に起因する費用
 - () 一般的に、香港において認可されているファンド資産から支払われない費用
 - () ファンドの設立書類に開示されていない費用

8．規約に基づくETFの追加要件

ETFには、規約第8.6章および附属書類Iが適用されます。

ETFが香港で設立された場合(以下「現地ETF」といいます。)、現地ETFは、SFCに対し、対象インデックスがSFCに容認し得るものであることを証明する必要があります。SFCは、インデックスの容認性の有無を検討するにあたり、(i) インデックスが明瞭な目的を設置しおよび / または対象とする市場もしくは業種があるか否か、(ii) インデックスが広範な対象を有しているか否か、(iii) インデックスが投資可能か否か、(iv) インデックスが透明性をもって適切な方法で公表されているか否か、ならびに(v) インデックス・プロバイダーがインデックスの方式 / ルールを設定し、維持し、見直すために必要な経験および技術的資源を保有しているか否かの各要素を考慮します。

オフショアの法域で設立されたETF(以下「海外ETF」といいます。))が規約で定める中心的な構造および運用上の要件を充足する場合には、「許容可能な検査制度」において規制され、かつ関連する条件を満たす場合、かかる海外ETFは、SFCに対し、「簡略化された認可手続」を通じて認可を取得することができます。簡略化された認可手続を通じて認可された海外ETFは、設立書類に関する要件、インデックスの容認性および財政報告書に関する所定の内容を含む規約の特定の要件を遵守するものとみなされます。

ETFがオフショア法域で設立され、規約に基づく主要な認可要件を満たし、かつ当該ガイドライン上で認められる規

制体制に準拠する場合、当該ETFは、簡略化された手続によりSFCの認可を申請することができます。

９．香港証券取引所におけるETFの上場手続

香港においてETFを設立し、かつ取引を開始するために必要な手続の概要は以下のとおりです。

(a) SFCの認可申請

(b) 香港証券取引所(以下「SEHK」といいます。)に対するETFの受益権または投資口の上場申請および取引開始申請

(c) ETFの受益権または投資口を香港の決済システムである中央決済システム(以下「CCASS」といいます。)において預託、決済および清算される適格証券として認めることを求めるHKSCCに対する申請

第４【参考情報】

該当事項はありません。

第５【その他】

該当事項はありません。

CSOP FTSE中国A50 ETF（香港で設立されたアンブレラ・ユニット・トラスト「CSOP ETFシリーズ」のサブファンド）の受益者に対する独立監査人の会計監査報告書

財務諸表の監査報告

当監査法人は、本年次報告書の7ページから25ページに記載されているCSOP ETFシリーズ（「トラスト」）のサブファンドであるCSOP FTSE中国A50 ETF（「サブファンド」）の財務諸表の監査を実施した。財務諸表は、2012年8月23日（設定日）から2012年12月31日までの会計年度における財政状態計算書、包括利益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書、重要な会計方針の概略、およびその他の注釈から構成されている。

管理会社の財務諸表についての責任

サブファンドの受託会社および管理会社（総称して「管理者」）は、サブファンドの財務諸表を作成し、かかる財務諸表を香港公認会計士協会の発行する香港財務報告基準に従って申請かつ公正に開示する責任を負い、かかる財務諸表が2012年7月25日付け信託証書の開示条項、香港証券先物委員会が公表するユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンド規約（以下「SFC規約」、別紙E参照）の開示要件に従い適切に作成されるよう保証する義務を負う。さらに管理者は、故意または過失を問わず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成のために必要と判断した内部統制の整備に責任を負う。

監査人の責任

監査人の責任は、監査に基づき財務諸表についての意見を述べることであり、本報告書は受益者のためにのみ作成されたもので、それ以外の目的を持たない。監査人は、本報告書の内容に関して、その他の者に対して責任を負うことも債務を引き受けることもない。

当監査人は、香港会計士協会が発行する香港監査基準に従って監査を実施した。かかる基準において、監査人は、倫理上の要件を遵守し、財務諸表に重大な虚偽記載がないことを合理的に確認するために監査を計画し、実施することを義務付けられる。

監査には、財務諸表に記載された金額および開示内容についての監査証拠を得るための手続きを実行することが含まれる。選択された手続きは、故意または過失を問わず、財務諸表に重大な虚偽記載が含まれるリスクの評価を含め、監査人の判断により決定される。これらのリスク評価にあたり、監査人はサブファンドの真正かつ公正な見解を示す財務諸表の作成に関連する内部統制を考慮に入れるが、これはサブファンドの内部統制の効率性について意見を表明するためではなく、その状況に適した監査手続きを計画することを目的としている。監査にはまた、採用されている会計方針が適正であるか、管理者による会計上の見積りが合理的か否かの評価、ならびに財務諸表の作成全般についての評価も含まれる。

当監査人が得た監査証拠は、監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えられる。

監査意見

当監査人の見解では、本財務諸表は香港財務報告基準に従って、2012年8月23日（設置日）から2012年12月31日までの会計年度におけるサブファンドの財政状態および当会計年度のサブファンドの利益およびキャッシュフローについて真正かつ公正な概略を示している。

CSOP FTSE中国A50 ETF（香港で設立されたアンブレラ・ユニット・トラストCSOP ETFシリーズのサブ・ファンド）の受益者に対する独立監査人の会計監査報告書

強調事項

本財務諸表に対する注記3に記載のとおり、本財務諸表の承認日現在、中国A株の利益にかかる中国の課税は不確定要素であり、管理者は、課され得る税金費用および2012年12月31日現在のサブファンドの財務諸表に記載の税引当金の評価に際して重大な判断を下していることに留意されたい。当監査法人この事項に関して意見を述べる資格を有しない。

その他の法律および規制による開示要件についての報告

当監査人は、本財務諸表が信託証書の関連開示規定およびSFC規約の関連開示要件に従って適切に作成されていることをここに報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
公認会計士

香港 2013年4月29日

[次へ](#)

CSOPアセットマネジメント・リミテッド株主に対する独立監査人の会計監査報告書**（香港設立有限責任会社）**

当監査人は、5ページから36ページに記載されているCSOPアセットマネジメント・リミテッド（以下「会社」）およびその子会社（まとめて「グループ」）の連結財務諸表の監査を行った。財務諸表は2012年12月31日時点の連結および会社単体の貸借対照表、当会計年度の連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュフロー計算書、主要な会計方針の概略、その他の注釈から構成されている。

連結財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、香港公認会計士協会および香港会社条例による香港財務報告基準に則り、真正かつ公正な状態を示す連結財務諸表の作成義務を負うとともに、作為的または不作為的にかかわらず、重要な虚偽の表示のない連結財務諸表の作成に必要な内部統制にも責任を負う。さらに、会社の取締役は、連結財務諸表が香港証券先物（記録保管）規則により保管されている記録と一致し、香港証券先物（会計と監査）規則の要件を満たしていることを保証する責任を負う。

監査人の責任

香港会社条例セクション141に則り監査人は、その監査に基づいて連結財務諸表についての意見を表明するとともに、これを会社にもみ報告する責任を有する。本報告について会社以外のいかなる者に対しても責任または負債を負うものではない。

香港公認会計士協会による香港監査基準および実施指針820「認可会社および関係金融仲介機関」に従い監査を行った。これらの基準は、監査人が倫理基準に従い、財務諸表に重要な虚偽の表示がないということおよび財務諸表が香港証券先物（記録保管）規則により保管されている記録と一致し、香港証券先物（会計と監査）規則を満たしているということについて、合理的な保証が得られるような監査の計画と実行を監査人に求めている。

CSOPアセットマネジメント・リミテッド株主に対する独立監査人の会計監査報告書
(香港設立有限責任会社)

監査人の責任（続き）

監査は連結財務諸表にある金額および表示に関する監査証拠を入手するための一定の手続きに従って実行される。監査人の判断によりその手続きは選定される。この判断には、作為的または不作為的にかかわらず、連結財務諸表に重要な虚偽の表示がある可能性のリスクについての評価が含まれる。このリスク評価を行うため、監査人は会社の真正かつ公正な財務諸表の作成に関係する内部統制を検討する。これは、状況に応じた適切な監査手続きの作成を目的とするもので、会社の内部統制の実効性について意見を表明するためのものではない。また監査には、採用した会計方針の適切性、取締役による会計上の見積もりの合理性、全体としての連結財務諸表の表示などが含まれる。

監査人は、入手した監査証拠が監査意見を表明する基礎として十分かつ適正であると考える。

監査意見

香港財務報告基準に則り本連結財務諸表は2012年12月31日時点の会社およびグループの財政状態および当会計年度のグループの利益およびキャッシュフローについて真正かつ公正な概略を表すものであり、香港会社条例に則って適切に作成されている。

香港証券先物条例の香港証券先物（記録保管）規則と香港証券先物（会計と監査）規則に関する事項についての報告

連結財務諸表は香港証券先物（記録保管）規則により保管されている記録と一致し、香港証券先物（会計と監査）規則の基準を満たしている。

ブライスウォーターハウスクーパース
公認会計士

香港 2013年3月8日